

改 定	現 行	備 考
<p data-bbox="483 600 982 653">設計業務等共通仕様書</p> <p data-bbox="575 1318 884 1455">平成2<u>9</u>年4月 香川県土木部</p>	<p data-bbox="1739 600 2237 653">設計業務等共通仕様書</p> <p data-bbox="1857 1318 2166 1455">平成2<u>3</u>年4月 香川県土木部</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>第1編 共通編</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1101条 適用</p> <p>1. 設計業務等共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、香川県土木部の発注する土木工事に係る設計及び計画業務（当該設計及び計画業務と一体として委託契約される場合の土木工事予定地等において行われる調査業務を含む。）に係る設計業務等委託契約書（以下「<u>契約書</u>という。」）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。</p> <p>2. （中略）</p> <p>3. 特記仕様書、図面、共通仕様書<u>又は指示や協議等</u>の間に相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合<u>など業務の遂行に支障を生じたり、今後相違することが想定される場合</u>、受注者は調査職員に確認して指示を受けなければならない。</p> <p>4. <u>発注者支援業務</u>、測量業務及び地質・土質調査業務等に関する業務については、別に定める<u>各</u>共通仕様書によるものとする。</p> <p>第1102条 用語の定義</p> <p>（中略）</p> <p>2. 「受注者」とは、設計業務等の実施に関し、発注者と委託契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。<u>又は、法令の規定により認められたその一般承継人をいう。</u></p> <p>3. 「調査職員」とは、契約図書に定められた範囲内において、<u>受注者</u>又は管理技術者に対する指示、承諾又は協議等の職務を行う者で、<u>約款</u>第8条第1項に規定する者であり、主任調査職員及び調査職員を総称している。</p> <p><u>4. 本仕様で規定されている主任調査職員とは、総括調査業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾または協議、および関連業務との調整のうち重要なものの処理を行う者をいう。また、設計図書の変更、一時中止または契約の解除の必要があると認める場合における契約担当官等（会計法（平成18年6月7日改正法律第53号第29条の3第1項に規定する契約担当官をいう。）に対する報告等を行うとともに、調査職員の指揮監督並びに調査業務のとりまとめを行う者をいう。</u></p>	<p>第1編 共通編</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1101条 適用</p> <p>1. 設計業務等共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、香川県土木部の発注する土木工事に係る設計及び計画業務（当該設計及び計画業務と一体として委託契約される場合の土木工事予定地等において行われる調査業務を含む。）に係る<u>香川県土木</u>設計業務等委託契約書<u>約款</u>（以下「<u>約款</u>」）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。</p> <p>2. 設計図書は、相互に補完し合うものとし、そのいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。</p> <p>3. 特記仕様書、図面又は共通仕様書の間に相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合、受注者は調査職員に確認して指示を受けなければならない。</p> <p>4. 測量業務及び地質・土質調査業務等に関する業務については、別に定める共通仕様書によるものとする。</p> <p>第1102条 用語の定義</p> <p>共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。</p> <p>1. 「発注者」とは、支出負担行為担当者又は契約担当者をいう。</p> <p>2. 「受注者」とは、設計業務等の実施に関し、発注者と委託契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。</p> <p>3. 「調査職員」とは、契約図書に定められた範囲内において、<u>受託者</u>又は管理技術者に対する指示、承諾又は協議等の職務を行う者で、<u>契約書</u>第8条第1項に規定する者であり、主任調査職員及び調査職員を総称している。</p>	

改 定	現 行	備 考
<p><u>5. 本仕様で規定されている調査職員とは、一般調査業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾または協議で軽易なものの処理、業務の進捗状況の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査（重要なものを除く）を行う者をいう。また、設計図書の変更、一時中止または契約の解除の必要があると認める場合における主任調査職員への報告を行うとともに、一般調査業務のとりまとめを行う者をいう。</u></p> <p><u>6. 「検査職員」とは、設計業務等の完了検査及び指定部分に係る検査にあたって、約款第 30 条第 2 項の規定に基づき、検査を行う者をいう。</u></p> <p><u>7. 「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統括等を行う者で、約款第 9 条第 1 項の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。</u></p> <p><u>8. 「照査技術者」とは、成果物の内容について技術上の照査を行う者で、約款第 10 条第 1 項の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。</u></p> <p><u>9. 「担当技術者」とは、管理技術者のもとで業務を担当する者で、受注者が定めた者をいう。</u></p> <p><u>10. 「同等の能力と経験を有する技術者」とは、当該設計業務等に関する技術上の知識を有する者で、特記仕様書で規定する者又は発注者が承諾した者をいう。</u></p> <p><u>11. 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。</u></p> <p><u>12. 「約款」とは、別冊「香川県土木設計業務等委託契約約款」をいう。</u></p> <p><u>13. 「設計図書」とは、仕様書、図面、数量総括表、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。</u></p> <p><u>14. 「仕様書」とは、共通仕様書及び特記仕様書（これらにおいて明記されている適用すべき諸基準を含む。）を総称していう。</u></p> <p><u>15. 「共通仕様書」とは、各設計業務等に共通する技術上の指示事項等を定める図書をいう。</u></p> <p><u>16. 「特記仕様書」とは、共通仕様書を補足し、当該設計業務等の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。</u></p> <p><u>17. 「数量総括表」とは、設計業務等に関する工種、設計数量および規格を示した書類をいう。</u></p> <p><u>18. 「現場説明書」とは、設計業務等の入札等に参加する者に対して、発注者が当該設計業務等の契約条件を説明するための書類をいう。</u></p> <p><u>19. 「質問回答書」とは、現場説明書に関する入札等参加者からの質問書に対して、発注者が回答する書面をいう。</u></p> <p><u>20. 「図面」とは、入札等に際して発注者が交付した図面及び発注者から変更又は追加された図面及び図面のもとになる計算書等をいう。</u></p> <p><u>21. 「指示」とは、調査職員が受注者に対し、設計業務等の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。</u></p> <p><u>22. 「請求」とは、発注者又は受注者が契約内容の履行あるいは変更に関して相手方に書面をもって行為、あるいは同意を求めるとをいう。</u></p> <p><u>23. 「通知」とは、発注者若しくは調査職員が受注者に対し、又は受注者が発注者若しくは調査職員に対し、設計業務等に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。</u></p>	<p><u>4. 「検査職員」とは、設計業務等の完了の検査にあたって、契約書第 30 条第 2 項の規定に基づき、検査を行う者をいう。</u></p> <p><u>5. 「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統括等を行う者で、契約書第 9 条第 1 項の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。</u></p> <p><u>6. 「照査技術者」とは、成果物の内容について技術上の照査を行う者で、契約書第 10 条第 1 項の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。</u></p> <p><u>7. 「同等の能力と経験を有する技術者」とは、当該設計業務等に関する技術上の知識を有する者で、特記仕様書で規定する者又は発注者が承諾した者をいう。</u></p> <p><u>8. 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。</u></p> <p><u>9. 「契約書」とは、別冊「業務契約書」をいう。</u></p> <p><u>10. 「設計図書」とは、仕様書、図面、数量総括表、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。</u></p> <p><u>11. 「仕様書」とは、共通仕様書及び特記仕様書（これらにおいて明記されている適用すべき諸基準を含む。）を総称していう。</u></p> <p><u>12. 「共通仕様書」とは、各設計業務等に共通する技術上の指示事項等を定める図書をいう。</u></p> <p><u>13. 「特記仕様書」とは、共通仕様書を補足し、当該設計業務等の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。</u></p> <p><u>14. 「数量総括表」とは、設計業務等に関する工種、設計数量および規格を示した書類をいう。</u></p> <p><u>15. 「現場説明書」とは、設計業務等の入札等に参加する者に対して、発注者が当該設計業務等の契約条件を説明するための書類をいう。</u></p> <p><u>16. 「質問回答書」とは、現場説明書に関する入札等参加者からの質問書に対して、発注者が回答する書面をいう。</u></p> <p><u>17. 「図面」とは、入札等に際して発注者が交付した図面及び発注者から変更又は追加された図面及び図面のもとになる計算書等をいう。</u></p> <p><u>18. 「指示」とは、調査職員が受注者に対し、設計業務等の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。</u></p> <p><u>19. 「請求」とは、発注者又は受注者が契約内容の履行あるいは変更に関して相手方に書面をもって行為、あるいは同意を求めるとをいう。</u></p> <p><u>20. 「通知」とは、発注者若しくは調査職員が受注者に対し、又は受注者が発注者若しくは調査職員に対し、設計業務等に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。</u></p>	

改 定	現 行	備 考
<p>24. 「報告」とは、受注者が調査職員に対し、設計業務等の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。</p> <p>25. 「申し出」とは、受注者が契約内容の履行あるいは変更に関し、発注者に対して書面をもって同意を求めることをいう。</p> <p>26. 「承諾」とは、受注者が調査職員に対し、書面で申し出た設計業務等の遂行上必要な事項について、調査職員が書面により業務上の行為に同意することをいう。</p> <p>27. 「質問」とは、不明な点に関して書面をもって問うことをいう。</p> <p>28. 「回答」とは、質問に対して書面をもって答えることをいう。</p> <p>29. 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者 <u>又は調査職員</u> と受注者が対等の立場で合議することをいう。</p> <p>30. 「提出」とは、受注者が調査職員に対し、設計業務等に係わる <u>事項について</u> 書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。</p> <p>31. <u>「提示」とは、受注者が調査職員または検査職員に対し業務に係わる書面またはその他の資料を示し、説明することをいう。</u></p> <p>32. 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は捺印したものを有効とする。  (1) 緊急を要する場合は、ファクシミリまたは <u>電子</u> メールにより伝達できるものとするが、後日書面と差し換えるものとする。  (2) 電子納品を行う場合は、別途調査職員と協議するものとする。</p> <p>33. <u>「照査」とは、受注者が、発注条件、設計の考え方、構造細目等の確認及び計算書等の検算等の成果の確認をすることをいう。</u></p> <p>34. 「検査」とは、契約図書に基づき、検査職員が設計業務等の完了を確認することをいう。</p> <p>35. 「打合せ」とは、設計業務等を適正かつ円滑に実施するために管理技術者等と調査職員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。</p> <p>36. 「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。</p> <p>37. 「協力者」とは、受注者が設計業務等の遂行にあたって、再委託する者をいう。</p> <p>38. 「使用人等」とは、協力者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずるものをいう。</p> <p>39. <u>「了解」とは、契約図書に基づき、調査職員が受注者に指示した処理内容・回答に対して、理解して承認することをいう。</u></p> <p>40. <u>「受理」とは、契約図書に基づき、受注者、調査職員が相互に提出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。</u></p>	<p>21. 「報告」とは、受注者が調査職員に対し、設計業務等の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。</p> <p>22. 「申し出」とは、受注者が契約内容の履行あるいは変更に関し、発注者に対して書面をもって同意を求めることをいう。</p> <p>23. 「承諾」とは、受注者が調査職員に対し、書面で申し出た設計業務等の遂行上必要な事項について、調査職員が書面により業務上の行為に同意することをいう。</p> <p>24. 「質問」とは、不明な点に関して書面をもって問うことをいう。</p> <p>25. 「回答」とは、質問に対して書面をもって答えることをいう。</p> <p>26. 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議することをいう。</p> <p>27. 「提出」とは、受注者が調査職員に対し、設計業務等に係わる書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。</p> <p>28. 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は捺印したものを有効とする。  (1) 緊急を要する場合は、ファクシミリまたは <u>E</u> メールにより伝達できるものとするが、後日 <u>有効な</u> 書面と差し換えるものとする。  (2) 電子納品を行う場合は、別途調査職員と協議するものとする。</p> <p>29. 「検査」とは、契約図書に基づき、検査職員が設計業務等の完了を確認することをいう。</p> <p>30. 「打合せ」とは、設計業務等を適正かつ円滑に実施するために管理技術者等と調査職員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。</p> <p>31. 「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。</p> <p>32. 「協力者」とは、受注者が設計業務等の遂行にあたって、再委託する者をいう。</p> <p>33. 「使用人等」とは、協力者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずるものをいう。</p>	

改 定	現 行	備 考
<p><u>第 1103 条 受発注者の責務</u></p> <p><u>受注者は契約の履行に当たって業務等の意図及び目的を十分理解したうえで業務等に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分に発揮しなければならない。</u></p> <p><u>受注者及び発注者は、業務の履行に必要な条件等について相互に確認し、円滑な業務の履行に努めなければならない。</u></p> <p>第 <u>1104</u> 条 業務の着手</p> <p>受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後 15 日 <u>(土曜日、日曜日、祝日等(行政機関の休日に関する法律(昭和 63 年法律第 91 号)第 1 条に規定する行政機関の休日(以下「休日等」という。))を除く)</u> 以内に設計業務等に着手しなければならない。この場合において、着手とは管理技術者が設計業務等の実施のため調査職員との打合せを<u>行う</u>ことをいう。</p> <p>第<u>1105</u>条 設計図書の支給及び点検</p> <p>(中略)</p> <p>2. 受注者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義のある場合は、調査職員に報告し、その指示を受けなければならない。</p> <p>(中略)</p> <p>第 <u>1106</u> 条 調査職員</p> <p>(中略)</p> <p>3. 契約書の規定に基づく調査職員の権限は、<u>約款</u>第 8 条第 2 項に規定した事項である。</p> <p>4. 調査職員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合、調査職員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者はその<u>口頭による</u>指示等に従うものとする。<u>なお</u>調査職員は、その<u>口頭による</u>指示等を行った後、<u>後日</u>書面で受注者に<u>指示</u>するものとする。</p> <p>第 <u>1107</u> 条 管理技術者</p> <p>(中略)</p>	<p>第 <u>1103</u> 条 業務の着手</p> <p>受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後 15 日以内に設計業務等に着手しなければならない。この場合において、着手とは管理技術者が設計業務等の実施のため調査職員との打合せ<u>又は現地踏査を開始する</u>ことをいう。</p> <p>第 <u>1104</u> 条 設計図書の支給及び点検</p> <p>(中略)</p> <p>2. 受注者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義のある場合は、調査職員に<u>書面により</u>報告し、その指示を受けなければならない。</p> <p>(中略)</p> <p>第 <u>1105</u> 条 調査職員</p> <p>(中略)</p> <p>3. 契約書の規定に基づく調査職員の権限は、<u>契約書</u>第 8 条第 2 項に規定した事項である。</p> <p>4. 調査職員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合、調査職員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者はその指示等に従うものとする。調査職員は、その指示等を行った後 <u>7 日以内</u>に書面で受注者に<u>その内容を通知</u>するものとする。</p> <p>第 <u>1106</u> 条 管理技術者</p> <p>(中略)</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>3. 管理技術者は、設計業務等の履行にあたり、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）<u>シビルコンサルティングマネージャ（以下「RCCM」という。）等の業務内容に応じた資格保有者</u>又はこれと同等の能力と経験を有する技術者<u>であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。</u></p> <p>4. 管理技術者に委任できる権限は<u>約款第9条第2項に規定した事項とする。ただし、受注者が管理技術者に委任できる権限を制限する場合は発注者に報告しない限り、管理技術者は受注者の一切の権限（約款第9条第2項の規定により行使できないとされた権限を除く）を有するものとされ発注者及び調査職員は管理技術者に対して指示等を行えば足りるものとする。</u></p> <p>（中略）</p> <p>6. 管理技術者は、照査結果の確認を行わなければならない。</p> <p><u>7. 管理技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。</u></p> <p>第1108条 照査技術者及び照査の実施</p> <p><u>1. 受注者は、業務の実施にあたり、照査を適切に実施しなければならない。</u>  <u>詳細設計においては、成果物を取りまとめるにあたって、設計図、設計計算書、数量計算書等について、それぞれ及び相互（設計図－設計計算書間、設計図－数量計算書間等）の整合を確認する上で、確認マークをするなどしてわかりやすく確認結果を示し、間違いの修正を行うための照査（以下、「赤黄チェック」という）を原則として実施する。</u>  <u>なお、赤黄チェックの資料は、調査職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。</u></p> <p><u>2. 設計図書に照査技術者の配置の定めのある場合は、下記に示す内容によるものとする。</u></p> <p><u>（1）受注者は、設計業務等における照査技術者を定め、発注者に通知するものとする。</u></p> <p><u>（2）照査技術者は、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）<u>RCCM（業務に該当する登録技術部門）等の業務内容に応じた資格保有者</u>又はこれと同等の能力と経験を有する技術者<u>でなければならない。</u></u></p> <p><u>（3）照査技術者は、照査計画を作成し業務計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。</u></p> <p><u>（4）照査技術者は、設計図書に定める又は調査職員の指示する業務の節目毎にその成果の確認を行うとともに、<u>成果の内容については、受注者の責において</u>照査技術者自身による照査を行わなければならない。</u></p>	<p>3. 管理技術者は、設計業務等の履行にあたり、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）又はこれと同等の能力と経験を有する技術者、<u>あるいはシビルコンサルティングマネージャ（以下「RCCM」という。）の資格保有者であり、特記仕様書に定める業務経験を有することとし、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。</u></p> <p>4. 管理技術者に委任できる権限は<u>契約書第10条第2項に規定した事項とする。ただし、受注者が管理技術者に委任できる権限を制限する場合は発注者に書面をもって報告しない限り、管理技術者は受注者の一切の権限（契約書第10条第2項の規定により行使できないとされた権限を除く）を有するものとされ発注者及び調査職員は管理技術者に対して指示等を行えば足りるものとする。</u></p> <p>（中略）</p> <p>6. 管理技術者は、<u>第1107条第4項に規定する</u>照査結果の確認を行わなければならない。</p> <p>第1107条 照査技術者及び照査の実施</p> <p><u>1. 発注者が設計図書において定める場合は、受注者は、設計業務等における照査技術者を定め発注者に通知するものとする。</u></p> <p><u>2. 照査技術者は、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）又はこれと同等の能力と経験を有する技術者<u>あるいはRCCMの資格保有者であり、特記仕様書に定める業務経験を有し</u>なければならない。</u></p> <p><u>3. 照査技術者は、照査計画を作成し業務計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。</u></p> <p><u>4. 照査技術者は、設計図書に定める又は調査職員の指示する業務の節目毎にその成果の確認を行うとともに、照査技術者自身による照査を行わなければならない。</u></p>	

改 定	現 行	備 考
<p><u>(5) 照査技術者は、成果物納入時の照査報告の際に、赤黄チェックの根拠となる資料を、発注者に提示するものとする（詳細設計に限る）。</u></p> <p><u>(6) 照査技術者は、特記仕様書に定める照査報告毎における照査結果の照査報告書及び報告完了時における全体の照査報告書を取りまとめ、照査技術者の責において署名捺印のうえ管理技術者に提出するものとする。</u></p> <p><u>3. 照査技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。</u></p> <p>第 1109 条 担当技術者</p> <p>1. 受注者は、業務の実施にあたって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を調査職員に提出するものとする。（管理技術者と兼務するものを除く）</p> <p>なお、担当技術者が複数にわたる場合は<u>適切な人数とし、8名までとする。ただし、受注者が設計共同体である場合には、構成員毎に適切な人数とし、8名までとする。</u></p> <p>(中略)</p> <p>第 1110 条 提出書類</p> <p>1. 受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を調査職員を経て、発注者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、業務委託料（以下「委託料」という。）に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、調査職員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際に指定した書類を除く。</p> <p>(中略)</p> <p>3. 受注者は、契約時又は変更時において、<u>契約金額が 100 万円以上の業務について、業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）</u>に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約後、<u>15 日（休日等を除く）</u>以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、<u>15 日（休日等を除く）</u>以内に、完了時は業務完了後、<u>15 日（休日等を除く）</u>以内に書面により調査職員の確認を受けたうえ、登録機関に登録申請しなければならない。<u>なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は 8 名までとする）。</u></p> <p>また、登録機関に登録後、<u>テクリス</u>より「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに調査職員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が、<u>15 日間（休日等を除く）</u>に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。</p> <p><u>また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請し、登録後にはテクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、発注者に提出しなければならない。</u></p>	<p><u>5. 照査技術者は、業務完了に伴って照査結果を照査報告書としてとりまとめ、照査技術者の署名捺印のうえ管理技術者に差し出すものとする。</u></p> <p>第 1108 条 担当技術者</p> <p>1. 受注者は、業務の実施にあたって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を調査職員に提出するものとする。（管理技術者と兼務するものを除く）</p> <p>なお、担当技術者が複数にわたる場合は<u>3名</u>までとする。</p> <p>(中略)</p> <p>第 1109 条 提出書類</p> <p>1. 受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を調査職員を経て、発注者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、業務委託料（以下「委託料」という。）に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、調査職員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際指定した書類を除く。</p> <p>(中略)</p> <p>3. 受注者は、契約時又は変更時において、<u>請負金額が 100 万円以上の業務について、測量調査設計業務実績情報システム（TECRIS）</u>に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約後、<u>土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日</u>以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、<u>土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日</u>以内に、完了時は業務完了後 <u>10 日</u>以内に、調査職員の確認を受けたうえ、登録機関に登録申請しなければならない。<u>なお、登録内容に訂正が必要な場合、TECRIS</u>に基づき、「訂正のための確認のお願い」を作成し、訂正があった日から <u>10 日以内に調査職員の確認を受けたうえ、登録機関に登録申請しなければならない。</u></p> <p>また、登録機関に登録後、<u>TECRIS</u>より「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに調査職員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が <u>10 日間</u>に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。</p>	

改 定	現 行	備 考																								
<p>第 <u>1111</u> 条 打合せ等</p> <p>1. 設計業務等を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と調査職員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が<u>書面</u>（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。なお、連絡は積極的に<u>電子</u>メール等を活用し、<u>電子</u>メールで確認した内容については、必要に応じて打合せ記録簿を作成するものとする。</p> <p>2. 設計業務等着手時及び設計図書で定める業務の区切りにおいて、管理技術者と調査職員は打合せを行うものとし、その結果について受注者が打合せ記録簿に記録し相互に確認しなければならない。</p> <p>（中略）</p> <p><u>4. 打合せ（対面）の想定回数は、特記仕様書又は数量総括表による。</u></p> <p><u>5. 監督職員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」*に努める。</u></p> <p><u>※ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することをいう。なお、1日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。</u></p> <p>第 <u>1112</u> 条 業務計画書</p> <p>1. 受注者は、契約締結後、<u>14 日（休日等を含む）</u>以内に業務計画書を作成し、調査職員に提出しなければならない。</p> <p>2. 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">(1) 業務概要</td> <td style="width: 50%;">(2) 実施方針</td> </tr> <tr> <td>(3) 業務工程</td> <td>(4) 業務組織計画</td> </tr> <tr> <td>(5) 打合せ計画</td> <td>(6) 成果品の品質を確保するための計画</td> </tr> <tr> <td>(7) 成果品の内容、部数</td> <td>(8) 使用する主な図書及び基準</td> </tr> <tr> <td>(9) 連絡体制（緊急時含む）</td> <td>(10) 使用する主な機器</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(11) その他</td> </tr> </table> <p><u>(2) 実施方針又は(11)その他には、第 1131 条個人情報の取扱い、第 1132 条安全等の確保及び第 1137 条行政情報流出防止対策の強化に関する事項も含めるものとする。</u></p> <p>なお、受注者は設計図書において照査技術者による照査が定められている場合は、<u>業務計画書に照査技術者及び照査計画</u>について記載するものとする。</p> <p>（中略）</p>	(1) 業務概要	(2) 実施方針	(3) 業務工程	(4) 業務組織計画	(5) 打合せ計画	(6) 成果品の品質を確保するための計画	(7) 成果品の内容、部数	(8) 使用する主な図書及び基準	(9) 連絡体制（緊急時含む）	(10) 使用する主な機器	(11) その他		<p>第 <u>1110</u> 条 打合せ等</p> <p>1. 設計業務等を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と調査職員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。なお、連絡は積極的に<u>E</u>メール等を活用し、<u>E</u>メールで確認した内容については、必要に応じて打合せ記録簿を作成するものとする。</p> <p>2. 設計業務等着手時及び設計図書で定める業務の区切りにおいて、管理技術者と調査職員は打合せを行うものとし、その結果について受注者が<u>書面</u>（打合せ記録簿）に記録し相互に確認しなければならない。</p> <p>（中略）</p> <p>第 <u>1111</u> 条 業務計画書</p> <p>1. 受注者は、契約締結後 <u>15 日</u>以内に業務計画書を作成し、調査職員に提出しなければならない。</p> <p>2. 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">(1) 業務概要</td> <td style="width: 50%;">(2) 実施方針</td> </tr> <tr> <td>(3) 業務工程</td> <td>(4) 業務組織計画</td> </tr> <tr> <td>(5) 打合せ計画</td> <td>(6) 成果品の品質を確保するための計画</td> </tr> <tr> <td>(7) 成果品の内容、部数</td> <td>(8) 使用する主な図書及び基準</td> </tr> <tr> <td>(9) 連絡体制（緊急時含む）</td> <td>(10) 使用する主な機器</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(11) その他</td> </tr> </table> <p>なお、受注者は設計図書において照査技術者による照査が定められている場合は、照査計画について記載するものとする。</p> <p>（中略）</p>	(1) 業務概要	(2) 実施方針	(3) 業務工程	(4) 業務組織計画	(5) 打合せ計画	(6) 成果品の品質を確保するための計画	(7) 成果品の内容、部数	(8) 使用する主な図書及び基準	(9) 連絡体制（緊急時含む）	(10) 使用する主な機器	(11) その他		
(1) 業務概要	(2) 実施方針																									
(3) 業務工程	(4) 業務組織計画																									
(5) 打合せ計画	(6) 成果品の品質を確保するための計画																									
(7) 成果品の内容、部数	(8) 使用する主な図書及び基準																									
(9) 連絡体制（緊急時含む）	(10) 使用する主な機器																									
(11) その他																										
(1) 業務概要	(2) 実施方針																									
(3) 業務工程	(4) 業務組織計画																									
(5) 打合せ計画	(6) 成果品の品質を確保するための計画																									
(7) 成果品の内容、部数	(8) 使用する主な図書及び基準																									
(9) 連絡体制（緊急時含む）	(10) 使用する主な機器																									
(11) その他																										



改 定	現 行	備 考
<p>第 <u>1113</u> 条 資料の貸与及び返却</p> <p>(中略)</p> <p>第 <u>1114</u> 条 関係官公庁への手続き等</p> <p>(中略)</p> <p>第 <u>1115</u> 条 地元関係者との交渉等</p> <p>(中略)</p> <p>3. 受注者は、設計図書の定め、あるいは調査職員の指示により受注者が行うべき地元関係者への説明、交渉等を行う場合には、交渉等の内容を随時、調査職員に報告し、指示があればそれに従うものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>第 <u>1116</u> 条 土地への立入り等</p> <p>(中略)</p> <p>4. 受注者は、第三者の土地への立入りに当たっては、あらかじめ身分証明書交付願を発注者に提出し身分証明書の交付を受け、現地立入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。なお、受注者は、立入り作業完了後 10 日以内 <u>(休日等を除く)</u> に身分証明書を発注者に返却しなければならない。</p> <p>第 <u>1117</u> 条 成果物の提出</p> <p>(中略)</p> <p>第 <u>1118</u> 条 関連法令及び条例の遵守</p> <p>(中略)</p>	<p>第 <u>1112</u> 条 資料の貸与及び返却</p> <p>(中略)</p> <p>第 <u>1113</u> 条 関係官公庁への手続き等</p> <p>(中略)</p> <p>第 <u>1114</u> 条 地元関係者との交渉等</p> <p>(中略)</p> <p>3. 受注者は、設計図書の定め、あるいは調査職員の指示により受注者が行うべき地元関係者への説明、交渉等を行う場合には、交渉等の内容を <u>書面</u> で随時、調査職員に報告し、指示があればそれに従うものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>第 <u>1115</u> 条 土地への立入り等</p> <p>(中略)</p> <p>4. 受注者は、第三者の土地への立入りに当たっては、あらかじめ身分証明書交付願を発注者に提出し身分証明書の交付を受け、現地立入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。なお、受注者は、立入り作業完了後 10 日以内に身分証明書を発注者に返却しなければならない。</p> <p>第 <u>1116</u> 条 成果物の提出</p> <p>(中略)</p> <p>第 <u>1117</u> 条 関連法令及び条例の遵守</p> <p>(中略)</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>第 <a href="#">1119</a> 条 検査</p> <p>1. 受注者は、<a href="#">約款</a>第 30 条第 1 項の規定に基づき、業務完了報告書を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、調査職員に提出していなければならない。</p> <p>(中略)</p> <p>第 <a href="#">1120</a> 条 修補</p> <p>(中略)</p> <p>4. 検査職員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は、<a href="#">約款</a>第 30 条第 2 項の規定に基づき検査の結果を受注者に通知するものとする。</p> <p>第 <a href="#">1121</a> 条 条件変更等</p> <p>(中略)</p> <p>第 <a href="#">1122</a> 条 契約変更</p> <p>(中略)</p> <p>第 <a href="#">1123</a> 条 履行期間の変更</p> <p>(中略)</p> <p>第 <a href="#">1124</a> 条 一時中止</p> <p>1. <a href="#">約款</a>第 19 条第 1 項の規定により、次の各号に該当する場合において、発注者は、受注者に通知し、必要と認める期間、設計業務等の全部又は一部を一時中止させるものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>第 <a href="#">1125</a> 条 発注者の賠償責任</p> <p>(中略)</p>	<p>第 <a href="#">1118</a> 条 検査</p> <p>1. 受注者は、<a href="#">契約書</a>第 30 条第 1 項の規定に基づき、業務完了報告書を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、調査職員に提出していなければならない。</p> <p>(中略)</p> <p>第 <a href="#">1119</a> 条 修補</p> <p>(中略)</p> <p>4. 検査職員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は、<a href="#">契約書</a>第 30 条第 2 項の規定に基づき検査の結果を受注者に通知するものとする。</p> <p>第 <a href="#">1120</a> 条 条件変更等</p> <p>(中略)</p> <p>第 <a href="#">1121</a> 条 契約変更</p> <p>(中略)</p> <p>第 <a href="#">1122</a> 条 履行期間の変更</p> <p>(中略)</p> <p>第 <a href="#">1123</a> 条 一時中止</p> <p>1. <a href="#">約款</a>第 19 条第 1 項の規定により、次の各号に該当する場合において、発注者は、受注者に <a href="#">書面をもって</a>通知し、必要と認める期間、設計業務等の全部又は一部を一時中止させるものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>第 <a href="#">1124</a> 条 発注者の賠償責任</p> <p>(中略)</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>第 <a href="#">1126</a> 条 受注者の賠償責任</p> <p>(中略)</p> <p>第 <a href="#">1127</a> 条 部分使用</p> <p>(中略)</p> <p>第 <a href="#">1128</a> 条 再委託</p> <p>(中略)</p> <p>2. 約款第6条第3項ただし書きに規定する「軽微な部分」は、コピー、<u>ワープロ</u>、印刷、製本、<u>速記録の作成、翻訳、トレース、模型製作、計算処理(単純な電算処理に限る)、データ入力、アンケート票の配布、資料の収集・単純な集計、電子納品の作成作業、その他特記仕様書に定める事項</u>とする。</p> <p>(中略)</p> <p>5. 受注者は、設計業務等を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し適切な指導、管理のもとに設計業務等を実施しなければならない。 なお、協力者は、香川県の建設コンサルタント業務等指名競争参加資格者である場合は、香川県の指名停止期間中であってはならない。</p> <p>第 <a href="#">1129</a> 条 成果物の使用等</p> <p>(中略)</p>	<p>第 <a href="#">1125</a> 条 受注者の賠償責任</p> <p>(中略)</p> <p>第 <a href="#">1126</a> 条 部分使用</p> <p>(中略)</p> <p>第 <a href="#">1127</a> 条 再委託</p> <p>(中略)</p> <p>2. 約款第6条第3項ただし書きに規定する「軽微な部分」は、コピー、印刷、製本<u>及び資料</u>の収集・単純な集計とする。</p> <p>(中略)</p> <p>5. 受注者は、設計業務等を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し<u>設計業務等の実施について</u>適切な指導、管理のもとに設計業務等を実施しなければならない。 なお、協力者は、香川県の建設コンサルタント業務等指名競争参加資格者である場合は、香川県の指名停止期間中であってはならない。</p> <p>第 <a href="#">1128</a> 条 成果物の使用等</p> <p>(中略)</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>第 <u>1130</u> 条 守秘義務</p> <p>(中略)</p> <p>2. 受注者は、<u>当該業務の結果（業務処理の過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得たときはこの限りではない。</u></p> <p>3. <u>受注者は、本業務に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報を第 1111 条に示す業務計画書の業務組織計画に記載される者以外には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用してはならない。</u></p> <p>4. <u>受注者は、当該業務に関して発注者から貸与された情報、その他知り得た情報を当該業務の終了後においても第三者に漏らしてはならない。</u></p> <p>5. <u>取り扱う情報は、アクセス制限、パスワード管理等により適切に管理するとともに、当該業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、発注者の許可なく複製・転送等しないこと。</u></p> <p>6. <u>受注者は、当該業務完了時に、業務の実施に必要な貸与資料（書面、電子媒体）について、発注者への返却若しくは消去又は破棄を確実に行うこと。</u></p> <p>7. <u>受注者は、取得個人情報等の漏洩、滅失又はき損等の事案発生または発生のおそれがあることを知ったときは速やかに発注者に報告し、適切な措置を講じなければならない。</u></p> <p>8. <u>受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、取得個人情報等及びその複写物、複製物について契約の終了後（解除の場合を含む）速やかに発注者に返還しなければならない。ただし発注者が廃棄又は消去を指示したときは当該指示に従うものとする。</u></p> <p>9. <u>受注者は、取得個人情報等の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。また発注者は、受注者における取得個人情報等の管理状況について随時、受注者に対して取得個人情報等の取り扱いについて報告を求め、又は調査することができるものとする。</u></p> <p>第 1131 条 個人情報の取扱い</p> <p>1. 基本的事項</p> <p><u>受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 58 号）、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</u></p>	<p>第 <u>1129</u> 条 守秘義務</p> <p>(中略)</p> <p>2. 受注者は、<u>成果品の発表に際しての守秘義務については、第 1128 条第 1 項の承諾を受けた場合はこの限りではない。</u></p>	

改 定	現 行	備 考
<p><u>2. 秘密の保持</u> 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。</p> <p><u>3. 取得の制限</u> 受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。</p> <p><u>4. 利用及び提供の制限</u> 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。</p> <p><u>5. 複写等の禁止</u> 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。</p> <p><u>6. 再委託の禁止及び再委託時の措置</u> 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。</p> <p><u>なお、再委託に関する発注者の指示又は承諾がある場合においては、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者に再委託することがないように、受注者において必要な措置を講ずるものとする。</u></p> <p><u>7. 事案発生時における報告</u> 受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、適切な措置を講じなければならない。なお、発注者の指示があった場合はこれに従うものとする。また、契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。</p> <p><u>8. 資料等の返却等</u> 受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。</p>		

改 定	現 行	備 考
<p><u>9. 管理の確認等</u></p> <p><u>(1) 受注者は、取扱う個人情報の秘匿性等その内容に応じて、この契約による事務に係る個人情報の管理の状況について、年1回以上発注者に報告するものとする。なお、個人情報の取扱いに係る業務が再委託される場合は、再委託される業務に係る個人情報の秘匿性等その内容に応じて、再委託先における個人情報の管理の状況について、受注者が年1回以上の定期的検査等により確認し、発注者に報告するものとする。</u></p> <p><u>(2) 発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。</u></p> <p><u>10. 管理体制の整備</u></p> <p><u>受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定め、第1112条で示す業務計画書に記載するものとする。</u></p> <p><u>11. 従事者への周知</u></p> <p><u>受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。</u></p> <p>第 <u>1132</u> 条 安全等の確保</p> <p>(中略)</p> <p>第 <u>1133</u> 条 臨機の措置</p> <p>(中略)</p> <p>第 <u>1134</u> 条 履行報告</p> <p>受注者は、<u>約款</u>第14条の規定に基づき、履行状況報告を作成し、調査職員に提出しなければならない。</p> <p>第 <u>1135</u> 条 屋外で作業を行う時期及び時間の変更</p> <p>(中略)</p> <p>2. 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められていない場合で、<u>閉庁日</u>又は夜間に作業を行う場合は、事前に理由を調査職員に提出しなければならない。</p>	<p>第 <u>1130</u> 条 安全等の確保</p> <p>(中略)</p> <p>第 <u>1131</u> 条 臨機の措置</p> <p>(中略)</p> <p>第 <u>1132</u> 条 履行報告</p> <p>受注者は、<u>契約書</u>第14条の規定に基づき、履行状況報告を作成し、調査職員に提出しなければならない。</p> <p>第 <u>1133</u> 条 屋外で作業を行う時期及び時間の変更</p> <p>(中略)</p> <p>2. 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められていない場合で、<u>官公庁の休日</u>又は夜間に作業を行う場合は、事前に理由を<u>付した書面によって</u>調査職員に提出しなければならない。</p>	

改 定	現 行	備 考
<p><u>第 1136 条 行政情報流出防止対策の強化</u></p> <p><u>1. 受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとり、第 1112 条で示す業務計画書に流出防止策を記載するものとする。</u></p> <p><u>2. 受注者は、以下の業務における行政情報流出防止対策の基本的事項を遵守しなければならない。</u></p> <p><u>(関係法令等の遵守)</u>  行政情報の取り扱いについては、関係法令を遵守するほか、本規定及び発注者の指示する事項を遵守するものとする。</p> <p><u>(行政情報の目的外使用の禁止)</u>  受注者は、発注者の許可無く本業務の履行に関して取り扱う行政情報を本業務の目的以外に使用してはならない。</p> <p><u>(社員等に対する指導)</u></p> <p><u>1) 受注者は、受注者の社員、短時間特別社員、特別臨時作業員、臨時雇い、嘱託及び派遣労働者並びに取締役、相談役及び顧問、その他全ての従業員（以下「社員等」という。）に対し行政情報の流出防止対策について、周知徹底を図るものとする。</u></p> <p><u>2) 受注者は、社員等の退職後においても行政情報の流出防止対策を徹底させるものとする。</u></p> <p><u>3) 受注者は、発注者が再委託を認めた業務について再委託をする場合には、再委託先業者に対し本規定に準じた行政情報の流出防止対策に関する確認・指導を行うこと。</u></p> <p><u>(契約終了時等における行政情報の返却)</u>  受注者は、本業務の履行に関し発注者から提供を受けた行政情報（発注者の許可を得て複製した行政情報を含む。以下同じ。）については、本業務の実施完了後又は本業務の実施途中において発注者から返還を求められた場合、速やかに直接発注者に返却するものとする。本業務の実施において付加、変更、作成した行政情報についても同様とする。</p> <p><u>(電子情報の管理体制の確保)</u></p> <p><u>1) 受注者は、電子情報を適正に管理し、かつ、責務を負う者（以下「情報管理責任者」という。）を選任及び配置し、第 1112 条で示す業務計画書に記載するものとする。</u></p> <p><u>2) 受注者は次の事項に関する電子情報の管理体制を確保しなければならない。</u></p> <p><u>イ 本業務で使用するパソコン等のハード及びソフトに関するセキュリティ対策</u></p> <p><u>ロ 電子情報の保存等に関するセキュリティ対策</u></p> <p><u>ハ 電子情報を移送する際のセキュリティ対策</u></p> <p><u>(電子情報の取り扱いに関するセキュリティの確保)</u>  受注者は、本業務の実施に際し、情報流出の原因につながる以下の行為をしてはならない。</p> <p><u>イ 情報管理責任者が使用することを認めたパソコン以外の使用</u></p> <p><u>ロ セキュリティ対策の施されていないパソコンの使用</u></p> <p><u>ハ セキュリティ対策を施さない形式での重要情報の保存</u></p> <p><u>ニ セキュリティ機能のない電磁的記録媒体を使用した重要情報の移送</u></p> <p><u>ホ 情報管理責任者の許可を得ない重要情報の移送</u></p>		

改 定	現 行	備 考
<p><u>(事故の発生時の措置)</u></p> <p><u>1) 受注者は、本業務の履行に関して取り扱う行政情報について何らかの事由により情報流出事故にあった場合には、速やかに発注者に届け出るものとする。</u></p> <p><u>2) この場合において、速やかに、事故の原因を明確にし、セキュリティ上の補完措置をとり、事故の再発防止の措置を講ずるものとする。</u></p> <p><u>3. 発注者は、受注者の行政情報の管理体制等について、必要に応じ、報告を求め、検査確認を行う場合がある。</u></p> <p><u>第 1137 条 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置</u></p> <p><u>1. 受注者は、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。</u></p> <p><u>2. 1. により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を発注者に報告すること。</u></p> <p><u>3. 1. 及び 2. の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。</u></p> <p><u>4. 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議しなければならない。</u></p> <p><u>第 1138 条 保険加入の義務</u></p> <p><u>受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。</u></p>		



改 定	現 行	備 考
<p>第2章 設計業務等一般</p> <p>(中略)</p> <p>第1202条 現地踏査</p> <p>1. 受注者は、設計業務等の実施にあたり、現地踏査を行い設計等に必要な現地の状況を把握するものとする。</p> <p><u>2. 受注者は、発注者と合同で現地踏査を実施する場合は、実施後に確認した事項について整理し、提出しなければならない。なお、適用及び実施回数は特記仕様書又は数量総括表による。</u></p> <p>(中略)</p> <p>第1205条 計画業務の内容</p> <p>計画業務とは、第1113条に定める貸与資料及び第1201条に定める適用基準等及び設計図書等を用いて解析、検討を行い、各種計画の立案を行うことをいう。</p> <p>なお、同一の業務として解析、検討を行うための資料収集等を行う</p> <p>第1206条 設計業務の内容</p> <p>1. 設計業務とは、第1113条に定める貸与資料及び第1201条に定める技術基準等及び設計図書等を用いて、原則として概略設計、予備設計又は詳細設計を行うことをいう。</p> <p><u>2. 概略設計とは、地形図、地質資料、現地踏査結果、文献及び設計条件等に基づき目的構造物の比較案または最適案を提案するものをいう。</u></p> <p><u>3. 予備設計とは、空中写真図又は実測図、地質資料、現地踏査結果、文献、概略設計等の成果品及び設計条件に基づき、目的構造物の比較案について技術的、社会的、経済的な側面からの評価、検討を加え、最適案を選定した上で、平面図、縦横断面図、構造物等の一般図、計画概要書、概略数量計算書、概算工事費等を作成するものをいう。</u></p> <p>なお、同一の業務として目的構造物の比較案を提案することについてもこれを、予備設計とする。</p> <p><u>4. 詳細設計とは、実測平面図（空中写真図を含む）、縦横断面図、予備設計等の成果品、地質資料、現地踏査結果及び設計条件等に基づき工事発注に必要な平面図、縦横断面図、構造物等の詳細設計図、設計計算書、工種別数量計算書、施工計画書等を作成するものをいう。</u></p> <p>(中略)</p>	<p>第2章 設計業務等一般</p> <p>(中略)</p> <p>第1202条 現地踏査</p> <p>受注者は、設計業務等の実施にあたり、現地踏査を行い設計等に必要な現地の状況を把握するものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>第1205条 計画業務の内容</p> <p>計画業務とは、第1112条に定める貸与資料及び第1201条に定める適用基準等及び設計図書等を用いて解析、検討を行い、各種計画の立案を行うことをいう。</p> <p>なお、同一の業務として解析、検討を行うための資料収集等を行う</p> <p>第1206条 設計業務の内容</p> <p>1. 設計業務とは、第1112条に定める貸与資料及び第1201条に定める適用基準等及び設計図書等を用いて、原則として基本計画、概略設計、予備設計あるいは詳細設計を行うことをいう。</p> <p><u>2. 基本計画とは、設計の同一の業務として設計対象となる各種施設物の基礎的諸元を設定するものをいう。</u></p> <p><u>3. 概略設計とは、地形図、地質資料、現地踏査結果、文献及び設計条件等に基づき目的構造物の比較案または最適案を提案するものをいう。</u></p> <p><u>4. 予備設計とは、空中写真図又は実測図、地質資料、現地踏査結果、文献、概略設計等の成果品及び設計条件に基づき、目的構造物の比較案について技術的、社会的、経済的な側面からの評価、検討を加え、最適案を選定した上で、平面図、縦横断面図、構造物等の一般図、計画概要書、概略数量計算書、概算工事費等を作成するものをいう。</u></p> <p>なお、同一の業務として目的構造物の比較案を提案することについてもこれを、予備設計とする。</p> <p><u>5. 詳細設計とは、実測平面図（空中写真図を含む）、縦横断面図、予備設計等の成果品、地質資料、現地踏査結果及び設計条件等に基づき工事発注に必要な平面図、縦横断面図、構造物等の詳細設計図、設計計算書、工種別数量計算書、施工計画書等を作成するものをいう。</u></p> <p>(中略)</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>第 1207 条 調査業務の条件</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>受注者は、業務の着手にあたり、第 1113 条に定める貸与資料、第 1201 条に定める適用基準等及び設計図書を基に調査条件を確認する。受注者は、これらの図書等に示されていない調査条件を設定する必要がある場合は、事前に調査職員の指示または承諾を受けなければならない。</li> <li>受注者は、現地踏査あるいは資料収集を実施する場合に、第 1113 条に定める貸与資料等及び設計図書に示す調査事項と照合して、現地踏査による調査対象項目あるいは資料収集対象項目を整理し、調査職員の承諾を得るものとする。</li> <li>受注者は、本条 2 項に基づき作業した結果と、第 1113 条の貸与資料と相違する事項が生じた場合に、調査対象項目あるいは資料収集対象項目を調査職員と協議するものとする。</li> </ol> <p>(中略)</p> <p>第 1208 条 計画業務の条件</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>受注者は、業務の着手にあたり、第 1113 条に定める貸与資料、第 1201 条に定める適用基準等及び設計図書を基に計画条件を確認する。受注者は、これらの図書等に示されていない計画条件を設定する必要がある場合は、事前に調査職員の指示または承諾を受けなければならない。</li> <li>受注者は、現地踏査あるいは資料収集を実施する場合に、第 1113 条に定める貸与資料等及び設計図書に示す計画事項と照合して、現地踏査による調査対象項目あるいは資料収集対象項目を整理し、調査職員の承諾を得るものとする。</li> <li>受注者は、本条 2 項に基づき作業を行った結果と、第 1113 条の貸与資料と相違する事項が生じた場合に、調査対象項目あるいは資料収集対象項目を調査職員と協議するものとする。</li> </ol> <p>(中略)</p> <p>第 1209 条 設計業務の条件</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>受注者は、業務の着手にあたり、第 1113 条に定める貸与資料、第 1201 条に定める適用基準等及び設計図書を基に設計条件を設定し、調査職員の承諾を得るものとする。また、受注者は、これらの図書等に示されていない設計条件を設定する必要がある場合は、事前に調査職員の指示または承諾を受けなければならない。</li> <li>受注者は、現地踏査あるいは資料収集を実施する場合に、第 1113 条に定める貸与資料等及び設計図書に示す設計事項と照合して、現地踏査による調査対象項目あるいは資料収集対象項目を整理し、調査職員の承諾を得るものとする。</li> <li>受注者は、本条 2 項において、第 1113 条の貸与資料と相違する事項が生じた場合に、調査対象項目あるいは資料収集対象項目を調査職員と協議するものとする。</li> </ol>	<p>第 1207 条 調査業務の条件</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>受注者は、業務の着手にあたり、第 1112 条に定める貸与資料、第 1201 条に定める適用基準等及び設計図書を基に調査条件を確認する。受注者は、これらの図書等に示されていない調査条件を設定する必要がある場合は、事前に調査職員の指示または承諾を受けなければならない。</li> <li>受注者は、現地踏査あるいは資料収集を実施する場合に、第 1112 条に定める貸与資料等及び設計図書に示す調査事項と照合して、現地踏査による調査対象項目あるいは資料収集対象項目を整理し、調査職員の承諾を得るものとする。</li> <li>受注者は、本条 2 項に基づき作業した結果と、第 1112 条の貸与資料と相違する事項が生じた場合に、調査対象項目あるいは資料収集対象項目を調査職員と協議するものとする。</li> </ol> <p>(中略)</p> <p>第 1208 条 計画業務の条件</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>受注者は、業務の着手にあたり、第 1112 条に定める貸与資料、第 1201 条に定める適用基準等及び設計図書を基に計画条件を確認する。受注者は、これらの図書等に示されていない計画条件を設定する必要がある場合は、事前に調査職員の指示または承諾を受けなければならない。</li> <li>受注者は、現地踏査あるいは資料収集を実施する場合に、第 1112 条に定める貸与資料等及び設計図書に示す計画事項と照合して、現地踏査による調査対象項目あるいは資料収集対象項目を整理し、調査職員の承諾を得るものとする。</li> <li>受注者は、本条 2 項に基づき作業を行った結果と、第 1112 条の貸与資料と相違する事項が生じた場合に、調査対象項目あるいは資料収集対象項目を調査職員と協議するものとする。</li> </ol> <p>(中略)</p> <p>第 1209 条 設計業務の条件</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>受注者は、業務の着手にあたり、第 1112 条に定める貸与資料、第 1201 条に定める適用基準等及び設計図書を基に設計条件を設定し、調査職員の承諾を得るものとする。また、受注者は、これらの図書等に示されていない設計条件を設定する必要がある場合は、事前に調査職員の指示または承諾を受けなければならない。</li> <li>受注者は、現地踏査あるいは資料収集を実施する場合に、第 1112 条に定める貸与資料等及び設計図書に示す設計事項と照合して、現地踏査による調査対象項目あるいは資料収集対象項目を整理し、調査職員の承諾を得るものとする。</li> <li>受注者は、本条 2 項において、第 1112 条の貸与資料と相違する事項が生じた場合に、調査対象項目あるいは資料収集対象項目を調査職員と協議するものとする。</li> </ol>	

改 定	現 行	備 考
<p>(中略)</p> <p>7. 設計において、土木構造物標準設計図集 <u>(建設省(国土交通省))</u> に集録されている構造物については、発注者は、採用構造物名の呼び名を設計図書に明示し、受注者はこれを遵守するものとする。なお、これらに定められた数量計算は単位当たり数量をもととして行うものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>12. 受注者は、概略設計又は予備設計における比較案の提案、もしくは、概略設計における比較案を予備設計において評価、検討する場合には、新技術情報提供システム (NETIS) 等を利用し、有用な新技術・新工法を積極的に活用するための検討を行うものとする。また、受注者は、詳細設計における工法等の選定においては、新技術情報提供システム (NETIS) 等を利用し、有用な新技術・新工法を積極的に活用するための検討を行い、調査職員と協議のうえ、採用する工法等を決定した後に設計を行うものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>第 1211 条 設計業務の成果          成果の内容については、次の各号についてとりまとめるものとする。</p> <p>(1) 設計業務成果概要書          設計業務成果概要書は、設計業務の条件、特に考慮した事項、コントロールポイント、検討内容、施工性、経済性、耐久性、<u>維持管理に関すること</u>、美観、環境等の要件を的確に解説し取りまとめるものとする。</p> <p>(中略)</p>	<p>(中略)</p> <p>7. 設計において、<u>建設省(国土交通省)</u> 土木構造物標準設計図集に集録されている構造物については、発注者は、採用構造物名の呼び名を設計図書に明示し、受注者はこれを遵守するものとする。なお、これらに定められた数量計算は単位当たり数量をもととして行うものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>12. 受注者は、概略設計又は予備設計における比較案の提案、もしくは、概略設計における比較案を予備設計において評価、検討する場合には、新技術情報提供システム (NETIS) 等を利用し、<u>「設計比較対象技術」</u>等有用な新技術・新工法を積極的に活用するための検討を行うものとする。また、受注者は、詳細設計における工法等の選定においては、新技術情報提供システム (NETIS) 等を利用し、<u>「設計比較対象技術」</u>等有用な新技術・新工法を積極的に活用するための検討を行い、調査職員と協議のうえ、採用する工法等を決定した後に設計を行うものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>第 1211 条 設計業務の成果          成果の内容については、次の各号についてとりまとめるものとする。</p> <p>(1) 設計業務成果概要書          設計業務成果概要書は、設計業務の条件、特に考慮した事項、コントロールポイント、検討内容、施工性、経済性、耐久性、美観、環境等の要件を的確に解説し取りまとめるものとする。</p> <p>(中略)</p>	

改 定	現 行	備 考
<p><u>第1212条 環境配慮の条件</u></p> <p>1. 受注者は、「<u>循環型社会形成推進基本法</u>」（平成12年6月法律第110号）に基づき、<u>エコマテリアル（自然素材、リサイクル資材等）の使用をはじめ、現場発生材の積極的な利活用を検討し、調査職員と協議のうえ設計に反映させるものとする。</u></p> <p>2. 受注者は、「<u>国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律</u>」（平成12年5月法律第100号、以下「<u>グリーン購入法</u>」という。）に基づき、<u>物品使用の検討にあたっては環境への負荷が少ない環境物品等の採用を推進するものとする。また、グリーン購入法第6条の規定による「<u>国土交通省の環境物品等の調達の推進を図るための方針</u>」に基づき、<u>特定調達品目の調達に係る設計を行う場合には、事業ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、原則として、判断の基準を満たすものが調達されるように設計するものとする。</u></u></p> <p>3. 受注者は、「<u>建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律</u>」（平成12年5月法律第104号）に基づき、<u>再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量を図るなど適切な設計を行うものとする。</u></p> <p>4. 受注者は、「<u>建設汚泥の再生利用に関するガイドライン</u>」（平成18年6月）の趣旨に配慮した設計を行うものとする。</p> <p><u>第1213条 維持管理への配慮</u></p> <p>1. 受注者は、<u>各技術基準に基づき、維持管理の方法、容易さ等を考慮し設計を行うものとする。</u></p>		

改 定				現 行				備 考
(参考) 主要技術基準及び参考図書 H28.3 現在				主要技術基準及び参考図書 H21.3 現在				
No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月	No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月	
〔1〕 共 通				〔1〕 共 通				
1	<a href="#">国土交通省制定</a> 土木構造物標準設計	全日本建設技術協会	—	1	土木構造物標準設計	全日本建設技術協会	—	
2	土木製図基準 <a href="#">[2009年改訂版]</a>	土木学会		2	土木製図基準	土木学会	H21. 2	
3	水理公式集 <a href="#">平成11年版</a>	土木学会		3	水理公式集	土木学会	H11. 11	
4	JIS ハンドブック	日本規格協会	最新版	4	JIS ハンドブック	日本規格協会	最新版	
5	土木工事安全施工技術指針 <a href="#">-平成21年 改訂版-</a>	全日本建設技術協会	<a href="#">H22. 4</a>	5	土木工事安全施工技術指針	全日本建設技術協会	<a href="#">H13. 6</a>	
6	土木工事安全施工技術指針の解説 <a href="#">-平成13年改訂版-</a>	全日本建設技術協会	H13. 12	6	土木工事安全施工技術指針の解説	全日本建設技術協会	H13. 12	
7	建設工事公衆災害防止対策要綱の解説(土木工事編)	国土開発技術研究センター	H 5. 2	7	建設工事公衆災害防止対策要綱の解説(土木工事編)	国土開発技術研究センター	H 5. 2	
8	建設機械施工安全技術指針	国土交通省	H17. 3	8	建設機械施工安全技術指針	国土交通省	H17. 3	
9	<a href="#">建設機械施工安全技術指針 指針本文とその解説</a>	<a href="#">日本建設機械施工協会</a>	<a href="#">H18. 2</a>		<a href="#">新設</a>			
10	移動式クレーン、杭打機等の支持地盤養生マニュアル(第2版)	<a href="#">日本建設機械施工協会</a>	<a href="#">H12. 3</a>	9	移動式クレーン、杭打機等の支持地盤養生マニュアル	<a href="#">日本建設機械化協会</a>	<a href="#">H17. 3</a>	
11	土木工事共通仕様書	国土交通省	<a href="#">H27. 3</a>	10	土木工事共通仕様書	国土交通省	<a href="#">H21. 4</a>	
12	地盤調査の方法と解説	地盤工学会	H16. 6	11	地盤調査の方法と解説	地盤工学会	H16. 6	
13	<a href="#">地盤材料試験の方法と解説(2分冊)</a>	地盤工学会	<a href="#">H21. 11</a>	12	<a href="#">土質試験の方法と解説(第一回改訂版)</a>	地盤工学会	<a href="#">H12. 3</a>	
14	地質・土質調査成果電子納品要領(案)	国土交通省	H20. 12	13	地質・土質調査成果電子納品要領(案)	国土交通省	H20. 12	
15	公共測量 作業規定の準則	国土交通省	<a href="#">H25. 3</a>	14	公共測量 作業規定の準則	国土交通省	<a href="#">H20. 3</a>	
16	公共測量 作業規定の準則 解説と運用	日本測量協会	<a href="#">H24. 10</a>	15	公共測量 作業規定の準則 解説と運用	日本測量協会	<a href="#">H21. 2</a>	
17	<a href="#">公共測量 作業規定の準則 解説と運用(平成25年改正 追補版)</a>	<a href="#">日本測量協会</a>	<a href="#">H26. 7</a>		<a href="#">新設</a>			
18	測量成果電子納品要領	<a href="#">国土交通省</a>	<a href="#">H28. 3</a>	16	測量成果電子納品要領(案)	<a href="#">国土地理院</a>	<a href="#">H20. 12</a>	
19	測地成果 2000 導入に伴う公共測量成果座標変換マニュアル	国土地理院	<a href="#">H19. 11</a>	17	測地成果 2000 導入に伴う公共測量成果座標変換マニュアル	国土地理院	<a href="#">H13. 3</a>	
20	基本水準点の 2000 年度平均成果改訂に伴う公共水準点成果改訂マニュアル(案)	国土地理院	<a href="#">H13. 5</a>	18	基本水準点の 2000 年度平均成果改訂に伴う公共水準点成果改訂マニュアル(案)	国土地理院	<a href="#">H13. 3</a>	
21	公共測量成果改定マニュアル	国土地理院	<a href="#">H26. 5</a>	19	公共測量成果改定マニュアル	国土地理院	<a href="#">H20. 4</a>	
22	電子納品運用ガイドライン【業務編】	国土交通省	<a href="#">H28. 3</a>	20	電子納品運用ガイドライン(案)【業務編】	国土交通省	<a href="#">H21. 6</a>	
23	電子納品運用ガイドライン【測量編】	国土交通省	<a href="#">H28. 3</a>	21	電子納品運用ガイドライン(案)【測量編】	国土交通省	<a href="#">H21. 6</a>	
24	電子納品運用ガイドライン【地質・土質調査編】	国土交通省	<a href="#">H22. 8</a>	22	電子納品運用ガイドライン(案)【地質・土質調査編】	国土交通省	<a href="#">H18. 9</a>	
25	<a href="#">2012年制定</a> コンクリート標準示方書(設計編)	土木学会	<a href="#">H25. 3</a>	23	<a href="#">2007年制定</a> コンクリート標準示方書(設計編)	土木学会	<a href="#">H20. 3</a>	
26	2007年制定 舗装標準示方書	土木学会	H19. 3	24	2007年制定 舗装標準示方書	土木学会	H19. 3	

改 定				現 行				備 考
No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月	No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月	
27	2013年制定 コンクリート標準示方書【ダムコンクリート編】	土木学会	H25. 10	25	2007年制定 コンクリート標準示方書(ダムコンクリート編)	土木学会	H20. 3	
28	2013年制定 コンクリート標準示方書【土木学会規準および関連規準】+【JIS規格集】	土木学会	H25. 11	26	2007年制定 コンクリート標準示方書(規準編)	土木学会	H20. 3	
29	2013年制定 コンクリート標準示方書【維持管理編】	土木学会	H25. 10	27	2007年制定 コンクリート標準示方書(維持管理編)	土木学会	H20. 3	
30	2012年制定 コンクリート標準示方書【施工編】	土木学会	H25. 3	28	2007年制定 コンクリート標準示方書(施工編)	土木学会	H19. 12	
				29	2002年制定 コンクリート標準示方書(舗装編)削除	土木学会	H14. 3	
				30	2002年制定 コンクリート標準示方書(コンクリート編) (削除)	土木学会	H19. 12	
31	2012年制定 コンクリート標準示方書【基本原則編】	土木学会	H25. 3		新設			
32	土木設計業務等の電子納品要領	国土交通省	H28. 3	31	土木設計業務等の電子納品要領(案)	国土交通省	H20. 5	
33	CAD製図基準	国土交通省	H28. 3	31	CAD製図基準(案)	国土交通省	H20. 5	
34	CAD製図基準に関する運用ガイドライン	国土交通省	H28. 3	32	CAD製図基準に関する運用ガイドライン(案)	国土交通省	H21. 6	
35	デジタル写真管理情報基準	国土交通省	H28. 3	33	デジタル写真管理情報基準(案)	国土交通省	H21. 6	
36	ボーリング柱状図作成要領(案)解説書(改訂版)	日本建設情報総合センター	H11. 5	34	ボーリング柱状図作成要領(案)解説書	日本建設情報総合センター	H11. 5	
				35	鉄筋コンクリート工場製作設計施工指針(案)削除	全日本建設技術協会	二	
37	コンクリートライブラリー66号 プレストレストコンクリート工法設計施工指針	土木学会	H 3. 4	36	プレストレストコンクリート工法設計施工指針	土木学会	H 3. 3	
38	2006年制定 トンネル標準示方書 山岳工法・同解説	土木学会	H18. 7	37	トンネル標準示方書(山岳工法編)・同解説	土木学会	H 8. 7	
39	2006年制定 トンネル標準示方書 シールド工法・同解説	土木学会	H18. 7	38	トンネル標準示方書(シールド工法編)・同解説	土木学会	H 8. 7	
40	2006年制定 トンネル標準示方書 開削工法・同解説	土木学会	H18. 7	39	トンネル標準示方書(開削工法編)・同解説	土木学会	H18. 8	
41	地中送電用深部立坑、洞道の調査・設計・施工・計測指針	日本トンネル技術協会	S57. 3	40	地中送電線用深部立坑、洞道の調査・設計・施工計測指針	日本トンネル技術協会	S57. 3	
42	地中構造物の建設に伴う近接施工指針(改訂版)	日本トンネル技術協会	H11. 2	41	地中構造物の建設に伴う近接施工指針	日本トンネル技術協会	H11. 2	
43	日本下水道協会規格(JSWAS) シールド工事用標準セグメント(A-3, 4)	日本下水道協会	H13. 7	42	シールド工事用標準セグメント	日本下水道協会	H13. 7	
44	除雪・防雪ハンドブック(除雪編)、(防雪編)	日本建設機械施工協会	H16. 12	43	除雪・防雪ハンドブック	日本建設機械化協会	H16. 12	
45		土木学会	H 4. 11	44	軟岩評価-調査・設計・施工への適用	土木学会	H 4. 11	
46	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 (JGS4101-2012)	地盤工学会	H24. 5	45	グラウンドアンカー設計・施工基準同解説	地盤工学会	H12. 3	
47	グラウンドアンカー施工のための手引書	日本アンカー協会	H15. 5	46	グラウンドアンカー施工手引書(案)	日本アンカー協会	H15. 5	
48	ジェットグラウト工法技術資料	日本ジェットグラウト協会	H21. 9	47	ジェットグラウト工法技術資料	日本ジェットグラウト協会	H21. 9	
49	ジェットグラウト工法(積算資料)	日本ジェットグラウト協会	H21. 9	48	ジェットグラウト工法(積算資料)	日本ジェットグラウト協会	H21. 9	

改 定				現 行				備 考
No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月	No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月	
<a href="#">50</a>	大深度土留め設計・施工指針(案)	先端建設技術センター	H 6. 10	<a href="#">49</a>	大深度土留め設計・施工指針(案)	先端建設技術センター	H 6. 10	
<a href="#">51</a>	土木研究所資料 大規模地下構造物の耐震設計法、ガイドライン	建設省土木研究所	H 4. 3	<a href="#">50</a>	土木研究所資料 大規模地下構造物の耐震設計法、ガイドライン	建設省土木研究所	H 4. 3	
<a href="#">52</a>	薬液注入工法設計施工指針	<a href="#">日本グラウト協会</a>	<a href="#">H元. 6</a>	<a href="#">51</a>	薬液注入工法設計施工指針	日本薬液注入協会	H14. 8	
<a href="#">53</a>	薬液注入工法設計資料	<a href="#">日本グラウト協会</a>	毎年発行	<a href="#">52</a>	薬液注入工法設計資料	日本薬液注入協会	毎年発行	
<a href="#">54</a>	薬液注入工法積算資料	<a href="#">日本グラウト協会</a>	毎年発行	<a href="#">53</a>	薬液注入工積算資料	日本薬液注入協会	毎年発行	
<a href="#">55</a>	近接基礎設計・施工要領(案)	建設省土木研究所	S58. 6	<a href="#">54</a>	近接基礎設計・施工要領(案)	建設省土木研究所	S58. 6	
<a href="#">56</a>	煙・熱感知連動機構・装置等の設置及び維持に関する運用指針	日本火災報知器工業会	<a href="#">H19. 7</a>	<a href="#">55</a>	煙・熱感知連動機構・装置等の設置及び維持に関する運用指針	日本火災報知器工業会	<a href="#">H15. 3</a>	
<a href="#">57</a>	高圧受電設備規程	日本電気協会	<a href="#">H26. 5</a>	<a href="#">56</a>	高圧受電設備規程	日本電機協会	<a href="#">H14. 8</a>	
<a href="#">58</a>	防災設備に関する指針 -電源と配線及び非常用の照明装置- 2004年版	日本電設工業協会	H16. 9	<a href="#">57</a>	防災設備に関する指針	日本電設工業協会	H16. 9	
<a href="#">59</a>	昇降機設計・施工上の指導指針	<a href="#">日本建築設備・昇降機センター</a>	<a href="#">H 7. 8</a>	<a href="#">58</a>	昇降機設計・施工上の指導指針	<a href="#">昇降機安全協会</a>	<a href="#">H 7. 3</a>	
<a href="#">60</a>	日本建設機械要覧 2013年版	<a href="#">日本建設機械化施工協会</a>	<a href="#">H25. 3</a>	<a href="#">59</a>	日本建設機械要覧	日本建設機械化協会	<a href="#">H13. 3</a>	
<a href="#">61</a>	建設工事に伴う騒音振動対策ハンドブック(第3版)	<a href="#">日本建設機械化施工協会</a>		<a href="#">60</a>	建設工事に伴う騒音振動対策ハンドブック(第3版)	日本建設機械化協会	H13. 2	
<a href="#">62</a>	建設発生土利用技術マニュアル 第4版	土木研究センター	<a href="#">H25. 11</a>	<a href="#">61</a>	建設発生土利用技術マニュアル	土木研究センター	<a href="#">H 9. 10</a>	
<a href="#">63</a>	<a href="#">[新訂]</a> 建設副産物適正処理推進要綱の解説	<a href="#">建設副産物リサイクル広報推進会議</a>	H14. 11	<a href="#">62</a>	建設副産物適正処理推進要綱の解説	<a href="#">先端建設技術センター</a>	H14. 11	
<a href="#">64</a>	災害復旧工事の設計要領	全国防災協会	毎年発行	<a href="#">63</a>	災害復旧工事の設計要領	全国防災協会	毎年発行	
<a href="#">65</a>	製品仕様による数値地形図データ作成ガイドライン改訂版(案)	国土地理院	H20. 3	<a href="#">64</a>	製品仕様による数値地形図データ作成ガイドライン改訂版(案)	国土地理院	H20. 3	
<a href="#">66</a>	基盤地図情報原型データベース地理空間データ製品仕様書(案)【数値地形図編】 <a href="#">第2.1版</a>	国土地理院	H21. 10	<a href="#">65</a>	基盤地図情報原型データベース地理空間データ製品仕様書(案)【数値地形図編】	国土地理院	H21. 10	
<a href="#">67</a>	地すべり観測便覧	<a href="#">斜面防災対策技術協会</a>	<a href="#">H24. 5</a>	<a href="#">66</a>	地すべり観測便覧	<a href="#">地すべり対策技術協議会</a>	<a href="#">H 8. 10</a>	
<a href="#">68</a>	地すべり対策技術設計実施要領 <a href="#">H19年度版</a>	斜面防災対策技術協会	H19. 11	<a href="#">67</a>	地すべり対策技術設計実施要領	斜面防災対策技術協会	H19. 11	
<a href="#">69</a>	猛禽類保護の進め方(特にイヌワシ・クマタカ・オオタカ)について	日本鳥類保護連盟	H15. 7	<a href="#">68</a>	猛禽類保護の進め方(特にイヌワシ・クマタカ・オオタカ)について	日本鳥類保護連盟	H15. 7	
<a href="#">70</a>	環境大気常時監視マニュアル <a href="#">第6版</a>	環境省 <a href="#">水・大気環境局</a>	<a href="#">H22. 3</a>	<a href="#">69</a>	環境省大気常時監視マニュアル <a href="#">第5版</a>	環境省	<a href="#">H19. 3</a>	
<a href="#">71</a>	騒音に係わる環境基準の評価マニュアルⅠ. 基本評価編	<a href="#">環境庁</a>	H11. 6	<a href="#">70</a>	騒音に係わる環境基準の評価マニュアルⅠ. 基本評価編	<a href="#">環境省</a>	H11. 6	
<a href="#">72</a>	騒音に係わる環境基準の評価マニュアルⅡ. 地域評価編(道路に面する地域)	<a href="#">環境庁</a>	H12. 4	<a href="#">71</a>	騒音に係わる環境基準の評価マニュアルⅡ. 地域評価編(道路に面する地域)	<a href="#">環境省</a>	H12. 4	
<a href="#">73</a>	面的評価支援システム操作マニュアル(本編) <a href="#">Ver. 3.0</a>	環境省 <a href="#">水・大気環境局</a>	<a href="#">H23. 10</a>	<a href="#">72</a>	面的評価支援システム操作マニュアル(本編) <a href="#">Ver. 2.0.0</a>	環境省	<a href="#">H21. 1</a>	
<a href="#">74</a>	改訂・解説・構造物設置許可基準	<a href="#">国土技術研究センター</a>	H10. 11	<a href="#">73</a>	改訂・解説・構造物設置許可基準	山海堂	H10. 11	

改 定				現 行				備 考
No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月	No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月	
				74	<a href="#">公共測量におけるセミ・ダイナミック補正マニュアル (削除)</a>	国土地理院	H21. 12	
75	地理空間データ製品仕様書作成マニュアル	国土地理院	H26. 4	75	地理空間データ製品仕様書作成マニュアル <a href="#">JPGIS V</a>	国土地理院	H21. 7	
76	基準点測量製品仕様書等 <a href="#">サンプル</a>	国土地理院	H26. 4	76	基準点測量製品仕様書	国土地理院	H21. 9	
77	水準測量製品仕様書等 <a href="#">サンプル</a>	国土地理院	H26. 4	77	水準測量 (新設・復旧) 製品仕様書	国土地理院	H21. 8	
				78	水準測量 (改測・地盤変動) 製品仕様書 (削除)	国土地理院	H21. 8	
78	地図情報レベル 1000 データ作成の製品仕様書(案) <a href="#">第1.0版</a>	国土地理院	H20. 3	79	地図情報レベル 1000 データ作成の製品仕様書 (案)	国土地理院	H20. 3	
79	写真地図作成の製品仕様書 (案)	国土地理院	H24. 2	80	写真地図作成の製品仕様書 (案)	国土地理院	H21. 6	
80	路線測量製品仕様書(案)	国土地理院	H24. 2	81	路線測量製品仕様書	国土地理院	H21. 3	
81	河川測量製品仕様書(案)	国土地理院	H24. 2	82	河川測量製品仕様書	国土地理院	H21. 3	
82	用地測量製品仕様書(案)	国土地理院	H24. 2	83	用地測量製品仕様書	国土地理院	H21. 3	
83	<a href="#">土木工事数量算出要領 (案)</a>	国土交通省	最新版		新設			
84	<a href="#">土木工事数量算出要領 数量集計表様式 (案)</a>	国土交通省	最新版		新設			
85	移動計測車両による測量システムを用いる数値地形図データ作成マニュアル(案)	国土地理院	H24. 5		新設			
86	<a href="#">GNSS 測量による標高の測量マニュアル</a>	国土地理院	H27. 7		新設			
87	<a href="#">電子基準点のみを既知点とした基準点測量マニュアル</a>	国土地理院	H27. 7		新設			
88	<a href="#">マルチ GNSS 測量マニュアル(案)近代化 GPS、Galileo 等の活用</a>	国土地理院	H27. 7		新設			
89	<a href="#">公共測量におけるセミ・ダイナミック補正マニュアル</a>	国土地理院	H25. 6		新設			
90	<a href="#">公共事業の構想段階における計画策定プロセスガイド</a>	国土交通省	H20. 4		新設			
91	<a href="#">国土交通省所管公共事業における景観検討の基本方針(案)</a>	国土交通省	H21. 4		新設			
92	<a href="#">斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン</a>	厚生労働省	H27. 6		新設			
〔2〕河川・海岸・砂防・ダム関係				〔2〕河川・海岸・砂防・ダム関係				
1	建設省所管ダム事業環境影響評価技術指針	建設省	S60. 9	1	建設省所管ダム事業環境影響評価技術指針	建設省	S60. 9	
2	「ダム事業における環境影響評価の考え方」	ダム水源地環境整備センター	H12. 12	2	「ダム事業における環境影響評価の考え方」	ダム水源地環境整備センター	H12. 12	



改 定				現 行				備 考
No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月	No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月	
				3	<a href="#">建設省所管放水路事業環境影響評価技術指針(削)</a>	建設省	<a href="#">S60. 9</a>	
3	「放水路事業における環境影響評価の考え方」	リバーフロント整備センター	H13. 6	4	「放水路事業における環境影響評価の考え方」	リバーフロント整備センター	H13. 6	
4	改訂河川計画業務ガイドライン	日本河川協会	H 2. 4	5	改訂河川計画業務ガイドライン	日本河川協会	H 2. 4	
5	<a href="#">河川砂防技術基準 調査編</a>	<a href="#">国土交通省</a>	<a href="#">H26. 4</a>	6	<a href="#">改訂建設省河川砂防技術基準(案)調査編</a>	<a href="#">日本河川協会</a>	<a href="#">H 9. 10</a>	
6	<a href="#">国土交通省河川砂防技術基準 同解説 計画編</a>	国土交通省	H17. 11	7	河川砂防技術基準 同解説 計画編	国土交通省	H17. 11	
7	改訂 <a href="#">新版</a> 建設省河川砂防技術基準(案)設計編(I・II)	日本河川協会	H 9. 10	8	改訂建設省河川砂防技術基準(案)設計編(I・II)	日本河川協会	H 9. 10	
8	<a href="#">国土交通省河川砂防技術基準 維持管理編(河川編)</a>	<a href="#">国土交通省</a>	<a href="#">H27. 3</a>		<a href="#">新設</a>			
9	<a href="#">国土交通省河川砂防技術基準 維持管理編(ダム編)</a>	<a href="#">国土交通省</a>	<a href="#">H28. 3</a>		<a href="#">新設</a>			
10	改訂 <a href="#">解説・河川管理施設等構造令</a>	日本河川協会	H12. 1	9	河川管理施設等構造令	日本河川協会	H12. 1	
11	<a href="#">増補改訂(一部修正)版</a> 防災調節池等技術基準(案) <a href="#">解説と設計事例</a>	日本河川協会	<a href="#">H19. 9</a>	10	防災調節池等技術基準(案) <a href="#">増補改訂(一部修正)版</a>	日本河川協会	<a href="#">H13. 8</a>	
12	流域貯留施設等技術指針(案) <a href="#">-増補改訂版-</a>	<a href="#">雨水貯留浸透技術協会</a>	<a href="#">H19. 4</a>	11	<a href="#">流域貯留施設等技術指針(案)(削除)</a>	<a href="#">日本河川協会</a>	<a href="#">H 5. 5</a>	
13	港湾の施設の技術上の基準・同解説	日本河川協会	H19. 9	12	<a href="#">増補</a> 流域貯留施設等技術指針(案)	<a href="#">日本河川協会</a>	<a href="#">H 5. 5</a>	
14	数字で見る港湾 <a href="#">2014</a>	日本港湾協会	<a href="#">H26. 7</a>	13	港湾の施設の技術上の基準・同解説	日本河川協会	H19. 9	
15	水門鉄管技術基準 ・第5回改訂版(水門扉編)-付解説- ・第 <a href="#">5</a> 回改訂版(水圧鉄管・鉄鋼構造物、溶接・接合編)-付解説- ・FRP(M)水圧管編	<a href="#">電力土木技術協会</a>	H19. 9 H19. 9 <a href="#">H24. 4</a>	14	数字で見る港湾	日本港湾協会	<a href="#">H21. 7</a>	
16	柔構造樋門設計の手引き	国土開発技術研究センター	<a href="#">H10. 12</a>	15	水門鉄管技術基準 ・第5回改訂版(水門扉編)-付解説- ・第4回改訂版(水圧鉄管・鉄鋼構造物編、溶接・接合編)-付解説- ・FRP(M)水圧管編	電力土木技術 <a href="#">調査</a> 協会	H19. 9 H19. 9 <a href="#">H13. 3</a>	
17	河川土工マニュアル	<a href="#">国土技術研究センター</a>	<a href="#">H21. 4</a>	16	柔構造樋門設計の手引き	国土開発技術研究センター	<a href="#">H10. 11</a>	
18	<a href="#">ダム・堰施設技術基準(案)</a>	<a href="#">国土交通省</a>	<a href="#">H27. 3</a>	17	河川土工マニュアル	国土 <a href="#">開発</a> 技術研究センター	<a href="#">H10. 11</a>	
19	ダム・堰施設技術基準(案)(基準解説編・マニュアル編)	<a href="#">国土交通省</a>	<a href="#">H26. 9</a> <a href="#">(H23. 7)</a>		<a href="#">新設</a>			
20	水門・樋門ゲート設計要領(案)	ダム・堰施設技術協会	H13. 12	18	ダム・堰施設技術基準(案)(基準解説編・マニュアル編)	<a href="#">ダム・堰施設技術協会</a>	<a href="#">H10. 11</a>	
21	鋼製起伏ゲート設計要領(案)	ダム・堰施設技術協会	H11. 10	19	水門・樋門ゲート設計要領(案)	ダム・堰施設技術協会	H13. 12	
22	<a href="#">ゲート用開閉装置(機械式)設計要領(案)</a>	<a href="#">ダム・堰施設技術協会</a>	<a href="#">H12. 8</a>	20	鋼製起伏ゲート設計要領(案)	ダム・堰施設技術協会	H11. 10	
23	<a href="#">ゲート用開閉装置(油圧式)設計要領(案)</a>	<a href="#">ダム・堰施設技術協会</a>	<a href="#">H12. 6</a>		<a href="#">新設</a>			
			<a href="#">H19. 9</a>		<a href="#">新設</a>			
24	<a href="#">揚排水ポンプ設備技術基準</a>	<a href="#">国土交通省</a>	<a href="#">H26. 3</a>	21	<a href="#">防災調節池等技術基準(案)解説と設計事例</a> <a href="#">増補改訂(一部修正)版(削除)</a>	<a href="#">日本河川協会</a>	<a href="#">S63. 1</a> <a href="#">H13. 8</a>	
					<a href="#">新設</a>			

改 定				現 行				備 考
No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月	No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月	
<a href="#">25</a>	揚排水ポンプ設備技術基準(案)同解説	河川ポンプ施設技術協会	<a href="#">H27. 2</a>	22	揚排水ポンプ設備技術基準(案)同解説	河川ポンプ施設技術協会	H13. 2	
<a href="#">26</a>	海岸保全施設の技術上の基準・同解説(複製版)	全国海岸協会	<a href="#">H16. 6</a>	23	海岸保全施設築造基準解説(改訂版)	全国海岸協会	<a href="#">S62. 4</a>	
<a href="#">27</a>	海岸便覧	全国海岸協会	H14. 3	24	海岸便覧	全国海岸協会	H14. 3	
<a href="#">28</a>	(第2次改訂)ダム設計基準	日本大ダム会議	S53. 8	25	(第2次改訂)ダム設計基準	日本大ダム会議	S53. 8	
<a href="#">29</a>	仮締切堤設置基準(案)	国土交通省河川局治水課	<a href="#">H26. 12</a>	26	仮締切堤設置基準	建設省治水課	<a href="#">H10. 6</a>	
<a href="#">30</a>	鋼矢板二重式仮締切設計マニュアル	国土技術研究センター	H13. 5	27	鋼矢板二重式仮締切設計マニュアル	国土技術研究センター	H13. 5	
<a href="#">31</a>	堤防余盛基準について	建設省河川局治水課	S44. 1	28	堤防余盛基準	建設省治水課	S44. 1	
<a href="#">32</a>	ダム基礎地質調査基準	日本大ダム会議	S51. 3	29	ダム基礎地質調査基準	日本大ダム会議	S51. 3	
<a href="#">33</a>	ダム構造物管理基準 改訂	日本大ダム会議	<a href="#">S61. 11</a>	30	ダム構造物管理基準	日本大ダム会議	<a href="#">S61. 5</a>	
<a href="#">34</a>	水管橋設計基準	日本水道鋼管協会	H11. 6	31	水管橋設計基準	日本水道鋼管協会	H11. 6	
<a href="#">35</a>	河川事業関係例規集	日本河川協会	毎年発行	32	河川改修事業関係例規集	日本河川協会	毎年発行	
<a href="#">36</a>	平成28年度版 河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【河川版】	国土交通省水管理・国土保全局 河川環境課	<a href="#">H28. 1</a>	33	河川水辺の国勢調査マニュアル(案)河川版(生物調査編)	リバーフロント整備センター	H 9. 4	
<a href="#">37</a>	平成28年度版 河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【ダム版】	国土交通省水管理・国土保全局 河川環境課	<a href="#">H28. 1</a>	34	河川水辺の国勢調査マニュアル(案)ダム版(生物調査編)	ダム水源地整備センター	H 6	
<a href="#">38</a>	河川関係法令例規集(加除式)	第1法規	—	35	河川関係法令例規集	第1法規	—	
<a href="#">39</a>	護岸の力学設計法 改訂	国土技術研究センター	H19. 11	36	「護岸の力学設計法」	(財)国土技術研究センター	H19. 11	
<a href="#">40</a>	海岸保全施設構造例集	全国海岸協会	S57. 3	37	海岸保全施設構造例集	全国海岸協会	S57. 3	
				<a href="#">38</a>	水産庁監修漁港構造物標準設計法 1990年版(削除)	全国漁港協会	<a href="#">H 2. 10</a>	
<a href="#">41</a>	漁港・漁場の施設の設計の手引 2003年版(上・下巻)	全国漁港漁場協会	<a href="#">H15. 10</a>		新設			
<a href="#">42</a>	ジャケット式鋼製護岸設計指針(案)	日本港湾協会	S52. 3	<a href="#">39</a>	ジャケット式鋼製護岸設計指針	日本港湾協会	S52. 3	
<a href="#">43</a>	砂防関係法令例規集	全国治水砂防協会	毎年発行	<a href="#">40</a>	砂防関係法令例規集	全国治水砂防協会	毎年発行	
				<a href="#">41</a>	河岸等の植樹基準(案)(削除)	建設省河川局治水課	H 元. 4	
				<a href="#">42</a>	砂防指定地指定実務要領(削除)	全国加除法令出版	<a href="#">H 元. 10</a>	
<a href="#">44</a>	砂防指定地実務ハンドブック	全国治水砂防協会	<a href="#">H13. 2</a>		新設			
<a href="#">45</a>	河川における樹木管理の手引き	リバーフロント整備センター	H11. 9	<a href="#">43</a>	河川における樹木管理の手引き	リバーフロント整備センター	H11. 9	
<a href="#">46</a>	都市河川計画の手引き(洪水防御計画編)	国土開発技術研究センター	H 5. 6	<a href="#">44</a>	都市河川計画の手引き(洪水防御計画編)	国土開発技術研究センター	H 5. 6	
<a href="#">47</a>	河川構造物設計業務ガイドライン(護岸設計業務)	国土開発技術研究センター	H 5. 10	<a href="#">45</a>	河川構造物設計業務ガイドライン(護岸設計業務)	国土開発技術研究センター	H 5. 10	
<a href="#">48</a>	河川構造物設計業務ガイドライン(樋門・樋管設計業務)	国土開発技術研究センター	H 8. 11	<a href="#">46</a>	河川構造物設計業務ガイドライン(樋門・樋管設計業務)	国土開発技術研究センター	H 8. 11	
<a href="#">49</a>	河川構造物設計業務ガイドライン(堰・床止め設計業務)	国土開発技術研究センター	H 8. 11	<a href="#">47</a>	河川構造物設計業務ガイドライン(堰・床止め設計業務)	国土開発技術研究センター	H 8. 11	
<a href="#">50</a>	土木構造物設計マニュアル(案) -樋門編-	全日本建設技術協会	H14. 1	<a href="#">48</a>	土木構造物設計マニュアル(案) -樋門編-	全日本建設技術協会	H14. 1	
<a href="#">51</a>	床止めの構造設計の手引き	国土開発技術研究センター	H10. 12	<a href="#">49</a>	床止めの構造設計の手引き	国土開発技術研究センター	H10. 12	
<a href="#">52</a>	海岸保全計画の手引き	全国海岸協会	H 6. 3	<a href="#">50</a>	海岸保全計画の手引き	全国海岸協会	H 6. 3	

改 定				現 行				備 考
No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月	No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月	
<a href="#">53</a>	緩傾斜堤の設計の手引き <a href="#">改訂版</a>	全国海岸協会	<a href="#">H18. 1</a>	<a href="#">51</a>	緩傾斜堤の設計の手引き	全国海岸協会	<a href="#">H元. 9</a>	
<a href="#">54</a>	人工リーフの設計の手引き	全国海岸協会	<a href="#">H16. 3</a>	<a href="#">52</a>	人工リーフの設計の手引き	全国海岸協会	<a href="#">H16. 3</a>	
<a href="#">55</a>	治水経済調査 <a href="#">マニュアル(案)</a>	<a href="#">国土交通省</a> 河川局	<a href="#">H17. 4</a>	<a href="#">53</a>	治水経済調査 <a href="#">要綱</a>	<a href="#">建設省</a> 河川局	<a href="#">H 6.10</a>	
<a href="#">56</a>	港湾調査指針 <a href="#">(改訂)</a>	日本港湾協会	S62. 6	<a href="#">54</a>	港湾調査指針	日本港湾協会	S62. 6	
<a href="#">57</a>	面的な海岸防 <a href="#">護</a> 方式の計画・設計マニュアル	日本港湾協会	H 3. 3	<a href="#">55</a>	面的な海岸防 <a href="#">御</a> 方式の計画・設計マニュアル	日本港湾協会	H 3. 3	
<a href="#">58</a>	ビーチ計画・設計マニュアル <a href="#">(改訂版)</a>	日本マリーナビーチ協会	<a href="#">H17.10</a>	<a href="#">56</a>	<a href="#">人工海浜の建設技術マニュアル (削除)</a>	<a href="#">運輸省</a>	<a href="#">S54. 4</a>	
<a href="#">59</a>	港湾環境整備施設技術マニュアル	沿岸開発技術 <a href="#">研究</a> センター	H 3. 3	<a href="#">57</a>	ビーチ計画・設計マニュアル	日本マリーナビーチ協会	<a href="#">H 4. 8</a>	
<a href="#">60</a>	農地防災事業便覧 <a href="#">平成10年度版</a>	<a href="#">農地防災事業研究会</a>	H11. 1	<a href="#">58</a>	港湾環境整備施設技術マニュアル	沿岸開発技術 <a href="#">開発</a> センター	H 3. 3	
<a href="#">61</a>	漁港計画の手引 <a href="#">平成4年度改訂版</a>	全国漁港協会	H 4.11	<a href="#">59</a>	農地防災事業便覧	<a href="#">地球社</a>	H11. 1	
<a href="#">62</a>	漁港海岸事業設計の手引 <a href="#">平成8年度版</a>	全国漁港協会	H 8. 9	<a href="#">60</a>	漁港計画の手引 <a href="#">き</a>	全国漁港協会	H 4.11	
<a href="#">63</a>	水と緑の溪流づくり調査	<a href="#">建設省</a> <a href="#">河川局</a> 砂防部	H 3. 8	<a href="#">61</a>	漁港海岸事業設計の手引 <a href="#">き</a>	全国漁港協会	H 8. 9	
<a href="#">64</a>	溪流環境整備計画策定マニュアル(案)	<a href="#">建設省</a> <a href="#">河川局</a> 砂防部	H 6. 9	<a href="#">62</a>	水と緑の溪流づくり調査	<a href="#">建設省</a> <a href="#">砂防局</a> 砂防部	H 3. 8	
<a href="#">65</a>	砂防における自然環境調査マニュアル(案)	<a href="#">建設省</a> <a href="#">河川局</a> 砂防部	<a href="#">H 3. 1</a>	<a href="#">63</a>	溪流環境整備計画策定マニュアル(案)	<a href="#">建設省</a> <a href="#">砂防局</a> 砂防部	H 6. 9	
<a href="#">66</a>	改訂版 砂防設計公式集(マニュアル)	全国治水砂防協会	S59.10	<a href="#">64</a>	砂防における自然環境調査マニュアル(案)	<a href="#">建設省</a> <a href="#">砂防局</a> 砂防部	<a href="#">H 3</a>	
<a href="#">67</a>	ダム貯水池水質調査要領	<a href="#">国土交通省</a> 水管理・ <a href="#">国土保全</a> 局河川環境課	<a href="#">H27. 3</a>	<a href="#">65</a>	改訂版 砂防設計公式集(マニュアル)	全国治水砂防協会	S59.10	
<a href="#">68</a>	グラウチング技術指針・同解説	<a href="#">国土技術研究センター</a>	<a href="#">H15. 7</a>	<a href="#">66</a>	ダム貯水池水質調査要領	<a href="#">国土開発技術研究センター</a>	S55. 6	
<a href="#">69</a>	鋼製砂防構造物設計便覧 <a href="#">(平成21年版)</a>	砂防・地すべり技術センター	<a href="#">H21. 9</a>	<a href="#">67</a>	グラウチング技術指針・同解説	<a href="#">国土開発技術研究センター</a>	<a href="#">S58.12</a>	
				<a href="#">68</a>	鋼製砂防構造物設計便覧	砂防・地すべり技術センター	<a href="#">H13. 2</a>	
				<a href="#">69</a>	<a href="#">多段落差工設計指針(案) (削除)</a>	<a href="#">建設省</a> 土木研究所	<a href="#">S63. 5</a>	
				<a href="#">70</a>	総合土石流対策基本計画作成マニュアル(案) 削除	総合土石流対策基本 計画検討委員会	H元. 9	
<a href="#">70</a>	土石流危険溪流および土石流危険区域調査要領(案)	<a href="#">建設省</a> 河川局砂防部	H11. 4	<a href="#">71</a>	土石流危険溪流および土石流危険区域調査要領(案)	<a href="#">建設省</a> 河川局砂防部	H11. 4	
<a href="#">71</a>	<a href="#">新版</a> 地すべり鋼管杭設計要領	<a href="#">斜面防災対策技術協会</a>	H20. 5	<a href="#">72</a>	地すべり鋼管杭設計要領	地すべり対策技術協会	H20. 5	
<a href="#">72</a>	新・斜面崩壊防止 <a href="#">工事</a> の設計と実例-急傾斜地崩壊防止工事技術指針-	全国治水砂防協会	<a href="#">H19. 9</a>	<a href="#">73</a>	新・斜面崩壊防止の設計と実例-急傾斜地崩壊防止工事技術指針-	全国治水砂防協会	<a href="#">H12. 4</a>	
<a href="#">73</a>	ダム事業の手引き(平成元年度版)	ダム技術センター	H元. 4	<a href="#">74</a>	ダム事業の手引き(平成元年度版)	ダム技術センター	H元. 4	
<a href="#">74</a>	フィルダムの耐震設計指針(案)	<a href="#">国土開発技術研究センター</a>	<a href="#">H 3. 6</a>	<a href="#">75</a>	フィルダムの耐震設計指針(案)	<a href="#">国土開発技術研究センター</a>	<a href="#">H 3. 7</a>	
<a href="#">75</a>	多目的ダムの建設	<a href="#">ダム技術センター</a>	<a href="#">H17. 6</a>	<a href="#">76</a>	多目的ダムの建設	<a href="#">全国建設研修センター</a>	<a href="#">H 7.11</a>	
<a href="#">76</a>	<a href="#">改訂3版</a> コンクリートダムの細部技術	ダム技術センター	<a href="#">H22. 8</a>	<a href="#">77</a>	コンクリートダムの細部技術	ダム技術センター	<a href="#">H 4. 3</a>	
<a href="#">77</a>	ルジオンテスト技術指針・同解説	<a href="#">国土開発技術研究センター</a>	<a href="#">H18. 7</a>	<a href="#">78</a>	ルジオンテスト技術指針・同解説	<a href="#">国土開発技術研究センター</a>	<a href="#">S59. 6</a>	
<a href="#">78</a>	発電用水力設備の技術基準と官庁手続き <a href="#">(平成23年改訂版)</a>	<a href="#">電力土木技術協会</a>	<a href="#">H23. 3</a>	<a href="#">79</a>	発電用水力設備の技術基準と官庁手続き	<a href="#">通産省</a> 資源エネルギー庁	<a href="#">H10. 9</a>	
<a href="#">79</a>	ダムの地質調査	土木学会	<a href="#">S62. 6</a>	<a href="#">80</a>	ダムの地質調査	土木学会	<a href="#">S61.10</a>	
<a href="#">80</a>	ダムの岩盤掘削	土木学会	H 4. 4	<a href="#">81</a>	ダムの岩盤掘削	土木学会	H 4. 4	

改 定				現 行				備 考
No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月	No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月	
81	原位置岩盤試験法の指針-平板載荷試験法- -せん断試験法- -孔内載荷試験法-	土木学会	H12. 12	82	原位置岩盤試験法の指針-平板載荷試験法- -せん断試験法- -孔内載荷試験法-	土木学会	H12. 12	
82	軟岩の調査・試験の指針(案) <u>～1991年版～</u>	土木学会	<u>H 4. 12</u>	83	軟岩の調査・試験の指針(案)	土木学会	<u>H 3. 11</u>	
83	河川定期縦横断データ作成ガイドライン	国土交通省河川局	H20. 5	84	河川定期縦横断データ作成ガイドライン	国土交通省河川局	H20. 5	
84	河川景観の形成と保全の考え方	国土交通省河川局	H18. 10	85	河川景観の形成と保全の考え方	国土交通省河川局	H18. 10	
85	河川の景観形成に資する石積み構造物の整備に関する資料	国土交通省河川局河川環境課	H18. 8	86	河川の景観形成に資する石積み構造物の整備に関する資料	国土交通省河川局河川環境課	H18. 8	
				87	河川の景観形成に資する石積み構造物の整備に関する資料(その2)(削除)	国土交通省河川局河川環境課	<u>H19. 7</u>	
				88	多自然川づくりポイントブック 河川改修時の課題と留意点(削除)	リバーフロント整備センター	<u>H19. 3</u>	
86	砂防関係事業における景観形成ガイドライン	国土交通省砂防部	H19. 2	89	砂防関係事業における景観形成ガイドライン	国土交通省砂防部	H19. 2	
87	海岸景観形成ガイドライン	国土交通省河川局・港湾局、農林水産省 農村振興局、水産庁	H18. 1	90	海岸景観形成ガイドライン	国土交通省河川局・港湾局、農林水産省 農村振興局、水産庁	H18. 1	
88	美しい山河を守る災害復旧基本方針	国土交通省	<u>H26. 3</u>	91	美しい山河を守る災害復旧基本方針	国土交通省	<u>H18. 6</u>	
89	<u>河川水辺総括資料作成調査の手引き(案)</u>	<u>リバーフロント整備センター</u>	<u>H13. 8</u>		新設			
90	<u>河川水辺の国勢調査マニュアル(案)(河川空間利用実態調査編)</u>	<u>国土交通省</u>	<u>H16. 3</u>		新設			
91	<u>ダム湖利用実態調査 調査マニュアル(案)</u>	<u>建設省河川局</u>	<u>二</u>		新設			
92	<u>試験湛水実施要領(案)</u>	<u>国土交通省</u>	<u>H11. 10</u>		新設			
93	<u>台形CSGダム設計・施工・品質管理技術資料</u>	<u>ダム技術センター</u>	<u>H24. 6</u>		新設			
94	<u>改訂版 巡航RCD工法施工技術資料</u>	<u>ダム技術センター</u>	<u>H24. 2</u>		新設			
95	<u>貯水池周辺の地すべり調査と対策に関する技術指針(案)</u>	<u>国土交通省</u>	<u>H21. 7</u>		新設			
96	<u>活断層地形要素判読マニュアル</u>	<u>(独)土木研究所材料地盤研究グループ(地質)他</u>	<u>H18. 3</u>		新設			
97	<u>正常流量検討の手引き(案)</u>	<u>国土交通省</u>	<u>H19. 9</u>		新設			
98	<u>洪水予測システムチェックリスト(案)</u>	<u>国土技術政策総合研究所</u>	<u>H22. 5</u>		新設			
99	<u>浸水想定区域作成マニュアル(改訂版)</u>	<u>国土交通省</u>	<u>H26. 3</u>		新設			
100	<u>浸水想定区域図データ電子化ガイドライン</u>	<u>国土交通省</u>	<u>H26. 1</u>		新設			
101	<u>砂防基本計画策定指針(土石流・流木対策編)解説</u>	<u>国土技術政策総合研究所</u>	<u>H19. 3</u>		新設			
102	<u>土石流・流木対策設計技術指針解説</u>	<u>国土技術政策総合研究所</u>	<u>H19. 3</u>		新設			
103	<u>多自然川づくりポイントブックⅡ 川の営力を活かした川づくり</u>	<u>リバーフロント整備センター</u>	<u>H23. 8</u>		新設			

改 定				現 行				備 考
No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月	No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月	
104	<a href="#">多自然川づくりポイントブックⅢ 中小河川に関する河道計画の技術基準；解説</a>	<a href="#">リバーフロント整備センター</a>	<a href="#">H23. 10</a>		<a href="#">新設</a>			
105	<a href="#">洪水ハザードマップ作成の手引き(改定版)</a>	<a href="#">国土交通省</a>	<a href="#">H25. 3</a>		<a href="#">新設</a>			
106	<a href="#">リアルタイム浸水予測シミュレーションの手引き(案)</a>	<a href="#">国土交通省</a>	<a href="#">H17. 6</a>		<a href="#">新設</a>			
107	<a href="#">中小河川浸水想定区域図作成の手引き</a>	<a href="#">国土交通省</a>	<a href="#">H17. 6</a>		<a href="#">新設</a>			
108	<a href="#">河道計画検討の手引き</a>	<a href="#">国土技術研究センター</a>	<a href="#">H14. 2</a>		<a href="#">新設</a>			
109	<a href="#">自然共生型海岸づくりの進め方</a>	<a href="#">全国海岸協会</a>	<a href="#">H15. 3</a>		<a href="#">新設</a>			
110	<a href="#">海岸事業の費用便益分析指針【改訂版】</a>	<a href="#">農林水産省農村振興局・農林水産省水産庁・国土交通省河川局・国土交通省港湾局</a>	<a href="#">H16. 6</a>		<a href="#">新設</a>			
111	<a href="#">津波浸水想定の設定の手引き Ver. 2.00</a>	<a href="#">国土交通省水管理・国土保全局海岸室、国土交通省国土技術政策総合研究所河川研究部海岸研究室</a>	<a href="#">H24. 10</a>		<a href="#">新設</a>			
112	<a href="#">津波の河川遡上解析の手引き(案)</a>	<a href="#">国土技術研究センター</a>	<a href="#">H19. 5</a>		<a href="#">新設</a>			
113	<a href="#">津波・高潮対策における水門・陸閘等管理システムガイドライン (Ver2.0)</a>	<a href="#">農林水産省農村振興局・農林水産省水産庁・国土交通省河川局・国土交通省港湾局</a>	<a href="#">H25. 4</a>		<a href="#">新設</a>			
114	<a href="#">海岸における水防警報の手引き(案)</a>	<a href="#">国土交通省 河川局防災課・海岸室</a>	<a href="#">H22. 3</a>		<a href="#">新設</a>			
115	<a href="#">海岸漂着危険物対応ガイドライン</a>	<a href="#">農林水産省農村振興局・農林水産省水産庁・国土交通省河川局・国土交通省港湾局</a>	<a href="#">H21. 6</a>		<a href="#">新設</a>			
116	<a href="#">海岸保全施設維持管理マニュアル</a>	<a href="#">農林水産省農村振興局防災課、農林水産省水産庁防災漁村課、国土交通省水管理・国土保全局海岸室、国土交通省港湾局海岸・防災課</a>	<a href="#">H26. 3</a>		<a href="#">新設</a>			
117	<a href="#">砂防事業の費用便益分析マニュアル(案)</a>	<a href="#">国土交通省水管理・国土保全局砂防部</a>	<a href="#">H24. 3</a>		<a href="#">新設</a>			
118	<a href="#">土石流対策事業の費用便益分析マニュアル(案)</a>	<a href="#">国土交通省水管理・国土保全局砂防部</a>	<a href="#">H24. 3</a>		<a href="#">新設</a>			

改 定				現 行				備 考
No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月	No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月	
119	<a href="#">地すべり対策事業の費用便益分析マニュアル(案)</a>	<a href="#">国土交通省水管理・国土保全局砂防部</a>	<a href="#">H24. 3</a>		<a href="#">新設</a>			
120	<a href="#">急傾斜地崩壊対策事業の費用便益分析マニュアル(案)</a>	<a href="#">国土交通省水管理・国土保全局砂防部</a>	<a href="#">H24. 3</a>		<a href="#">新設</a>			
121	<a href="#">砂防関係施設の長寿命化計画策定ガイドライン(案)</a>	<a href="#">国土交通省水管理・国土保全局砂防部</a>	<a href="#">H26. 6</a>		<a href="#">新設</a>			
122	<a href="#">都道府県と気象庁が共同して土砂災害警戒情報を作成・発表するための手引き</a>	<a href="#">国土交通省河川局砂防部、気象庁予報部</a>	<a href="#">H17. 6</a>		<a href="#">新設</a>			
123	<a href="#">国土交通省河川局砂防部と気象庁予報部の連携による土砂災害警戒基準雨量の設定手法(案)</a>	<a href="#">国土交通省河川局砂防部、気象庁予報部、国土交通省国土技術政策総合研究所</a>	<a href="#">H17. 6</a>		<a href="#">新設</a>			
124	<a href="#">土砂災害ハザードマップ作成のための指針と解説(案)</a>	<a href="#">国土交通省河川局砂防部砂防計画課、国土交通省国土技術政策総合研究所、危機管理</a>	<a href="#">H17. 7</a>		<a href="#">新設</a>			
125	<a href="#">土砂災害警戒避難ガイドライン</a>	<a href="#">国土交通省河川局砂防部</a>	<a href="#">H19. 4</a>		<a href="#">新設</a>			
126	<a href="#">火山噴火緊急減災対策砂防計画策定ガイドライン</a>	<a href="#">国土交通省河川局砂防部</a>	<a href="#">H19. 4</a>		<a href="#">新設</a>			
127	<a href="#">火山噴火に起因下土砂災害予想区域図作成の手引き(案)</a>	<a href="#">国土交通省水管理・国土保全局砂防部</a>	<a href="#">H25. 3</a>		<a href="#">新設</a>			
128	<a href="#">「地すべり防止技術指針」並びに「地すべり防止技術指針解説」</a>	<a href="#">国土交通省河川局砂防部</a>	<a href="#">H20. 1</a>		<a href="#">新設</a>			
129	<a href="#">既設砂防堰堤を活用した小水力発電ガイドライン(案)</a>	<a href="#">国土交通省河川局砂防部保全課</a>	<a href="#">H22. 2</a>		<a href="#">新設</a>			
130	<a href="#">山地河道における流砂水文観測の手引き(案)</a>	<a href="#">国土交通省国土技術政策総合研究所</a>	<a href="#">H24. 4</a>		<a href="#">新設</a>			
131	<a href="#">深層崩壊に起因する土石流の流下・氾濫計算マニュアル(案)</a>	<a href="#">土木研究所</a>	<a href="#">H25. 1</a>		<a href="#">新設</a>			
132	<a href="#">大規模土移動検知システムにおけるセンサー設置マニュアル(案)</a>	<a href="#">土木研究所</a>	<a href="#">H24. 6</a>		<a href="#">新設</a>			
133	<a href="#">表層崩壊に起因する土石流の発生危険度評価マニュアル(案)</a>	<a href="#">土木研究所</a>	<a href="#">H21. 1</a>		<a href="#">新設</a>			
134	<a href="#">天然ダム監視技術マニュアル(案)</a>	<a href="#">土木研究所</a>	<a href="#">H20.12</a>		<a href="#">新設</a>			
135	<a href="#">深層崩壊の発生の恐れのある溪流抽出マニュアル(案)</a>	<a href="#">土木研究所</a>	<a href="#">H20.11</a>		<a href="#">新設</a>			
136	<a href="#">振動検知式土石流センサー設置マニュアル(案)</a>	<a href="#">土木研究所</a>	<a href="#">H17. 7</a>		<a href="#">新設</a>			
137	<a href="#">砂防ソイルセメント設計・施工便覧</a>	<a href="#">砂防・地すべり技術センター</a>	<a href="#">H23.10</a>		<a href="#">新設</a>			
138	<a href="#">集落雪崩対策工事技術指針</a>	<a href="#">雪センター</a>	<a href="#">H 8. 2</a>		<a href="#">新設</a>			

改 定				現 行				備 考
No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月	No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月	
139	<a href="#">北海道の地域特性を考慮した雪崩対策の技術資料(案)</a>	<a href="#">土木研究所寒地土木研究所</a>	<a href="#">H22. 3</a>		<a href="#">新設</a>			
140	<a href="#">火山砂防策定指針</a>	<a href="#">建設省河川局砂防部</a>	<a href="#">H 4. 4</a>		<a href="#">新設</a>			
141	<a href="#">深層崩壊対策技術に関する基本的事項</a>	<a href="#">国土交通省国土技術政策総合研究所</a>	<a href="#">H26. 9</a>		<a href="#">新設</a>			
142	<a href="#">河川・海岸構造物の復旧における景観配慮の手引き</a>	<a href="#">国土交通省水管理・国土保全局</a>	<a href="#">H23. 11</a>		<a href="#">新設</a>			
143	<a href="#">海岸施設設計便覧(2000年版)</a>	<a href="#">土木学会</a>	<a href="#">H12. 11</a>		<a href="#">新設</a>			
144	<a href="#">海岸保全施設耐震点検マニュアル</a>	<a href="#">農林水産省・水産庁・運輸省・建設省</a>	<a href="#">H 7. 4</a>		<a href="#">新設</a>			
145	<a href="#">河川堤防設計指針</a>	<a href="#">国土交通省河川局</a>	<a href="#">H19. 3</a>		<a href="#">新設</a>			
146	<a href="#">河川堤防構造検討の手引き</a>	<a href="#">(財)国土技術研究センター</a>	<a href="#">H24. 2</a>		<a href="#">新設</a>			
147	<a href="#">ドレーン工設計マニュアル</a>	<a href="#">国土交通省水管理・国土保全局</a>	<a href="#">H25. 6</a>		<a href="#">新設</a>			
〔3〕道 路 関 係				〔3〕道 路 関 係				
1	建設省所管道路事業影響評価技術指針	建設省	S60. 9	1	建設省所管道路事業影響評価技術指針	建設省	S60. 9	
2	道路環境影響評価要覧 <a href="#">(1992年版)</a>	道路環境研究所	H 4. 9	2	道路環境影響評価要覧	道路環境研究所	H 4. 9	
3	道路構造令の解説と運用	日本道路協会 H	H16. 2	3	道路構造令の解説と運用	日本道路協会 H	H16. 2	
4	<a href="#">第7次改訂</a> 道路技術基準通達集-基準の変遷と通達-	ぎょうせい	H14. 3	4	道路技術基準通達集-基準の変遷と通達-	ぎょうせい	H14. 3	
5	林道規程-解説と運用-	日本林道協会	<a href="#">H20. 12</a>	5	林道規程-解説と <a href="#">その運用</a> -	日本林道協会	<a href="#">H14. 5</a>	
				6	<a href="#">全国道路交通情勢調査実施要綱 一般交通量調査(調査編) (削除)</a>	<a href="#">建設省道路局</a>	-	
					<a href="#">新設 (削除)</a>			
					<a href="#">新設 (削除)</a>			
6	交通渋滞実態調査マニュアル	建設省土木研究所	H 2. 2	7	交通渋滞実態調査マニュアル	建設省土木研究所	H 2. 2	
7	自転車道等の設計基準解説	日本道路協会	S49. 10	8	自転車道等の設計基準解説	日本道路協会	S49. 10	
8	自転車道必携	自転車道路協会	S60. 3	9	自転車道必携	自転車道路協会	S60. 3	
9	<a href="#">自転車利用環境整備のためのキーポイント</a>	<a href="#">日本道路協会</a>	<a href="#">H25. 6</a>		<a href="#">新設</a>			
10	交通工学ハンドブック <a href="#">2014</a>	交通工学研究	<a href="#">H25. 12</a>	10	交通工学ハンドブック <a href="#">2001 CD-ROM 版</a>	交通工学研究会	<a href="#">H13. 2</a>	
11	クロソイドポケットブック(改訂版)	日本道路協会	S49. 8	11	クロソイドポケットブック(改訂版)	日本道路協会	S49. 8	
12	道路の交通容量	日本道路協会	S59. 9	12	道路の交通容量	日本道路協会	S59. 9	
13	道路の交通容量 1985	交通工学研究会	S62. 2	13	道路の交通容量 1985	交通工学研究会	S62. 2	

改 定				現 行				備 考
No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月	No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月	
14	HIGHWAY CAPACITY MANUAL	<a href="#">Transportation Reserch Board</a>	<a href="#">H22</a>	<a href="#">14</a>	HIGHWAY CAPACITY MANUAL	—	—	
15	改訂 平面交差の計画と設計 基礎編 <a href="#">第3版</a>	交通工学研究会	<a href="#">H19. 7</a>	<a href="#">15</a>	改訂 平面交差の計画と設計・基礎編	交通工学研究会	<a href="#">H14. 7</a>	
16	改訂 平面交差の計画と設計 <a href="#">—応用編—2007</a>	交通工学研究会	<a href="#">H19. 10</a>	<a href="#">16</a>	改訂 平面交差の計画と設計・応用編	交通工学研究会	<a href="#">H元. 5</a>	
17	<a href="#">路面標示設置マニュアル</a>	<a href="#">交通工学研究会</a>	<a href="#">H24. 1</a>	<a href="#">17</a>	<a href="#">交通信号の手引き</a>	<a href="#">交通工学研究会</a>	<a href="#">H 6. 7</a>	
18	交通工学実務双書第4巻 市街地道路の計画と設計	交通工学研究会	S63. 12	<a href="#">18</a>	<a href="#">交通信号の手引き</a> 交通工学実務双書第4巻 市街地道路の計画と設計	交通工学研究会	S63. 12	
				<a href="#">19</a>	<a href="#">コミュニティゾーン形成マニュアル(削除)</a>	<a href="#">交通工学研究会</a>	<a href="#">H 6. 5</a>	
				<a href="#">20</a>	<a href="#">コミュニティゾーン実践マニュアル(削除)</a>	<a href="#">交通工学研究会</a>	<a href="#">H12. 7</a>	
					新設			
<a href="#">19</a>	<a href="#">生活道路のゾーン対策マニュアル</a>	<a href="#">交通工学研究会</a>	<a href="#">H23. 12</a>	<a href="#">21</a>	道路環境影響評価技術手法 I・II・III	道路環境研究所	H19. 9	
<a href="#">20</a>	道路環境影響評価の技術手法 I・II・III ( <a href="#">平成 24 年度版</a> )	<a href="#">国土技術政策総合研究所、土木研究所</a>	<a href="#">H25. 3</a>	<a href="#">22</a>	道路土工要綱	日本道路協会	H21. 6	
<a href="#">21</a>	道路土工要綱	日本道路協会	H21. 6	<a href="#">23</a>	<a href="#">道路土工—土質調査指針(削除)</a>	<a href="#">日本道路協会</a>	<a href="#">S61. 11</a>	
				<a href="#">24</a>	<a href="#">道路土工—施工指針(削除)</a>	<a href="#">日本道路協会</a>	<a href="#">S61. 11</a>	
				<a href="#">25</a>	<a href="#">道路土工—排水工指針(削除)</a>	<a href="#">日本道路協会</a>	<a href="#">S62. 6</a>	
<a href="#">22</a>	道路土工一切土工・斜面安定工指針 ( <a href="#">平成 21 年度版</a> )	日本道路協会	H21. 6	<a href="#">26</a>	道路土工一切土工・斜面安定工指針	日本道路協会	H21. 6	
				<a href="#">27</a>	<a href="#">道路土工—のり面工・斜面安定工指針(削除)</a>	<a href="#">日本道路協会</a>	<a href="#">H11. 3</a>	
					新設			
<a href="#">23</a>	<a href="#">道路土工—盛土工指針(平成 22 年度版)</a>	<a href="#">日本道路協会</a>	<a href="#">H22. 4</a>	<a href="#">28</a>	道路土工—軟弱地盤対策工指針	日本道路協会	<a href="#">S61. 11</a>	
<a href="#">24</a>	道路土工—軟弱地盤対策工指針 ( <a href="#">平成 24 年度版</a> )	日本道路協会	<a href="#">H24. 8</a>	<a href="#">29</a>	道路土工—仮設構造物工指針	日本道路協会	H11. 3	
<a href="#">25</a>	道路土工—仮設構造物工指針	日本道路協会	H11. 3	<a href="#">30</a>	道路土工—擁壁工指針	日本道路協会	<a href="#">H11. 3</a>	
<a href="#">26</a>	道路土工—擁壁工指針 ( <a href="#">平成 24 年度版</a> )	日本道路協会	<a href="#">H24. 7</a>	<a href="#">31</a>	道路土工—カルバート工指針	日本道路協会	<a href="#">H11. 3</a>	
<a href="#">27</a>	道路土工—カルバート工指針 ( <a href="#">平成 21 年度版</a> )	日本道路協会	<a href="#">H22. 3</a>	<a href="#">32</a>	多数アンカー式補強土壁工法設計・施工マニュアル 第3版	土木研究センター	<a href="#">H14. 10</a>	
<a href="#">28</a>	多数アンカー式補強土壁工法設計・施工マニュアル 第3版	土木研究センター	<a href="#">H26. 8</a>		新設			
<a href="#">29</a>	<a href="#">補強土(テールアルメ)壁工法設計・施工マニュアル 第3回改訂版</a>	<a href="#">土木研究センター</a>	<a href="#">H26. 8</a>		新設			
<a href="#">30</a>	<a href="#">ジオテキスタイルを用いた補強土の設計・施工マニュアル 改訂版</a>	<a href="#">土木研究センター</a>	<a href="#">H25. 12</a>		新設			
<a href="#">31</a>	<a href="#">アダムウォール(補強土壁)工法設計・施工マニュアル</a>	<a href="#">土木研究センター</a>	<a href="#">H26. 9</a>		新設			
<a href="#">32</a>	レキャストボックスカルバート設計・施工マニュアル(鉄筋コンクリート制・プレキャストコンクリート制)	全国ボックスカルバート協会	<a href="#">H23. 3</a>	<a href="#">33</a>	プレキャストボックスカルバート設計・施工マニュアル(鉄筋コンクリート制・プレキャストコンクリート制)	全国ボックスカルバート協会	<a href="#">H17. 5</a>	
<a href="#">33</a>	下水道用強化プラスチック複合管道路埋設指針 ( <a href="#">平成 11 年改訂</a> )	<a href="#">強化プラスチック複合管協会</a>	H11. 3	<a href="#">34</a>	下水道用強化プラスチック複合管道路埋設指針	国土開発技術研究センター	H11. 3	



改 定				現 行				備 考
No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月	No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月	
<a href="#">34</a>	下水道用セラミックパイプ(陶管)道路埋設指針 (平成11年改訂)	全国セラミックパイプ工業組合	H11. 3	<a href="#">35</a>	下水道用セラミックパイプ(陶管)道路埋設指針	全国セラミックパイプ工業組合	H11. 3	
<a href="#">35</a>	下水道用硬質塩化ビニル管道路埋設指針	塩化ビニル管継手協会	H11. 3	<a href="#">36</a>	下水道用硬質塩化ビニル管道路埋設指針	塩化ビニル管継手協会	H11. 3	
<a href="#">36</a>	PCボックスカルバート道路埋設指針(改訂版)	日本PCボックスカルバート製品協会	H 3.10	<a href="#">37</a>	PCボックスカルバート道路埋設指針(改訂版)	日本PCボックスカルバート製品協会	H 3.10	
<a href="#">37</a>	のり枠工の設計・施工指針	全国特定法面保護協会	<a href="#">H25.10</a>	<a href="#">38</a>	のり枠工の設計・施工指針	全国特定法面保護協会	<a href="#">H15. 2</a>	
<a href="#">38</a>	道路橋示方書・同解説(I 共通編・II 鋼橋編)	日本道路協会	<a href="#">H24. 3</a>	<a href="#">39</a>	道路橋示方書・同解説(I 共通編・II 鋼橋編)	日本道路協会	<a href="#">H14. 3</a>	
<a href="#">39</a>	道路橋示方書・同解説(I 共通編・III コンクリート橋編)	日本道路協会	<a href="#">H24. 3</a>	<a href="#">40</a>	道路橋示方書・同解説(I 共通編・III コンクリート橋編)	日本道路協会	<a href="#">H14. 3</a>	
<a href="#">40</a>	道路橋示方書・同解説(I 共通編・IV 下部構造編)	日本道路協会	<a href="#">H24. 3</a>	<a href="#">41</a>	道路橋示方書・同解説(I 共通編・IV 下部構造編)	日本道路協会	<a href="#">H14. 3</a>	
<a href="#">41</a>	道路橋示方書・同解説(V 耐震設計編)	日本道路協会	<a href="#">H24. 3</a>	<a href="#">42</a>	道路橋示方書・同解説(V 耐震設計編)	日本道路協会	<a href="#">H14. 3</a>	
<a href="#">42</a>	鋼道路橋の疲労設計指針	日本道路協会	H14. 3	<a href="#">43</a>	鋼道路橋の疲労設計指針	日本道路協会	H14. 3	
<a href="#">43</a>	鋼道路橋設計便覧	日本道路協会	S55. 8	<a href="#">44</a>	鋼道路橋設計便覧	日本道路協会	S55. 8	
<a href="#">44</a>	鋼道路橋施工便覧(改訂版)	日本道路協会	<a href="#">H27. 4</a>	<a href="#">45</a>	鋼道路橋施工便覧	日本道路協会	<a href="#">S60. 2</a>	
<a href="#">45</a>	道路橋耐風設計便覧	日本道路協会	H20. 1	<a href="#">46</a>	道路橋耐風設計便覧	日本道路協会	H20. 1	
<a href="#">46</a>	杭基礎設計便覧(平成26年度改訂版)	日本道路協会	<a href="#">H27. 4</a>	<a href="#">47</a>	杭基礎設計便覧(改訂版)	日本道路協会	<a href="#">H19. 1</a>	
<a href="#">47</a>	杭基礎施工便覧(平成26年度改訂版)	日本道路協会	<a href="#">H27. 4</a>	<a href="#">48</a>	杭基礎施工便覧(改訂版)	日本道路協会	<a href="#">H19. 1</a>	
<a href="#">48</a>	鋼管矢板基礎設計施工便覧	日本道路協会	H 9.12	<a href="#">49</a>	鋼管矢板基礎設計施工便覧	日本道路協会	H 9.12	
<a href="#">49</a>	斜面上の深礎基礎設計施工便覧	日本道路協会	<a href="#">H24.11</a>		新設			
50	立体横断施設技術基準・同解説	日本道路協会	S54. 1	<a href="#">50</a>	立体横断施設技術基準・同解説	日本道路協会	S54. 1	
51	コンクリート道路橋設計便覧	日本道路協会	H 6. 2	<a href="#">51</a>	コンクリート道路橋設計便覧	日本道路協会	H 6. 2	
52	コンクリート道路橋施工便覧	日本道路協会	H10. 1	<a href="#">52</a>	コンクリート道路橋施工便覧	日本道路協会	H10. 1	
53	3プレキャストブロック工法によるプレストコンクリートT げた道路橋設計・施工指針	日本道路協会	H 4.10	<a href="#">53</a>	3プレキャストブロック工法によるプレストコンクリートT げた道路橋設計・施工指針	日本道路協会	H 4.10	
54	道路橋支承標準設計(ゴム支承・ころがり支承編)	日本道路協会	H 5. 4	<a href="#">54</a>	道路橋支承標準設計(ゴム支承・ころがり支承編)	日本道路協会	H 5. 4	
55	道路橋支承標準設計(すべり支承編)	日本道路協会	H 5. 5	<a href="#">55</a>	道路橋支承標準設計(すべり支承編)	日本道路協会	H 5. 5	
56	道路橋伸縮装置便覧	日本道路協会	S45.11	<a href="#">56</a>	道路橋伸縮装置便覧	日本道路協会	S45.11	
57	道路橋支承便覧	日本道路協会	H16. 4	<a href="#">57</a>	道路橋支承便覧	日本道路協会	H16. 4	
58	鋼道路橋防食便覧	日本道路協会	<a href="#">H26. 5</a>	<a href="#">58</a>	鋼道路橋塗装・防食便覧	日本道路協会	<a href="#">H17.12</a>	
59	鋼道路橋塗装便覧別冊資料一塗膜劣化程度標準写真帳一	日本道路協会	H 2. 6	<a href="#">59</a>	鋼道路橋塗装便覧別冊資料写真集	日本道路協会	H 2. 6	
60	鋼橋の疲労	日本道路協会	H 9. 5	<a href="#">60</a>	鋼橋の疲労	日本道路協会	H 9. 5	
61	道路橋補修便覧	日本道路協会	S54. 2	<a href="#">61</a>	道路橋補修便覧	日本道路協会	S54. 2	
62	鋼道路橋の細部構造に関する資料集	日本道路協会	H 3. 7	<a href="#">62</a>	鋼道路橋の細部構造に関する資料集	日本道路協会	H 3. 7	
63	小規模吊橋指針・同解説	日本道路協会	S59. 4	<a href="#">63</a>	小規模吊橋指針・同解説	日本道路協会	S59. 4	
64	道路橋の塩害対策指針(案)・同解説	日本道路協会	S59. 2	<a href="#">64</a>	道路橋の塩害対策指針(案)・同解説	日本道路協会	S59. 2	

改 定				現 行				備 考
No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月	No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月	
65	道路橋床版防水便覧	日本道路協会	H19. 3	<a href="#">65</a>	道路橋床版防水便覧	日本道路協会	H19. 3	
66	道路橋鉄筋コンクリート床版防水層設計施工資料	日本道路協会	S62. 1	<a href="#">66</a>	道路橋鉄筋コンクリート床版防水層設計施工資料	日本道路協会	S62. 1	
67	鋼構造架設設計施工指針 <a href="#">[2001年版]</a>	土木学会	<a href="#">H14. 4</a>	<a href="#">67</a>	鋼構造架設設計施工指針	土木学会	<a href="#">H14. 3</a>	
68	美しい橋のデザインマニュアル <a href="#">第1集</a>	土木学会		<a href="#">68</a>	美しい橋のデザインマニュアル	土木学会	H 5. 3	
69	美しい橋のデザインマニュアル第2集	土木学会	<a href="#">H 5. 7</a>	<a href="#">69</a>	美しい橋のデザインマニュアル第2集	土木学会	<a href="#">H 5. 3</a>	
70	<a href="#">・橋の美 I -道路橋景観便覧</a> <a href="#">・橋の美 II -道路橋景観便覧</a> <a href="#">・橋の美 III -橋梁デザインノート</a>	日本道路協会	<a href="#">S52. 7</a>	<a href="#">70</a>	<a href="#">道路橋景観便覧</a> <a href="#">・橋の美</a> <a href="#">・橋の美 II</a> <a href="#">・橋の美 III(橋梁デザインノート)</a>	日本道路協会	<a href="#">S52. 6</a> S56. 6 H 4. 5	
71	道路トンネル技術基準(換気編)・同解説 <a href="#">平成20年改訂版</a>	日本道路協会	H20. 10	<a href="#">71</a>	道路トンネル技術基準(換気編)・同解説( <a href="#">改訂版</a> )	日本道路協会	H20. 10	
72	道路トンネル技術基準(構造編)・同解説	日本道路協会	H15. 11	<a href="#">72</a>	道路トンネル技術基準(構造編)・同解説	日本道路協会	H15. 11	
73	道路トンネル非常用施設設置基準・同解説	日本道路協会	H13. 10	<a href="#">73</a>	道路トンネル非常用施設設置基準・同解説	日本道路協会	H13. 10	
74	道路トンネル維持管理便覧 <a href="#">[本土工編] (改訂版)</a>	日本道路協会	<a href="#">H27. 6</a>	<a href="#">74</a>	道路トンネル維持管理便覧	日本道路協会	<a href="#">H 5. 11</a>	
75	道路トンネル観察・計測指針 <a href="#">平成21年改訂版</a>	日本道路協会	H21. 2	<a href="#">75</a>	道路トンネル観察・計測指針	日本道路協会	H21. 2	
76	道路トンネル安全施工技術指針	日本道路協会	H 8. 10	<a href="#">76</a>	道路トンネル安全施工技術指針	日本道路協会	H 8. 10	
77	シールドトンネル設計・施工指針	日本道路協会	H21. 2	<a href="#">77</a>	シールドトンネル設計・施工指針	日本道路協会	H21. 2	
78	舗装の構造に関する技術基準・同解説	日本道路協会	H13. 9	<a href="#">78</a>	舗装の構造に関する技術基準・同解説	日本道路協会	H13. 9	
79	舗装設計施工指針 <a href="#">平成18年版</a>	日本道路協会	H18. 2	<a href="#">79</a>	舗装設計施工指針	日本道路協会	H18. 2	
80	排水性舗装技術指針(案)	日本道路協会	H 8. 11	<a href="#">80</a>	排水性舗装技術指針(案)	日本道路協会	H 8. 11	
81	転圧コンクリート舗装技術指針(案)	日本道路協会	H 2. 11	<a href="#">81</a>	転圧コンクリート舗装技術指針(案)	日本道路協会	H 2. 11	
82	アスファルト舗装工事共通仕様書解説(改訂版)	日本道路協会	H 4. 12	<a href="#">82</a>	アスファルト舗装工事共通仕様書解説(改訂版)	日本道路協会	H 4. 12	
83	舗装設計便覧 <a href="#">平成18年版</a>	日本道路協会	H18. 2	<a href="#">83</a>	舗装設計便覧	日本道路協会	H18. 2	
84	舗装施工便覧 <a href="#">平成18年版</a>	日本道路協会	H18. 2	<a href="#">84</a>	舗装施工便覧	日本道路協会	H18. 2	
85	アスファルト混合所便覧(平成8年版)	日本道路協会	H 8. 10	<a href="#">85</a>	アスファルト混合所便覧(平成8年版)	日本道路協会	H 8. 10	
86	<a href="#">舗装再生便覧 平成22年版</a>	<a href="#">日本道路協会</a>	<a href="#">H22. 11</a>	<a href="#">86</a>	<a href="#">プラント再生舗装技術指針</a>	<a href="#">日本道路協会</a>	<a href="#">H 4. 12</a>	
87	砂利道の <a href="#">瀝青</a> 路面処理指針	日本アスファルト協会	<a href="#">S59. 9</a>	<a href="#">87</a>	砂利道の <a href="#">瀝青</a> 路面処理指針	日本アスファルト協会	<a href="#">S60. 3</a>	
88	フルデプス・アスファルト舗装設計施工指針(案)	日本アスファルト協会	S61. 9	<a href="#">88</a>	フルデプス・アスファルト舗装設計施工指針(案)	日本アスファルト協会	S61. 9	
89	高炉スラグ路盤設計施工指針	鐵鋼スラグ協会	S57. 6	<a href="#">89</a>	高炉スラグ路盤設計施工指針	鐵鋼スラグ協会	S57. 6	
90	製鋼スラグを用いたアスファルト舗装設計施工指針	鐵鋼スラグ協会	S57. 7	<a href="#">90</a>	製鋼スラグを用いたアスファルト舗装設計施工指針	鐵鋼スラグ協会	S57. 7	
91	製鋼スラグ路盤設計施工指針	鐵鋼スラグ協会	S60. 9	<a href="#">91</a>	製鋼スラグ路盤設計施工指針( <a href="#">1985年改定</a> )	鐵鋼スラグ協会	S60. 9	
92	インターロッキングブロック舗装設計施工要領	インターロッキング ブロック舗装技術協会	H19. 3	<a href="#">92</a>	インターロッキングブロック舗装設計施工要領	インターロッキング ブロック技術協会	H19. 3	
93	設計要領第一集 舗装編	N E X C O	<a href="#">H24. 7</a>	<a href="#">93</a>	設計要領第一集 舗装編	N E X C O	<a href="#">H21. 7</a>	

改 定				現 行				備 考
No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月	No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月	
94	構内舗装・排水設計基準及び同解説 平成 27 年版	国土交通省	H27. 3	94	構内舗装・排水設計基準	公共建築協会	H13. 4	
95	併用軌道構造設計指針	日本道路協会	S37. 5	95	併用軌道構造設計指針	日本道路協会	S37.	
96	路上再生路盤工法技術指針(案)	日本道路協会	S62. 1	96	路上再生路盤工法技術指針(案)	日本道路協会	S62. 1	
97	路上表層再生工法技術指針(案)	日本道路協会	S63. 11	97	路上表層再生工法技術指針(案)	日本道路協会	S63. 11	
98	道路維持修繕要綱(改訂版)	日本道路協会	S53. 7	98	道路維持修繕要綱(改訂版)	日本道路協会	S53. 7	
99	舗装調査・試験法便覧(全4分冊)	日本道路協会	H22. 1	99	舗装調査・試験法便覧	日本道路協会	H19. 6	
				100	舗装試験法便覧別冊(暫定試験方法)(削除)	日本道路協会	H 8. 10	
100	道路震災対策便覧(震前対策編) 平成 18 年度改訂版	日本道路協会	H18. 9	101	道路震災対策便覧(震前対策編) 改訂版	日本道路協会	H14. 4	
101	道路震災対策便覧(震災復旧編) 平成 18 年度改訂版	日本道路協会	H19. 3	102	道路震災対策便覧(震災復旧編) 改訂版	日本道路協会	H14. 4	
102	道路震災対策便覧(震災危機管理編)	日本道路協会	H23. 1		新設			
103	落石対策便覧	日本道路協会	H12. 6	103	落石対策便覧(改訂版)	日本道路協会	H12. 6	
104	道路緑化技術基準・同解説	日本道路協会	H27. 3	104	道路緑化技術基準・同解説	日本道路協会	S63. 12	
105	道路土工構造物技術基準	国土交通省	H27. 3		新設			
106	道路防雪便覧	日本道路協会	H 2. 5	105	道路防雪便覧	日本道路協会	H 2. 5	
107	共同溝設計指針	日本道路協会	S61. 3	106	共同溝設計指針	日本道路協会	S61. 3	
108	プレキャストコンクリート共同溝設計・施工要領(案)	道路保全技術センター	H 6. 3	107	プレキャストコンクリート共同溝設計・施工要領(案)	道路保全技術センター	H 6. 3	
109	共同溝耐震設計要領(案)	建設省土木研究所	S59. 10	108	土木研究所資料 共同溝耐震設計要領(案)	建設省土木研究所	S59. 10	
110	キャブシステム技術マニュアル(案)解説	開発問題研究所	H 5. 8	109	キャブシステム技術マニュアル(案)解説	開発問題研究所	H 5. 8	
111	防護柵の設置基準・同解説	日本道路協会	H28. 3	110	防護柵の設置基準・同解説	日本道路協会	H20. 1	
112	車両用防護柵標準仕様・同解説	日本道路協会	H16. 3	111	車両用防護柵標準仕様・同解説	日本道路協会	H16. 3	
				112	改訂路面表示設置の手引(削除)	交通工学研究会	H10. 5	
113	道路標識設置基準・同解説	日本道路協会	H27. 3	113	道路標識設置基準・同解説	日本道路協会	S62. 1	
114	視線誘導標設置基準・同解説	日本道路協会	S59. 10	114	視線誘導標設置基準・同解説	日本道路協会	S59. 10	
115	道路照明施設設置基準・同解説	日本道路協会	H19. 10	115	道路照明施設設置基準・同解説	日本道路協会	H19. 10	
116	道路・トンネル照明器材仕様書	建設電気技術協会	H28. 3	116	道路・トンネル照明器材仕様書	建設電気技術協会	H20. 8	
117	LED 道路・トンネル照明導入ガイドライン(案)	国土交通省	H27. 3		新設			
118	道路反射鏡設置指針	日本道路協会	S55. 12	117	道路反射鏡設置指針	日本道路協会	S55. 12	
119	視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説	日本道路協会	S60. 9	118	視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説	日本道路協会	S60. 9	
120	道路標識ハンドブック(2012 年度版)	全国道路標識・標示業協会	H25. 2	119	'95 道路標識ハンドブック	全国道路標識・標示業協会	H 7. 11	
121	路面標示ハンドブック	全国道路標識・標示業協会	H25	120	路面標示ハンドブック	全国道路標識・標示業協会	H13. 12	
122	駐車場設計・施工指針 同解説	日本道路協会	H 4. 11	121	駐車場設計・施工指針 同解説	日本道路協会	H 4. 11	
123	料金徴収施設設置基準(案)・同解説	日本道路協会	H11. 9	122	料金徴収施設設置基準(案)・同解説	日本道路協会	H11. 9	
124	道路のデザイン 道路デザイン指針(案)とその解説	道路環境研究所	H17. 7	123	道路のデザイン 道路デザイン指針(案)とその解説	道路環境研究所	H17. 3	

改 定				現 行				備 考
No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月	No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月	
<a href="#">125</a>	平成 21 年度道路環境センサス調査要領	道路局地方道環境課、国土技術政策総合研究所	H21. 6	<a href="#">124</a>	平成 21 年度道路環境センサス調査要領	道路局地方道環境課、国土技術政策総合研究所	H21. 6	
<a href="#">126</a>	路上自転車・自動二輪車等駐車場設置指針・同解説	日本道路協会	H19. 1	<a href="#">125</a>	路上自転車・自動二輪車等駐車場設置指針・同解説	日本道路協会	H19. 1	
<a href="#">127</a>	<a href="#">道路防災総点検要領〔豪雨・豪雪等〕</a>	<a href="#">道路保全技術センター</a>	<a href="#">H 8. 8</a>		新設			
<a href="#">128</a>	<a href="#">道路防災総点検要領〔地震〕</a>	<a href="#">道路保全技術センター</a>	<a href="#">H 8. 8</a>		新設			
<a href="#">129</a>	<a href="#">防災カルテ作成・運用要領</a>	<a href="#">道路保全技術センター</a>	<a href="#">H 8.12</a>		新設			
<a href="#">130</a>	<a href="#">道路防災点検の手引〔豪雨・豪雪等〕</a>	<a href="#">道路保全技術センター</a>	<a href="#">H19. 9</a>		新設			
<a href="#">131</a>	<a href="#">橋梁の維持管理の体系と橋梁管理カルテ作成要領(案)</a>	<a href="#">国土交通省道路局国道・防災課</a>	<a href="#">H16. 3</a>		新設			
<a href="#">132</a>	<a href="#">橋梁定期点検要領</a>	<a href="#">国土交通省道路局国道・防災課</a>	<a href="#">H26. 3</a>		新設			
<a href="#">133</a>	<a href="#">橋梁における第三者被害予防措置要領(案)</a>	<a href="#">国土交通省道路局国道・防災課</a>	<a href="#">H16. 3</a>		新設			
<a href="#">134</a>	<a href="#">ずい道等建設工事における換気技術指針</a>	<a href="#">建設業労働災害防止協会</a>	<a href="#">H24. 3</a>		新設			
<a href="#">135</a>	<a href="#">道路管理施設等設計指針(案)・道路管理施設等設計要領(案)</a>	<a href="#">日本建設機械施工協会</a>	<a href="#">H15. 7</a>		新設			
<a href="#">136</a>	<a href="#">構想段階における道路計画策定プロセスガイドライン</a>	<a href="#">国土交通省道路局</a>	<a href="#">H25. 7</a>		新設			
〔4〕電気・機械・設備等				〔4〕電気・機械・設備等				
1	日本電機工業会(JEM)規格	日本電機工業会	—	1	日本電機工業会(JEM)規格	日本電機工業会	—	
2	(解説)電気設備の技術基準 <a href="#">最終改正平成 23 年 7 月解釈改正</a>	経済産業省 <a href="#">原子力安全・保安院</a>	<a href="#">H25. 10</a>	2	(解説)電気設備の技術基準	経済産業省 <a href="#">資源エネルギー庁</a>	<a href="#">H13. 5</a>	
3	内線規程 JEAC8001-2011	日本電気協会	<a href="#">H24. 2</a>	3	内線規程	日本電気協会	<a href="#">H12. 10</a>	
4	電気通信設備工事共通仕様書 <a href="#">平成 27 年版</a>	<a href="#">国土交通省</a>	<a href="#">H27. 3</a>	4	電気通信設備工事共通仕様書	建設電気技術協会	<a href="#">H14. 9</a>	
5	電気通信設備施工管理の手引き <a href="#">平成 25 年版</a>	<a href="#">国土交通省</a>	<a href="#">H25. 11</a>	5	電気通信設備施工管理の手引き	建設電気技術協会	<a href="#">H 9. 2</a>	
6	建築設備設計基準 <a href="#">平成 27 年版</a>	<a href="#">国土交通省</a>	<a href="#">H27. 3</a>	6	建築設備設計基準	<a href="#">公共建築協会</a>	<a href="#">H14. 6</a>	
7	<a href="#">公共建築工事標準仕様書〔建築工事編〕平成 28 年版</a>	<a href="#">国土交通省</a>	<a href="#">H28. 3</a>	7	<a href="#">電気設備工事共通仕様書</a>	<a href="#">公共建築協会</a>	<a href="#">H13. 3</a>	
				8	<a href="#">機械設備工事共通仕様書(削除)</a>	<a href="#">公共建築協会</a>	<a href="#">H13. 3</a>	
				9	<a href="#">建築工事共通仕様書(削除)</a>	<a href="#">公共建築協会</a>	<a href="#">H13. 3</a>	
<a href="#">8</a>	<a href="#">公共建築設備工事標準図〔電気設備工事編〕平成 28 年版</a>	<a href="#">国土交通省</a>	<a href="#">H28. 3</a>		新設			
<a href="#">9</a>	<a href="#">公共建築設備工事標準図〔機械設備工事編〕平成 28 年版</a>	<a href="#">国土交通省</a>	<a href="#">H28. 3</a>		新設			
<a href="#">10</a>	<a href="#">電気設備工事監理指針</a>	<a href="#">公共建築協会</a>	<a href="#">H25</a>		新設			

改 定				現 行				備 考
No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月	No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月	
11	<a href="#">電気通信設備工事費積算のための工事数量とりまとめ要領</a>	<a href="#">国土交通省</a>	<a href="#">H12. 3</a>		<a href="#">新設</a>			
12	<a href="#">通信鉄塔設計要領・同解説</a>	<a href="#">国土交通省</a>	<a href="#">H25. 3</a>		<a href="#">新設</a>			
13	<a href="#">通信鉄塔・局舎耐震診断基準(案)・同解説</a>	<a href="#">国土交通省</a>	<a href="#">H25. 3</a>		<a href="#">新設</a>			
14	<a href="#">光ファイバケーブル施工要領・同解説</a>	<a href="#">国土交通省</a>	<a href="#">H25. 3</a>		<a href="#">新設</a>			
15	<a href="#">電気通信施設設計要領・同解説(電気編)</a>	<a href="#">建設電気技術協会</a>	<a href="#">H26. 3</a>		<a href="#">新設</a>			
16	<a href="#">電気通信施設設計要領・同解説(通信編)</a>	<a href="#">建設電気技術協会</a>	<a href="#">H26. 3</a>		<a href="#">新設</a>			
17	<a href="#">電気通信施設設計要領・同解説(情報通信システム編)</a>	<a href="#">建設電気技術協会</a>	<a href="#">H26. 3</a>		<a href="#">新設</a>			
18	<a href="#">雷害対策設計施工要領(案)・同解説</a>	<a href="#">国土交通省</a>	<a href="#">H18. 11</a>		<a href="#">新設</a>			
19	<a href="#">電気通信施設劣化診断要領・同解説(電力設備編)</a>	<a href="#">国土交通省</a>	<a href="#">H18. 11</a>		<a href="#">新設</a>			
20	<a href="#">機械工事塗装要領(案)・同解説</a>	<a href="#">国土交通省</a>	<a href="#">H22. 3</a>		<a href="#">新設</a>			

改 定	現 行	備 考
<p>第2編 河川編</p> <p>第1章 河川環境調査</p> <p>第1節 河川環境調査の種類</p> <p>(中略)</p> <p>第2節 環境影響評価</p> <p>本調査は、<u>「堰事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」</u>（平成27年6月1日国土交通省令第4号）、<u>「湖沼水位調節施設事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」</u>（平成27年6月1日国土交通省令第43号）及び<u>「放水路事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」</u>（平成27年6月1日国土交通省令第43号）（以下この節において「<u>技術指針省令</u>」という）に準拠して実施するものとする。</p> <p>第2102条 環境影響評価の区分</p> <p>環境影響評価の区分は、次の内容に定めるところによる。</p> <p><u>(1) 計画段階配慮書（案）の作成</u></p> <p>(2) 方法書（案）の作成</p> <p>(3) 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定</p> <p>(4) 調査</p> <p>(5) 予測及び評価並びに環境保全措置の検討</p> <p>(6) 準備書（案）の作成</p> <p>(7) 評価書（案）の作成</p> <p>(8) 評価書の補正等</p>	<p>第2編 河川編</p> <p>第1章 河川環境調査</p> <p>第1節 河川環境調査の種類</p> <p>(中略)</p> <p>第2節 環境影響評価</p> <p>本調査は、<u>「堰、湖沼水位調節施設、放水路事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」</u>（以下、「<u>技術指針省令</u>」という）に準拠して実施するものとする。</p> <p>第2102条 環境影響評価の区分</p> <p>環境影響評価の区分は、次の内容に定めるところによる。</p> <p>(1) 方法書（案）の作成</p> <p>(2) 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定</p> <p>(3) 調査</p> <p>(4) 予測及び評価並びに環境保全措置の検討</p> <p>(5) 準備書（案）の作成</p> <p>(6) 評価書（案）の作成</p> <p>(7) 評価書の補正等</p>	

改 定	現 行	備 考
<p><u>第 2103 条 計画段階配慮書（案）の作成</u></p> <p><u>1. 業務目的</u>            本業務は、<u>計画段階配慮書(以下この節において「配慮書」という。)に記載すべき事項とりまとめ、法手続きに必要なとされる主務大臣への送付等に資する配慮書（案）、要約書（案）を作成することを目的とする。</u></p> <p><u>2. 業務内容</u></p> <p><u>(1) 計画準備</u>            受注者は、<u>業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 111 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</u></p> <p><u>(2) 対象事業内容（事業特性）の把握</u>            受注者は、<u>技術指針省令第四条第 1 項第一号に規定された対象事業の内容（以下この節において「事業特性」という。）に関して、設計図書に示される資料より当該対象事業の内容を把握するものとする。</u></p> <p><u>(3) 現地踏査</u>            受注者は、<u>設計図書に示す事項に関して現地踏査を実施し、対象事業実施区域の当該事項の状況について把握するものとする。</u></p> <p><u>(4) 対象事業実施区域及びその周囲の自然的社会的状況（地域特性）の把握</u>            受注者は、<u>入手可能な最新の文献その他の資料を収集することにより、技術指針省令第四条第 1 項第二号に掲げる事項の区分に応じて、対象事業実施区域及びその周囲の自然的社会的状況（以下この節において「地域特性」という）を把握するものとする。</u></p> <p><u>(5) 計画段階配慮事項の選定</u>            受注者は、<u>把握した事業特性及び地域特性を踏まえ、技術指針省令第五条に従い、当該事業の計画段階配慮事項の選定を行うものとする。</u></p> <p><u>(6) 調査、予測及び評価の手法の選定</u>            受注者は、<u>把握した事業特性および地域特性を踏まえ、当該事業の計画段階配慮事項について、技術指針省令第六～十条に従い、調査、予測及び評価の手法の選定を行うものとする。</u></p> <p><u>(7) 配慮書（案）の作成</u>            受注者は、<u>前（2）～（6）を基に、配慮書（案）を作成するものとする。また、配慮書（案）を要約した要約書（案）を作成するものとする。</u></p> <p><u>(8) 位置等に関する複数案の設定</u>            受注者は、<u>技術指針省令第三条に規定された主旨に従い、当該事業が実施されるべき区域の位置又は規模に関する複数の案を適切に設定するものとする。</u></p> <p><u>(9) 照査</u>            受注者は、<u>第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</u></p> <p><u>(10) 報告書作成</u>            受注者は、<u>業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</u></p>	(新設)	

改 定	現 行	備 考
<p>第 <u>2104</u> 条 方法書（案）の作成</p> <p>1. 業務目的 本業務は、技術指針省令<u>第十七条</u>に規定された対象事業の方法書に記載すべき事項についてとりまとめ、法手続きに必要とされる都道府県知事等への送付、公告および縦覧に供される方法書（案）を作成することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>（中略）</p> <p>（2）対象事業内容（事業特性）の把握 受注者は、技術指針省令<u>第二十条</u>第1項第一号に規定された対象事業の内容（以下<u>この節において</u>「事業特性」という。）に関して、設計図書に示される資料より当該対象事業の内容を把握するものとする。</p> <p>（中略）</p> <p>（4）対象事業実施区域及びその周囲の自然的社会的状況（地域特性）の把握 受注者は、入手可能な最新の文献その他の資料を収集することにより、技術指針省令<u>第二十条</u>第1項第二号に掲げる事項の区分に応じて、対象事業実施区域及びその周囲の自然的社会的状況（以下<u>この節において</u>「地域特性」という）を把握するものとする。</p> <p>（5）環境影響評価の項目の選定 受注者は、把握した事業特性及び地域特性を踏まえ、技術指針省令<u>第二十一条</u>に従い、当該事業の環境影響評価の項目の選定を行うものとする。</p> <p>（6）調査、予測及び評価の手法の選定 受注者は、把握した事業特性および地域特性を踏まえ、当該事業の選定項目について、技術指針省令<u>第二十二～二十七条</u>に従い、調査、予測及び評価の手法の選定を行うものとする。</p> <p>（7）方法書（案）の作成 受注者は、前（2）～（6）を基に、技術指針省令<u>第十七条</u>に掲げる事項の区分に従い、方法書（案）を作成するものとする。また、方法書（案）を要約した概要版を作成するものとする。</p> <p>（8）環境影響を受ける範囲であると認められる地域の設定 受注者は、技術指針省令<u>第十八条</u>に規定された主旨に従い、当該事業の選定項目に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を設定するものとする。</p> <p><u>（9）照査</u> <u>受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</u></p> <p>（10）報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p>	<p>第 <u>2103</u> 条 方法書（案）の作成</p> <p>1. 業務目的 本業務は、技術指針省令<u>第二条</u>に規定された対象事業の方法書に記載すべき事項についてとりまとめ、法手続きに必要とされる都道府県知事等への送付、公告および縦覧に供される方法書（案）を作成することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>（中略）</p> <p>（2）対象事業内容（事業特性）の把握 受注者は、技術指針省令<u>第五条</u>第1項第一号に規定された対象事業の内容（以下、「事業特性」という。）に関して、設計図書に示される資料より当該対象事業の内容を把握するものとする。</p> <p>（中略）</p> <p>（4）対象事業実施区域及びその周囲の自然的社会的状況（地域特性）の把握 受注者は、入手可能な最新の文献その他の資料を収集することにより、技術指針省令<u>第五条</u>第1項第二号に掲げる事項の区分に応じて、対象事業実施区域及びその周囲の自然的社会的状況（以下、「地域特性」という）を把握するものとする。</p> <p>（5）環境影響評価の項目の選定 受注者は、把握した事業特性及び地域特性を踏まえ、技術指針省令<u>第六条</u>に従い、当該事業の環境影響評価の項目の選定を行うものとする。</p> <p>（6）調査、予測及び評価の手法の選定 受注者は、把握した事業特性および地域特性を踏まえ、当該事業の選定項目について、技術指針省令<u>第七～十二条</u>に従い、調査、予測及び評価の手法の選定を行うものとする。</p> <p>（7）方法書（案）の作成 受注者は、前（2）～（6）を基に、技術指針省令<u>第二条</u>に掲げる事項の区分に従い、方法書（案）を作成するものとする。また、方法書（案）を要約した概要版を作成するものとする。</p> <p>（8）環境影響を受ける範囲であると認められる地域の設定 受注者は、技術指針省令<u>第三条</u>に規定された主旨に従い、当該事業の選定項目に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を設定するものとする。</p> <p>（9）報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p>	



改 定	現 行	備 考
<p>第 <u>2105</u> 条 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定</p> <p>1. 業務目的</p> <p>本業務は、対象事業の環境影響評価の調査を実施するに当たって、技術指針省令<u>第二十条</u>に規定された事業特性及び地域特性に関する情報を把握し、方法書に記載された環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法に検討を加えることにより、適切に環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定することを目的とする。</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 事業特性の把握</p> <p>受注者は、技術指針省令<u>第二十条</u>第1項第一号の規定に従い、方法書に記載された事業特性について、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法に検討を加えるに当たって見直すことが必要な情報を把握するものとする。</p> <p>(3) 地域特性の把握</p> <p>受注者は、技術指針省令<u>第二十条</u>第1項第二号の規定に従い、方法書に記載された地域特性について、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法に検討を加えるに当たって見直すことが必要な情報を把握するものとする。</p> <p>(4) 環境影響評価の項目の選定</p> <p>受注者は、把握した事業特性及び地域特性を踏まえ、技術指針省令<u>第二十一条</u>に従い、必要に応じ当該事業の環境影響評価の標準項目の削除又は追加を行うものとする。</p> <p>(5) 調査、予測及び評価の手法の選定</p> <p>受注者は、把握した事業特性及び地域特性を踏まえ、当該事業の選定項目について、技術指針省令<u>第二十二～第二十七条</u>に従い、調査、予測及び評価の手法を選定するものとする。なお、必要に応じ当該事業の選定項目について、調査、予測の標準手法の簡略化又は重点化を行うものとする。</p> <p><u>(6) 照査</u></p> <p><u>受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</u></p> <p>(7) 報告書作成</p> <p>受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p>	<p>第 <u>2104</u> 条 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定</p> <p>1. 業務目的</p> <p>本業務は、対象事業の環境影響評価の調査を実施するに当たって、技術指針省令<u>第五条</u>に規定された事業特性及び地域特性に関する情報を把握し、方法書に記載された環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法に検討を加えることにより、適切に環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定することを目的とする。</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 事業特性の把握</p> <p>受注者は、技術指針省令<u>第五条</u>第1項第一号の規定に従い、方法書に記載された事業特性について、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法に検討を加えるに当たって見直すことが必要な情報を把握するものとする。</p> <p>(3) 地域特性の把握</p> <p>受注者は、技術指針省令<u>第五条</u>第1項第二号の規定に従い、方法書に記載された地域特性について、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法に検討を加えるに当たって見直すことが必要な情報を把握するものとする。</p> <p>(4) 環境影響評価の項目の選定</p> <p>受注者は、把握した事業特性及び地域特性を踏まえ、技術指針省令<u>第六条</u>に従い、必要に応じ当該事業の環境影響評価の標準項目の削除又は追加を行うものとする。</p> <p>(5) 調査、予測及び評価の手法の選定</p> <p>受注者は、把握した事業特性及び地域特性を踏まえ、当該事業の選定項目について、技術指針省令<u>第七～十二条</u>に従い、調査、予測及び評価の手法を選定するものとする。なお、必要に応じ当該事業の選定項目について、調査、予測の標準手法の簡略化又は重点化を行うものとする。</p> <p>(6) 報告書作成</p> <p>受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>第 <a href="#">2106</a> 条 調査</p> <p>1. 業務目的 本業務は、対象事業の事業特性及び地域特性を踏まえ、技術指針省令<a href="#">第二十四条</a>に基づいて、選定された項目の調査の手法に従い調査を実施することを目的とする。</p> <p>(中略)</p> <p><a href="#">(4) 照査</a> <u>受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</u></p> <p><a href="#">(5) 報告書作成</a> 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>第 <a href="#">2107</a> 条 予測及び評価並びに環境保全措置の検討</p> <p>1. 業務目的 本業務は、事業特性及び地域特性を踏まえ、技術指針省令<a href="#">第二十五条、二十六条</a>に基づき、選定された項目の予測及び評価を実施すると共に、技術指針省令<a href="#">第二十八条</a>に基づき、必要に応じて行う環境保全措置及び事後調査の検討を行うことを目的とする。</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 予測</p> <p>1) 受注者は、技術指針省令<a href="#">第二十五条</a>の主旨に従い、当該事業の方法書に記載された選定項目の予測の手法に基づき、予測の基本的な手法、予測地域、予測地点、予測対象時期等を具体的に明記した予測の計画を作成するものとする。</p> <p>2) 受注者は、選定項目に係る評価において、必要とされる水準が確保されるよう環境の状況の変化又は環境への負荷の量について、定量的、若しくは定性的に予測するものとする。</p> <p>(3) 環境保全措置の検討 受注者は、技術指針省令<a href="#">第二十九～第三十一条</a>の主旨に従い必要に応じ適切に環境保全措置の検討を行うものとする。</p> <p>(4) 事後調査の検討 受注者は、技術指針省令<a href="#">第三十二条</a>の主旨に従い必要に応じ事後調査の項目及び手法について適切に検討を行うものとする。</p> <p>(5) 評価 受注者は、技術指針省令<a href="#">第二十六条</a>の主旨に従い調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った結果について適切に評価するものとする。</p>	<p>第 <a href="#">2105</a> 条 調査</p> <p>1. 業務目的 本業務は、対象事業の事業特性及び地域特性を踏まえ、技術指針省令<a href="#">第九条</a>に基づいて、選定された項目の調査の手法に従い調査を実施することを目的とする。</p> <p>(中略)</p> <p><a href="#">(4) 報告書作成</a> 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>第 <a href="#">2106</a> 条 予測及び評価並びに環境保全措置の検討</p> <p>1. 業務目的 本業務は、事業特性及び地域特性を踏まえ、技術指針省令<a href="#">第十条、十一条</a>に基づき、選定された項目の予測及び評価を実施すると共に、技術指針省令<a href="#">第十三条</a>に基づき、必要に応じて行う環境保全措置及び事後調査の検討を行うことを目的とする。</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 予測</p> <p>1) 受注者は、技術指針省令<a href="#">第十条</a>の主旨に従い、当該事業の方法書に記載された選定項目の予測の手法に基づき、予測の基本的な手法、予測地域、予測地点、予測対象時期等を具体的に明記した予測の計画を作成するものとする。</p> <p>2) 受注者は、選定項目に係る評価において、必要とされる水準が確保されるよう環境の状況の変化又は環境への負荷の量について、定量的、若しくは定性的に予測するものとする。</p> <p>(3) 環境保全措置の検討 受注者は、技術指針省令<a href="#">第十四条～第十六条</a>の主旨に従い必要に応じ適切に環境保全措置の検討を行うものとする。</p> <p>(4) 事後調査の検討 受注者は、技術指針省令<a href="#">第十七条</a>の主旨に従い必要に応じ事後調査の項目及び手法について適切に検討を行うものとする。</p> <p>(5) 評価 受注者は、技術指針省令<a href="#">第十一条</a>の主旨に従い調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った結果について適切に評価するものとする。</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>(6) 総合評価 受注者は、技術指針省令<u>第三十三条</u>第6項の主旨に従い調査の結果の概要及び前述の(2)～(5)をとりまとめ、環境影響評価の総合的な評価の一覧を作成するものとする。</p> <p><u>(7) 照査</u> <u>受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</u></p> <p>(8) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>第2108条 準備書(案)の作成</p> <p>1. 業務目的 本業務は、技術指針省令<u>第三十三条</u>に規定された準備書に記載すべき事項についてとりまとめ、法手続きに必要とされる都道府県知事等への送付、公告及び縦覧に供される準備書(案)、要約書(案)を作成することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 準備書(案)の作成 受注者は、技術指針省令<u>第三十三条</u>の主旨に従い、準備書に記載すべき事項についてとりまとめ準備書(案)を作成するものとする。</p> <p>(中略)</p> <p><u>(5) 照査</u> <u>受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</u></p> <p>(6) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>第2109条 評価書(案)の作成</p> <p>1. 業務目的 本業務は、準備書についての意見を踏まえ、技術指針省令<u>第三十四条</u>に規定された対象事業の評価書に記載すべき事項についてとりまとめ、法手続きに必要とされる免許等を行う者等に送付するための評価書(案)を作成することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(中略)</p>	<p>(6) 総合評価 受注者は、技術指針省令<u>第十八条</u>第6項の主旨に従い調査の結果の概要及び前述の(2)～(5)をとりまとめ、環境影響評価の総合的な評価の一覧を作成するものとする。</p> <p>(7) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>第2107条 準備書(案)の作成</p> <p>1. 業務目的 本業務は、技術指針省令<u>第十八条</u>に規定された準備書に記載すべき事項についてとりまとめ、法手続きに必要とされる都道府県知事等への送付、公告及び縦覧に供される準備書(案)、要約書(案)を作成することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 準備書(案)の作成 受注者は、技術指針省令<u>第十八条</u>の主旨に従い、準備書に記載すべき事項についてとりまとめ準備書(案)を作成するものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>(5) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>第2108条 評価書(案)の作成</p> <p>1. 業務目的 本業務は、準備書についての意見を踏まえ、技術指針省令<u>第十九条</u>に規定された対象事業の評価書に記載すべき事項についてとりまとめ、法手続きに必要とされる免許等を行う者等に送付するための評価書(案)を作成することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(中略)</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>(2) 評価書（案）の作成 受注者は、技術指針省令<u>第三十四条</u>の主旨に従い、評価書に記載すべき事項についてとりまとめ評価書（案）を作成するものとする。</p> <p>(中略)</p> <p><u>(4) 照査</u> <u>受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</u></p> <p>(5) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>第 <u>2110</u> 条 評価書の補正等</p> <p>(中略)</p> <p><u>(4) 照査</u> <u>受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</u></p> <p>(5) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>第 3 節 河川水辺環境調査 本調査は、河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【<u>河川版</u>】(<u>国土交通省・平成 28 年 1 月</u>)及び河川水辺総括資料作成調査の手引き（案）(<u>リバーフロント整備センター・平成 13 年 8 月</u>)に準拠して、実施するものとする。</p> <p>第 <u>2111</u> 条 河川水辺環境調査の区分</p> <p>(中略)</p>	<p>(2) 評価書（案）の作成 受注者は、技術指針省令<u>第十九条</u>の主旨に従い、評価書に記載すべき事項についてとりまとめ評価書（案）を作成するものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>(4) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>第 <u>2109</u> 条 評価書の補正等</p> <p>(中略)</p> <p>(4) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>第 3 節 河川水辺環境調査 本調査は、河川水辺の国勢調査マニュアル及び河川水辺総括資料作成調査の手引き（案）に準拠して、実施するものとする。</p> <p>第 <u>2110</u> 条 河川水辺環境調査の区分</p> <p>(中略)</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>第 <u>2112</u> 条 魚類調査</p> <p>1. 業務目的 本調査は、河川における魚介類の生息状況を把握することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備</p> <p>受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 <u>1112</u> 条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</p> <p>(2) 事前調査</p> <p>受注者は、現地調査を行う前に、設計図書に基づき、文献調査及び聞き取り調査を実施するものとする。なお、文献の収集及び聞き取り相手の選定にあたっては、「河川水辺の国勢調査 <u>基本調査</u>マニュアル【<u>河川版</u>】（国土交通省・平成28年1月）」に基づき、学識経験者の助言を得るようとする。</p> <p>(3) 現地調査計画策定</p> <p>受注者は、全体調査計画書および事前調査の成果を踏まえ、調査区域を設定した上で現地踏査し、調査計画を検討、策定し、調査職員の承諾を得るものとする。なお、計画策定にあたっては、「河川水辺の国勢調査 <u>基本調査</u>マニュアル【<u>河川版</u>】（国土交通省・平成28年1月）」に基づき、学識経験者の助言を得るようとする。</p> <p>(4) 現地調査</p> <p>受注者は現地調査計画に基づき、調査を実施するものとする。</p> <p>(5) 調査成果のとりまとめ</p> <p>受注者は、調査成果について所定の様式に基づき、下記のようにとりまとめるものとする。</p> <p>1) 考察・評価</p> <p>受注者は、調査成果について「河川水辺の国勢調査 <u>基本調査</u>マニュアル【<u>河川版</u>】（国土交通省・平成28年1月）」に基づき、学識経験者の助言を仰ぎ、評価をとりまとめ、考察を行う。</p> <p>2) データの入力</p> <p>受注者は、「河川水辺の国勢調査入出力システム【<u>河川版</u>】（Ver3.90）（リバーフロント整備センター・平成27年度版）」に基づき調査データの入力を行う。</p> <p><u>(6) 照査</u></p> <p><u>受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</u></p> <p>(7) 報告書作成</p> <p>受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p>	<p>第 <u>2111</u> 条 魚介類調査</p> <p>1. 業務目的 本調査は、河川における魚介類の生息状況を把握することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備</p> <p>受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 <u>1111</u> 条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</p> <p>(2) 事前調査</p> <p>受注者は、現地調査を行う前に、設計図書に基づき、文献調査及び聞き取り調査を実施するものとする。なお、文献の収集及び聞き取り相手の選定にあたっては、「河川水辺の国勢調査マニュアル」に基づき、学識経験者の助言を得るようとする。</p> <p>(3) 現地調査計画策定</p> <p>受注者は、事前調査の成果を踏まえ、調査区域を設定した上で現地踏査し、調査計画を検討、策定し、調査職員の承諾を得るものとする。なお、計画策定にあたっては、「河川水辺の国勢調査マニュアル」に基づき、学識経験者の助言を得るようとする。</p> <p>(4) 現地調査</p> <p>受注者は現地調査計画に基づき、調査を実施するものとする。</p> <p>(5) 調査成果のとりまとめ</p> <p>受注者は、調査成果について所定の様式に基づき、下記のようにとりまとめるものとする。</p> <p>1) 考察・評価</p> <p>受注者は、調査成果について「河川水辺の国勢調査マニュアル」に基づき、学識経験者の助言を仰ぎ、評価をとりまとめ、考察を行う。</p> <p>2) データの入力</p> <p>受注者は、「河川水辺の国勢調査（河川版）<u>生物調査編ーデータ</u>入出力システムー（財）リバーフロント整備センター」に基づき調査データの入力を行う。</p> <p><u>(6) 報告書作成</u></p> <p>受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>第 <u>2113</u> 条 底生動物調査</p> <p>1. 業務目的 本調査は、河川の水域における底生動物の生息状況を把握することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(中略)</p> <p>(5) 室内分析 受注者は、現地調査において採集したサンプルを室内に持ち帰り、ソーティングを行い、ついで、種の同定、種ごとの個体数の計数を行うものとする。また、定量採集においては、サンプルの湿重量の測定を行い、<u>「河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【河川版】（国土交通省・平成 28 年 1 月）」</u>にもとづき標本を<b>作製</b>するものとする。</p> <p>(中略)</p> <p><u>(7) 照査</u> <u>受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</u></p> <p><u>(8) 報告書作成</u> 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>第 <u>2114</u> 条 植物調査</p> <p>(中略)</p> <p><u>(6) 照査</u> <u>受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</u></p> <p><u>(7) 報告書作成</u> 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p>	<p>第 <u>2112</u> 条 底生動物調査</p> <p>1. 業務目的 本調査は、河川の水域における底生動物の生息状況を把握することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(中略)</p> <p>(5) 室内分析 受注者は、現地調査において採集したサンプルを室内に持ち帰り、ソーティングを行い、ついで、種の同定、種ごとの個体数の計数を行うものとする。また、定量採集においては、サンプルの湿重量の測定を行い、<u>原則として調査回数ごとに 1 種類 1 個体以上ずつの標本を<b>作成</b></u>するものとする。</p> <p>(中略)</p> <p><u>(7) 報告書作成</u> 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>第 <u>2113</u> 条 植物調査</p> <p>(中略)</p> <p><u>(6) 報告書作成</u> 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>第 <a href="#">2115</a> 条 鳥類調査</p> <p>(中略)</p> <p><u>(6) 照査</u> 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p><u>(7) 報告書作成</u> 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>第 <a href="#">2116</a> 条 両生類・爬虫類・哺乳類調査</p> <p>(中略)</p> <p><u>(6) 照査</u> 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p><u>(7) 報告書作成</u> 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>第 <a href="#">2117</a> 条 陸上昆虫類等調査</p> <p>1. 業務目的 本調査は、河川内における陸上昆虫類等の生息状況を把握することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(中略)</p> <p>(5) 室内分析 受注者は、現地調査において採集した陸上昆虫類等を室内に持ち帰り、調査地区ごとに同定及び計数を行い、「<a href="#">河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【河川版】(国土交通省・平成28年1月)</a>」にもとづき標本を<b>作製</b>するものとする。</p> <p>(中略)</p>	<p>第 <a href="#">2114</a> 条 鳥類調査</p> <p>(中略)</p> <p><u>(6) 報告書作成</u> 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>第 <a href="#">2115</a> 条 両生類・爬虫類・哺乳類調査</p> <p>(中略)</p> <p><u>(6) 報告書作成</u> 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>第 <a href="#">2116</a> 条 陸上昆虫類等調査</p> <p>1. 業務目的 本調査は、河川内における陸上昆虫類等の生息状況を把握することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(中略)</p> <p>(5) 室内分析 受注者は、現地調査において採集した陸上昆虫類等を室内に持ち帰り、調査地区ごとに同定及び計数を行い、<a href="#">全種類について</a>標本を<b>作成し保管</b>するものとする。</p> <p>(中略)</p>	

改 定	現 行	備 考
<p><u>(7) 照査</u>  <u>受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</u></p> <p>(8) 報告書作成  受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>第 <u>2118</u> 条 河川調査</p> <p>(中略)</p> <p><u>(5) 照査</u>  <u>受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</u></p> <p>(6) 報告書作成  受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>第 <u>2119</u> 条 河川空間利用実態調査</p> <p>1. 業務目的  河川空間の利用者数、利用状況等河川空間の利用実態を把握することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 河川空間利用実態調査  受注者は、「河川水辺の国勢調査マニュアル <u>(案) (河川空間利用実態調査編) (国土交通省平成 16 年 3 月)</u>」に基づき、河川空間の利用実態として有料施設区域の調査、定点観測、区間観測等を行い、集計を行うものとする。</p> <p>(中略)</p> <p><u>(5) 照査</u>  <u>受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</u></p> <p>(6) 報告書作成  受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p>	<p>(7) 報告書作成  受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>第 <u>2117</u> 条 河川調査</p> <p>(中略)</p> <p>(5) 報告書作成  受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>第 <u>2118</u> 条 河川空間利用実態調査</p> <p>1. 業務目的  河川空間の利用者数、利用状況等河川空間の利用実態を把握することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 河川空間利用実態調査  受注者は、「河川水辺の国勢調査マニュアル」に基づき、河川空間の利用実態として有料施設区域の調査、定点観測、区間観測等を行い、集計を行うものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>(5) 報告書作成  受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p>	



改 定

現 行

備 考

第 2120 条 河川水辺総括資料作成調査1. 業務目的 河川水辺の国勢調査結果を総括的にとりまとめ、総括資料を作成することを目的とする。2. 業務内容(2) 資料調査受注者は、設計図書および「河川水辺総括資料作成調査の手引き（案）（リバーフロント整備センター・平成 13 年 8 月）」に基づき、河川水辺の国勢調査の結果を収集整理し、総括的な考察検討をおこなうものとする。(3) 調査成果のとりまとめ受注者は、調査成果について、所定の様式に基づき、とりまとめ、河川 調査総括図を作成するものとする。(4) 照査受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施 するものとする。(5) 報告書作成受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び設計業務の成果 に準じて報告書を作成するものとする。

第 4 節 成果物

第 2121 条 成果品

(中略)

新設

第 4 節 成果品

第 2119 条 成果品

(中略)

改 定	現 行	備 考
<p>第2章 河川調査・計画</p> <p>(中略)</p> <p>第2節 洪水痕跡調査</p> <p>第2202条 洪水痕跡調査</p> <p>(中略)</p> <p>(6) <u>照査</u></p> <p>受注者は、<u>第1108条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。</u></p> <p><u>1) 痕跡測量についての計算点検、作図点検、作業実施報告書、社内点検、校正直し等を行うものとする。</u></p> <p>第3節 計画降雨検討</p> <p>(中略)</p> <p>第2204条 ティーセン法による検討</p> <p>(中略)</p> <p>(3) 統計解析</p> <p>受注者は、観測期間、地域バランス及び年代別ティーセン分割等を考慮して統計解析に用いる観測所を選定し、必要に応じ相関回帰分析等により欠測補填を行い、<u>(ただし欠損観測所を除く)</u>、データ登録を行うものとする。また、河川の水利水文特性などの状況、洪水調節施設計画配置などを考慮した高水流出モデル等を勘案した流域の分割を行い、ティーセン法により分割流域および各主要地点上流域の平均雨量を算出し、各年最大流域平均降雨量(日・時間等)一覧表、ティーセン分割図及びティーセン係数表等を作成するものとする。この各年最大流域平均降雨量(日・時間等)から、確率分布モデルにより<u>計画規模に対する</u>確率計算を行い適切な方法で確率分布モデルを評価し、確率水文量を設定し、確率計算結果プロット図、確率雨量表及び不偏分散計算結果一覧表等を作成するものとする。</p> <p>(中略)</p>	<p>第2章 河川調査・計画</p> <p>(中略)</p> <p>第2節 洪水痕跡調査</p> <p>第2202条 洪水痕跡調査</p> <p>(中略)</p> <p>(6) <u>点検整理</u></p> <p>受注者は、痕跡測量についての計算点検、作図点検、作業実施報告書、社内点検、校正直し等を行うものとする。</p> <p>第3節 計画降雨検討</p> <p>(中略)</p> <p>第2204条 ティーセン法による検討</p> <p>(中略)</p> <p>(3) 統計解析</p> <p>受注者は、観測期間、地域バランス及び年代別ティーセン分割等を考慮して統計解析に用いる観測所を選定し、必要に応じ相関回帰分析等により欠測補填を行い、データ登録を行うものとする。また、河川の水利水文特性などの状況、洪水調節施設計画配置などを考慮した高水流出モデル等を勘案した流域の分割を行い、ティーセン法により分割流域および各主要地点上流域の平均雨量を算出し、各年最大流域平均降雨量(日・時間等)一覧表、ティーセン分割図及びティーセン係数表等を作成するものとする。この各年最大流域平均降雨量(日・時間等)から、確率分布モデルにより確率計算を行い適切な方法で確率分布モデルを評価し、確率水文量を設定し、確率計算結果プロット図、確率雨量表及び不偏分散計算結果一覧表等を作成するものとする。</p> <p>(中略)</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>(5) 対象降雨の作成 受注者は、降雨特性の検討、降雨確率の検討等を踏まえて、<u>主要地点上流域の対象降雨の波形</u>作成を行うものとする。</p> <p><u>(6) 照査</u> <u>受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</u></p> <p>(7) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>第 2205 条 降雨強度曲線による検討</p> <p>(中略)</p> <p><u>(6) 照査</u> <u>受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</u></p> <p>(7) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>第 4 節 基本高水・計画高水流量検討</p> <p>(中略)</p> <p>第2207条 貯留関数法による検討</p> <p>(中略)</p> <p><u>(6) 照査</u> <u>受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</u></p> <p>(7) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p>	<p>(5) 対象降雨の作成 受注者は、降雨特性の検討、降雨確率の検討等を踏まえて、<u>対象降雨群を選定し、主要地点上流域の対象降雨群</u>の作成を行うものとする。</p> <p>(6) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>第 2205 条 降雨強度曲線による検討</p> <p>(中略)</p> <p>(6) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>第 4 節 基本高水・計画高水流量検討</p> <p>(中略)</p> <p>第 2207 条 貯留関数法による検討</p> <p>(中略)</p> <p>(6) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>第 2208 条 準線形貯留型モデルによる検討</p> <p>(中略)</p> <p><u>(6) 照査</u>  <u>受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施 するものとする。</u></p> <p>(7) 報告書作成  受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成 果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>第 2209 条 雨量確率手法による検討</p> <p>(中略)</p> <p><u>(7) 照査</u>  <u>受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施 するものとする。</u></p> <p>(8) 報告書作成  受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>第 2210 条 流量確率手法による検討</p> <p>(中略)</p> <p><u>(7) 照査</u>  <u>受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施 するものとする。</u></p> <p>(8) 報告書の作成  受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p>	<p>第 2208 条 準線形貯留型モデルによる検討</p> <p>(中略)</p> <p>(6) 報告書作成  受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成 果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>第 2209 条 雨量確率手法による検討</p> <p>(中略)</p> <p>(7) 報告書作成  受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>第 2210 条 流量確率手法による検討</p> <p>(中略)</p> <p>(7) 報告書の作成  受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>第5節 低水流出解析</p> <p>第2211条 低水流出解析</p> <p>(中略)</p> <p>(3) 現地調査 1) 行程計画</p> <p>(中略)</p> <p>(4) 資料収集・整理 1) 雨量資料収集・整理 受注者は、対象年間の各観測所における日雨量（降雪量含む）および月別蒸発量（又は気温）を収集・整理し、日界修正、記入ミス、欠落等の点検・補正を行い、日雨量年表を作成するものとする。また、収集データは記憶媒体にデータ登録を行うものとする。</p> <p>(中略)</p> <p><u>(9) 照査</u> <u>受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</u></p> <p>(10) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>第6節 河道計画</p> <p>第2212条 河道計画（大規模河川）</p> <p>(中略)</p> <p>(4) 資料収集・整理 受注者は、貸与された定期縦横断測量図、ダム堆砂量、水位・流量観測記録、洪水痕跡資料、河床材料及び砂利採取資料、河川工作物台帳、水利台帳、堤防台帳等の資料を整理するものとする。なお、整理した資料は、記憶媒体にデータ登録するものとする。</p> <p>(中略)</p>	<p>第5節 低水流出解析</p> <p>第2211条 低水流出解析</p> <p>(中略)</p> <p>(3) 現地調査 1) 行程計画及びとりまとめ</p> <p>(中略)</p> <p>(4) 資料収集整理 1) 雨量資料収集整理 受注者は、対象年間の各観測所における日雨量（降雪量含む）および月別蒸発量（又は気温）を収集整理し、日界修正、記入ミス、欠落等の点検・補正を行い、日雨量年表を作成するものとする。また、収集データは記憶媒体にデータ登録を行うものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>(9) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>第6節 河道計画</p> <p>第2212条 河道計画（大規模河川）</p> <p>(中略)</p> <p>(4) 資料整理検討 受注者は、貸与された定期縦横断測量図、ダム堆砂量、水位・流量観測記録、洪水痕跡資料、河床材料及び砂利採取資料、河川工作物台帳、水利台帳、堤防台帳等の資料を整理し、検討するものとする。なお、整理した資料は、記憶媒体にデータ登録するものとする。</p> <p>(中略)</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>6) 現況流下能力の把握</p> <p>受注者は、流量配分、出発水位、(セグメント別)粗度係数、死水域、境界混合係数等を設定し、現況河道を対象に支川合流・構造物・樹木群によるせき上げを取り込んだ準二次元不等流計算から得た計算水位に、湾曲・砂州等による水理的上昇要因を加えた水位を用いて各断面の計画高水位相当の流下能力を算定するものとする。<u>なお、計算モデルについては洪水痕跡等から妥当性を検証するものとする。</u></p> <p>(中略)</p> <p><u>(12) 照査</u></p> <p><u>受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施 するものとする。</u></p> <p><u>(13) 報告書作成</u></p> <p>受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>第2213条 河道計画 (中小河川)</p> <p>(中略)</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 資料収集・整理</p> <p>(中略)</p> <p>2) 資料収集・整理</p> <p>(中略)</p> <p>(4) <u>河川特性の把握</u></p> <p>受注者は、各河川の状況に応じて河川工作物調査、災害特性調査、河道断面特性の検討、河床高経年変化調査、洗掘堆積量経年変化調査、ダム堆砂量調査、蛇行特性の検討、河床材料調査、粗度係数の検討、現況河道の流下能力検討、堤防の安全水位による流下能力検討、現況河道の流砂特性検討、支川流入状況の実態把握等の調査項目<u>を行い、河川特性を把握する</u>ものとする。</p>	<p>6) 現況流下能力の把握</p> <p>受注者は、流量配分、出発水位、(セグメント別)粗度係数、死水域、境界混合係数等を設定し、現況河道を対象に支川合流・構造物・樹木群によるせき上げを取り込んだ準二次元不等流計算から得た計算水位に、湾曲・砂州等による水理的上昇要因を加えた水位を用いて各断面の計画高水位相当の流下能力を算定するものとする。</p> <p>(中略)</p> <p><u>(12) 報告書作成</u></p> <p>受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>第 2213 条 河道計画 (中小河川)</p> <p>(中略)</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 資料収集整理</p> <p>(中略)</p> <p>2) 資料収集整理</p> <p>(中略)</p> <p>(4) <u>現況河道解析</u></p> <p>受注者は、各河川の状況に応じて河川工作物調査、災害特性調査、河道断面特性の検討、河床高経年変化調査、洗掘堆積量経年変化調査、ダム堆砂量調査、蛇行特性の検討、河床材料調査、粗度係数の検討、現況河道の流下能力検討、堤防の安全水位による流下能力検討、現況河道の流砂特性検討、支川流入状況の実態把握等の調査項目<u>に対し、現況河道解析を行う</u>ものとする。</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>(中略)</p> <p><u>(7) 照査</u> 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施 するものとする。</p> <p>(8) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>第 7 節 内水処理計画</p> <p>第 2214 条 内水処理計画</p> <p>(中略)</p> <p>(3) 基礎調査 1) <u>水文資料の収集・整理</u> 受注者は、既往の内水状況の把握、内水の確率規模検討等のために必要とされる雨量、水位、流量資料を収集・整理するものとする。また、必要と考えられる場合は、<u>発注者と協議の上</u>、新たに水文観測所を設置し、観測を行うものとする。</p> <p>(中略)</p> <p><u>(14) 照査</u> 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施 するものとする。</p> <p>(15) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>第 8 節 利水計画</p> <p>第 2215 条 利水計画検討</p> <p>(中略)</p> <p>(5) 利水計算モデルの検討</p> <p>(中略)</p>	<p>(中略)</p> <p>(7) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>第 7 節 内水処理計画</p> <p>第 2214 条 内水処理計画</p> <p>(中略)</p> <p>(3) 基礎調査 1) <u>水文調査</u> 受注者は、既往の内水状況の把握、内水の確率規模検討等のために必要とされる雨量、水位、流量資料を収集・整理するものとする。また、必要と考えられる場合は、新たに水文観測所を設置し、観測を行うものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>(14) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>第 8 節 利水計画</p> <p>第 2215 条 利水計画検討</p> <p>(中略)</p> <p>(5) 利水計算モデルの検討</p> <p>(中略)</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>4) 計算<u>モデル</u>作成 受注者は、利水計算系統図、基準地点及び利水計算条件を基に利水<u>モデル</u>を作成するものとする。</p> <p>(6) 利水計算 1) データ登録 受注者は、雨量、流量、確保流量等のデータを利水計算に使用し易いよう、記憶媒体に登録するものとする。なお、計算モデルへのデータの適用に際し、実測データを基に加工、作成したデータを用いる場合は、その過程<u>の再現に必要な情報</u>についても合わせて登録するものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>第9節 正常流量検討</p> <p>第 2216 条 正常流量検討 (大規模河川)</p> <p>(中略)</p> <p><u>(9) 照査</u> <u>受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施 するものとする。</u></p> <p>(10) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>第 2217 条 正常流量検討 (中小河川)</p> <p>(中略)</p> <p>(3) 資料収集・整理 受注者は、資料収集・整理について、第 2216 条正常流量検討 (大規模河川) 第2項 (3) に準ずるものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>(6) 項目別必要流量の検討</p> <p>(中略)</p>	<p>4) 計算<u>プログラム</u>作成 受注者は、利水計算系統図、基準地点及び利水計算条件を基に利水<u>プログラム</u>を作成するものとする。</p> <p>(6) 利水計算 1) データ登録 受注者は、雨量、流量、確保流量等のデータを利水計算に使用し易いよう、記憶媒体に登録するものとする。なお、計算モデルへのデータの適用に際し、実測データを基に加工、作成したデータを用いる場合は、その過程<u>を再現し得るプログラム</u>についても合わせて登録するものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>第9節 正常流量検討</p> <p>第 2216 条 正常流量検討 (大規模河川)</p> <p>(中略)</p> <p>(9) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>第 2217 条 正常流量検討 (中小河川)</p> <p>(中略)</p> <p>(3) 資料収集整理 受注者は、資料収集整理について、第 2216 条正常流量検討 (大規模河川) 第2項 (3) に準ずるものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>(6) 項目別必要流量の検討</p> <p>(中略)</p>	



改 定	現 行	備 考
<p>5) その他政令5項目からの必要流量 受注者は、<u>正常流量検討の手引き(案)(国土交通省・平成19年9月)に基づき</u>、下記の5項目について必要流量の調査、検討を行うものとする。</p> <p>(中略)</p> <p><u>(9) 照査</u> 受注者は、<u>第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</u></p> <p>(10) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>第10節 氾濫水理解析</p> <p>第2218条 氾濫水理解析(二次元モデルを用いる場合)</p> <p>(中略)</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(中略)</p> <p>(5) 調査対象洪水の設定 1) 現況河道断面特性の把握 受注者は、横断測量図より河道断面特性を把握するものとする。</p> <p>(中略)</p> <p><u>(7) 照査</u> 受注者は、<u>第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</u></p> <p>(8) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p>	<p>5) その他政令5項目からの必要流量 受注者は、下記の5項目について必要流量の調査、検討を行うものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>(9) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>第10節 氾濫水理解析</p> <p>第2218条 氾濫水理解析(二次元モデルを用いる場合)</p> <p>(中略)</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(中略)</p> <p>(5) 調査対象洪水の設定 1) 現況河道断面特性の把握 受注者は、<u>定期</u>横断測量図より河道断面特性を把握するものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>(7) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>第 11 節 総合治水対策調査</p> <p>第 2219 条 総合治水対策調査</p> <p>(中略)</p> <p><u>(12) 照査</u> 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p>(13) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>第 12 節 洪水予測システム検討</p> <p>第 2220 条 洪水予測システム検討</p> <p>(中略)</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 資料収集・整理</p> <p>(中略)</p> <p>2) 水位・流量資料収集・整理 受注者は、比較的近年の洪水資料の中から、資料収集する洪水を選定し、洪水時時刻水位・流量資料を収集・整理するものとする。収集 データは記憶媒体に登録するものとする。</p> <p>3) 雨量資料収集・整理 受注者は、選定した資料収集する洪水について、雨量資料の収集・整理を行うものとする。収集データは記憶媒体に登録するものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>(3) 流出予測モデルの検討</p>	<p>第 11 節 総合治水対策調査</p> <p>第 2219 条 総合治水対策調査</p> <p>(中略)</p> <p>(12) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>第 12 節 洪水予測システム検討</p> <p>第 2220 条 洪水予測システム検討</p> <p>(中略)</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 資料収集整理</p> <p>(中略)</p> <p>2) 水位・流量資料収集整理検討 受注者は、比較的近年の洪水資料の中から、資料収集洪水を選定し、洪水時時刻水位・流量資料を収集・整理するものとする。収集 データは記憶媒体に登録するものとする。</p> <p>3) 雨量資料収集整理 受注者は、選定した資料収集洪水について、雨量資料の収集・整理を行うものとする。収集データは記憶媒体に登録するものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>(3) 流出予測モデルの検討</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>(中略)</p> <p>12) フィードバックシステムの検討  受注者は、<u>洪水予測システムチェックリスト(案)(国土技術政策総合研究所・平成 22 年 5 月)に基づき</u>、流出予測モデルのフィードバックシステムを検討するものとする。フィードバックシステムは基本的に「定数固定現時刻合わせ方式」によるものとする。</p> <p>(中略)</p> <p><u>(7) 照査</u>  受注者は、<u>第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</u></p> <p><u>(8) 報告書作成</u>  受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>(中略)</p>	<p>(中略)</p> <p>12) フィードバックシステムの検討  受注者は、流出予測モデルのフィードバックシステムを検討するものとする。フィードバックシステムは基本的に「定数固定現時刻合わせ方式」によるものとする。</p> <p>(中略)</p> <p><u>(7) 報告書作成</u>  受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>(中略)</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>第3章 河川構造物設計</p> <p>第1節 河川構造物設計の種類</p> <p>第2301条 河川構造物設計の種類 河川構造物設計の種類は、以下のとおりとするが、その他類似の構造物の設計がある場合は、この項目に準拠することとする。</p> <p><u>(1) 築堤設計</u> (2) 護岸設計 (3) 樋門設計 (4) 床止め設計 (5) 堰設計 (6) 水門設計 (7) 排水機場設計</p> <p><u>第2節 築堤設計</u> <u>築堤設計は、盛土により築造される堤防の新規築堤、現況堤防の改築等を計画するに際して実施する河川堤防の設計に適用する。ただし、高潮区間の堤防、高規格堤防、越流堤、自立式特殊堤については適用しない。</u></p> <p><u>第2302条 築堤設計区分</u> <u>築堤設計は、以下の区分により行うものとする。</u></p> <p><u>(1) 予備設計</u> <u>(2) 詳細設計</u></p> <p><u>第2303条 築堤予備設計</u></p> <p><u>1. 業務目的</u> <u>築堤予備設計は、当該区間全体の法線形、堤防形状、基本断面形状についての検討を行い、対象地域における最適な堤防の基本諸元を選定することを目的とする。</u></p> <p><u>2. 業務内容</u> <u>堤防予備設計の業務内容は下記のとおりとするが、新規築堤に伴う排水系統の見直し等を要する場合は別途設計図書に示される業務内容に準拠することとする。</u></p> <p><u>(1) 設計計画</u> <u>受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</u></p>	<p>第3章 河川構造物設計</p> <p>第1節 河川構造物設計の種類</p> <p>第2301条 河川構造物設計の種類 河川構造物設計の種類は、以下のとおりとするが、その他類似の構造物の設計がある場合は、この項目に準拠することとする。</p> <p>(1) 護岸設計 (2) 樋門設計 (3) 床止め設計 (4) 堰設計 (5) 水門設計 (6) 排水機場設計</p> <p>(新設)</p>	

改 定	現 行	備 考
<p><u>(2) 現地踏査</u>  <u>受注者は、貸与資料を基に現地踏査を行い、現況施設の状況、予定地周辺の河川の状況、河道特性、地形、地質、近接構造物及び土地利用状況・河川の利用形態等を把握し、合わせて工事用道路、仮排水路、施工ヤード等の施工の観点から現地状況を把握し、整理するものとする。なお、現地調査（測量、地質調査等）を必要とする場合は、その理由を明らかにし、調査内容について調査職員に報告し、指示を受けるものとする。</u></p> <p><u>(3) 基本事項の検討</u></p> <p><u>1) 基礎検討</u>  <u>受注者は、対象範囲の区間毎に堤防の主要課題である次の事項を検討及び決定し、安全性検討において特に注意すべき点を明確にするものとする。</u></p> <p><u>① 法線形</u>  <u>② 基本断面形状（天端高、天端幅、法勾配、小段等）</u>  <u>③ 環境</u></p> <p><u>2) 法覆工の検討</u>  <u>受注者は、河道特性、既往の被災箇所、既設護岸の有無等を整理し、洪水時の流速等の外力条件に基づいて法覆工の必要性、必要範囲について検討する。</u></p> <p><u>3) 関連構造物の検討</u>  <u>受注者は、堤防改修に伴う影響構造物の内、小規模施設（管渠、距離標、光ケーブル等の埋設物）、堤防坂路、堤内道路、堤防天端道路等について対象位置・範囲を設定し、改修方針を立案するものとする。また、現況排水系統を踏まえた堤脚水路の縦横断計画を立案する。</u></p> <p><u>(4) 図面作成</u>  <u>受注者は、下記の図面を作成するものとする。</u></p> <p><u>1) 平面図（1/500～1/1,000）</u>  <u>上記の測量精度の平面図に堤防法線と法尻法線を描くと共に補償施設及び用地、家屋、付け替え道路の範囲を明示し、詳細設計にスムーズに移行できる図面を作成するものとする。</u></p> <p><u>2) 縦断図（1/500～1/1,000）</u>  <u>平面図と同縮尺の規模で現況状況に対して、堤防高、関連施設等の挿入を計り、適切な縦断計画図を作成するものとする。</u></p> <p><u>3) 標準横断図</u>  <u>基本事項で検討された断面毎に、堤防標準横断図を作成するものとする。</u></p> <p><u>4) 小規模構造物</u>  <u>小規模施設は、代表地点の改築一般図を1ヶ所作成し、複数の場合その他は基本諸元を表などにまとめるものとする。</u></p>	(新設)	

改 定	現 行	備 考
<p><u>(5) 施工計画案の検討</u>  <u>受注者は、選定された堤防形状、対策工法について下記について検討を行い、最適な施工計画案を策定するものとする。</u></p> <p><u>1) 施工方法の検討</u>  <u>基本事項の検討において選定された堤防形状、対策工法を基に該当区間の堤防工事の施工計画案（施工方針、仮設工、施工順序及び施工機械等）を立てるものとする。</u></p> <p><u>2) 仮設計画の検討</u>  <u>受注者は、施工方法の検討で立案された仮設工の必要性及び規模諸元の検討を行って仮設計画を立てるものとする。</u></p> <p><u>3) 全体施工計画の検討</u>  <u>受注者は、上記の検討を踏まえ、対象区間全体の平面、工程計画を立て、施工性、安全性、経済性等の検討を行うものとする。</u></p> <p><u>(6) 概算工事費</u>  <u>受注者は、標準横断図を基に第 1211 条設計業務の成果第 5 項に基づき、概算工事費を算定するものとする。なお、仮設工に関しては、主要工法について算定するものとする。</u></p> <p><u>(7) 考察</u>  <u>受注者は、本設計において、解決されなかった問題点を項目ごとに列記し、今後行われる詳細設計までに、調査又は特別に検討しておく事項を整理すると共にその方針又は方法についてまとめるものとする。</u></p> <p><u>(8) 照査</u>  <u>受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。</u></p> <p><u>1) 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集し、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に河道特性については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。</u></p> <p><u>2) 一般図を基に構造物の位置、断面形状、構造形式が河道特性との整合が適切にとられているかの照査を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計条件に反映されているかの照査を行う。</u></p> <p><u>3) 設計方針、設計手法及び設計外力が適切であるかの照査を行う。</u></p> <p><u>4) 設計計算、設計図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し照査を行う。</u></p> <p><u>(9) パース作成</u>  <u>受注者は、代表断面について着色パース（A3 版）を 1 枚作成するものとする。</u></p> <p><u>(10) 報告書作成</u>  <u>受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</u></p>	(新設)	

改 定	現 行	備 考
<p><u>3. 貸与資料</u>  <u>発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。</u></p> <p><u>(1) 河川計画調査報告書</u>  <u>(2) 当該区間の測量成果（河道変遷図等を含む）</u>  <u>(3) 当該区間の地質調査報告書</u>  <u>(4) 河川環境調査資料</u>  <u>(5) 既設構造物調査資料</u>  <u>(6) 当該区間の流況解析結果資料</u>  <u>(7) その他必要と認めたもの</u></p> <p><u>第 2304 条 築堤詳細設計</u></p> <p><u>1. 業務目的</u>  <u>築堤詳細設計は、予備設計によって決定された堤防形状、法覆工の検討に対して詳細な設計を行い、経済的かつ合理的に工事の費用を予定するための資料を作成することを目的とする。</u></p> <p><u>2. 業務内容</u>  <u>堤防詳細設計の業務内容は、下記のとおりとする。なお、堤防の圧密沈下・浸透対策が必要な場合や、道路設計及び排水系統の見直しに伴う排水施設設計を要する場合は、別途設計図書に示される業務内容に準じることとする。</u></p> <p><u>(1) 設計計画</u>  <u>受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 111 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</u></p> <p><u>(2) 現地踏査</u>  <u>受注者は、貸与資料を基に現地調査を行い、現況施設の状況、予定地周辺の河川の状況、地形、地質、近接構造物及び土地利用状況、河川の利用形態等を把握し、合わせて工事用道路、仮排水路、施工ヤード等の施工の観点から現地状況を把握し、整理するものとする。なお、現地調査（測量、地質調査等）を必要とする場合は、その理由を明らかにし、調査内容について調査職員に報告し、指示を受けるものとする。</u></p> <p><u>(3) 基本事項の決定</u>  <u>受注者は、予備設計成果等の貸与資料、設計図書及び指示事項等に基づき、下記の基本事項を確認するものとする。</u></p> <p><u>1) 法線等の見直し検討</u>  <u>精度の高い地形図を基に計画堤防法線を描き、民地境界等部分的に詳細な検討を行い、基本方針を確認するものとする。</u></p> <p><u>2) 施設配置計画</u>  <u>坂路、堤脚水路、階段等の施設の配置を新規図面にて確認するものとする。</u></p>	(新設)	

改 定	現 行	備 考
<p><u>3) 構造物との取付け検討</u> 大規模施設との工事境界、小構造物の取り扱い等を検討し、関連構造物との取付け計画を行うものとする。</p> <p><u>(4) 構造設計</u></p> <p><u>1) 堤防設計</u></p> <p><u>2) 法覆工設計</u> 護岸工が必要な箇所は、第 2304 条護岸詳細設計第 2 項 (4) に準ずるものとする。</p> <p><u>3) 付帯施設設計</u> 受注者は、堤脚水路、天端工、裏法階段工、坂路その他の付帯施設の一般構造図を作成するものとする。</p> <p><u>(5) 施工計画</u></p> <p><u>1) 施工計画</u> 受注者は、予備設計の検討結果及びその後の新条件に基づき、当該工事で必要となる本提案等の工事の順序、施工方法、運土計画等を検討し、最適な施工計画案を策定するものとし、その主な内容は下記に示すものとする。</p> <p><u>① 施工条件</u></p> <p><u>② 施工方法</u></p> <p><u>③ 土工計画</u></p> <p><u>④ 工程計画</u></p> <p><u>⑤ 動態観測の方法 (計測が必要な場合)</u></p> <p><u>⑥ 工事機械、仮設備とその配置</u></p> <p><u>⑦ 環境保全対策</u></p> <p><u>⑧ 安全対策</u></p> <p><u>2) 仮設計画</u> 受注者は、施工計画により必要となる仮設備 (仮排水路、工事中道路及び山留工等) の規模、構造諸元を近接構造物への影響も考慮して、水理計算、安定計算及び構造計算により決定し、仮設計画を策定するものとする。</p> <p><u>(6) 図面作成</u> 受注者は、一般平面図、縦断面図、標準断面図、横断面図及び付帯施設構造図、仮設平面図、切廻し水路設計図、工事中道路設計図、仮縮切設計図等を作成するものとする。</p> <p><u>(7) 数量計算</u> 受注者は、第 1211 条設計業務の成果 (4) に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。</p> <p><u>(8) 照査</u> 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。</p>	(新設)	



改 定	現 行	備 考
<p><u>1) 設計条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に河道特性については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。</u></p> <p><u>2) 一般図を基に構造物の位置、断面形状、構造形式及び地盤条件と基礎形式の整合が適切に取られているかの確認を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの確認を行う。</u></p> <p><u>3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。また、仮設工法と施工法の確認を行い、施工時応力についても照査を行う。</u></p> <p><u>4) 安全性照査結果、設計計算、設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。特に、構造物相互の取り合いについて整合性の照査を行う。</u></p> <p><u>(9) 報告書作成</u>  <u>受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</u></p> <p><b>3. 貸与資料</b>  <u>発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。</u></p> <p><u>(1) 堤防の予備設計報告書</u></p> <p><u>(2) 対象河川の計画河道諸元</u></p> <p><u>(3) 設計範囲の測量成果</u></p> <p><u>(4) 設計範囲の地質調査報告書</u></p> <p><u>(5) 当該区間の流況解析結果資料</u></p> <p><u>(6) その他必要と認めたもの</u></p>	(新設)	

改 定	現 行	備 考
<p><a href="#">第3節</a> 護岸設計</p> <p>(中略)</p> <p>第 <a href="#">2305</a> 条 護岸設計の区分</p> <p>(中略)</p> <p>第 <a href="#">2306</a> 条 護岸予備設計</p> <p>(中略)</p> <p>第 <a href="#">2307</a> 条 護岸詳細設計</p> <p>(中略)</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(中略)</p> <p>(3) 基本事項の決定 受注者は、予備設計成果等の貸与資料、設計図書および指示事項に基づき、下記の基本条件を確認するものとする。<u>なお、周辺の環境に配慮した護岸の景観検討を行い、基本事項の決定に反映させる。</u></p> <p>(中略)</p> <p><a href="#">第4節</a> 樋門設計 樋門設計は、新規に樋門を計画するに際して実施する樋門の設計に適用する。</p> <p>第 <a href="#">2308</a> 条 樋門設計の区分</p> <p>(中略)</p> <p>第 <a href="#">2309</a> 条 樋門予備設計</p> <p>(中略)</p>	<p><a href="#">第2節</a> 護岸設計</p> <p>(中略)</p> <p>第 <a href="#">2302</a> 条 護岸設計の区分</p> <p>(中略)</p> <p>第 <a href="#">2303</a> 条 護岸予備設計</p> <p>(中略)</p> <p>第 <a href="#">2304</a> 条 護岸詳細設計</p> <p>(中略)</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(中略)</p> <p>(3) 基本事項の決定 受注者は、予備設計成果等の貸与資料、設計図書および指示事項に基づき、下記の基本条件を確認するものとする。</p> <p>(中略)</p> <p><a href="#">第3節</a> 樋門設計 樋門設計は、新規に樋門を計画するに際して実施する樋門の設計に適用する。</p> <p>第 <a href="#">2305</a> 条 樋門設計の区分</p> <p>(中略)</p> <p>第 <a href="#">2306</a> 条 樋門予備設計</p> <p>(中略)</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>2. 業務内容</p> <p><u>樋門予備設計の業務内容は、下記のとおりとするが、函渠縦断方向の耐震設計(レベル2)、地震時保有水平耐力法を用いる耐震設計(レベル2)については、別途設計図書に示される業務内容とする。</u></p> <p>(1) 設計計画</p> <p>(中略)</p> <p>第 <u>2310</u> 条 樋門詳細設計</p> <p>(中略)</p> <p>2. 業務内容</p> <p><u>樋門詳細設計の業務内容は、下記のとおりとするが、函渠縦断方向の耐震設計(レベル2)、地震時保有水平耐力法を用いる耐震設計(レベル2)については、別途設計図書に示される業務内容とする。</u></p> <p>(中略)</p> <p>(5) 構造設計</p> <p>(中略)</p> <p>②ゲート開閉機設備 開閉機の仕様、形状寸法、配置に関する参考資料を整理し参考図としてまとめるものとする。 <u>なお、操作制御方式の検討、機器配置検討、操作制御設備の配線図の作成等については別途設計図書に示される業務内容として行うものとする。</u></p> <p>(中略)</p> <p>④管理橋 <u>管理橋の仕様、形状寸法、設計条件に基づき、構造計算を行い、一般図を作成するものとする。</u></p>	<p>2. 業務内容 (新設)</p> <p>(1) 設計計画</p> <p>(中略)</p> <p>第 <u>2307</u> 条 樋門詳細設計</p> <p>(中略)</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(5) 構造設計</p> <p>(中略)</p> <p>②ゲート開閉機設備 開閉機の仕様、形状寸法、配置に関する参考資料を整理し参考図としてまとめるものとする。</p> <p>(中略)</p>	

改 定	現 行	備 考
<p><a href="#">第5節</a> 床止め設計</p> <p>(中略)</p> <p>第 <a href="#">2311</a> 条 床止め設計の区分</p> <p>(中略)</p> <p>第 <a href="#">2312</a> 条 床止め予備設計</p> <p>(中略)</p> <p>第 <a href="#">2313</a> 条 床止め詳細設計</p> <p><a href="#">第6節</a> 堰設計</p> <p>(中略)</p> <p>第 <a href="#">2314</a> 条 堰設計の区分</p> <p>(中略)</p> <p>第 <a href="#">2315</a> 条 堰予備設計</p> <p>(中略)</p> <p>第 <a href="#">2316</a> 条 堰詳細設計</p> <p>(中略)</p>	<p><a href="#">第4節</a> 床止め設計</p> <p>(中略)</p> <p>第 <a href="#">2308</a> 条 床止め設計の区分</p> <p>(中略)</p> <p>第 <a href="#">2309</a> 条 床止め予備設計</p> <p>(中略)</p> <p>第 <a href="#">2310</a> 条 床止め詳細設計</p> <p><a href="#">第5節</a> 堰設計</p> <p>(中略)</p> <p>第 <a href="#">2311</a> 条 堰設計の区分</p> <p>(中略)</p> <p>第 <a href="#">2312</a> 条 堰予備設計</p> <p>(中略)</p> <p>第 <a href="#">2313</a> 条 堰詳細設計</p> <p>(中略)</p>	

改 定	現 行	備 考
<p><a href="#">第7節</a> 水門設計 (中略) 第 <a href="#">2317</a> 条 水門設計の区分 (中略) 第 <a href="#">2318</a> 条 水門予備設計 (中略) 第 <a href="#">2319</a> 条 水門詳細設計 (中略)</p> <p><a href="#">第8節</a> 排水機場設計 (中略) 第 <a href="#">2320</a> 条 排水機場設計の区分 (中略) 第 <a href="#">2321</a> 条 排水機場予備設計 (中略) 2. 業務内容 <u>排水機場予備設計の業務内容は、下記のとおりとするが、地震時保有水平耐力法や有限要素法を用いる耐震設計（レベル2）については、別途設計図書に示される業務内容とする。</u> (中略) 第 <a href="#">2322</a> 条 排水機場詳細設計 (中略) 2. 業務内容 <u>排水機場詳細設計の業務内容は、下記のとおりとするが、地震時保有水平耐力法や有限要素法を用いる耐震設計（レベル2）については、別途設計図書に示される業務内容とする。</u> (中略)</p> <p><a href="#">第9節</a> 成果物 第 <a href="#">2323</a> 条 成果物  (中略)</p>	<p><a href="#">第6節</a> 水門設計 (中略) 第 <a href="#">2314</a> 条 水門設計の区分 (中略) 第 <a href="#">2315</a> 条 水門予備設計 (中略) 第 <a href="#">2316</a> 条 水門詳細設計 (中略)</p> <p><a href="#">第7節</a> 排水機場設計 (中略) 第 <a href="#">2317</a> 条 排水機場設計の区分 (中略) 第 <a href="#">2318</a> 条 排水機場予備設計 (中略) 2. 業務内容  (中略) 第 <a href="#">2319</a> 条 排水機場詳細設計 (中略) 2. 業務内容  (中略)</p> <p><a href="#">第8節</a> 成果品 第 <a href="#">2320</a> 条 成果品  (中略)</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>第3編 海岸編</p> <p>第1章 海岸構造物設計</p> <p>第1節 海岸構造物設計の種類</p> <p>(中略)</p> <p>第2節 堤防、護岸設計</p> <p>(中略)</p> <p>第3103条 堤防、護岸予備設計</p> <p>(中略)</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(中略)</p> <p>(15) 照査  <u>受注者</u>は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を<u>実施</u>するものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>第3104条 堤防、護岸詳細設計</p> <p>(中略)</p> <p>(16) 照査  <u>受注者</u>は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を<u>実施</u>するものとする。</p> <p>(中略)</p>	<p>第3編 海岸編</p> <p>第1章 海岸構造物設計</p> <p>第1節 海岸構造物設計の種類</p> <p>(中略)</p> <p>第2節 堤防、護岸設計</p> <p>(中略)</p> <p>第3103条 堤防、護岸予備設計</p> <p>(中略)</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(中略)</p> <p>(15) 照査  <u>照査技術者</u>は、第1107条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を<u>行い、管理技術者に提出</u>するものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>第3104条 堤防、護岸詳細設計</p> <p>(中略)</p> <p>(16) 照査  <u>照査技術者</u>は、第1107条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を<u>行い、管理技術者に提出</u>するものとする。</p> <p>(中略)</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>第3節 胸壁設計</p> <p>(中略)</p> <p>第3106条 胸壁予備設計</p> <p>(中略)</p> <p>(15) 照査  <u>受注者</u>は、第 <u>1108</u> 条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を<u>実施</u>するものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>第3107条 胸壁詳細設計</p> <p>(中略)</p> <p>(16) 照査  <u>受注者</u>は、第 <u>1108</u> 条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を<u>実施</u>するものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>第4節 突堤設計</p> <p>(中略)</p> <p>第3109条 突堤予備設計</p> <p>(中略)</p> <p>(15) 照査  <u>受注者</u>は、第 <u>1108</u> 条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を<u>実施</u>するものとする。</p> <p>(中略)</p>	<p>第3節 胸壁設計</p> <p>(中略)</p> <p>第3106条 胸壁予備設計</p> <p>(中略)</p> <p>(15) 照査  <u>照査技術者</u>は、第 <u>1107</u> 条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を<u>標準として照査を行い、管理技術者に提出</u>するものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>第3107条 胸壁詳細設計</p> <p>(中略)</p> <p>(16) 照査  <u>照査技術者</u>は、第 <u>1107</u> 条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を<u>標準として照査を行い、管理技術者に提出</u>するものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>第4節 突堤設計</p> <p>(中略)</p> <p>第3109条 突堤予備設計</p> <p>(中略)</p> <p>(15) 照査  <u>照査技術者</u>は、第 <u>1107</u> 条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を<u>標準として照査を行い、管理技術者に提出</u>するものとする。</p> <p>(中略)</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>第 3110 条 突堤詳細設計</p> <p>(中略)</p> <p>(15) 照査  <u>受注者</u>は、第 <u>1108</u> 条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を<u>実施</u>するものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>第 5 節 離岸堤設計</p> <p>(中略)</p> <p>第 3112 条 離岸堤予備設計</p> <p>(中略)</p> <p>(14) 照査  <u>受注者</u>は、第 <u>1108</u> 条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を<u>実施</u>するものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>第 3113 条 離岸堤詳細設計</p> <p>(中略)</p> <p>(15) 照査  <u>受注者</u>は、第 <u>1108</u> 条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を<u>実施</u>するものとする。</p> <p>(中略)</p>	<p>第 3110 条 突堤詳細設計</p> <p>(中略)</p> <p>(15) 照査  <u>照査技術者</u>は、第 <u>1107</u> 条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を<u>標準として照査を行い、管理技術者に提出</u>するものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>第 5 節 離岸堤設計</p> <p>(中略)</p> <p>第 3112 条 離岸堤予備設計</p> <p>(中略)</p> <p>(14) 照査  <u>照査技術者</u>は、第 <u>1107</u> 条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を<u>標準として照査を行い、管理技術者に提出</u>するものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>第 3113 条 離岸堤詳細設計</p> <p>(中略)</p> <p>(15) 照査  <u>照査技術者</u>は、第 <u>1107</u> 条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を<u>標準として照査を行い、管理技術者に提出</u>するものとする。</p> <p>(中略)</p>	



改 定	現 行	備 考
<p>第6節 潜堤・人工リーフ設計</p> <p>(中略)</p> <p>第3115条 潜堤・人工リーフ予備設計</p> <p>(中略)</p> <p>(14) 照査  <u>受注者</u>は、第 <u>1108</u> 条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を <u>実施</u>するものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>第3116条 潜堤・人工リーフ詳細設計</p> <p>(中略)</p> <p>(14) 照査  <u>受注者</u>は、第 <u>1108</u> 条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を <u>実施</u>するものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>第7節 消波堤設計</p> <p>(中略)</p> <p>第3118条 消波堤予備設計</p> <p>(中略)</p> <p>(14) 照査  <u>受注者</u>は、第 <u>1108</u> 条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を <u>実施</u>するものとする。</p> <p>(中略)</p>	<p>第6節 潜堤・人工リーフ設計</p> <p>(中略)</p> <p>第3115条 潜堤・人工リーフ予備設計</p> <p>(中略)</p> <p>(14) 照査  <u>照査技術者</u>は、第 <u>1107</u> 条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を <u>標準として照査を行い、管理技術者に提出</u>するものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>第3116条 潜堤・人工リーフ詳細設計</p> <p>(中略)</p> <p>(14) 照査  <u>照査技術者</u>は、第 <u>1107</u> 条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を <u>標準として照査を行い、管理技術者に提出</u>するものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>第7節 消波堤設計</p> <p>(中略)</p> <p>第3118条 消波堤予備設計</p> <p>(中略)</p> <p>(14) 照査  <u>照査技術者</u>は、第 <u>1107</u> 条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を <u>標準として照査を行い、管理技術者に提出</u>するものとする。</p> <p>(中略)</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>第 3119 条 消波堤詳細設計</p> <p>(中略)</p> <p>(14) 照査  <u>受注者</u>は、第 <u>1108</u> 条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を<u>実施</u>するものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>第 8 節 津波防波堤設計</p> <p>(中略)</p> <p>第 3121 条 津波防波堤予備設計</p> <p>(中略)</p> <p>(15) 照査  <u>受注者</u>は、第 <u>1108</u> 条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を<u>実施</u>するものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>第 3122 条 津波防波堤詳細設計</p> <p>(中略)</p> <p>(15) 照査  <u>受注者</u>は、第 <u>1108</u> 条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を<u>実施</u>するものとする。</p> <p>(中略)</p>	<p>第 3119 条 消波堤詳細設計</p> <p>(中略)</p> <p>(14) 照査  <u>照査技術者</u>は、第 <u>1107</u> 条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を<u>標準として照査を行い、管理技術者に提出</u>するものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>第 8 節 津波防波堤設計</p> <p>(中略)</p> <p>第 3121 条 津波防波堤予備設計</p> <p>(中略)</p> <p>(15) 照査  <u>照査技術者</u>は、第 <u>1107</u> 条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を<u>標準として照査を行い、管理技術者に提出</u>するものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>第 3122 条 津波防波堤詳細設計</p> <p>(中略)</p> <p>(15) 照査  <u>照査技術者</u>は、第 <u>1107</u> 条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を<u>標準として照査を行い、管理技術者に提出</u>するものとする。</p> <p>(中略)</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>第9節 砂浜設計</p> <p>(中略)</p> <p>第3124条 砂浜予備設計</p> <p>(中略)</p> <p>(15) 照査  <u>受注者</u>は、第 <u>1108</u> 条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を<u>実施</u>するものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>第3125条 砂浜詳細設計</p> <p>(中略)</p> <p>(15) 照査  <u>受注者</u>は、第 <u>1108</u> 条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を<u>実施</u>するものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>第10節 附帯設備設計</p> <p>(中略)</p> <p>第3127条 水門及び樋門設計の区分</p> <p>(中略)</p> <p>(14) 照査  <u>受注者</u>は、第 <u>1108</u> 条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を<u>実施</u>するものとする。</p> <p>(中略)</p>	<p>第9節 砂浜設計</p> <p>(中略)</p> <p>第3124条 砂浜予備設計</p> <p>(中略)</p> <p>(15) 照査  <u>照査技術者</u>は、第 <u>1107</u> 条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を<u>標準として照査を行い、管理技術者に提出</u>するものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>第3125条 砂浜詳細設計</p> <p>(中略)</p> <p>(15) 照査  <u>照査技術者</u>は、第 <u>1107</u> 条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を<u>標準として照査を行い、管理技術者に提出</u>するものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>第10節 附帯設備設計</p> <p>(中略)</p> <p>第3127条 水門及び樋門設計の区分</p> <p>(中略)</p> <p>(14) 照査  <u>照査技術者</u>は、第 <u>1107</u> 条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を<u>標準として照査を行い、管理技術者に提出</u>するものとする。</p> <p>(中略)</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>第 3129 条 水門及び樋門詳細設計</p> <p>(中略)</p> <p>(13) 照査  <u>受注者</u>は、第 <u>1108</u> 条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を<u>実施</u>するものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>第 3131 条 排水機場予備設計</p> <p>(中略)</p> <p>(15) 照査  <u>受注者</u>は、第 <u>1108</u> 条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を<u>実施</u>するものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>第 3132 条 排水機場詳細設計</p> <p>(中略)</p> <p>(15) 照査  <u>受注者</u>は、第 <u>1108</u> 条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を<u>実施</u>するものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>第 3134 条 陸閘予備設計</p> <p>(中略)</p> <p>(13) 照査  <u>受注者</u>は、第 <u>1108</u> 条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を<u>実施</u>するものとする。</p>	<p>第 3129 条 水門及び樋門詳細設計</p> <p>(中略)</p> <p>(13) 照査  <u>照査技術者</u>は、第 <u>1107</u> 条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を<u>標準として照査を行い、管理技術者に提出</u>するものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>第 3131 条 排水機場予備設計</p> <p>(中略)</p> <p>(15) 照査  <u>照査技術者</u>は、第 <u>1107</u> 条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を<u>標準として照査を行い、管理技術者に提出</u>するものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>第 3132 条 排水機場詳細設計</p> <p>(中略)</p> <p>(15) 照査  <u>照査技術者</u>は、第 <u>1107</u> 条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を<u>標準として照査を行い、管理技術者に提出</u>するものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>第 3134 条 陸閘予備設計</p> <p>(中略)</p> <p>13) 照査  <u>照査技術者</u>は、第 <u>1107</u> 条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を<u>標準として照査を行い、管理技術者に提出</u>するものとする。</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>(中略)</p> <p>第 3135 条 陸開詳細設計</p> <p>(中略)</p> <p>(12) 照査  <u>受注者</u>は、第 <u>1108</u> 条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を<u>実施</u>するものとする。</p> <p>(中略)</p>	<p>(中略)</p> <p>第 3135 条 陸開詳細設計</p> <p>(中略)</p> <p>(12) 照査  <u>照査技術者</u>は、第 <u>1107</u> 条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を<u>標準として照査を行い、管理技術者に提出</u>するものとする。</p> <p>(中略)</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>第4編 砂防及び地すべり対策編</p> <p>第1章 砂防環境調査</p> <p>(中略)</p> <p>第2節 自然環境調査</p> <p>第4102条 自然環境調査の区分</p> <p>(1) 魚類調査</p> <p>(2) 植物調査</p> <p>(3) 鳥類調査</p> <p>(4) 両生類・は虫類・ほ乳類調査</p> <p>(5) 陸上昆虫類調査</p> <p>(6) 底生動物調査</p> <p>第4103条 魚類調査</p> <p>(中略)</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(中略)</p> <p>(3) 現地調査</p> <p>1) 現地調査計画策定</p> <p>受注者は、事前調査の成果を踏まえ、設計図書に示された調査区域に対して、調査計画を検討、策定するものとする。</p> <p>2) 現地調査</p> <p>受注者は、現地調査計画に基づき調査地に赴き、調査を行い、必要に応じ試料の採取、同定、計測、写真撮影等を行うものとする。又、標本作成の必要なものは標本作成を行うものとする。</p> <p>(中略)</p> <p><u>(5) 照査</u></p> <p><u>受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</u></p>	<p>第4編 砂防及び地すべり対策編</p> <p>第1章 砂防環境調査</p> <p>(中略)</p> <p>第2節 自然環境調査</p> <p>第4102条 自然環境調査の区分</p> <p>(1) 魚類調査</p> <p>(2) 植物調査</p> <p>(3) 鳥類調査</p> <p>(4) 両生類・は虫類・ほ乳類調査</p> <p>(5) 陸上昆虫類調査</p> <p>(6) 底生生物調査</p> <p>第4103条 魚類調査</p> <p>(中略)</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(中略)</p> <p>(3) 現地調査</p> <p>1) 現地調査計画策定</p> <p>受注者は、事前調査の成果を踏まえ、設計図書に示された調査区域に対して、調査計画を検討、策定するものとする。</p> <p>2) 現地調査</p> <p>受注者は、現地調査計画に基づき調査地に赴き、調査を行い、必要に応じ資料の採取、同定、計測、写真撮影等を行うものとする。又、標本作成の必要なものは標本作成を行うものとする。</p> <p>(中略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	

改 定	現 行	備 考
<p>(6) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>第 4104 条 植物調査</p> <p>(中略)</p> <p><u>(5) 照査</u> <u>受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</u></p> <p>(6) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>第 4105 条 鳥類調査</p> <p>(中略)</p> <p><u>(5) 照査</u> <u>受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</u></p> <p>(6) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>第 4106 条 両生類・は虫類・ほ乳類調査</p> <p>(中略)</p> <p><u>(5) 照査</u> <u>受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</u></p> <p>(6) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p>	<p>(5) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>第 4104 条 植物調査</p> <p>(中略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(5) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>第 4105 条 鳥類調査</p> <p>(中略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(5) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>第 4106 条 両生類・は虫類・ほ乳類調査</p> <p>(中略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(5) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>(中略)</p> <p>(1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。 なお、(2) 事前調査、(3) 現地調査、(4) 調査結果の取りまとめについては、第 4103 条魚類調査に準ずるものとする。</p> <p><u>(5) 照査</u> <u>受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</u></p> <p>(6) 報告書作成 (中略)</p> <p>第 4108 条 底生動物調査</p> <p>1. 業務目的 本調査は、砂防事業を実施する溪流および周辺地域における底生動物の生息実態を把握することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容 (1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。 なお、(2) 事前調査、(3) 現地調査、(4) 調査結果の取りまとめについては、第 4103 条魚類調査に準ずるものとする。</p> <p><u>(5) 照査</u> <u>受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</u></p> <p>(6) 報告書作成 (中略)</p>	<p>第 4107 条 陸上昆虫類調査</p> <p>1. 業務目的 本調査は、砂防事業を実施する溪流および周辺地域における陸上昆虫類の生息実態を把握することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容 (1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。 なお、(2) 事前調査、(3) 現地調査、(4) 調査結果の取りまとめについては、第 4103 条魚類調査に準ずるものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(5) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>第 4108 条 底生生物調査</p> <p>1. 業務目的 本調査は、砂防事業を実施する溪流および周辺地域における底生生物の生息実態を把握することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容 (1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。 なお、(2) 事前調査、(3) 現地調査、(4) 調査結果の取りまとめについては、第 4103 条魚類調査に準ずるものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(5) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p>	



改 定	現 行	備 考
<p>(中略)</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備</p> <p>受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</p> <p>(2) 事前調査</p> <p>受注者は、現地調査を行う前に、過去に実施された調査結果、既往文献、統計資料及び聞き取り調査等により溪流及び周辺地域における諸情報をとりまとめるものとする。<u>収集する資料は、発注者が貸与するもののほか、設計図書に示す他機関より収集するものとする。</u>また、自然公園法に基づく特別保護地区、<u>文化財保護法</u>等の法的規制についても調べるものとする。</p> <p>(中略)</p> <p><u>(5) 照査</u></p> <p><u>受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</u></p> <p>(6) 報告書作成</p> <p>(中略)</p>	<p>第 3 節 景観調査</p> <p>第 4109 条 景観調査</p> <p>1. 業務目的</p> <p>本調査は、砂防事業を実施する溪流および周辺地域について、景観の把握を行なうことを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備</p> <p>受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</p> <p>(2) 事前調査</p> <p>受注者は、現地調査を行う前に、過去に実施された調査結果、既往文献、統計資料及び聞き取り調査等により溪流及び周辺地域における諸情報をとりまとめるものとする。また、自然公園法に基づく特別保護地区等の法的規制についても調べるものとする。</p> <p>(3) 現地調査</p> <p>受注者は、事前調査に基づき時期を設定した上で、調査の対象とする溪流を中心とした景観特性の実態を写真撮影等により調査するとともに、景観対象物の特性に応じ適切な方法で景観予測を行うものとする。</p> <p>(4) 調査結果とりまとめ</p> <p>受注者は、事前調査及び現地調査の結果を所定の様式にとりまとめるとともに、写真の整理、他調査成果の活用、考察・評価を行なうものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(5) 報告書作成</p> <p>受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>(中略)</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備</p> <p>受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</p> <p><u>(5) 照査</u></p> <p><u>受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</u></p> <p>(6) 報告書作成</p> <p>(中略)</p> <p>第 5 節 <u>成果物</u> 及び貸与資料</p> <p>第 4111 条 <u>成果物</u></p> <p>受注者は、<u>成果物</u> を作成し第 1117 条成果物の提出に従い、納品するものとする。</p> <p><u>(6) 業務に関連する既往調査報告書</u></p>	<p>第 4 節 溪流空間利用実態調査</p> <p>第 4110 条 溪流空間実態利用調査</p> <p>1. 業務目的</p> <p>本調査は、砂防事業を実施する溪流および周辺地域について、溪流空間の利用実態、ニーズの把握を行うことを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備</p> <p>受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</p> <p>(2) 溪流空間利用実態調査</p> <p>受注者は、業務の対象とする溪流の利用者数、利用区間等の実態を調査するものとする。</p> <p>(3) 利用者及び市町村の意向把握調査</p> <p>受注者は、業務の対象とする溪流の利用者、溪流の位置する市町村を対象として、当該溪流の利用に関する意向をヒアリング調査によって調査・集計するものとする。</p> <p>(4) 調査結果のとりまとめ</p> <p>受注者は、調査結果を、所定の様式に基づきとりまとめ、考察を行なうものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(5) 報告書作成</p> <p>受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>第 5 節 <u>成果品</u> 及び貸与資料</p> <p>第 4111 条 <u>成果品</u></p> <p>受注者は、<u>成果品</u> を作成し第 1116 条成果物の提出に従い、納品するものとする。</p> <p>第 4112 条 貸与資料</p> <p>発注者が貸与する資料は下記を標準とする。</p> <p>(1) 水と緑の溪流調査報告書</p> <p>(2) 溪流環境整備計画書</p> <p>(3) 現存植生図</p> <p>(4) 管内図及び地形図 (1/5000~1/10000)</p> <p>(5) 空中写真</p> <p><u>(新設)</u></p>	

改 定	現 行	備 考
<p>(中略)</p> <p><u>(13) 照査</u> 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p><u>(14) 報告書作成</u></p> <p>(中略)</p> <p><u>(13) 航空レーザ測量成果</u> <u>(14) 業務に関連する既往調査報告書</u></p>	<p>第 2 章 砂防調査・計画</p> <p>(中略)</p> <p>第 2 節 砂防調査</p> <p>(中略)</p> <p>第 4203 条 水系砂防調査</p> <p>(中略)</p> <p>(12) 総合検討 受注者は、砂防調査の結果を踏まえ、技術的考察を加え総合的に評価するとともに、今後の課題、方針について記述するものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(13) 報告書作成</u> 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>3. 貸与資料 発注者が貸与する資料は下記を標準とする。</p> <p>(1) 地形図 (2) 空中写真 (3) 既存地質図、地質資料 (4) 国立公園、天然記念物、貴重な動・植物に関する資料 (5) 雨量資料 (6) 砂防設備台帳 (7) 他機関の施設の資料 (8) 崩壊地実測図 (9) 河床縦横断測量成果 (10) 資産資料 (11) 災害実績図 (12) 土地利用、法規制に関する資料</p> <p><u>(新設)</u> <u>(新設)</u></p>	

改 定	現 行	備 考
<p>(中略)</p> <p>(3) 現地調査 受注者は、流域特性、既存施設、移動可能土砂量、<u>最大粒径</u>について現地調査を行うものとする。</p> <p>(4) 流域特性調査 受注者は、文献・資料、空中写真判読、<u>航空レーザ測量成果</u>、現地調査結果に基づき、調査対象流域の地形、地質、荒廃状況、既往災害、保全対象の状況について調査しとりまとめるものとする。</p> <p>(中略)</p> <p><u>(9) 照査</u> 受注者は、<u>第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</u></p> <p>(10) 報告書作成 (中略)</p> <p><u>(5) 雨量資料</u> <u>(6) 土石流危険溪流カルテ</u> <u>(7) 航空レーザ測量成果</u> <u>(8) 業務に関連する既往調査報告書</u></p>	<p>第 4204 条 土石流対策調査</p> <p>(中略)</p> <p>(3) 現地調査 受注者は、流域特性、既存施設、移動可能土砂量について現地調査を行うものとする。</p> <p>(4) 流域特性調査 受注者は、文献・資料、空中写真判読、現地調査結果に基づき、調査対象流域の地形、地質、荒廃状況、既往災害、保全対象の状況について調査しとりまとめるものとする。</p> <p>(5) 既存施設調査 受注者は、既存施設調査について、第 4203 条水系砂防調査第 2 項 (8) に準じるものとする。</p> <p>(6) 移動可能土砂量調査 受注者は、空中写真判読および現地調査結果に基づき、崩壊による土砂、溪床堆積物のうち二次移動の可能性のある土砂の量・位置・堆積状況について調査するものとする。</p> <p>(7) 土石流によって運搬できる土砂量の調査 受注者は、雨量、流動中の土石流の容積濃度を考慮して、計画規模の土石流によって運搬できる土砂量の調査を行うものとする。</p> <p>(8) 総合検討 受注者は、総合検討について、第 4203 条水系砂防調査第 2 項 (12) に準じるものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(9) 報告書作成</u> 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>3. 貸与資料 発注者が貸与する資料は下記を標準とする。</p> <p>(1) 地形図 (2) 空中写真 (3) 地形・地質、荒廃状況、既往災害、保全対象に関する文献・資料 (4) 砂防設備台帳、他機関施設に関する資料</p> <p><u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u></p>	

改 定	現 行	備 考
<p>(中略)</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備</p> <p>受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 <u>1112</u> 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</p> <p>1) 地形調査</p> <p>文献・資料、空中写真判読、<u>航空レーザ測量成果</u>、現地調査結果に基づき、調査対象流域の地形について調査し、とりまとめる。</p> <p>3) 林相調査</p> <p>文献・資料、空中写真判読、現地調査結果に基づき、調査対象流域の林相について調査し、とりまとめる。<u>調査はサンプリングによる調査を標準とする。</u></p>	<p>第 4205 条 流木対策調査</p> <p>1. 業務目的</p> <p>流木対策調査は、流木の流出による災害対策計画立案のための調査を目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備</p> <p>受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 <u>1111</u> 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</p> <p>(2) 資料収集整理</p> <p>受注者は、業務に必要な文献・資料・既往の類似調査に関する報告書の収集及び整理とりまとめを行うものとする。なお、収集にあたっては、発注者が貸与するもののほか、設計図書に示す他機関より収集するものとする。</p> <p>(3) 現地調査</p> <p>受注者は、流域現況、既存施設、流木の発生原因、流木の発生場所・量・長さ・直径について現地調査を行うものとする。</p> <p>(4) 流域現況調査</p> <p>受注者は、対象流域の現況について下記の調査を行うものとする。</p> <p>1) 地形調査</p> <p>文献・資料、空中写真判読、現地調査結果に基づき、調査対象流域の地形について調査し、とりまとめる。</p> <p>2) 地質調査</p> <p>文献・資料、空中写真判読、現地調査結果に基づき、調査対象流域の地質について調査し、とりまとめる。</p> <p>3) 林相調査</p> <p>文献・資料、空中写真判読、現地調査結果に基づき、調査対象流域の林相について調査し、とりまとめる。</p> <p>4) 荒廃状況調査</p> <p>文献・資料、空中写真判読、現地調査結果に基づき、調査対象流域の荒廃状況について調査し、とりまとめる。</p> <p>5) 既往災害調査</p> <p>文献・資料、空中写真判読、現地調査結果に基づき、調査対象流域の既往災害について調査し、とりまとめる。</p> <p>6) 保全対象の状況調査</p> <p>文献・資料、空中写真判読、現地調査結果に基づき、調査対象流域の保全対象の状況について調査し、とりまとめる。</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>(中略)</p> <p><u>(9) 照査</u> 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p>(10) 報告書作成 (中略)</p> <p><u>(5) 航空レーザ測量成果</u> <u>(6) 業務に関連する既往調査報告書</u></p>	<p>(5) 既存施設調査 受注者は、既存施設調査について、第 4203 条水系砂防調査第 2 項 (8) に準じるものとする。</p> <p>(6) 流木の発生原因の調査 受注者は、流域現況調査結果を総合的に判断し、流木の発生原因を調査するものとする。</p> <p>(7) 流木の発生場所・量・長さ・直径の調査 受注者は、現地調査、空中写真判読および過去の災害資料をもとに流木の発生原因を考慮して、対象流域における流木の発生場所、量、長さ、直径の調査を行うものとする。</p> <p>(8) 総合検討 受注者は、総合検討について、第 4203 条水系砂防調査第 2 項 (12) に準じるものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(9) 報告書作成</u> 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>3. 貸与資料 発注者が貸与する資料は下記を標準とする。</p> <p>(1) 地形図 (2) 空中写真 (3) 地形・地質、林相、荒廃状況、既往災害、保全対象、に関する文献・資料 (4) 砂防設備台帳、他機関の施設に関する資料</p> <p><u>(新設)</u> <u>(新設)</u></p>	

改 定	現 行	備 考
<p>(中略)</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備</p> <p>受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 <u>1112</u> 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</p> <p><u>(7) 照査</u> 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p>(8) 報告書作成 (中略)</p> <p><u>(4) 雨量資料</u> <u>(5) 航空レーザ測量成果</u> <u>(6) 業務に関連する既往調査報告書</u></p>	<p>第 4206 条 火山砂防調査</p> <p>1. 業務目的 火山砂防調査は、火山砂防地域における火山活動ならびに降雨等に起因して発生する土砂災害への対策計画立案のための調査を目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 <u>1111</u> 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</p> <p>(2) 資料収集整理 受注者は、業務に必要な文献・資料・既往の類似調査に関する報告書の収集及び整理とりまとめを行うものとする。なお、収集にあたっては、発注者が貸与するもののほか、設計図書に示す他機関より収集するものとする。</p> <p>(3) 火山活動履歴調査 受注者は、文献・資料により対象火山の火山活動履歴について調査するものとする。</p> <p>(4) 現地調査 受注者は、噴火対応および降雨対応のそれぞれについて土砂移動実績、流動物質の性質など業務実施に伴い必要となる事項について現地調査を行うものとする。</p> <p>(5) 土砂移動実績図の作成 受注者は、空中写真判読、現地調査により、噴火対応および降雨対応のそれぞれについて過去の主要な土砂移動の範囲と規模を示す土砂移動実績図を作成するものとする。</p> <p>(6) 総合検討 受注者は、総合検討について、第 4203 条水系砂防調査第 2 項 (12) に準じるものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(7) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>3. 貸与資料 発注者が貸与する資料は下記を標準とする。</p> <p>(1) 地形図 (2) 空中写真 (3) 火山活動履歴に関する文献・資料</p> <p><u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u></p>	

改 定	現 行	備 考
<p>(中略)</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備</p> <p>受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 <a href="#">1112</a> 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</p> <p>(2) 現地調査</p> <p>受注者は、実施する業務の内容の把握・実施方針の確立を目的とし、砂防施設<a href="#">配置</a>計画に必要な事項について調査を行うものとする。</p> <p>(3) 計画土砂量等<a href="#">検討</a></p> <p>(中略)</p>	<p>第 3 節 砂防計画</p> <p>第 4207 条 砂防計画の区分</p> <p>砂防計画は以下の区分により行うものとする。</p> <p>(1) 水系砂防計画</p> <p>(2) 土石流対策計画</p> <p>(3) 流木対策計画</p> <p>(4) 火山砂防計画</p> <p>第 4208 条 水系砂防計画</p> <p>1. 業務目的</p> <p>水系砂防計画は、水系砂防調査の結果に基づいて、流域における土砂の生産および流出による土砂災害を防止するための対策計画の検討を目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備</p> <p>受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 <a href="#">1111</a> 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</p> <p>(2) 現地調査</p> <p>受注者は、実施する業務の内容の把握・実施方針の確立を目的とし、砂防施設計画に必要な事項について調査を行うものとする。</p> <p>(3) 計画土砂量等<a href="#">調査</a></p> <p>受注者は、水系砂防調査結果に基づいて基本方針の策定および計画生産土砂量、計画流出土砂量、計画許容流出土砂量の検討を行うものとする。</p> <p>1) 基本方針策定</p> <p>計画の規模・流域分割・計画基準点の設定について実施する。</p> <p>2) 計画生産土砂量</p> <p>水系砂防調査の結果に基づき計画生産土砂量を検討する。</p> <p>3) 計画流出土砂量</p> <p>水系砂防調査の結果に基づき計画規模洪水時の計画基準点における流出土砂量を検討する。</p> <p>4) 計画許容流出土砂量</p> <p>計画基準点における流水の掃流力、流出土砂の粒径等を考慮して、河道の現況から検討する。</p>	



改 定	現 行	備 考
<p>(中略)</p> <p>(5) 照査  <u>受注者</u>は、<u>第 1108 条</u>照査技術者及び照査の実施に基づく<u>ほか</u>、下記に示す事項を標準として照査を<u>実施</u>するものとする。</p> <p>1) <u>計画土砂量等検討</u>に際し、実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるか確認する。</p> <p>2) 配置計画<u>諸元</u>、<u>現地条件等</u>の<u>基本事項</u>の整理が終了した段階で、基本事項の運用と手順を確認する。</p> <p>3) 基本事項、<u>施設配置計画</u>に基づき、<u>対策優先度の検討</u>結果についての妥当性の確認をする。</p> <p>4) 全ての<u>成果物</u>についての正確性、適切性、整合性の確認をする。</p> <p>(中略)</p> <p>(1) 水系砂防調査の<u>成果物</u></p> <p>(中略)</p> <p><u>(4) 既往砂防施設についての資料 (施設台帳、位置図等)</u></p> <p><u>(5) 航空レーザ測量成果</u></p> <p><u>(6) 業務に関連する既往調査報告書</u></p>	<p>(4) 砂防施設配置計画  受注者は、砂防施設配置計画について基本事項および施設配置計画の検討を行うものとする。</p> <p>1) 基本事項検討  土砂処理計画として、土砂生産抑制計画及び土砂流総制御計画について検討する。</p> <p>2) 施設配置計画  既存砂防施設による土砂整備率および基本事項の検討結果に基づき、計画する砂防施設の位置、工種、規模を検討する。</p> <p>3) 対策優先度の検討  基本事項、施設配置計画の検討結果に基づき、計画した施設の対策優先度を検討する。</p> <p>(5) 照査  <u>照査技術者</u>は、<u>設計図書において定めがある場合</u>、<u>第 1107 条</u>照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を<u>行い</u>、<u>管理技術者に提出</u>するものとする。</p> <p>1) <u>基本設計条件決定</u>に際し、実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるか確認する。</p> <p>2) 配置計画<u>条件および</u>現地条件等<u>基本条件</u>の整理が終了した段階で、基本事項の運用と手順を確認する。</p> <p>3) 基本事項に基づき、<u>最適案を選定した</u>結果についての妥当性の確認をする。</p> <p>4) 全ての<u>成果品</u>についての正確性、適切性、整合性の確認をする。</p> <p>(6) 総合検討  受注者は、水系砂防調査および水系砂防計画等の結果を踏まえ、総合的に検討を行うものとする。</p> <p>(7) 報告書作成  受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>3. 貸与資料  発注者が貸与する資料は下記を標準とする。</p> <p>(1) 水系砂防調査の<u>成果品</u></p> <p>(2) 地形図</p> <p>(3) 空中写真</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第 4209 条 土石流対策計画</p> <p>1. 業務目的  土石流対策計画は、土石流対策調査の結果に基づいて、土石流に対する砂防計画の検討を目的とする。</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備</p> <p>受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</p> <p>(中略)</p> <p><u>(5) 土石流による被害の推定</u>  <u>受注者は、計画規模の土石流が流出した場合の保全対象の受ける被害を推定するものとする。</u></p> <p>(6) 土石流対策施設配置計画  (中略)</p> <p>(7) 照査  <u>受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</u>なお、照査事項は第 4208 条水系砂防計画第 2 項 (5) に準ずるものとする。</p> <p>(8) 総合検討  (中略)</p> <p>(9) 報告書作成  (中略)</p>	<p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備</p> <p>受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</p> <p>(2) 現地調査</p> <p>受注者は、実施する業務の内容の把握・実施方針の確立を目的とし、土石流対策計画に必要な事項について調査を行うものとする。</p> <p>(3) 計画諸元の設定</p> <p>受注者は、流域の特性を考慮し、土石流対策の計画基準点および降雨量の年超過確率等から計画規模を設定するものとする。</p> <p>(4) 計画流出土砂量の設定</p> <p>受注者は、計画規模の土石流による計画流出土砂量を設定するものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(5) 土石流対策施設計画</p> <p>受注者は、土石流施設配置計画について基本事項および施設配置計画の検討を行うものとする。</p> <p>1) 基本事項検討</p> <p>計画流出土砂量を合理的かつ効果的に処理するための対策施設について基本事項を検討する。</p> <p>2) 施設配置計画</p> <p>既存砂防施設による土砂整備率および基本事項の検討結果に基づき、計画する砂防施設の位置、工種、規模を検討する。</p> <p>3) 対策優先度の検討</p> <p>基本事項、施設配置計画の検討結果に基づき、土石流の抑止・抑制・捕捉・導流などの対策について優先度を検討する。</p> <p>(6) 照査</p> <p><u>照査技術者は、設計図書において定めがある場合、第 1107 条照査技術者及び照査の実施に基づき照査を行い、管理技術者に提出するものとする。</u>なお、照査項目は第 4208 条水系砂防計画第 2 項 (5) に準ずるものとする。</p> <p>(7) 総合検討</p> <p>受注者は、土石流対策調査および土石流対策計画等の結果を踏まえ、総合的に検討を行うものとする。</p> <p>(8) 報告書作成</p> <p>受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>3. 貸与資料</p> <p>発注者が貸与する資料は下記を標準とする。</p> <p>(1) 土石流対策調査の<u>成果物</u></p> <p>(2) 地形図</p> <p>(3) 空中写真第 4210 条 流木対策計画</p> <p><u>(4) 既往砂防施設についての資料 (施設台帳、位置図等)</u></p> <p><u>(5) 航空レーザ測量成果</u></p> <p><u>(6) 業務に関連する既往調査報告書</u></p> <p>(中略)</p> <p>(7) 火山対策砂防施設<u>配置</u>計画</p> <p>受注者は、火山対策砂防施設<u>配置</u>計画について以下の検討を行うものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>3. 貸与資料</p> <p>発注者が貸与する資料は下記を標準とする。</p> <p>(1) 火山対策砂防調査の<u>成果物</u></p> <p>(中略)</p> <p><u>(4) 既往砂防施設についての資料 (施設台帳、位置図等)</u></p> <p><u>(5) 航空レーザ測量成果</u></p> <p><u>(6) 業務に関連する既往調査報告書</u></p>	<p>3. 貸与資料</p> <p>発注者が貸与する資料は下記を標準とする。</p> <p>(1) 土石流対策調査の<u>成果品</u></p> <p>(2) 地形図</p> <p>(3) 空中写真第 4210 条 流木対策計画</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(中略)</p> <p>第 4211 条 火山砂防計画</p> <p>(中略)</p> <p>(7) 火山対策砂防施設計画</p> <p>受注者は、火山対策砂防施設計画について以下の検討を行うものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>3. 貸与資料</p> <p>発注者が貸与する資料は下記を標準とする。</p> <p>(1) 火山対策砂防調査の<u>成果品</u></p> <p>(2) 地形図</p> <p>(3) 空中写真</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	

**改 定**

**現 行**

**備 考**

第4節 成果物

第4212条 成果物

受注者は、以下に示す成果物を作成し、第1117条成果の提出に従い、納品するものとする。

(1) 水系砂防調査 表 4.2.1 成果物一覧

設計項目	<u>成果物</u>	縮 尺	摘 要
現地概査	現地写真、 <u>ルートマップ</u> <u>結果とりまとめ</u>		
	<u>保全対象位置図</u>	<u>1:25,000~1:150,000</u>	

第4節 成果品

第4212条 成果品

受注者は、以下に示す成果品を作成し、第1116条成果の提出に従い、納品するものとする。

(1) 水系砂防調査 成果品一覧

設計項目	<u>成果品項目</u>	縮 尺	摘 要
現地概査	現地写真		
流域特性調査	流域区分図	1:100,000~1:150,000	
	谷次数区分図	1:100,000~1:150,000	
	既往災害土砂災害状況図	1:25,000~1:50,000	
降雨流出解析	年最大時間雨量・日雨量		
	異常出水時の毎時雨量表		
	雨量の確率計算書		
	計画ハイドログラフ		
地形・地質調査	地形概況図	1:25,000~1:50,000	
	地質概況図	1:25,000~1:50,000	
自然環境調査	国立公園、天然記念物、 貴重動植物の分布図	1:25,000~1:50,000	
既存施設調査	施設現況図	1:5,000~1:25,000	
生産土砂量調査	崩壊地分布図	1:5,000~1:25,000	
	溪流調査図		
流送土砂量調査	河床材料調査箇所位置図	1:25,000~1:50,000	
	粒度分布図		
	土砂流送形態分布図	1:5,000~1:25,000	
経済調査	土地利用・法規制状況図	1:25,000~1:50,000	
報告書作成	報告書		

改 定	現 行	備 考
-----	-----	-----

(2) 土石流対策調査 [表 4.2.2 成果物一覧](#)

設計項目	成果物	縮 尺	摘 要
現地概査	現地写真、 <a href="#">ルートマップ</a> <a href="#">最大礫調査結果</a>		

(3) 流木対策調査 [表 4.2.3 成果物一覧](#)

設計項目	成果物	縮 尺	摘 要
現地概査	現地写真、 <a href="#">ルートマップ</a> <a href="#">結果とりまとめ</a>		
	<a href="#">サンプリング調査結果</a>		

(4) 火山砂防調査 [表 4.2.4 成果物一覧](#)  
(中略)

(2) 土石流対策調査 [成果品一覧](#)

設計項目	成果品項目	縮 尺	摘 要
現地概査	現地写真		
流域特性調査	地形・地質状況図	1:25,000～1:50,000	
	荒廃状況図	1:5,000～1:25,000	
	既往災害状況	1:5,000～1:25,000	
既存施設調査	施設現況図	1:5,000～1:25,000	
報告書作成	報告書		

(3) 流木対策調査 [成果品一覧](#)

設計項目	成果品項目	縮 尺	摘 要
現地概査	現地写真		
流域特性調査	地形・地質状況図	1:25,000～1:50,000	
	林相図	1:5,000～1:25,000	
	荒廃状況図	1:5,000～1:25,000	
	既往災害状況	1:5,000～1:25,000	
既存施設調査	施設現況図	1:5,000～1:25,000	
報告書作成	報告書		

(4) 火山砂防調査 [成果品一覧](#)

設計項目	成果品項目	縮 尺	摘 要
火山活動履歴調査	火山活動履歴図		
現地調査	現地写真		
	既往災害状況図	1:5,000～1:25,000	
土砂移動実績図の作成	土砂移動実績図 (ディザスターマップ)	1:25,000～1:50,000	
報告書作成	報告書		

改 定	現 行	備 考
-----	-----	-----

(5) 水系砂防計画 [表 4.2.5 成果物一覧](#)

設計項目	成果物	縮 尺	摘 要

(6) 土石流対策計画 [表 4.2.6 成果物一覧](#)

設計項目	成果物	縮 尺	摘 要
現地調査	現地写真、 <a href="#">ルートマップ</a> <a href="#">結果とりまとめ</a>		
土石流対策施設配置計画			

(7) 流木対策計画 [表 4.2.7 成果物一覧](#)

設計項目	成果物	縮 尺	摘 要
現地調査	現地写真、 <a href="#">ルートマップ</a> <a href="#">結果とりまとめ</a>		

(8) 火山砂防計画 [表 4.2.8 成果物一覧](#)

設計項目	成果物	縮 尺	摘 要
現地調査	現地写真、 <a href="#">ルートマップ</a> <a href="#">結果とりまとめ</a>		

(5) 水系砂防計画 [成果品一覧](#)

設計項目	成果品項目	縮 尺	摘 要
現地調査	現地写真		
計画土砂量等調査	流域区分・基準点位置図	1:5,000～1:25,000	
砂防施設配置計画	砂防施設配置計画図	1:5,000～1:25,000	
報告書作成	報告書		

(6) 土石流対策計画 [成果品一覧](#)

設計項目	成果品項目	縮 尺	摘 要
現地調査	現地写真		
土石流対策施設計画	土石流対策施設配置計画図	1:5,000～1:25,000	
報告書作成	報告書		

(7) 流木対策計画 [成果品一覧](#)

設計項目	成果品項目	縮 尺	摘 要
現地調査	現地写真		
流木対策施設配置計画	流木対策施設配置計画図	1:5,000～1:25,000	
報告書作成	報告書		

(8) 火山砂防計画 [成果品一覧](#)

設計項目	成果品項目	縮 尺	摘 要
現地調査	現地写真		
火山対策施設配置計画	火山対策施設配置計画図	1:5,000～1:25,000	
	火山災害予想区域図	1:5,000～1:25,000	
報告書作成	報告書		

改 定	現 行	備 考
<p>(中略)</p> <p>第 4301 条 砂防構造物設計の種類 砂防構造物設計の種類は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 砂防堰堤及び床固工の設計 (2) 溪流保全工（流路工）の設計 (3) 土石流対策工及び流木対策工の設計 (4) 護岸工の設計 (5) 山腹工の設計</p> <p>第 2 節 砂防堰堤及び床固工の設計</p> <p>第4302条 砂防堰堤及び床固工設計の区分 砂防堰堤及び床固工の設計は、次の区分により行うものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>第4303条 砂防堰堤及び床固工予備設計</p> <p>1. 業務目的 砂防堰堤及び床固工の予備設計は、設計図書に基づく設計条件、測量調査資料、地質調査資料、現地調査結果及び技術文献等を確認し、計画地点の立地条件、施工性、経済性及び環境について技術的な検討を加え、最適な砂防堰堤・床固工の基本諸元を決定することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容 (1) 設計計画 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条 業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>(3) 基本事項検討 受注者は、砂防堰堤・床固工の計画条件を確認し、以下の検討を行い予備設計に必要な基本事項の検討を行うものとする。</p>	<p>第 3 章 砂防構造物設計</p> <p>第 1 節 砂防構造物設計</p> <p>第 4301 条 砂防構造物設計の種類 砂防構造物設計の種類は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 砂防えん堤及び床固工の設計 (2) 溪流保全工（流路工）の設計 (3) 土石流対策工及び流木対策工の設計 (4) 護岸工の設計 (5) 山腹工の設計</p> <p>第 2 節 砂防えん堤及び床固工の設計</p> <p>第 4302 条 砂防えん堤及び床固工設計の区分 砂防えん堤及び床固工の設計は、次の区分により行うものとする。</p> <p>(1) 予備設計 (2) 詳細設計</p> <p>第 4303 条 砂防えん堤及び床固工予備設計</p> <p>1. 業務目的 砂防えん堤及び床固工の予備設計は、設計図書に基づく設計条件、測量調査資料、地質調査資料、現地調査結果及び技術文献等を確認し、計画地点の立地条件、施工性、経済性及び環境について技術的な検討を加え、最適な砂防えん堤・床固工の基本諸元を決定することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容 (1) 設計計画 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条 業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</p> <p>(2) 現地踏査 受注者は、貸与資料を基に現地踏査を行い、計画予定地周辺の溪流の状況、地形、地質、周辺構造物及び周辺の土地利用状況等を確認し予備設計に必要な現地状況を把握するものとする。なお、現地調査（測量、地質調査等）を必要とする場合は、受注者はその理由を明らかにし、調査内容について調査職員に報告し、指示を受けるものとする。</p> <p>(3) 基本事項検討 受注者は、砂防えん堤・床固工の計画条件を確認し、以下の検討を行い予備設計に必要な基本事項の検討を行うものとする。</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>(中略)</p> <p>(4) 配置設計 受注者は、検討した基本事項に基づき、計画地点の地形、地質、施工性経済性、維持管理の難易、環境を考慮して構造、材料、高さ等を変えた配置案を<u>基本として</u> 3案立案するものとする。</p> <p>1) 砂防堰堤・床固工形式の選定 砂防計画、砂防堰堤・床固工計画地点の工学的条件、施工条件に基づき、諸基準との適合性を考慮して選定する。</p> <p>2) 比較案作成 選定された砂防堰堤・床固工形式を適用して、3案の堰堤位置・規模・効果量について、ペーパーロケーションにより基本形形式、構造の比較案を作成する。</p> <p>(中略)</p> <p>2) 基礎工検討 砂防堰堤計画地点の地質に基づき、支持力不足、及びパイピングの危険性について検討し、その対策について工法を選定する。堰堤高が高く、長期的な湛水が考えられるような場合には、コンソリデーショングラウチング及びカーテングラウチングについて検討を行う。</p> <p>3) 景観検討 <u>受注者は、</u>自然と地域に馴染んだ施設の検討を行うものとする。</p> <p>(中略)</p>	<p>1) 地質条件検討 地質調査資料を基に、地形、地盤強度、断層等の地質条件の検討整理を行う。</p> <p>2) 設計条件検討 計画流量、計画土砂量、設計定数等の検討を行い、設計条件を整理する。</p> <p>3) 環境条件検討 環境の資料の検討、整理を行い予備設計の基礎資料とする。</p> <p>(4) 配置設計 受注者は、検討した基本事項に基づき、計画地点の地形、地質、施工性経済性、維持管理の難易、環境を考慮して構造、材料、高さ等を変えた配置案を3案立案するものとする。</p> <p>1) 砂防堰堤・床固工形式の選定 砂防計画、砂防堰堤・床固工計画地点の工学的条件、施工条件に基づき、諸基準との適合性を考慮して選定する。</p> <p>2) 比較案作成 選定された砂防堰堤・床固工形式を適用して、3案の堰堤位置・規模・効果量について、ペーパーロケーションにより基本形形式、構造の比較案を作成する。</p> <p>(5) 施設設計検討 受注者は、配置設計で立案された3案について、以下の施設設計を行うものとする。</p> <p>1) 本体工設計 配置設計の検討結果に基づき、本体、袖部及び水通し部、前庭保護工等の設計計算を行い、一般構造図面を作成し、主要工種の概算数量を算出する。</p> <p>2) 基礎工検討 砂防堰堤計画地点の地質に基づき、支持力不足、及びパイピングの危険性について検討し、その対策について工法を選定する。堰堤高が高く、長期的な湛水が考えられるような場合には、コンソリデーショングラウチング及びカーテングラウチングについて検討を行う。</p> <p>3) 景観検討 自然と地域に馴染んだ施設の検討を行うものとする。</p> <p>(6) 概算工事費 受注者は、比較案それぞれに対し、第1211条設計業務の成果(5)に基づき概算工事費を算定するものとする。</p> <p>(7) 最適案の選定 受注者は、比較3案に関する検討結果をまとめ、構造特性、施工性、経済性、環境等について得失及び問題点を記述し各比較案の評価を行い、調査職員と協議のうえ最適案を選定するものとする。</p> <p>(8) 施工計画検討 受注者は、配置設計で決定された最適案について、施工方法、施工順序を考慮し、概略の施工計画を作成するとともに、転流工の概略検討を行うものとする。</p>	



改 定	現 行	備 考
<p>(9) 照査</p> <p><u>受注者</u>は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づ<del>くほか</del>、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 基本事項の決定に際し、実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるか確認する。</li> <li>2) 配置設計諸元、現地条件等の基本事項の整理が終了した段階で、基本事項の運用と手順を確認する。</li> </ol> <p>(中略)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>4) 全ての成果物について正確性、適切性、整合性の確認をする。</li> </ol> <p>第 4304 条 砂防堰堤及び床固工詳細設計</p> <p>1. 業務目的</p> <p>砂防堰堤及び床固工の詳細設計業務は、予備設計で検討された砂防堰堤・床固工の基本諸元により、設計図書に基づく設計条件及び詳細設計に必要な測量調査資料、地質調査資料等を確認するとともに、工事に必要な詳細構造を設計し、経済的かつ合理的に工事の費用を予定するための資料を作成することを目的とする。</p>	<p>(9) 照査</p> <p><u>照査技術者</u>は、<u>設計図書において定めがある場合</u>、第 1107 条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を行い、<u>管理技術者に提出するものとする</u>。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 基本条件の決定に際し、実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるか確認する。</li> <li>2) 配置計画条件および現地条件等基本条件の整理が終了した段階で、基本事項の運用と手順を確認する。</li> <li>3) 基本事項に基づき、最適案を選定した結果についての妥当性を確認する。</li> <li>4) 全ての成果品について正確性、適切性、整合性の確認をする。</li> </ol> <p>(10) 総合検討</p> <p>受注者は、設計計画及び配置設計等を踏まえ、施設設計について総合的な検討を行い、詳細設計において解決すべき課題、留意事項を整理するものとする。</p> <p>(11) 報告書作成</p> <p>受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>3. 貸与資料</p> <p>発注者が貸与する資料は下記を標準とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 砂防計画資料 <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 当該流域に関する砂防調査資料</li> <li>2) 砂防施設配置計画検討資料</li> <li>3) 既往施設の計画諸元等</li> </ol> </li> <li>(2) 測量調査資料 <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 地形図 (縮尺 1/1,000~1/5,000)</li> <li>2) 縦断面図 (縮尺縦 1/100~1/200, 横 1/1,000~1/5,000)</li> <li>3) 横断面図 (縮尺 1/100~1/200)</li> </ol> </li> <li>(3) 地質調査資料 <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 計画地点周辺の地質文献資料</li> </ol> </li> <li>(4) その他資料 <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 自然環境調査資料</li> <li>2) 社会環境調査資料</li> </ol> </li> </ol> <p>第 4304 条 砂防えん堤及び床固工詳細設計</p> <p>1. 業務目的</p> <p>砂防えん堤及び床固工の詳細設計業務は、予備設計で検討された砂防えん堤・床固工の基本諸元により、設計図書に基づく設計条件及び詳細設計に必要な測量調査資料、地質調査資料等を確認するとともに、工事に必要な詳細構造を設計し、経済的かつ合理的に工事の費用を予定するための資料を作成することを目的とする。</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>2. 業務内容</p> <p>(1) 設計計画 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>(3) 基本事項決定 受注者は、砂防堰堤・床固工の計画条件を確認し、以下の検討を行い、詳細設計に必要な基本事項の決定を行うものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>1) 本體工設計 受注者は、予定された計画地点の設計条件により、設計計算を行い計算結果に基づく施設設計図面の作成を行うものとする。なお、施設設計の範囲は、<u>特記仕様書によるものとし、特記が無い場合は</u>以下のとおりとする。</p> <p>①本堰堤 ②副堰堤 ③ 水叩き ④ 側壁護岸 ⑤ 床固工 ⑥ <u>流末処理工</u> ⑦ 魚道工</p> <p>2) 基礎工設計 受注者は、基礎の支持力及び長期的な湛水の可能性を検討し、パイピング対策が必要な場合は、その対策工について設計を行う。堰堤が高く、長期的に湛水することが考えられる場合にはコンソリデーショングラウチング及びカーテングラウチング及び置換工等の設計を行い、施設設計図面を作成するものとする。</p> <p>(中略)</p>	<p>2. 業務内容</p> <p>(1) 設計計画 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</p> <p>(2) 現地踏査 受注者は、貸与資料を基に現地踏査を行い、計画予定地周辺の溪流の状況、河床材料の粒径、地形、地質、周辺構造物及び周辺の土地利用状況等を確認し、併せて工事用道路、施工ヤード等の施工の観点から現地状況を把握し、整理するものとする。</p> <p>(3) 基本事項決定 受注者は、砂防堰堤・床固工の計画条件を確認し、以下の検討を行い、詳細設計に必要な基本事項の決定を行うものとする。</p> <p>1) 地質条件 地質調査資料を基に、地形、地盤強度、断層の地質条件の確認、整理を行う。</p> <p>2) 設計条件 計画流量、計画土砂量、設計定数の整理を行い、設計条件を決定する。</p> <p>3) 環境条件 環境の資料の確認、整理を行い詳細設計の基礎資料とする。</p> <p>(4) 施設設計</p> <p>1) 本體工設計 受注者は、予定された計画地点の設計条件により、設計計算を行い計算結果に基づく施設設計図面の作成を行うものとする。なお、施設設計の範囲は、以下のとおりとする。</p> <p>①本堰堤 ②副堰堤 ③水叩き ④側壁護岸 ⑤床固工 ⑥魚道工</p> <p>2) 基礎工設計 受注者は、基礎の支持力及び長期的な湛水の可能性を検討し、パイピング対策が必要な場合は、その対策工について設計を行う。堰堤が高く、長期的に湛水することが考えられる場合にはコンソリデーショングラウチング及びカーテングラウチング及び置換工等の設計を行い、施設設計図面を作成するものとする。</p> <p>3) 景観設計 受注者は、自然と地域に馴染んだ施設の設計を行うものとする。</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>(中略)</p> <p>1) 施工計画 受注者は、設計図書に基づき、施工方法、施工順序を考慮し、掘削計画、現場内道路、コンクリート打設計画の概略施工計画及び資材運搬方法を立案するものとする。なお、施工計画書には、環境対策等の設計と不可分な施工上の留意点について取りまとめ、記載するものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>(7) 照査 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。</p> <p>1) 基本事項の決定に際し、実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるか確認する。</p> <p>2) 配置設計諸元、現地条件等の基本事項の整理が終了した段階で、基本事項の運用と手順を確認する。</p> <p>(中略)</p> <p>4) 全ての成果物について正確性、適切性、整合性の確認をする。</p> <p>(中略)</p> <p>4) 砂防堰堤・床固工予備設計資料</p>	<p>(5) 施工計画及び仮設構造物設計</p> <p>1) 施工計画 受注者は、設計図書に基づき、施工方法、施工順序を考慮し、掘削計画、現場内道路及びコンクリート打設計画の概略施工計画を立案するものとする。なお、施工計画書には、環境対策等の設計と不可分な施工上の留意点について取りまとめ、記載するものとする。</p> <p>2) 仮設構造物設計 受注者は、設計図書に基づき、工事施工に必要な河川切り回し計画、仮排水路の転流工の概略設計を行うものとする。</p> <p>(6) 数量計算受注者は、第 1211 条設計業務の成果（4）に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。</p> <p>(7) 照査 照査技術者は、設計図書において定めがある場合、第 1107 条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする。</p> <p>1) 設計条件の決定に際し、実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるか確認する。</p> <p>2) 設計条件及び現地条件等、基本条件の整理が終了した段階で、設計基本条件の運用と手順を確認する。</p> <p>3) 詳細設計に必要な設計細部条件の設計方針・設計手段及び全体一般図についてその妥当性を確認する。</p> <p>4) 全ての成果品について正確性、適切性、及び整合性の確認をする。</p> <p>(8) 総合検討 受注者は、施設設計について、総合的な検討を行うものとする。</p> <p>(9) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>3. 貸与資料 発注者が貸与する資料は下記を標準とする。</p> <p>(1) 砂防計画資料</p> <p>1) 当該流域に関する砂防調査資料</p> <p>2) 砂防施設配置計画検討資料</p> <p>3) 既往施設の計画諸元等</p> <p>4) 砂防堰堤・床固工予備設計資料</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>(中略)</p> <p>4) 主・副堰堤縦断面図 (縮尺 1/100～1/200)</p> <p>5) 主・副堰堤横断面図 (縮尺 1/100～1/200)</p> <p>(中略)</p> <p>3) 主・副堰堤軸地質断面図</p> <p>(中略)</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 設計計画</p> <p>受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</p> <p>(中略)</p>	<p>(2) 測量調査資料</p> <p>1) 地形図 (縮尺 1/200～1/1,000)</p> <p>2) 縦断面図 (縮尺縦 1/200, 横 1/1,000)</p> <p>3) 堆砂地横断面図 (縮尺 1/100～1/200)</p> <p>4) 主・副堰堤縦断面図 (縮尺 1/100～1/200)</p> <p>5) 主・副堰堤横断面図 (縮尺 1/100～1/200)</p> <p>(3) 地質調査資料</p> <p>1) 施設計画地点付近の地質調査資料</p> <p>2) 施設計画地点のボーリング調査資料</p> <p>3) 主・副堰堤軸地質断面図</p> <p>(4) その他資料</p> <p>1) 自然環境調査資料</p> <p>2) 社会環境調査資料</p> <p>第 3 節 溪流保全工の設計</p> <p>第 4305 条 溪流保全工設計の区分</p> <p>溪流保全工の設計業務は次の区分により行うものとする。</p> <p>(1) 予備設計</p> <p>(2) 詳細設計</p> <p>第 4306 条 溪流保全工予備設計</p> <p>1. 業務目的</p> <p>溪流保全工の予備設計業務は、設計図書に基づく設計条件、地形図、地質調査資料、現地調査結果及び技術文献等を確認し、計画地点の立地条件、施工性、経済性及び環境について技術的な検討を加え、最適な溪流保全工の基本諸元を決定することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 設計計画</p> <p>受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</p> <p>(2) 現地踏査</p> <p>受注者は、貸与資料を基に現地踏査を行い、計画予定地周辺の溪流の状況、地形、地質、周辺構造物及び周辺の土地利用状況等を確認し、予備設計に必要な現地状況を把握するものとする。</p> <p>(3) 基本事項検討</p> <p>受注者は、溪流保全工の計画条件を確認し、計画対象流量、計画縦断勾配、平面の計画条件の確認、ならびに地形地質条件、環境条件を検討し、予備設計に必要な基本事項の検討を行うものとする。</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>(中略)</p> <p>1) 施設設計の範囲            溪流保全工の設計範囲は、<u>特記仕様書によるものとし、特記が無い場合は以下のとおりとする。</u></p> <p>①床固工            ② 帯工            ③護岸工            ④水制工            ⑤ 護床工            ⑥ 根固工</p> <p>2) 基本図面の作成            3案の施設設計に基づいて、平面図、縦断図、横断図及び<u>1) 施設設計の範囲に係る標準構造図</u>を作成するものとする。</p> <p>3) 景観検討  <u>受注者は、</u>自然と地域に馴染んだ施設の検討を行う <u>ものとする。</u></p> <p>(中略)</p>	<p>(4) 配置設計            受注者は、河道・河床勾配等の地形、河床堆積調査資料をもとに、計画地点の地形、地質、施工性、経済性、維持管理の難易、環境を考慮して、溪流保全工の法線計画、ならびに床固工・帯工の配置を含めた縦断計画を行った3案について比較案の立案を行うものとする。</p> <p>(5) 施設設計検討            受注者は、予定された計画区間で、配置設計で立案した3案の各比較案について設計計算を行い、標準構造図面を作成し、主要工種の概算数量の算出を行うものとする。</p> <p>1) 施設設計の範囲            溪流保全工の設計範囲は、<u>床固工、帯工、護岸工、水制工、溪床保護工、溪畔林とする。</u></p> <p>2) 基本図面の作成            3案の施設設計に基づいて、平面図、縦断図、横断図及び<u>床固工、帯工、護岸工、水制工、溪床保護工、溪畔林の標準構造図</u>を作成するものとする。</p> <p>3) 景観検討            自然と地域に馴染んだ施設の検討を行う。</p> <p>(中略)</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>(9) 照査</p> <p><u>受注者</u>は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づ<del>くほか</del>、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。</p> <p>1) 基本事項の決定に際し、実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるか確認する。</p> <p>2) 配置設計諸元、現地条件等の基本事項の整理が終了した段階で、基本事項の運用と手順を確認する。</p> <p>(中略)</p> <p>4) 全ての成果物について正確性、適切性、整合性の確認をする。</p> <p>(中略)</p>	<p>(9) 照査</p> <p><u>照査技術者</u>は、<u>設計図書において定めがある場合</u>、第 1107 条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を行い、<u>管理技術者に提出するものとする</u>。</p> <p>1) 基本条件の決定に際し、実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるか確認する。</p> <p>2) 配置計画条件および現地条件等基本条件の整理が終了した段階で、基本事項の運用と手順を確認する。</p> <p>3) 基本事項に基づき、最適案を選定した結果についての妥当性を確認する。</p> <p>4) 全ての成果品について正確性、適切性、整合性の確認をする。</p> <p>(10) 総合検討</p> <p>受注者は、設計計画及び配置設計等を踏まえ、施設設計について総合的な検討を行い、詳細設計において解決すべき課題、留意事項を整理するものとする。</p> <p>(11) 報告書作成</p> <p>受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>3. 貸与資料</p> <p>発注者が貸与する資料は下記を標準とする。</p> <p>(1) 砂防計画資料</p> <p>1) 当該流域に関する砂防調査資料</p> <p>2) 砂防施設配置計画検討資料</p> <p>3) 既往施設の計画諸元等</p> <p>(2) 測量調査資料</p> <p>1) 地形図 (縮尺 1/500~1/1,000)</p> <p>2) 縦断面図 (縮尺縦 1/100~1/200, 横 1/1,000~1/5,000)</p> <p>3) 横断面図 (縮尺 1/100~1/200)</p> <p>(3) 地質調査資料</p> <p>1) 計画地点周辺の地質文献資料</p> <p>2) 施設計画地点付近のボーリング調査資料</p> <p>(4) その他資料</p> <p>1) 自然環境調査資料</p> <p>2) 社会環境調査資料</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>(中略)</p> <p>業務内容</p> <p>(1) 設計計画 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>(3) 基本事項決定 受注者は、予備設計等の貸与資料と設計図書に指示された事項に基づき、<u>計画対象流量、計画縦断勾配、配置設計等設計諸元、流下断面、床固工・帯工の基本構造、地形地質条件</u>及び環境条件に関する基本事項を決定するものとする。</p> <p>(4) 施設設計 (中略)</p> <p>1) 施設設計の範囲 溪流保全工の設計範囲は、<u>特記仕様書によるものとし、特記が無い場合は以下のとおりとする。</u></p> <p><u>① 床固工</u> <u>② 帯工</u> <u>③ 護岸工</u> <u>④ 護床工</u></p> <p><u>2) 設計図の作成</u></p> <p><u>1) 施設設計の範囲において、詳細設計に必要な設計計算を行い、設計図を作成する。</u></p> <p><u>3) 付属施設設計</u></p> <p>(中略)</p> <p><u>4) 景観設計</u></p> <p>(中略)</p>	<p>第 4307 条 溪流保全工詳細設計</p> <p>1. 業務目的 溪流保全工の詳細設計業務は、予備設計で検討された溪流保全工の基本諸元により、設計図書に基づく設計条件を確認するとともに、工事に必要な詳細構造を設計し、経済的かつ合理的に工事の費用を予定するための資料を作成することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 設計計画 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</p> <p>(2) 現地踏査受注者は、貸与資料を基に現地踏査を行い、計画予定地周辺の溪流の状況、地形、地質、周辺構造物及び周辺の土地利用状況等を確認し、詳細設計に必要な現地状況を把握するものとする。</p> <p>(3) 基本事項決定 受注者は、予備設計等の貸与資料と設計図書に指示された事項に基づき、<u>配置設計、流下断面、床固工・帯工の基本構造</u>、及び環境条件に関する基本事項を決定するものとする。</p> <p>(4) 施設設計 受注者は、設計図書に示す設計条件及び決定した基本事項に基づき詳細設計を行うものとする。</p> <p>1) 施設設計の範囲 溪流保全工の設計範囲は、<u>床固工、帯工、護岸工、水制工、溪床保護工、溪畔林及び管理用道路とし、それらの詳細設計に必要な設計計算を行い、設計図を作成する。</u></p> <p><u>2) 付属施設設計</u> 排水工、取水工及び支川の取付工の設計を行う。</p> <p><u>3) 景観設計</u> 自然と地域に馴染んだ施設の設計を行う。</p> <p>(5) 施工計画及び仮設構造物設計 受注者は、施工計画及び仮設構造物設計について、第 4304 条第 2 項 (5) に準ずるものとする。</p> <p>(6) 数量計算 受注者は、第 1211 条設計業務の成果 (4) に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>(7) 照査  <u>受注者</u>は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、<u>照査を実施するものとする。</u>なお、照査事項は第 4304 条砂防堰堤及び床固工詳細設計第 2 項の (7) に準ずるものとする。</p> <p>(中略)</p>	<p>(7) 照査  <u>照査技術者</u>は、<u>設計図書において定めがある場合</u>、第 1107 条照査技術者及び照査の実施に基づき<u>照査を行い、管理技術者に提出するものとする。</u>なお、照査項目は第 4304 条砂防えん堤及び床固工詳細設計第 2 項の (7) に準ずるものとする。</p> <p>(8) 総合検討  受注者は、施設設計について、総合的な検討を行うものとする。</p> <p>(9) 報告書作成  受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>3. 貸与資料発注者が貸与する資料は下記を標準とする。</p> <p>(1) 砂防計画資料</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 当該流域に関する砂防調査資料</li> <li>2) 砂防施設配置計画検討資料</li> <li>3) 既往施設の計画諸元等</li> <li>4) 溪流保全工予備設計資料</li> </ol> <p>(2) 測量調査資料</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 地形図 (縮尺 1/200~1/1,000)</li> <li>2) 河川縦断図 (縮尺縦 1/200~横 1/1,000)</li> <li>3) 横断図 (縮尺 1/100~1/200)</li> </ol> <p>(3) 地質調査資料</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 施設計画地点付近の地質調査資料</li> </ol> <p>(4) その他資料</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 自然環境調査資料</li> <li>2) 社会環境調査資料</li> </ol> <p>第 4 節 土石流対策工及び流木対策工の設計</p> <p>第 4308 条 土石流対策工及び流木対策工設計の区分  土石流対策工及び流木対策工設計業務は、次の区分によるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 土石流対策工予備設計</li> <li>(2) 土石流対策工詳細設計</li> <li>(3) 流木対策工予備設計</li> <li>(4) 流木対策工詳細設計</li> </ol> <p>第 4309 条 土石流対策工予備設計</p> <p>1. 業務目的  土石流対策工の予備設計業務は、設計図書に基づく設計条件、地形図、地質資料、現地調査結果及び技術文献を確認し、施工性、経済性及び環境について技術的な検討を加え、土石流対策工の基本諸元を決定することを目的とする。</p>	



改 定	現 行	備 考
<p>2. 業務内容</p> <p>(1) 設計計画受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>(3) 基本事項検討 受注者は、既存資料、現地踏査結果及び溪流の土石流対策計画を基に、<u>予備設計に必要な基本事項の検討を行うものとする。</u></p> <p><u>1) 地形・地質条件</u> 受注者は、地形図、地質調査資料および現地踏査結果を基に<u>地形、地盤強度、断層・地すべり等の地形・地質条件の確認、整理を行う。</u></p> <p><u>2) 設計条件</u> 受注者は、土石流対策計画の結果に基づいて、<u>土石流諸元、計画土砂量、設計定数等の検討を行い、設計条件を整理する。</u></p> <p><u>3) 工種・工法の検討</u> 受注者は、<u>地形・地質条件および設計条件を基に土石流流出土砂量を処理する工法（土石流捕捉工、土石流堆積工、土石流発生抑制工）及び透過、不透過の機能別形式等の工法・工種を検討するものとする。</u></p> <p><u>4) 構造物の位置の検討</u> 受注者は、<u>地形・地質条件、設計条件、工種・工法の検討結果を基に構造物の位置を検討する。</u></p> <p><u>5) 環境条件検討</u> <u>環境の資料の検討・整理を行い、予備設計の基礎資料とする。</u></p> <p>(中略)</p> <p>(5) 施設設計検討 <u>受注者は、配置設計で立案した 3 案について設計計算を行い、施設設計を行うものとする。</u></p> <p>1) 施設設計の範囲 <u>土石流対策工の設計範囲は、特記仕様書によるものとし、特記が無い場合は以下のとおりとする。</u></p> <p><u>① 土石流捕捉工</u></p> <p><u>② 土石流堆積工</u></p> <p><u>③ 土石流発生抑制工</u></p>	<p>2. 業務内容</p> <p>(1) 設計計画受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</p> <p>(2) 現地踏査 受注者は、貸与資料を基に現地踏査を行い、計画予定地周辺の溪流の状況、河床材料の粒径、地形、地質、周辺構造物、保全対象との位置関係及び周辺の土地利用等を確認し予備設計に必要な現地状況を把握するものとする。</p> <p>(3) 基本事項検討 受注者は、既存資料及び現地踏査結果及び溪流の土石流対策計画を基に、<u>土石流の発生頻度、土石流規模を考慮して、土石流流出土砂量を処理する工法（土石流捕捉工、土石流堆積工、土石流発生抑制工）及び透過、不透過の機能別形式を検討するものとする。</u></p> <p>(4) 配置設計 受注者は、検討した基本事項に基づき、計画地点の地形、地質、施工性、経済性、維持管理の難易、環境を考慮して、構造、材料、高さ等を変えた配置案を 3 案立案するものとする。</p> <p>(5) 施設設計検討</p> <p>1) 施設設計の範囲 設計範囲は、<u>土石流捕捉工、土石流堆積工、土石流発生抑制工とする。</u></p>	

改 定	現 行	備 考
<p>2) 基本図面作成 受注者は、3案の配置設計に基づいて、<u>一般構造図面</u>を作成するものとする。 (中略)</p> <p>(9) 照査 <u>受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。</u></p> <p>1) 基本<u>事項</u>の決定に際し、実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるか確認する。</p> <p>2) 配置<u>設計諸元</u>、<u>現地条件等</u>の<u>基本事項</u>の整理が終了した段階で、基本事項の運用と手順を確認する。 (中略)</p> <p>4) 全ての<u>成果物</u>について正確性、適切性、整合性の確認をする。  (中略)</p>	<p>2) 基本図面作成 受注者は、3案の配置設計に基づいて、<u>標準構造図</u>を作成するものとする。</p> <p>3) 数量算出 受注者は、基本図面より主要工種の概算数量の算出を行うものとする。</p> <p>4) 景観検討 受注者は、自然と地域に馴染んだ施設の検討を行うものとする。</p> <p>(6) 概算工事費 受注者は、比較案それぞれに対し第 1211 条設計業務の成果 (5) に基づき概算工事費を算定するものとする。</p> <p>(7) 最適案の選定 受注者は、比較 3 案に関する検討結果をまとめ、構造特性、施工性、経済性、環境等について得失及び問題点を記述し各比較案の評価を行い、調査職員と協議のうえ最適案を選定するものとする。</p> <p>(8) 施工計画検討 受注者は、決定した最適案について、施工方法、施工順序を考慮し、概略の施工計画書を作成するとともに、転流工の概略検討を行うものとする。</p> <p>(9) 照査 <u>照査技術者は、設計図書において定めがある場合、第 1107 条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする。</u></p> <p>1) 基本<u>条件</u>の決定に際し、実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるか確認をする。</p> <p>2) 配置<u>計画条件および</u>現地条件等<u>基本条件</u>の整理が終了した段階で、基本事項の運用と手順を確認する。</p> <p>3) 基本事項に基づき、最適案を選定した結果についての妥当性を確認する。</p> <p>4) 全ての<u>成果品</u>について正確性、適切性、整合性の確認をする。</p> <p>(10) 総合検討 受注者は、設計計画及び配置設計等を踏まえ施設設計について総合的な検討を行い、詳細設計において解決すべき課題、留意事項について整理する。</p> <p>(11) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。  (中略)</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>(中略)</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 設計計画 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</p> <p>(2) 現地踏査 受注者は、<u>貸与資料を基に現地踏査を行い</u>、計画予定地の河床及び兩岸の地形、地質、隣接する構造物及び土地利用等を確認し詳細設計に必要な現地状況を把握し、合わせて工事用道路、施工ヤード等の施工の観点から現地状況を把握し、整理するものとする。</p> <p>(3) 基本事項決定 <u>受注者は、土石流対策工の計画条件を確認し、以下の検討を行い、詳細設計に必要な基本事項の決定を行うものとする。</u></p> <p>(中略)</p> <p>(4) 施設設計</p> <p><u>1) 施設設計の範囲</u> <u>土石流対策工の設計範囲は、特記仕様書によるものとし、特記が無い場合は以下のとおりとする。</u></p> <p><u>① 土石流捕捉工</u> <u>② 土石流堆積工</u> <u>③ 土石流発生抑制工</u></p> <p><u>2) 設計図の作成</u></p> <p><u>1) 施設設計の範囲において、詳細設計に必要な設計計算を行い設計図を作成するものとする。</u></p> <p><u>3) 付属施設の設計</u> <u>設計図書に基づき、付属施設の設計を行うものとする。</u></p> <p><u>4) 景観設計</u> <u>各施設については、自然と地域に馴染んだ施設の設計を行う。</u></p> <p>(中略)</p>	<p>第 4310 条 土石流対策工詳細設計</p> <p>1. 業務目的 土石流対策工の詳細設計は、予備設計で検討された施設の基本諸元、設計図書に示す設計条件及び詳細設計に必要な測量調査資料、地質調査資料等に基づき土石流対策工の詳細設計を行い、工事費用の予定、及び工事を実施するための資料を作成することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 設計計画 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</p> <p>(2) 現地踏査 受注者は、計画予定地の河床及び兩岸の地形、地質、隣接する構造物及び土地利用等を確認し詳細設計に必要な現地状況を把握し、合わせて工事用道路、施工ヤード等の施工の観点から現地状況を把握し、整理するものとする。</p> <p>(3) 基本事項決定</p> <p>(中略)</p> <p>(4) 施設設計 施設設計の範囲は、<u>土石流捕捉工、土石流堆積工、土石流発生抑制工とし、受注者は、それらの詳細設計に必要な設計計算を行い設計図を作成するものとする。なお、各施設については、自然と地域に馴染んだ景観設計を行うものとする。</u></p> <p>(中略)</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>(中略)</p> <p>(7) 照査  <u>受注者</u>は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づ<u>くほか</u>、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。</p> <p>1) <u>基本事項の決定に際し</u>、実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるか確認する。</p> <p>2) 配置<u>設計諸元</u>、<u>現地条件等</u>の<u>基本事項</u>の整理が終了した段階で、<u>基本事項</u>の運用と手順を確認する。</p> <p>(中略)</p> <p>4) 全ての<u>成果物</u>について正確性、適切性、整合性の確認をする。</p> <p>(中略)</p>	<p>2) 仮設構造物設計  受注者は、工事施工に必要な河川切り回し計画、仮排水路の転流工の概略設計を行うものとする。</p> <p>(6) 数量計算  受注者は、第 1211 条設計業務の成果（4）に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。</p> <p>(7) 照査  <u>照査技術者</u>は、<u>設計図書において定めがある場合</u>、第 1107 条照査技術者及び照査の実施に基づ<u>き</u>、下記に示す事項を標準として照査を行い、<u>管理技術者に提出するものとする</u>。</p> <p>1) <u>設計条件決定時</u>の実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるか確認する。</p> <p>2) <u>設計条件及び</u>現地条件等<u>基本条件</u>の整理が終了した段階で、<u>設計基本条件</u>の運用と手順を確認する。</p> <p>3) 詳細設計に必要な設計細部条件の設計方針・設計手法及び全体一般図について妥当性を確認する。</p> <p>4) 全ての<u>成果品</u>について正確性、適切性、整合性の確認をする。</p> <p>(中略)</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>(中略)</p> <p>(2) 現地踏査 受注者は、貸与資料を基に現地踏査を行い、計画予定地周辺の溪流の状況、<u>溪流付近の植生や倒木の状況</u>、河床材料の粒径、地形、地質、周辺構造物、保全対象との位置関係及び周辺の土地利用等を確認し予備設計に必要な現地状況を把握するものとする。</p> <p>(3) 基本事項検討 <u>受注者は、既存資料及び現地踏査結果及び溪流の流木対策計画を基に、予備設計に必要な基本事項の検討を行うものとする。</u></p> <p><u>1) 地形・地質条件</u> 受注者は、地形図、地質調査資料および現地踏査結果を基に地形、地盤強度、断層・地すべり等の地形・地質条件の確認、整理を行う。</p> <p><u>2) 設計条件</u> 受注者は、流木対策計画の結果に基づいて、流木・土石流諸元、計画流木量、設計定数等の検討を行い、設計条件を整理する。</p> <p><u>3) 工種・工法の検討</u> 受注者は、地形・地質条件および設計条件を基に山腹斜面崩壊や土石流の発生・流下に伴い発生する計画流木量を処理する工法（透過型・不透過型砂防堰堤、流木止め工）を検討するものとする。</p> <p><u>4) 構造物の位置の検討</u> 受注者は、地形・地質条件、設計条件、工種・工法の検討結果を基に構造物の位置を検討する。</p> <p><u>5) 環境条件検討</u> <u>環境の資料の検討・整理を行い、予備設計の基礎資料とする。</u></p>	<p>第 4311 条 流木対策工予備設計</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 現地踏査 受注者は、貸与資料を基に現地踏査を行い、計画予定地周辺の溪流の状況、河床材料の粒径、地形、地質、周辺構造物、保全対象との位置関係及び周辺の土地利用等を確認し予備設計に必要な現地状況を把握するものとする。</p> <p>(3) 基本事項検討 <u>受注者は、既存資料及び現地踏査結果及び溪流の流木対策計画を基に、山腹斜面崩壊や土石流の発生・流下に伴い発生する計画流木量を処理する方法（透過型砂防えん堤、流木止め工等）を検討するものとする。</u></p>	

改 定	現 行	備 考
<p>(4) 配置設計 受注者は、検討した基本事項に基づき、計画地点の地形、地質、施工性、経済性、維持管理の難易、環境ならびに設置位置（独立に設置、本堰堤又は副堰堤に設置）を考慮して構造、材料、高さ等を変えた配置案を3案立案するものとする。</p> <p>(5) 施設設計検討 <u>受注者は、配置設計で立案した3案について設計計算を行い、施設設計を行うものとする。</u></p> <p>1) 施設設計の範囲 <u>流木対策工の設計範囲は、特記仕様書によるものとし、特記が無い場合は以下のとおりとする。</u></p> <p>① 流木発生抑制施設 ② 流木捕捉施設</p> <p>2) 基本図面作成 受注者は、3案の配置設計に基づいて、<u>一般構造図面</u>を作成するものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>(9) 照査 <u>受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。</u></p> <p>1) 基本事項の決定に際し、実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるか確認する。</p> <p>2) 配置設計諸元、現地条件等の基本事項の整理が終了した段階で、基本事項の運用と手順を確認する。</p> <p>(中略)</p> <p>4) 全ての<u>成果物</u>について正確性、適切性、整合性の確認をする。</p> <p>(中略)</p>	<p>(4) 配置計画 受注者は、検討した基本事項に基づき、計画地点の地形、地質、施工性、経済性、維持管理の難易、環境ならびに設置位置（独立に設置、本えん堤又は副えん堤に設置）を考慮して構造、材料、高さ等を変えた配置案を3案立案するものとする。</p> <p>(5) 施設設計検討</p> <p>1) 施設設計の範囲 設計範囲は、<u>流木発生抑制施設、流木捕捉施設とする。</u></p> <p>2) 基本図面作成 受注者は、3案の配置設計に基づいて、<u>標準構造図</u>を作成するものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>(9) 照査 <u>照査技術者は、設計図書において定めがある場合、第1107条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする。</u></p> <p>1) 基本条件の決定に際し、実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるか確認する。</p> <p>2) 配置計画条件及び現地条件等基本条件の整理が終了した段階で、基本事項の運用と手順を確認する。</p> <p>3) 基本事項に基づき、最適案を選定した結果についての妥当性を確認する。</p> <p>4) 全ての<u>成果品</u>について正確性、適切性、整合性の確認をする。</p> <p>(中略)</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>第 4312 条 流木対策工詳細設計</p> <p>1. 業務目的 流木対策工詳細設計は、予備設計で検討された施設の基本諸元、設計図書に示す設計条件及び詳細設計に必要な測量調査資料、地質調査資料等に基づき流木対策工の詳細設計を行い、<u>経済的かつ合理的に</u>工事費用の予定及び工事を実施するための資料を作成することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 設計計画 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 <u>1112</u> 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>(3) 基本事項決定 <u>受注者は、流木対策工の計画条件を確認し、以下の検討を行い、詳細設計に必要な基本事項の決定を行うものとする。</u></p> <p>(中略)</p>	<p>第 4312 条 流木対策工詳細設計</p> <p>1. 業務目的 流木対策工詳細設計は、予備設計で検討された施設の基本諸元、設計図書に示す設計条件及び詳細設計に必要な測量調査資料、地質調査資料等に基づき流木対策工の詳細設計を行い、工事費用の予定、及び工事を実施するための資料を作成することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 設計計画 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 <u>1111</u> 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</p> <p>(2) 現地踏査 受注者は、貸与資料を基に現地踏査を行い、計画予定地の河床及び両岸の地形、地質、隣接する構造物及び土地利用等を確認し詳細設計に必要な現地状況を把握し、合わせて工事用道路、施工ヤード等の施工の観点から現地状況を把握し、整理するものとする。</p> <p>(3) 基本事項決定</p> <p>1) 地質条件 受注者は、地質調査資料及び現地踏査結果を基に、地形、地盤強度、断層、斜面崩壊地、地すべり等の地質条件の確認、整理を行うものとする。</p> <p>2) 設計条件 受注者は、設計流量、土石流諸元、発生流木諸元及び設計定数の整理、計算を行い、設計条件を決定するものとする。</p> <p>3) 環境条件 受注者は、環境の資料の確認、整理を行い、詳細設計の基礎資料とするものとする。</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>(4) 施設設計</p> <p><u>受注者は、設計図書に示す設計条件及び決定した基本事項に基づき詳細設計を行うものとする。</u></p> <p><u>1) 施設設計の範囲</u>  <u>流木対策工の設計範囲は、特記仕様書によるものとし、特記が無い場合は以下のとおりとする。</u></p> <p><u>① 流木発生抑制施設</u></p> <p><u>② 流木捕捉施設</u></p> <p><u>2) 設計図の作成</u>  <u>受注者は、1) 施設設計の範囲において、詳細設計に必要な設計計算を行い、設計図を作成するものとする。</u></p> <p><u>3) 付帯施設の設計</u>  <u>設計図書に基づき、付帯施設の設計を行うものとする。</u></p> <p><u>4) 景観設計</u></p> <p>(中略)</p> <p>(7) 照査</p> <p><u>受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。</u></p> <p>1) <u>基本事項の決定に際し、</u>実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるか確認する。</p> <p>2) <u>配置設計諸元、</u>現地条件等の<u>基本事項</u>の整理が終了した段階で、基本事項の運用と手順を確認する。</p> <p>(中略)</p> <p>4) 全ての<u>成果物</u>について正確性、適切性、整合性の確認をする。</p> <p>(中略)</p>	<p>(4) 施設設計</p> <p><u>1) 設計計算</u>  <u>受注者は、詳細設計に必要な設計計算を行うものとする。</u></p> <p><u>2) 設計図の作成</u>  <u>受注者は、設計計算に基づき設計図の作成を行うものとする。</u></p> <p><u>3) 景観設計</u>  <u>受注者は、自然と地域に馴染んだ景観設計を行うものとする。</u></p> <p>(5) 施工計画及び仮設構造物設計</p> <p>1) 施工計画  受注者は、施工方法、施工順序を考慮し、掘削計画、現場内道路およびコンクリート打設計画の概略施工計画を立案するものとする。なお、施工計画書には、環境対策等の設計と不可分な施工上の留意点について取りまとめ、記載するものとする。</p> <p>2) 仮設構造物設計  受注者は、工事施工に必要な河川切り回し計画、仮排水路の転流工の概略設計を行うものとする。</p> <p>(6) 数量計算  受注者は、第 1211 条設計業務の成果 (4) に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。</p> <p>(7) 照査  <u>照査技術者は、設計図書において定めがある場合、第 1107 条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする。</u></p> <p>1) <u>設計条件決定時の</u>実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるか確認する。</p> <p>2) <u>設計条件及び</u>現地条件等<u>基本条件</u>の整理が終了した段階で、設計基本条件の運用と手順を確認する。</p> <p>3) 詳細設計に必要な設計細部条件の設計方針・設計手法及び全体一般図について妥当性を確認する。</p> <p>4) 全ての<u>成果品</u>について正確性、適切性、整合性の確認をする。</p> <p>(中略)</p>	



改 定	現 行	備 考
<p>(中略)</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 設計計画 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</p> <p>(3) 基本事項検討 受注者は、<u>護岸工の計画条件を確認し、計画対象流量、計画縦断勾配、工種工法、構造物の位置等の計画条件の確認、ならびに地形地質条件、環境条件を検討し、予備設計に必要な基本事項の検討を行うものとする。</u></p> <p>(5) 施設設計検討</p> <p><u>1) 施設設計の範囲</u> <u>護岸工の設計範囲は、特記仕様書によるものとし、特記が無い場合は以下のとおりとする。</u></p> <p><u>①本體工</u> <u>②基礎工</u> <u>③根固工</u> <u>④付屬施設</u></p> <p><u>2) 施設設計</u> <u>受注者は、配置設計で立案した 3 案の各案について設計計算を行い、標準構造図面を作成し、主要工種の概算数量の算出を行うものとする。また、自然と地域に馴染んだ施設の景観検討を行うものとする。</u></p>	<p>第 4314 条 護岸工予備設計</p> <p>1. 業務目的 護岸工の予備設計は、設計図書に基づく設計条件等を確認し、設計地点の地形、地質、隣接構造物の安全性、施工性、経済性、環境の観点から、最適な護岸工の形式を選定することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 設計計画 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</p> <p>(2) 現地踏査 受注者は、貸与資料を基に現地踏査を行い、計画予定地周辺の溪流の状況、地形、地質、周辺構造物及び周辺の土地利用状況等を確認し予備設計に必要な現地状況を把握するものとする。</p> <p>(3) 基本事項検討 受注者は、<u>現地踏査の結果に基づき、設計条件、工種工法、構造物の位置を決定し、基本事項を整理した設計説明書を作成するものとする。</u></p> <p>(4) 配置設計 受注者は、検討した基本事項に基づき、形式、規模、構造を考慮して配置案を 3 案立案するものとする。</p> <p>(5) 施設設計検討 <u>受注者は、配置設計で立案した 3 案の各案について設計計算を行い、標準構造図面を作成し、主要工種の概算数量の算出を行うものとする。護岸工の施設設計の範囲は、本體工、基礎工、根固工、付屬施設とし、自然と地域に馴染んだ施設の景観検討を行うものとする。</u></p> <p>(6) 概算工事費受注者は、比較案それぞれに対し第 1211 条設計業務の成果 (5) に基づき概算工事費を算定するものとする。</p> <p>(7) 最適案の選定 受注者は、比較 3 案に関する検討結果をまとめ、構造特性、施工性、経済性、環境等について得失及び問題点を記述し各比較案の評価を行い、調査職員と協議のうえ最適案を選定するものとする。</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>(中略)</p> <p>(9) 照査  <u>受注者</u>は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づ<sup>く</sup>ほ<sup>か</sup>、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。</p> <p>1) 基本事項の決定に際し、実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるか確認する。</p> <p>2) 配置設計諸元、現地条件等の基本事項の整理が終了した段階で、基本事項の運用と手順を確認する。</p> <p>(中略)</p> <p>4) 全ての成果物について正確性、適切性、整合性の確認をする。</p> <p>(中略)</p>	<p>(8) 施工計画検討  受注者は、決定した最適案について、施工方法、施工順序を考慮し、概略の施工計画を作成するとともに、転流工の概略検討を行うものとする。</p> <p>(9) 照査  <u>照査技術者</u>は、<u>設計図書において定めがある場合</u>、第 1107 条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を行い、<u>管理技術者に提出するものとする</u>。</p> <p>1) 基本条件の決定に際し、実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるか確認する。</p> <p>2) 配置計画条件及び現地条件等基本条件の整理が終了した段階で、基本事項の運用と手順を確認する。</p> <p>3) 基本事項に基づき、最適案を選定した結果についての妥当性を確認する。</p> <p>4) 全ての成果品について正確性、適切性、整合性の確認をする。</p> <p>(10) 総合検討  受注者は、設計計画及び配置設計等を踏まえ、施設設計について総合的な検討を行い、詳細設計において解決すべき課題、留意事項を整理するものとする。</p> <p>(11) 報告書作成  受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>3. 貸与資料  発注者が貸与する資料は下記を標準とする。</p> <p>(1) 砂防計画資料</p> <p>1) 当該流域に関する砂防調査資料</p> <p>2) 砂防施設配置計画検討資料</p> <p>3) 既往施設の計画諸元等</p> <p>(2) 測量調査資料</p> <p>1) 地形図 (縮尺 1/500~1/1,000)</p> <p>2) 縦断図 (縮尺縦 1/100~1/200, 横 1/500~1/1,000)</p> <p>3) 横断図 (縮尺 1/200)</p> <p>(3) 地質調査資料</p> <p>1) 計画地点周辺の地質文献資料</p> <p>2) 施設計画地点付近のボーリング調査資料</p> <p>(4) その他資料</p> <p>1) 自然環境調査資料</p> <p>2) 社会環境調査資料</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>(中略)</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 設計計画 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>(3) 基本事項決定 受注者は、予備設計での貸与資料と設計図書に基づき、<u>計画諸元</u>、<u>配置設計</u>、<u>構造諸元</u>、<u>地質条件</u>、<u>環境条件</u>の基本事項を決定するものとする。</p> <p>(4) 施設設計</p> <p><u>1) 施設設計の範囲</u> <u>護岸工の施設設計の範囲は、特記仕様書によるものとし、特記が無い場合は以下のとおりとする。</u></p> <p><u>① 本体工</u> <u>② 基礎工</u> <u>③ 根固工</u> <u>④ 付属施設</u></p> <p><u>2) 設計図の作成</u> <u>1) 施設設計の範囲において、それらの詳細に必要な設計計算を行い、設計図を作成するものとする。なお、自然と地域に馴染んだ施設の景観設計を行うものとする。</u></p>	<p>第 4315 条 護岸工詳細設計</p> <p>1. 業務目的 護岸工の詳細設計業務は、予備設計で検討された形状・形式、設計図書に基づく設計条件、及び詳細設計に必要な地盤条件を確認し、経済的かつ合理的に工事の費用を予定するための資料を作成することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 設計計画 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</p> <p>(2) 現地踏査 受注者は、貸与資料を基に現地踏査を行い、計画予定地周辺の溪流の状況、地形、地質、周辺構造物及び周辺の土地利用状況等を確認し詳細設計に必要な現地状況を把握するものとする。</p> <p>(3) 基本事項決定 受注者は、予備設計での貸与資料と設計図書に基づき、<u>配置設計</u>・<u>構造諸元</u>・<u>環境条件</u>の基本事項を決定するものとする。</p> <p>(4) 施設設計 <u>施設設計の範囲は、本体工、基礎工、根固工、付属施設とし、それらの詳細に必要な設計計算を行い、設計図を作成するものとする。なお、自然と地域に馴染んだ施設の景観設計を行うものとする。</u></p>	

改 定	現 行	備 考
<p>(中略)</p> <p>(7) 照査  <u>受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。</u></p> <p>1) <u>基本事項の決定に際し、</u>実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるか確認する。</p> <p>2) <u>配置設計諸元、</u>現地条件等<u>の基本事項</u>の整理が終了した段階で、<u>基本事項</u>の運用と手順を確認する。</p> <p>3) <u>基本事項に基づき、最適案を選定した結果についての</u>妥当性を確認する。</p> <p>4) 全ての<u>成果物</u>について正確性、適切性、整合性の確認をする。</p> <p>(中略)</p>	<p>(5) 施工計画及び仮設構造物設計</p> <p>1) 施工計画  受注者は、施工方法・施工順序を考慮し、掘削計画、現場内道路の概略施工計画を作成するものとする。</p> <p>2) 仮設構造物設計受注者は、工事施工に必要な河川切り回し計画、仮排水路の転流工の概略設計を行うものとする。</p> <p>(6) 数量計算  受注者は、第 1211 条設計業務の成果（4）に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。</p> <p>(7) 照査  <u>照査技術者は、設計図書において定めがある場合、第 1107 条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする。</u></p> <p>1) <u>設計条件決定時の</u>実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるか確認する。</p> <p>2) <u>設計条件及び</u>現地条件等<u>基本条件</u>の整理が終了した段階で、<u>設計基本条件</u>の運用と手順を確認する。</p> <p>3) <u>詳細設計に必要な設計細部条件の設計方針・設計手法及び全体一般図について</u>妥当性を確認する。</p> <p>4) 全ての<u>成果品</u>について正確性、適切性、整合性の確認をする。</p> <p>(8) 総合検討  受注者は、施設設計について、総合的な検討を行うものとする。</p> <p>(9) 報告書作成  受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>3. 貸与資料  発注者が貸与する資料は下記を標準とする。</p> <p>(1) 予備設計報告書</p> <p>(2) 設計地点の関連諸元</p> <p>(3) 設計地点の測量図</p> <p>1) 地形図（縮尺 1/200～1/1,000）</p> <p>2) 縦断面図（縮尺縦 1/200，横 1/1,000）</p> <p>3) 横断面図（縮尺 1/200）</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>(中略)</p> <p>第 4317 条 山腹工予備設計</p> <p>1. 業務目的</p> <p><u>山腹工の予備設計業務は、設計図書に基づく設計条件、地形図、地質調査資料、現地調査結果及び技術文献等を確認し、計画地点の立地条件、施工性、経済性及び環境について技術的な検討を加え、最適な山腹工の基本諸元を決定することを目的とする。</u></p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 設計計画</p> <p>受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>(3) 基本事項検討</p> <p>受注者は、既存資料及び現地踏査の結果に基づき、設計条件、工種工法、構造物の位置、<u>地形地質条件</u>、環境条件についての基本事項を検討するものとする。</p> <p>(5) 施設設計検討</p> <p>受注者は、配置設計で立案された 3 案について、必要に応じて斜面安定計算、設計計算を行い、<u>山腹工の予備設計を行うものとする。</u></p> <p><u>1) 施設設計の範囲</u></p> <p><u>山腹工の設計範囲は、特記仕様書によるものとし、特記が無い場合は以下のとおりとする。</u></p> <p><u>① 山腹基礎工</u></p> <p><u>② 山腹緑化工</u></p> <p><u>2) 基本図面の作成</u></p> <p><u>3 案の配置設計に基づいて、平面図、縦断図、横断図及び山腹工の標準構造図を作成するものとする。</u></p>	<p>第 6 節 山腹工の設計</p> <p>第 4316 条 山腹工設計の区分</p> <p>山腹工の設計は、以下の区分により行うものとする。</p> <p>(1) 予備設計</p> <p>(2) 詳細設計</p> <p>第 4317 条 山腹工予備設計</p> <p>1. 業務目的</p> <p><u>山腹工の予備設計は、設計図書に基づく設計条件を確認し、設計地点の地形、地質、隣接構造物、安全性、施工性、経済性、環境の観点から、最適な山腹工の形式を選定することを目的とする。</u></p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 設計計画</p> <p>受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</p> <p>(2) 現地踏査</p> <p>受注者は、貸与資料を基に現地踏査を行い、計画予定地周辺の山腹、河川の状況、地形、地質、周辺構造物及び周辺の土地利用状況等を確認し予備設計に必要な現地状況を把握するものとする。なお、現地調査（測量、地質調査等）を必要とする場合は、受注者はその理由を明らかにし、調査内容について調査職員に報告し、指示を受けるものとする。</p> <p>(3) 基本事項検討</p> <p>受注者は、既存資料及び現地踏査の結果に基づき、設計条件、工種工法、構造物の位置、環境条件についての基本事項を検討するものとする。</p> <p>(4) 配置設計</p> <p>受注者は、検討した基本事項に基づき対象地域の地形、地質、施工性、経済性、維持管理の難易、環境を考慮して山腹工の配置案を 3 案立案するものとする。</p> <p>(5) 施設設計検討</p> <p>受注者は、配置設計で立案された 3 案について必要に応じて斜面安定計算、設計計算を行い、<u>標準構造図面を作成し、主要工種の概算数量の算出を行うものとする。山腹工の施設設計の範囲は、山腹基礎工及び山腹緑化工とし、自然と地域に馴染んだ施設の景観検討を行うものとする。</u></p>	

改 定	現 行	備 考
<p><u>3) 景観検討</u> <u>受注者は、自然と地域に馴染んだ施設の検討を行うものとする。</u></p> <p>(中略)</p> <p>(9) 照査 <u>受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。</u></p> <p>1) 基本事項の決定に際し、実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるか確認する。</p> <p>2) 配置設計諸元、現地条件等の基本事項の整理が終了した段階で、基本事項の運用と手順を確認する。</p> <p>(中略)</p> <p>4) 全ての<u>成果物</u>について正確性、適切性、整合性の確認をする。</p> <p>(中略)</p> <p><b>3. 貸与資料</b> 発注者が貸与する資料は下記を標準とする。</p> <p><u>(1) 測量調査資料</u></p> <p><u>1) 地形図 (縮尺 1/500~1/1,000)</u></p> <p><u>2) 縦断図 (縮尺縦 1/100~1/200, 横 1/500~1/1,000)</u></p> <p><u>3) 横断図 (縮尺 1/100~1/200)</u></p> <p><u>4) 空中写真</u></p> <p><u>(2) 地質調査資料</u></p> <p><u>1) 計画地点周辺の地質文献資料</u></p> <p><u>2) 施設計画地点付近のボーリング調査資料</u></p> <p><u>(3) その他資料</u></p> <p><u>1) 自然環境調査資料</u></p> <p><u>2) 社会環境調査資料</u></p>	<p>(中略)</p> <p>(9) 照査 <u>照査技術者は、設計図書において定めがある場合、第 1107 条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする。</u></p> <p>1) 基本条件の決定に際し、実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるか確認する。</p> <p>2) 配置計画条件及び現地条件等基本条件の整理が終了した段階で、基本事項の運用と手順を確認する。</p> <p>3) 基本事項に基づき、最適案を選定した結果についての妥当性を確認する。</p> <p>4) 全ての<u>成果品</u>について正確性、適切性、整合性の確認をする。</p> <p>(10) 総合検討 受注者は、設計計画及び配置設計等を踏まえ、施設設計について総合的な検討を行い、詳細設計において解決すべき課題、留意事項を整理するものとする。</p> <p>(11) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p><b>3. 貸与資料</b> 発注者が貸与する資料は下記を標準とする。</p> <p><u>(1) 地形図 (縮尺 1/500~1/2,000)</u></p> <p><u>(2) 縦断図 (縮尺 1/200~1/1,000)</u></p> <p><u>(3) 横断図 (縮尺 1/200~1/1,000)</u></p> <p><u>(4) 空中写真</u></p> <p><u>(5) 業務に関連する既往調査報告書</u></p>	

改 定	現 行	備 考
<p>第 4318 条 山腹工詳細設計</p> <p>1. 業務目的</p> <p><u>山腹工の詳細設計業務は、予備設計で検討された山腹工の基本諸元により、設計図書に基づく設計条件を確認するとともに、工事に必要な詳細構造を設計し、経済的かつ合理的に工事の費用を予定するための資料を作成することを目的とする。</u></p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 設計計画</p> <p>受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>(3) 基本事項決定</p> <p>受注者は、予備設計での貸与資料と設計図書に示された事項に基づき、<u>設計条件、配置設計、構造諸元、地形地質条件</u>、環境条件の基本事項を決定するものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>(4) 施設設計</p> <p><u>1) 施設設計の範囲</u></p> <p><u>施設設計の範囲は、特記仕様書によるものとし、特記が無い場合は以下のとおりとする。</u></p> <p><u>① 山腹基礎工</u></p> <p><u>② 山腹緑化工</u></p> <p><u>2) 設計図の作成</u></p> <p><u>1) 施設設計の範囲において、詳細設計に必要な設計計算及び必要に応じて斜面安定計算を行い、設計図を作成するものとする。なお、自然と地域に馴染んだ施設の景観設計を行うものとする。</u></p> <p>(中略)</p> <p>2) 仮設構造物設計</p> <p>受注者は、設計図書に示された工事施工に必要な概略設計を行うものとする。</p> <p>(中略)</p>	<p>第 4318 条 山腹工詳細設計</p> <p>1. 業務目的</p> <p><u>山腹工の詳細設計は、予備設計で検討された形状、形式、設計図書に基づく設計条件、及び詳細設計に必要な地質条件等を確認し、経済的かつ合理的に工事の費用を予定するための資料を作成することを目的とする。</u></p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 設計計画</p> <p>受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</p> <p>(2) 現地踏査</p> <p>受注者は、貸与資料を基に現地踏査を行い、計画予定地周辺の山腹、河川の状況、地形、地質、周辺構造物及び周辺の土地利用状況等を確認し詳細設計に必要な現地状況を把握し、合わせて資材運搬、施工ヤード等の施工の観点から現地状況を把握し、整理するものとする。</p> <p>(3) 基本事項決定</p> <p>受注者は、予備設計での貸与資料と設計図書に示された事項に基づき、<u>配置設計・構造諸元・環境条件</u>の基本事項を決定するものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>(4) 施設設計</p> <p><u>施設設計の範囲は、山腹基礎工、山腹緑化工とし、自然と地域に馴染んだ施設の景観設計を行うものとする。また、それらの詳細設計に必要な設計計算及び必要に応じて斜面安定計算を行い、設計図を作成するものとする。</u></p> <p>(中略)</p> <p>(5) 施工計画及び仮設構造物設計</p> <p>1) 施工計画</p> <p>受注者は、施工方法、施工順序等を考慮し、概略施工計画を立案するものとする。</p> <p>2) 仮設構造物設計</p> <p>受注者は、設計図書に示された工事施工に必要な概略<u>仮設</u>設計を行うものとする。</p> <p>(6) 数量計算</p> <p>受注者は、第 1211 条設計業務の成果（4）に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>(7) 照査  <u>受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) <u>基本事項</u>の決定に際し、実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるか確認する。</li> <li>2) 配置<u>設計諸元</u>、<u>現地条件等</u>の<u>基本事項</u>の整理が終了した段階で、基本事項の運用と手順を確認する。</li> <li>3) <u>基本事項に基づき、最適案を選定した結果についての</u>妥当性を確認する。</li> <li>4) 全ての<u>成果物</u>について正確性、適切性、整合性の確認をする。</li> </ol> <p>(中略)</p> <p>3. 貸与資料            発注者が貸与する資料は下記を標準とする。</p> <p><u>(1) 測量調査資料</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) <u>地形図 (縮尺 1/500～1/1,000)</u></li> <li>2) <u>縦断図 (縮尺縦 1/100～1/200, 横 1/500～1/1,000)</u></li> <li>3) <u>横断図 (縮尺 1/100～1/200)</u></li> </ol> <p><u>(2) 地質調査資料</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) <u>計画地点周辺の地質文献資料</u></li> <li>2) <u>施設計画地点付近のボーリング調査資料</u></li> </ol> <p><u>(3) その他資料</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) <u>自然環境調査資料</u></li> <li>2) <u>社会環境調査資料</u></li> <li>3) <u>業務に関連する既往調査報告書</u></li> </ol>	<p>(7) 照査  <u>照査技術者は、設計図書において定めがある場合、第 1107 条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) <u>設計条件決定時</u>の実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるか確認する。</li> <li>2) <u>設計条件</u>及び現地条件等基本条件の整理が終了した段階で、設計基本条件の運用と手順を確認する。</li> <li>3) <u>詳細設計に必要な設計細部条件の設計方針・設計手法及び全体一般図について</u>妥当性を確認する。</li> <li>4) 全ての<u>成果品</u>について正確性、適切性、整合性の確認をする。</li> </ol> <p>(8) 総合検討            受注者は、施設設計について、総合的な検討を行うものとする。</p> <p>(9) 報告書作成            受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>3. 貸与資料            発注者が貸与する資料は下記を標準とする。</p> <p><u>(1) 予備設計報告書</u></p> <p><u>(2) 設計区域の関連諸元</u></p> <p><u>(3) 設計区域の測量図</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) <u>地形図 (縮尺 1/500～1/1,000)</u></li> <li>2) <u>縦断図 (縮尺 1/100～1/500)</u></li> <li>3) <u>横断図 (縮尺 1/100～1/500)</u></li> </ol>	



改 定	現 行	備 考
-----	-----	-----

第7節 成果物

第4319条 成果物

受注者は、以下に示す成果物を作成し第1117条成果物の提出に従い、納品するものとする。

(1) 砂防堰堤及び床固工の設計

1) 砂防堰堤及び床固工予備設計の成果物 表4.3.1 成果物一覧

設計項目	成果物	縮 尺	摘 要
<u>現地踏査</u>	<u>現地写真、ルートマップ</u> <u>結果とりまとめ</u>		
基本事項検討	<u>(1)地質条件検討</u> <u>(2)設計条件検討</u> <u>(3)環境条件検討</u>		
配置設計	<u>(1)砂防堰堤・床固工形式の選定</u> <u>(2)比較案作成</u>		
施設設計検討	<u>(1)本體工設計、設計計算</u> <u>一般構造図面、概算数量</u> <u>(2)基礎工検討</u> <u>(3)景観検討</u>		
<u>概算工事費</u>	<u>概算工事費</u>		
<u>最適案の選定</u>	<u>比較案評価、最適案選定</u>		
<u>数量計算</u>	<u>(1)施工計画検討</u> <u>(2)転流工概略検討</u>		
<u>照査</u>	<u>照査報告書</u>		
<u>総合検討</u>	<u>(1)課題整理</u> <u>(2)今後の調査事項</u>		
<u>報告書作成</u>	<u>報告書</u>		
<u>予備設計図</u>	位置図	1:2,500~1:50,000	
	平面図	1:500~1:1,000	
	縦断図	H=1:200~1:1,000 V=1:100~1:200	
	構造図	1:100~1:500	

第7節 成果品

第4319条 成果品

受注者は、以下に示す成果品を作成し第1116条成果物の提出に従い、納品するものとする。

(1) 砂防えん堤及び床固工の設計

1) 予備設計の成果品 成果品一覧

設計項目	成果品項目	縮 尺	摘 要
<u>報告書</u>			
基本事項検討	<u>(1)基本事項の検討</u>		
配置設計	<u>(1)位置の検討</u> <u>(2)規模の検討 (3)形式の検討</u>		
施設設計検討	<u>(1)設計計算書</u>  <u>(2)施設構造検討</u> <u>(3)基礎工検討</u>		
<u>施工計画概要書</u>	<u>(1)施工法の検討</u>		
<u>概算工事費</u>	<u>(1)概算数量(2)概算工事費</u>		
<u>総合検討</u>	<u>(1)課題整理</u> <u>(2)今後の調査事項</u>		
基本図面	位置図	1:2,500~1:50,000	
	平面図	1:500~1:1,000	
	縦断図	H=1:200~1:1,000 V=1:100~1:200	
	構造図	1:100~1:500	

改 定	現 行	備 考
-----	-----	-----

2) 砂防堰堤及び床固工詳細設計の成果物 表 4.3.2 成果物一覧

設計項目	成果物	縮 尺	摘 要
現地踏査	現地写真、ルートマップ 結果とりまとめ		
基本事項検討	(1)地質条件検討 (2)設計条件検討 (3)環境条件検討		
施設設計検討	(1)設計計算書 (2)付属構造物の検討 (3)基礎工の検討 (1)本体工設計、設計計算、 設計図面作成 (2)基礎工検討 (3)景観検討		
施工計画及び仮設 構造物設計	(1)施工計画 (2)仮設構造物設計		
数量計算	数量計算書		
照査	照査報告書		
総合検討	(1)課題整理 (2)今後の調査事項		
報告書作成	報告書		
詳細設計図	(1)全体図 ・位置図 ・平面図 ・縦断面図  ・堆砂地横断面図	1:2,500~1:50,000 1:500~1:1,000 H=1:200~1:1000 V=1:100~1:200 1:100~1:200	
	(2)構造図 ・構造図 ・付属構造物詳細図 ・横断面図 ・掘削横断面図 ・基礎工一般図	1:50~1:100 1:20~1:200 1:100~1:200 1:100~1:200 1:100~1:200	
	(3)施工計画検討図 ・水替え工法図 ・打設順序図 ・仮設工概略図	1:100~1:1000 1:100~1:1,000 1:50~1:200	

2) 詳細設計の成果品 成果品一覧

設計項目	成果品項目	縮 尺	摘 要
報告書			
基本事項検討	(1)基本事項の検討 (2)施設構造の検討		
施設設計検討	(1)設計計算書 (2)付属構造物の検討 (3)基礎工の検討		
施工計画概要書	(1)施工法の検討 (2)仮設計画の検討		
工事数量計算	(1)工事数量計算 (2)概算工事費		
総合検討	(1)課題整理 (2)今後の解決事項		
詳細設計図	(1)全体図 ・位置図 ・平面図 ・縦断面図  ・堆砂地横断面図	1:2,500~1:50,000 1:500~1:1,000 H=1:200~1:1000 V=1:100~1:200 1:100~1:200	
	(2)構造図 ・構造図 ・付属構造物詳細図 ・横断面図 ・掘削横断面図 ・基礎工一般図	1:50~1:100 1:20~1:200 1:100~1:200 1:100~1:200 1:100~1:200	
	(3)施工計画検討図 ・水替え工法図 ・打設順序図 ・仮設工概略図	1:100~1:1000 1:100~1:1,000 1:50~1:200	

改 定	現 行			備 考																																																																																																																										
<p>(2) 溪流保全工の設計</p> <p>1) <u>溪流保全工</u> 予備設計の <u>成果物</u> 表 4.3.3 <u>成果物一覧</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設計項目</th> <th>成果物</th> <th>縮 尺</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>現地踏査</u></td> <td><u>現地写真、ルートマップ</u> <u>結果とりまとめ</u></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>基本事項検討</td> <td>(1) 計画対象流量の検討 (2) 平面形の検討 (3) 縦断勾配の検討 <u>(4) 地形資質条件</u> <u>(5) 環境条件</u></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>配置設計</td> <td><u>(1) 法線計画</u> <u>(2) 床固工・帯工の配置</u> <u>(3) 縦断計画</u> <u>(4) 比較案作成</u></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>施設設計検討</td> <td><u>(1) 設計計算</u> <u>(2) 施設構造、基本図面作成</u> <u>(3) 景観検討</u></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>概算工事費</td> <td>概算工事費</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>最適案の選定</u></td> <td><u>比較案評価、最適案選定</u></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>施工計画検討</u></td> <td><u>施工法検討</u> <u>(1) 施工計画検討</u> <u>(3) 転流工検討</u></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>照査</u></td> <td><u>照査報告書</u></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>総合検討</td> <td>(1) 課題整理 (2) 今後の調査事項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>報告書作成</u></td> <td><u>報告書</u></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5"><u>予備設計図面</u></td> <td>(1) 位置図</td> <td>1:2,500~1:50,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2) 平面図</td> <td>1:500~1:1,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(3) 縦断図</td> <td>V=1:100~1:200 H=1:200~1:1,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(4) 横断図</td> <td>1:100~1:400</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(5) 標準構造図 ・ 溪流保全工断面図 ・ 床固工構造図 ・ 帯工構造図 ・ 護岸工構造図</td> <td>1:50~1:200</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	設計項目	成果物	縮 尺	摘 要	<u>現地踏査</u>	<u>現地写真、ルートマップ</u> <u>結果とりまとめ</u>			基本事項検討	(1) 計画対象流量の検討 (2) 平面形の検討 (3) 縦断勾配の検討 <u>(4) 地形資質条件</u> <u>(5) 環境条件</u>			配置設計	<u>(1) 法線計画</u> <u>(2) 床固工・帯工の配置</u> <u>(3) 縦断計画</u> <u>(4) 比較案作成</u>			施設設計検討	<u>(1) 設計計算</u> <u>(2) 施設構造、基本図面作成</u> <u>(3) 景観検討</u>			概算工事費	概算工事費			<u>最適案の選定</u>	<u>比較案評価、最適案選定</u>			<u>施工計画検討</u>	<u>施工法検討</u> <u>(1) 施工計画検討</u> <u>(3) 転流工検討</u>			<u>照査</u>	<u>照査報告書</u>			総合検討	(1) 課題整理 (2) 今後の調査事項			<u>報告書作成</u>	<u>報告書</u>			<u>予備設計図面</u>	(1) 位置図	1:2,500~1:50,000		(2) 平面図	1:500~1:1,000		(3) 縦断図	V=1:100~1:200 H=1:200~1:1,000		(4) 横断図	1:100~1:400		(5) 標準構造図 ・ 溪流保全工断面図 ・ 床固工構造図 ・ 帯工構造図 ・ 護岸工構造図	1:50~1:200		<p>(2) 溪流保全工の設計</p> <p>1) 予備設計の <u>成果品</u> <u>成果品一覧</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設計項目</th> <th>成果品項目</th> <th>縮 尺</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>報告書</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>基本事項検討</td> <td>(1) 計画対象流量の検討 (2) 平面形の検討 (3) 縦断勾配の検討</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>配置設計</td> <td><u>(1) 床固工、帯工の位置、形状の検討</u></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>施設設計検討</td> <td><u>(1) 必要断面の検討</u> <u>(流量計算、余裕高)</u> <u>(2) 断面形状の検討</u> <u>(護岸法勾配、底張りの検討)</u> <u>(3) 護岸形式の検討</u></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>施工計画概要書</u></td> <td><u>(1) 施工法の検討</u></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>概算工事費</td> <td><u>(1) 概算数量</u> <u>(2) 概算工事費</u></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>総合検討</td> <td>(1) 課題整理 (2) 今後の調査事項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5"><u>基本図面</u></td> <td>(1) 位置図</td> <td>1:2,500~1:50,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2) 平面図</td> <td>1:500~1:1,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(3) 縦断図</td> <td>V=1:100~1:200 H=1:200~1:1,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(4) 横断図</td> <td>1:100~1:400</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(5) 標準構造図 ・ 溪流保全工断面図 ・ 床固工構造図 ・ 帯工構造図 ・ 護岸工構造図</td> <td>1:50~1:200</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	設計項目	成果品項目	縮 尺	摘 要	<u>報告書</u>				基本事項検討	(1) 計画対象流量の検討 (2) 平面形の検討 (3) 縦断勾配の検討			配置設計	<u>(1) 床固工、帯工の位置、形状の検討</u>			施設設計検討	<u>(1) 必要断面の検討</u> <u>(流量計算、余裕高)</u> <u>(2) 断面形状の検討</u> <u>(護岸法勾配、底張りの検討)</u> <u>(3) 護岸形式の検討</u>			<u>施工計画概要書</u>	<u>(1) 施工法の検討</u>			概算工事費	<u>(1) 概算数量</u> <u>(2) 概算工事費</u>															総合検討	(1) 課題整理 (2) 今後の調査事項							<u>基本図面</u>	(1) 位置図	1:2,500~1:50,000		(2) 平面図	1:500~1:1,000		(3) 縦断図	V=1:100~1:200 H=1:200~1:1,000		(4) 横断図	1:100~1:400		(5) 標準構造図 ・ 溪流保全工断面図 ・ 床固工構造図 ・ 帯工構造図 ・ 護岸工構造図	1:50~1:200		
設計項目	成果物	縮 尺	摘 要																																																																																																																											
<u>現地踏査</u>	<u>現地写真、ルートマップ</u> <u>結果とりまとめ</u>																																																																																																																													
基本事項検討	(1) 計画対象流量の検討 (2) 平面形の検討 (3) 縦断勾配の検討 <u>(4) 地形資質条件</u> <u>(5) 環境条件</u>																																																																																																																													
配置設計	<u>(1) 法線計画</u> <u>(2) 床固工・帯工の配置</u> <u>(3) 縦断計画</u> <u>(4) 比較案作成</u>																																																																																																																													
施設設計検討	<u>(1) 設計計算</u> <u>(2) 施設構造、基本図面作成</u> <u>(3) 景観検討</u>																																																																																																																													
概算工事費	概算工事費																																																																																																																													
<u>最適案の選定</u>	<u>比較案評価、最適案選定</u>																																																																																																																													
<u>施工計画検討</u>	<u>施工法検討</u> <u>(1) 施工計画検討</u> <u>(3) 転流工検討</u>																																																																																																																													
<u>照査</u>	<u>照査報告書</u>																																																																																																																													
総合検討	(1) 課題整理 (2) 今後の調査事項																																																																																																																													
<u>報告書作成</u>	<u>報告書</u>																																																																																																																													
<u>予備設計図面</u>	(1) 位置図	1:2,500~1:50,000																																																																																																																												
	(2) 平面図	1:500~1:1,000																																																																																																																												
	(3) 縦断図	V=1:100~1:200 H=1:200~1:1,000																																																																																																																												
	(4) 横断図	1:100~1:400																																																																																																																												
	(5) 標準構造図 ・ 溪流保全工断面図 ・ 床固工構造図 ・ 帯工構造図 ・ 護岸工構造図	1:50~1:200																																																																																																																												
設計項目	成果品項目	縮 尺	摘 要																																																																																																																											
<u>報告書</u>																																																																																																																														
基本事項検討	(1) 計画対象流量の検討 (2) 平面形の検討 (3) 縦断勾配の検討																																																																																																																													
配置設計	<u>(1) 床固工、帯工の位置、形状の検討</u>																																																																																																																													
施設設計検討	<u>(1) 必要断面の検討</u> <u>(流量計算、余裕高)</u> <u>(2) 断面形状の検討</u> <u>(護岸法勾配、底張りの検討)</u> <u>(3) 護岸形式の検討</u>																																																																																																																													
<u>施工計画概要書</u>	<u>(1) 施工法の検討</u>																																																																																																																													
概算工事費	<u>(1) 概算数量</u> <u>(2) 概算工事費</u>																																																																																																																													
総合検討	(1) 課題整理 (2) 今後の調査事項																																																																																																																													
<u>基本図面</u>	(1) 位置図	1:2,500~1:50,000																																																																																																																												
	(2) 平面図	1:500~1:1,000																																																																																																																												
	(3) 縦断図	V=1:100~1:200 H=1:200~1:1,000																																																																																																																												
	(4) 横断図	1:100~1:400																																																																																																																												
	(5) 標準構造図 ・ 溪流保全工断面図 ・ 床固工構造図 ・ 帯工構造図 ・ 護岸工構造図	1:50~1:200																																																																																																																												

改 定				現 行				備 考
2) <u>溪流保全工</u> 詳細設計の <u>成果物</u> 表 4.3.4 <u>成果物一覧</u>				2) 詳細設計の <u>成果品</u> <u>成果品一覧</u>				
設計項目	<u>成果物</u>	縮 尺	摘 要	設計項目	<u>成果品項目</u>	縮 尺	摘 要	
<u>報告書現地踏査</u>	<u>現地写真、ルートマップ</u> <u>結果とりまとめ</u>			<u>報 告 書</u>				
基本事項検討	(1) <u>設計諸元</u> (2) 計画断面 (3) 床固工、帯工の基本構造 (4) <u>地形地質条件・環境条件</u>			基本事項検討	(1) <u>配置計画</u> (2) 計画断面 (3) 床固工、帯工の基本構造 (4) 環境			
施設設計検討	(1) <u>設計計算</u> (2) <u>設計図作成</u> (3) <u>護岸工付帯構造物設計</u> (4) <u>景観設計</u>			施設設計検討	(1) <u>床固工</u> (2) <u>帯工</u> (3) <u>護岸工</u>			
<u>施工計画及び仮設構造物設計</u>	(1) <u>施工計画</u> (2) <u>仮設構造物設計</u>			<u>施工計画概要書</u>	(1) <u>施工法の検討</u> (2) <u>仮設計画の検討</u>			
数量計算書	<u>数量計算書</u>			数量計算書	(1) <u>床固工、帯工、護岸工等</u> <u>構造物</u> (2) <u>土工</u> (3) <u>付帯工</u> (4) <u>仮設工</u> (5) <u>雑工</u>			
<u>照査</u>	<u>照査報告書</u>							
総合検討	(1) 課題整理 (2) 今後の <u>解決事項</u>			総合検討	(1) 課題整理 (2) 今後の <u>調査事項</u>			
<u>報告書作成</u>	<u>報告書</u>							
詳細設計図	(1) 位置図	1:2,500~1:50,000		詳細設計図	(1) 位置図	1:2,500~1:50,000		
	(2) 平面図	1:500~1:1,000			(2) 平面図	1:500~1:1,000		
	(3) 縦断面図	H=1:200~1:1000 V=1:100~1:200			(3) 縦断面図	H=1:200~1:1000 V=1:100~1:200		
	(4) 横断面図	1:100~1:200			(4) 横断面図	1:100~1:200		
	(5) 構造図	1:50~1:100			(5) 構造図	1:50~1:100		

改 定	現 行	備 考
-----	-----	-----

(3) 土石流対策及び流木対策の設計

1) 土石流対策工予備設計の成果物 [表 4.3.5 成果物一覧](#)

設計項目	成果物	縮 尺	摘 要
報告書現地踏査	現地写真、ルートマップ 結果とりまとめ		
基本事項検討	(1)地形・地質条件 (2)設計条件 (3)工種・工法の検討 (4)構造物の位置の検討 (5)環境検討		
配置設計	(1)構造・材料・高さの検討 (2)配置案の検討		
施設設計検討	(1)設計計算 (2)基本図作成 (3)数量算出 (4)景観検討		
概算工事費	概算工事費		
最適案の選定	比較案評価、最適案選定		
施工計画検討	(1)施工計画の検討 (2)転流工の概略検討		
照査	照査報告書		
総合検討	(1)課題整理 (2)今後の調査項目		
報告書作成	報告書		
予備設計図面	(1)全体平面図	1:500~1:1,000	
	(2)全体縦断図	H=1:200~1:1,000 V=1:100~1:200	
	(3)標準構造図	1:50~1:200	

(3) 土石流対策及び流木対策の設計

1) 土石流対策工予備設計の成果品 [成果品一覧](#)

設計項目	成果品項目	縮 尺	摘 要
報告書			
基本事項検討	(1)流域の土砂処理計画 (2)対象施設の砂防効果 (3)形式比較検討		
配置設計	(1)位置の検討 (2)規模の検討		
施設設計検討	(1)各施設の安定検討 (2)景観との調和検討		
施工計画概要書	(1)施工法の検討		
概算事業費	(1)概算数量 (2)概算工事費		
総合検討	(1)課題整理 (2)今後の調査項目		
基本図面	(1)全体平面図	1:500~1:1,000	
	(2)全体縦断図	H=1:200~1:1,000 V=1:100~1:200	
	(3)標準構造図	1:50~1:200	

備考欄は空欄です。

改 定	現 行	備 考
-----	-----	-----

2) 土石流対策工詳細設計の成果物 表 4.3.6 成果物一覧

設計項目	成果物	縮 尺	摘 要
報告書現地踏査	現地写真、ルートマップ 結果とりまとめ		
基本事項検討	(1)地質条件 (2)設計条件 (3)環境条件		
施設設計検討	(1)付属構造物の検討設計 計算 (2)設計図作成 (3)付属施設の設計 (4)景観設計		
施工計画概要書	(1)施工計画 (2)仮設構造物設計		
数量計算	数量計算書		
総合検討	(1)課題整理 (2)今後の解決事項		
報告書作成	報告書		
詳細設計図面	(1)位置図	1:2,500~1:50,000	
	(2)平面図	1:500~1/1,000	
	(3)縦断面図	H=1:200~1:1000 V=1:100~1:200	
	(4)横断面図	1:100~1:200	
	(5)構造図	1:50~1:100	
	(6)施工計画図	1:100~1:1,000	

2) 土石流対策工詳細設計の成果品 成果品一覧

設計項目	成果品項目	縮 尺	摘 要
報告書			
基本事項検討	(1)基本事項の検討 (2)施設構造の検討		
施設設計検討	(1)付属構造物の検討  (2)基礎工の検討 (3)施工の検討 (4)各施設の安定検討		
施工計画概要書	(1)施工法の検討 (2)仮設計画の検討		
工事数量計算書	(1)工事数量計算 (2)概算工事費		
総合検討	(1)課題整理 (2)今後の解決事項		
基本図面	(1)位置図	1:2,500~1:50,000	
	(2)平面図	1:500~1/1,000	
	(3)縦断面図	H=1:200~1:1000 V=1:100~1:200	
	(4)横断面図	1:100~1:200	
	(5)構造図	1:50~1:100	
	(6)施工計画図	1:100~1:1,000	

備考欄は空欄です。

改 定	現 行	備 考
-----	-----	-----

3) 流木対策工予備設計の成果物 [表 4.3.7 成果物一覧](#)

設計項目	成果物	縮 尺	摘 要
報告書現地踏査	現地写真、ルートマップ 結果とりまとめ		
基本事項検討	(1)地形・地質条件 (2)設計条件 (3)工種・工法の検討 (4)構造物の位置の検討 (5)環境検討		
配置設計	(1)構造・材料・高さの検討 (2)配置案の検討		
施設設計検討	(1)設計計算 (2)基本図作成 (3)数量算出 (4)景観検討		
概算工事費	概算工事費		
最適案の選定	比較案評価、最適案選定		
施工計画検討	(1)施工計画の検討 (2)転流工の概略検討		
照査	照査報告書		
総合検討	(1)課題整理 (2)今後の調査項目		
報告書作成	報告書		
予備設計図面	(1)全体平面図	1:500~1:1,000	
	(2)全体縦断面図	縦 1:100~1:200 横 1:500~1:1000	
	(3)標準構造図	1:50~1:200	

3) 流木対策工予備設計の成果品 [成果品一覧](#)

設計項目	成果品項目	縮 尺	摘 要
報告書			
基本事項検討	(1)流域の流木処理計画 (2)対象施設の砂防効果 (3)形式比較検討		
配置設計	(1)位置の検討 (2)規模の検討		
施設設計検討	(1)各施設の安定検討 (2)景観との調和検討		
施工計画概要書	(1)施工法の検討		
概算事業費	(1)概算数量 (2)概算工事費		
総合検討	(1)課題整理 (2)今後の調査項目		
基本図面	(1)全体平面図	1:500~1:1,000	
	(2)全体縦断面図	縦 1:100~1:200 横 1:500~1:1000	
	(3)標準構造図	1:50~1:200	

改 定	現 行	備 考
-----	-----	-----

4) 流木対策工詳細設計の成果物 [表 4.3.8 成果物一覧](#)

設計項目	成果物	縮 尺	摘 要
報 告 書	<u>現地写真、ルートマップ</u> <u>結果とりまとめ</u>		
基本事項検討	(1) 基本事項の検討 (2) 施設構造の検討		
施設設計検討	(1) 付属建造物の検討 (2) 基礎工の検討 (3) 施工の検討 (4) 各施設の安定検討		
施工計画概要書	(1) 施工法の検討 (2) 仮設計画の検討		
数量計算	<u>数量計算書</u>		
総合検討	(1) 課題整理 (2) 今後の解決事項		
基本図面	(1) 位置図	1:2,500~1:50,000	
	(2) 平面図	1:500~1:1,000	
	(3) 縦断図	H=1:200~1:1000 V=1:100~1:200	
	(4) 横断図	1:100~1:200	
	(5) 構造図	1:50~1:100	
	(6) 施工計画図	1:100~1:1,000	

4) 流木対策工詳細設計の成果品 [成果品一覧](#)

設計項目	成果品項目	縮 尺	摘 要
報 告 書			
基本事項検討	(1) 基本事項の検討 (2) 施設構造の検討		
施設設計検討	(1) 付属建造物の検討 (2) 基礎工の検討 (3) 施工の検討 (4) 各施設の安定検討		
施工計画概要書	(1) 施工法の検討 (2) 仮設計画の検討		
<u>工事</u> 数量計算	<u>(1) 工事数量計算</u> <u>(2) 概算工事費</u>		
総合検討	(1) 課題整理 (2) 今後の解決事項		
基本図面	(1) 位置図	1:2,500~1:50,000	
	(2) 平面図	1:500~1:1,000	
	(3) 縦断図	H=1:200~1:1000 V=1:100~1:200	
	(4) 横断図	1:100~1:200	
	(5) 構造図	1:50~1:100	
	(6) 施工計画図	1:100~1:1,000	

備考欄は空欄です。



改 定	現 行			備 考																																																																																																				
(4) 護岸工の設計 1) <u>護岸工</u> 予備設計の <u>成果物</u> <u>表 4.3.9 成果物一覧</u>	(4) 護岸工の設計 1) 予備設計の <u>成果品</u> <u>成果品一覧</u>																																																																																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>設計項目</th> <th>成果物</th> <th>縮 尺</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>現地踏査</u></td> <td><u>現地写真、ルートマップ</u> <u>結果とりまとめ</u></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>基本事項検討</td> <td>(1)設計条件の検討 (2)<u>地形地質条件</u> (3)<u>環境条件</u></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>配置設計</td> <td>(1)<u>形式・規模・構造の検討</u> (2)<u>配置案作成</u></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>施設設計検討</u></td> <td>(1)設計計算 (2)標準構造図作成 (3)<u>概算数量算出</u> (4)<u>景観検討</u></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>概算工事費</td> <td>概算工事費</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>最適案の選定</u></td> <td><u>比較案評価、最適案選定</u></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>施工計画検討</u></td> <td>(1)<u>施工計画の検討</u> (2)<u>転流工の概略検討</u></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>照査</u></td> <td><u>照査報告書</u></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>総合検討</td> <td>(1)課題整理 (2)今後の調査事項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>報告書作成</u></td> <td><u>報告書</u></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">基本図面</td> <td>(1)全体位置図</td> <td>1:2,500~1:50,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2)計画一般図 ・平面、縦断、横断 ・主要構造図 ・施工計画図</td> <td>1:200~1:1,000</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	設計項目	成果物	縮 尺	摘 要	<u>現地踏査</u>	<u>現地写真、ルートマップ</u> <u>結果とりまとめ</u>			基本事項検討	(1)設計条件の検討 (2) <u>地形地質条件</u> (3) <u>環境条件</u>			配置設計	(1) <u>形式・規模・構造の検討</u> (2) <u>配置案作成</u>			<u>施設設計検討</u>	(1)設計計算 (2)標準構造図作成 (3) <u>概算数量算出</u> (4) <u>景観検討</u>			概算工事費	概算工事費			<u>最適案の選定</u>	<u>比較案評価、最適案選定</u>			<u>施工計画検討</u>	(1) <u>施工計画の検討</u> (2) <u>転流工の概略検討</u>			<u>照査</u>	<u>照査報告書</u>			総合検討	(1)課題整理 (2)今後の調査事項			<u>報告書作成</u>	<u>報告書</u>			基本図面	(1)全体位置図	1:2,500~1:50,000		(2)計画一般図 ・平面、縦断、横断 ・主要構造図 ・施工計画図	1:200~1:1,000		<table border="1"> <thead> <tr> <th>設計項目</th> <th>成果品項目</th> <th>縮 尺</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>報告書</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>基本事項検討</td> <td>(1)設計条件の検討 (2)<u>工種、工法の検討</u></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>配置設計</td> <td>(1)<u>構造物の位置検討</u> (2)<u>構造物の規模検討</u></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>施工計画概要書</u></td> <td>(1)<u>施工計画の検討</u></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>概算工事費</td> <td>(1)<u>概算数量</u> (2)<u>概算工事費</u></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>総合検討</td> <td>(1)課題整理 (2)今後の調査項目</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">基本図面</td> <td>(1)全体位置図</td> <td>1:2,500~1:50,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2)計画一般図 ・平面、縦断、横断 ・主要構造図 ・施工計画図</td> <td>1:200~1:1,000</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	設計項目	成果品項目	縮 尺	摘 要	<u>報告書</u>				基本事項検討	(1)設計条件の検討 (2) <u>工種、工法の検討</u>			配置設計	(1) <u>構造物の位置検討</u> (2) <u>構造物の規模検討</u>							<u>施工計画概要書</u>	(1) <u>施工計画の検討</u>			概算工事費	(1) <u>概算数量</u> (2) <u>概算工事費</u>											総合検討	(1)課題整理 (2)今後の調査項目							基本図面	(1)全体位置図	1:2,500~1:50,000		(2)計画一般図 ・平面、縦断、横断 ・主要構造図 ・施工計画図	1:200~1:1,000		
設計項目	成果物	縮 尺	摘 要																																																																																																					
<u>現地踏査</u>	<u>現地写真、ルートマップ</u> <u>結果とりまとめ</u>																																																																																																							
基本事項検討	(1)設計条件の検討 (2) <u>地形地質条件</u> (3) <u>環境条件</u>																																																																																																							
配置設計	(1) <u>形式・規模・構造の検討</u> (2) <u>配置案作成</u>																																																																																																							
<u>施設設計検討</u>	(1)設計計算 (2)標準構造図作成 (3) <u>概算数量算出</u> (4) <u>景観検討</u>																																																																																																							
概算工事費	概算工事費																																																																																																							
<u>最適案の選定</u>	<u>比較案評価、最適案選定</u>																																																																																																							
<u>施工計画検討</u>	(1) <u>施工計画の検討</u> (2) <u>転流工の概略検討</u>																																																																																																							
<u>照査</u>	<u>照査報告書</u>																																																																																																							
総合検討	(1)課題整理 (2)今後の調査事項																																																																																																							
<u>報告書作成</u>	<u>報告書</u>																																																																																																							
基本図面	(1)全体位置図	1:2,500~1:50,000																																																																																																						
	(2)計画一般図 ・平面、縦断、横断 ・主要構造図 ・施工計画図	1:200~1:1,000																																																																																																						
設計項目	成果品項目	縮 尺	摘 要																																																																																																					
<u>報告書</u>																																																																																																								
基本事項検討	(1)設計条件の検討 (2) <u>工種、工法の検討</u>																																																																																																							
配置設計	(1) <u>構造物の位置検討</u> (2) <u>構造物の規模検討</u>																																																																																																							
<u>施工計画概要書</u>	(1) <u>施工計画の検討</u>																																																																																																							
概算工事費	(1) <u>概算数量</u> (2) <u>概算工事費</u>																																																																																																							
総合検討	(1)課題整理 (2)今後の調査項目																																																																																																							
基本図面	(1)全体位置図	1:2,500~1:50,000																																																																																																						
	(2)計画一般図 ・平面、縦断、横断 ・主要構造図 ・施工計画図	1:200~1:1,000																																																																																																						

改 定	現 行	備 考
-----	-----	-----

2) 護岸工詳細設計の成果物 表 4.3.10 成果物一覧

設計項目	成果物	縮 尺	摘 要
報告書現地踏査	現地写真、ルートマップ 結果とりまとめ		
基本事項決定	(1)計画諸元 (2)配置設計・構造諸元 (3)地質条件 (4)環境条件		
施設設計	(1)設計計算 (2)仮設構造物設計		
施工計画及び仮設構造物設計	(1)施工計画 (2)仮設構造物設計		
数量計算	数量計算書		
照査	照査報告書		
総合検討	(1)課題整理 (2)今後の解決事項		
報告書作成	報告書		
詳細設計図面	(1)位置図	1:2,500~1:50,000	
	(2)平面図	1:500~1/1,000	
	(3)縦断面図	H=1:200~1:1000 V=1:100~1:200	
	(4)横断面図	1:100~1:200	
	(5)構造図	1:50~1:100	
	(6)付属物詳細図	1:20~1:200	
	(7)仮設工詳細図	1:50~1:200	

2) 詳細設計の成果品 成果品一覧

設計項目	成果品項目	縮 尺	摘 要
報告書			
基本事項検討	(1)設計条件の検討		
施設設計検討	(1)構造物の位置検討 (2)構造物諸元		
施工計画概要書	(1)施工法の検討 (2)仮設計画の検討		
数量計算書	(1)構造物 (2)付帯施設 (3)土工 (4)仮設備 (5)雑工		
総合検討	(1)課題整理 (2)今後の解決事項		
基本図面	(1)全体位置図	1:2,500~1:50,000	
	(2)計画一般図	1:500~1:1,000	
	(3)縦断面図	H=1:200~1:1000 V=1:100~1:200	
	(4)横断面図	1:100~1:200	
	(5)構造図	1:50~1:100	
	(6)付属物詳細図	1:20~1:200	
	(7)仮設工詳細図	1:50~1:200	

改 定	現 行			備 考																																																																										
(5) 山腹工の設計 1) <u>山腹工</u> 予備設計の <u>成果物</u> <u>表 4.3.11</u> <u>成果物一覧</u>	(5) 山腹工の設計 1) 予備設計の <u>成果品</u> <u>成果品一覧</u>																																																																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>設計項目</th> <th>成果物</th> <th>縮 尺</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>報告書現地踏査</td> <td>現地写真、ルートマップ 結果とりまとめ</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>基本事項検討</td> <td>(1)設計条件の検討 (2)工種、工法の検討 (3)構造物の位置 (4)地形地質条件 (5)環境検討</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>配置設計</td> <td>配置案作成</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>施設設計検討</td> <td>(1)斜面安定計算、設計計算 (2)基本図面 (3)景観検討</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>概算工事費</td> <td>概算工事費</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>最適案の選定</td> <td>比較案の評価、最適案選定</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>施工計画検討</td> <td>施工計画</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>照査</td> <td>照査報告書</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>総合検討</td> <td>(1)課題整理 (2)今後の調査項目</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>予備設計図面</td> <td>(1)全体位置図 (2)計画一般図 ・平面、縦断、横断 ・主要構造図 ・施工計画図</td> <td>1:2,500~1:50,000 1:200~1:500</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	設計項目	成果物	縮 尺	摘 要	報告書現地踏査	現地写真、ルートマップ 結果とりまとめ			基本事項検討	(1)設計条件の検討 (2)工種、工法の検討 (3)構造物の位置 (4)地形地質条件 (5)環境検討			配置設計	配置案作成			施設設計検討	(1)斜面安定計算、設計計算 (2)基本図面 (3)景観検討			概算工事費	概算工事費			最適案の選定	比較案の評価、最適案選定			施工計画検討	施工計画			照査	照査報告書			総合検討	(1)課題整理 (2)今後の調査項目			予備設計図面	(1)全体位置図 (2)計画一般図 ・平面、縦断、横断 ・主要構造図 ・施工計画図	1:2,500~1:50,000 1:200~1:500		<table border="1"> <thead> <tr> <th>設計項目</th> <th>成果品項目</th> <th>縮 尺</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>報告書</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>基本事項検討</td> <td>(1)設計条件の検討 (2)工種、工法の検討</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>配置設計</td> <td>(1)構造物の位置決定 (2)構造物の規模決定</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>施工計画概要書</td> <td>(1)施工法の検討</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>概算工事費</td> <td>(1)概算数量 (2)概算工事費</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>総合検討</td> <td>(1)課題整理 (2)今後の調査項目</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>基本図面</td> <td>(1)全体位置図 (2)計画一般図 ・平面、縦断、横断 ・主要構造図 ・施工計画図</td> <td>1:2,500~1:50,000 1:200~1:500</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	設計項目	成果品項目	縮 尺	摘 要	報告書				基本事項検討	(1)設計条件の検討 (2)工種、工法の検討			配置設計	(1)構造物の位置決定 (2)構造物の規模決定			施工計画概要書	(1)施工法の検討			概算工事費	(1)概算数量 (2)概算工事費			総合検討	(1)課題整理 (2)今後の調査項目			基本図面	(1)全体位置図 (2)計画一般図 ・平面、縦断、横断 ・主要構造図 ・施工計画図	1:2,500~1:50,000 1:200~1:500		
設計項目	成果物	縮 尺	摘 要																																																																											
報告書現地踏査	現地写真、ルートマップ 結果とりまとめ																																																																													
基本事項検討	(1)設計条件の検討 (2)工種、工法の検討 (3)構造物の位置 (4)地形地質条件 (5)環境検討																																																																													
配置設計	配置案作成																																																																													
施設設計検討	(1)斜面安定計算、設計計算 (2)基本図面 (3)景観検討																																																																													
概算工事費	概算工事費																																																																													
最適案の選定	比較案の評価、最適案選定																																																																													
施工計画検討	施工計画																																																																													
照査	照査報告書																																																																													
総合検討	(1)課題整理 (2)今後の調査項目																																																																													
予備設計図面	(1)全体位置図 (2)計画一般図 ・平面、縦断、横断 ・主要構造図 ・施工計画図	1:2,500~1:50,000 1:200~1:500																																																																												
設計項目	成果品項目	縮 尺	摘 要																																																																											
報告書																																																																														
基本事項検討	(1)設計条件の検討 (2)工種、工法の検討																																																																													
配置設計	(1)構造物の位置決定 (2)構造物の規模決定																																																																													
施工計画概要書	(1)施工法の検討																																																																													
概算工事費	(1)概算数量 (2)概算工事費																																																																													
総合検討	(1)課題整理 (2)今後の調査項目																																																																													
基本図面	(1)全体位置図 (2)計画一般図 ・平面、縦断、横断 ・主要構造図 ・施工計画図	1:2,500~1:50,000 1:200~1:500																																																																												

改 定	現 行	備 考																																																																																																												
<p>2) <u>山腹工</u>詳細設計の<u>成果物</u> 表 4.3.12 <u>成果物一覧</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">設計項目</th> <th style="width: 25%;">成果物</th> <th style="width: 15%;">縮 尺</th> <th style="width: 45%;">摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>報告書現地踏査</td> <td>現地写真、ルートマップ 結果とりまとめ</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>基本事項決定</td> <td>(1)設計条件の検討 (2)配置設計・構造諸元 (3)地形地質条件 (4)環境条件</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>施設設計</td> <td>(1)設計計算 (2)設計図作成 (3)景観設計</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>施工計画及び仮設構造物設計</td> <td>(1)施工計画 (2)仮設構造物設計</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>数量計算</td> <td>数量計算書</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>照査</td> <td>照査報告書</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>総合検討</td> <td>(1)課題整理 (2)今後の解決事項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>報告書作成</td> <td>報告書</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="7">詳細設計図</td> <td>(1)位置図</td> <td>1:2,500~1:50,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2)平面図</td> <td>1:500~1/1,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(3)縦断面図</td> <td>1:100~1:500</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(4)横断面図</td> <td>1:10~1:500</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(5)構造図</td> <td>1:50~1:100</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(6)付属物詳細図</td> <td>1:20~1:200</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(7)仮設工詳細図</td> <td>1:50~1:200</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	設計項目	成果物	縮 尺	摘 要	報告書現地踏査	現地写真、ルートマップ 結果とりまとめ			基本事項決定	(1)設計条件の検討 (2)配置設計・構造諸元 (3)地形地質条件 (4)環境条件			施設設計	(1)設計計算 (2)設計図作成 (3)景観設計			施工計画及び仮設構造物設計	(1)施工計画 (2)仮設構造物設計			数量計算	数量計算書			照査	照査報告書			総合検討	(1)課題整理 (2)今後の解決事項			報告書作成	報告書			詳細設計図	(1)位置図	1:2,500~1:50,000		(2)平面図	1:500~1/1,000		(3)縦断面図	1:100~1:500		(4)横断面図	1:10~1:500		(5)構造図	1:50~1:100		(6)付属物詳細図	1:20~1:200		(7)仮設工詳細図	1:50~1:200		<p>2) 詳細設計の<u>成果品</u> <u>成果品一覧</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">設計項目</th> <th style="width: 25%;">成果品項目</th> <th style="width: 15%;">縮 尺</th> <th style="width: 45%;">摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>報告書</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>基本事項検討</td> <td>(1)設計条件の検討</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>施設設計検討</td> <td>(1)構造物の位置検討 (2)構造物諸元</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>施工計画概要書</td> <td>(1)施工法の検討 (2)仮設計画の検討</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>数量計算書</td> <td>(1)構造物 (2)付帯施設 (3)土工 (4)仮設備 (5)雑工</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>総合検討</td> <td>(1)課題整理 (2)今後の解決事項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="7">詳細設計図</td> <td>(1)位置図</td> <td>1:2,500~1:50,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2)平面図</td> <td>1:500~1:1,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(3)縦断面図</td> <td>1:100~1:500</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(4)横断面図</td> <td>1:10~1:500</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(5)構造図</td> <td>1:50~1:100</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(6)付属物詳細図</td> <td>1:20~1:200</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(7)仮設工詳細図</td> <td>1:50~1:200</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	設計項目	成果品項目	縮 尺	摘 要	報告書				基本事項検討	(1)設計条件の検討			施設設計検討	(1)構造物の位置検討 (2)構造物諸元			施工計画概要書	(1)施工法の検討 (2)仮設計画の検討			数量計算書	(1)構造物 (2)付帯施設 (3)土工 (4)仮設備 (5)雑工			総合検討	(1)課題整理 (2)今後の解決事項			詳細設計図	(1)位置図	1:2,500~1:50,000		(2)平面図	1:500~1:1,000		(3)縦断面図	1:100~1:500		(4)横断面図	1:10~1:500		(5)構造図	1:50~1:100		(6)付属物詳細図	1:20~1:200		(7)仮設工詳細図	1:50~1:200		
設計項目	成果物	縮 尺	摘 要																																																																																																											
報告書現地踏査	現地写真、ルートマップ 結果とりまとめ																																																																																																													
基本事項決定	(1)設計条件の検討 (2)配置設計・構造諸元 (3)地形地質条件 (4)環境条件																																																																																																													
施設設計	(1)設計計算 (2)設計図作成 (3)景観設計																																																																																																													
施工計画及び仮設構造物設計	(1)施工計画 (2)仮設構造物設計																																																																																																													
数量計算	数量計算書																																																																																																													
照査	照査報告書																																																																																																													
総合検討	(1)課題整理 (2)今後の解決事項																																																																																																													
報告書作成	報告書																																																																																																													
詳細設計図	(1)位置図	1:2,500~1:50,000																																																																																																												
	(2)平面図	1:500~1/1,000																																																																																																												
	(3)縦断面図	1:100~1:500																																																																																																												
	(4)横断面図	1:10~1:500																																																																																																												
	(5)構造図	1:50~1:100																																																																																																												
	(6)付属物詳細図	1:20~1:200																																																																																																												
	(7)仮設工詳細図	1:50~1:200																																																																																																												
設計項目	成果品項目	縮 尺	摘 要																																																																																																											
報告書																																																																																																														
基本事項検討	(1)設計条件の検討																																																																																																													
施設設計検討	(1)構造物の位置検討 (2)構造物諸元																																																																																																													
施工計画概要書	(1)施工法の検討 (2)仮設計画の検討																																																																																																													
数量計算書	(1)構造物 (2)付帯施設 (3)土工 (4)仮設備 (5)雑工																																																																																																													
総合検討	(1)課題整理 (2)今後の解決事項																																																																																																													
詳細設計図	(1)位置図	1:2,500~1:50,000																																																																																																												
	(2)平面図	1:500~1:1,000																																																																																																												
	(3)縦断面図	1:100~1:500																																																																																																												
	(4)横断面図	1:10~1:500																																																																																																												
	(5)構造図	1:50~1:100																																																																																																												
	(6)付属物詳細図	1:20~1:200																																																																																																												
	(7)仮設工詳細図	1:50~1:200																																																																																																												

改 定	現 行	備 考
<p>(中略)</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備</p> <p>受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 <a href="#">1112</a> 条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</p> <p>(2) <a href="#">資料収集整理</a></p> <p>(中略)</p>	<p>第4章 地すべり対策調査・計画・設計</p> <p>第1節 地すべり対策調査・計画・設計</p> <p>第4401条 地すべり対策調査・計画・設計の種類 地すべり対策調査・計画・設計の種類は以下のとおりとする。</p> <p>(1) 地すべり調査 (2) 地すべり対策計画 (3) 地すべり防止施設設計</p> <p>第2節 地すべり調査</p> <p>第4402条 地すべり調査の区分 地すべり調査は以下の区分により行うものとする。</p> <p>(1) 地すべり予備調査 (2) 地すべり概査 (3) 地すべり機構解析</p> <p>第4403条 地すべり予備調査</p> <p>1. 業務目的 本業務は、地すべり地、地すべり地域について、精査における地すべり機構と対策計画のために必要な地形・地質などの資料を整備し、地すべり地の予察を行うことを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 <a href="#">1111</a> 条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</p> <p>(2) <a href="#">文献調査</a> 受注者は、地すべり地あるいは地すべり（周辺）地域について、地形図、地質図、その他地形・地質に関する資料、空中写真、気象に関する資料、過去の災害記録、近傍で発生した地すべりの履歴、復旧工法に関する既存の調査資料、地すべり地周辺の自然・社会環境等に関する資料、文献等を収集し、必要な事項をとりまとめるものとする。</p> <p>(中略)</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>(中略)</p> <p>(3) 基本事項の検討 受注者は、<u>現地踏査の結果に基づき地すべり防止施設の工種・構造、位置を決定し</u>予備設計に必要な基本事項の検討を行うものとする。</p> <p>(中略)</p> <p><u>(8) 施工計画検討</u> 受注者は、<u>決定した最適案について、施工方法、施工順序を考慮し、概略の施工計画を作成するとともに、仮設工や資材搬入方法の概略検討を行うものとする。</u></p> <p><u>(9) 照査</u> 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づく<u>ほか</u>、下記に示す事項を標準として照査を<u>実施するものとする。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 基本<u>事項</u>の決定に際し、実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるか確認する。</li> <li>2) 配置<u>設計諸元</u>、現地条件等<u>の基本事項</u>の整理が終了した段階で、基本事項の運用と手順を確認する。</li> <li>3) 基本事項に基づき、<u>最適案</u>を選定した結果についての妥当性を確認する。</li> <li>4) 全ての<u>成果物</u>について正確性、適切性、整合性の確認をする。</li> </ol> <p>(中略)</p>	<p>第 4 節 地すべり防止施設設計</p> <p>第 4407 条 地すべり防止施設設計の区分 地すべり防止施設設計は以下の区分により行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 地すべり防止施設予備設計</li> <li>(2) 地すべり防止施設詳細設計</li> </ol> <p>第 4408 条 地すべり防止施設予備設計</p> <p>(中略)</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(中略)</p> <p>(3) 基本事項の検討 受注者は、<u>地すべり防止施設の工種・構造、位置、施工性、設計条件、環境条件、経済性、施工による景観や環境への影響、地域計画上の位置付けなど</u>予備設計に必要な基本事項の検討を行うものとする。</p> <p>(中略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(8) 照査</u> <u>照査技術者は、設計図書において定めがある場合、第 1107 条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 基本<u>条件</u>の決定に際し、実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるか確認する。</li> <li>2) 配置<u>計画条件および</u>現地条件等<u>基本条件</u>の整理が終了した段階で、基本事項の運用と手順を確認する。</li> <li>3) 基本事項に基づき、<u>最終案</u>を選定した結果についての妥当性を確認する。</li> <li>4) 全ての<u>成果品</u>について正確性、適切性、整合性の確認をする。</li> </ol> <p>(中略)</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>(中略)</p> <p><u>(7) 施工計画検討</u> 受注者は、決定した最適案について、施工方法、施工順序を考慮し、概略の施工計画を作成するとともに、仮設工や資材搬入方法の概略検討を行うものとする。</p> <p><u>(8) 照査</u> 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。</p> <p>1) <u>基本事項</u>の決定に際し、実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるか確認する。</p> <p>2) <u>配置設計諸元</u>、現地条件等の<u>基本事項</u>の整理が終了した段階で、基本事項の運用と手順を確認する。</p> <p>3) <u>基本事項に基づき、最適案を選定した結果についての</u>妥当性を確認する。</p> <p>4) 全ての<u>成果物</u>について正確性、適切性、整合性の確認をする。</p> <p><u>(9) 総合検討</u> 受注者は、施設設計について、総合的な検討を行うものとする。</p> <p><u>(10) 報告書作成</u></p> <p>(中略)</p> <p>第 5 節 <u>成果物</u></p> <p>第 4410 条 <u>成果物</u> 受注者は、以下に示す<u>成果物</u>を作成し第 1117 条成果物の提出に従い、納品するものとする。</p>	<p>第 4409 条 地すべり防止施設詳細設計</p> <p>1. 業務目的 本業務は、地すべり防止施設の予備設計の成果に基づいて、工事に必要な詳細な地すべり防止施設設計を行い、経済的かつ合理的に工事の費用を予定するための資料を作成することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(中略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(7) 照査</u> <u>照査技術者は、設計図書において定めがある場合、第 1107 条照査技術者及び照査の実施に基づき、</u>下記に示す事項を標準として照査を行い、<u>管理技術者に提出するものとする。</u></p> <p>1) <u>設計条件</u>の決定に際し、実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるか確認する。</p> <p>2) <u>設計条件及び現地条件等基本条件</u>の整理が終了した段階で、設計基本条件の運用と手順を確認する。</p> <p>3) <u>詳細設計に必要な設計細部条件の設計方針・設計手段及び全体一般図についてその</u>妥当性を確認する。</p> <p>4) 全ての<u>成果品</u>について正確性、適切性、整合性の確認をする。</p> <p><u>(8) 総合検討</u> 受注者は、施設設計について、総合的な検討を行うものとする。</p> <p><u>(9) 報告書作成</u></p> <p>(中略)</p> <p>第 5 節 <u>成果品</u></p> <p>第 4410 条 <u>成果品</u> 受注者は、以下に示す<u>成果品</u>を作成し第 1116 条成果物の提出に従い、納品するものとする。</p>	

改 定	現 行	備 考
-----	-----	-----

(1) 地すべり予備調査 表 4.4.1 成果物一覧

設計項目	成果物	縮 尺	摘 要
資料収集整理	収集資料のとりまとめ成果		
地形判読及び地すべり地の予察	写真判読の成果・図面	1:500~1:5,000	
概査、製鎖必要斜面の検討	同左		
照査	照査報告書		
総合検討	今後の課題と留意事項		
報告書作成	報告書		

(2) 地すべり概査 表 4.4.2 成果物一覧

設計項目	成果物	縮 尺	摘 要
資料収集整理	収集資料のとりまとめ成果		
現地調査	現地調査写真	1:500~1:2,000	
既存調査結果の解析	既存調査結果の解析の成果図	1:500~1:2,000	
応急対策の検討	同左		
精査計画の立案	精査計画平面図	1:500~1:2,000	
照査	照査報告書		
総合検討	今後の課題と留意事項		
報告書作成	報告書		

(3) 地すべり機構解析 表 4.4.3 成果物一覧

設計項目	成果物	縮 尺	摘 要
資料収集整理	収集資料のとりまとめ成果		
地質調査結果の解析	同左		
地下水調査結果の解析	同左		
移動量調査結果の解析	同左		
すべり面調査結果の解析	同左		
土質調査結果の解析	同左		
現地精査	同左		
機構解析	地すべり地の平面図、断面図	1:100~1:1,000	
照査	照査報告書		
総合検討	今後の課題と留意事項		
報告書作成	報告書		

(4) 地すべり対策計画 表 4.4.4 成果物一覧

設計項目	成果物	縮 尺	摘 要
資料収集整理	収集資料のとりまとめ成果		
安定解析	安定計算結果		
対策計画	地すべり防止施設の配置平面図、断面図	1:100~1:1,000	
照査	照査報告書		
総合検討	今後の課題と留意事項		
報告書作成	報告書		

成果品一覧

設計項目	成果品項目	縮尺	
第 4403 条 地すべり 予備調査	(1) 文献調査のとりまとめ		
	(2) 写真判読の成果を表示した図面	1:500~1:5,000	
	(3) 報告書		
第 4404 条 地すべり 概 査	(1) 収集資料のとりまとめ成果		
	(2) 現地調査の成果を表示した図面	1:500~1:2,000	
	(3) 既存調査結果の解析の成果を示した図面	1:500~1:2,000	
	(4) 現地調査写真		
	(5) 調査計画平面図※	1:500~1:2,000	
	(6) 計測調査の変動図※		
	(7) 計測データ		
	(8) 報告書		
第 4405 条 地すべり 機構解析	(1) 収集資料のとりまとめ成果		
	(2) ボーリング柱状図※		
	(3) パイプ歪計変動図※		
	(4) 孔内傾斜計変動図※		
	(5) 多層移動量計変動図※		
	(6) 地盤傾斜計変動図※		
	(7) 地盤伸縮計変動図※		
	(8) 地下水位変動図※		
	(9) 間隙水圧変動図※		
	(10) 地下水垂直検層図※		
	(11) 地下水追跡調査の成果を表示した図面※	1:500~1:1,000	
	(12) 地温探査の成果を表示した図面※	1:500~1:1,000	
	(13) 電気探査の成果を表示した図面※	1:500~1:1,000	
	(14) 地すべり地の平面図、断面図	1:100~1:1,000	
	(15) 報告書		
第 4406 条 地すべり 対策計画	(1) 安定計算のデータ		
	(2) 地すべり防止施設の配置平面図、断面図	1:100~1:1,000	
	(3) 報告書		
第 4408 条 地すべり 防止施設 予備設計	(1) 位置図	1:2500~1:50000	
	(2) 一般図	1) 平面図	1:100~1:1,000
		2) 標準断面図	1:100~1:1,000
		3) 主要構造図	1:10~1:100
	(3) 概略設計計算書		
	(4) 概略数量計算書		
(5) 概算工事費			
(6) 報告書			
第 4409 条 地すべり 防止施設 詳細設計	(1) 位置図	1:2500~1:50,000	
	(2) 平面図	1:500~1:1000	
	(3) 縦断面図	H=1:200~1:1000 V=1:100~1:200	
	(4) 横断面図	1:100~1:200	
	(5) 標準断面図	1:100~1:200	
	(6) 構造図	1) 構造物詳細図	1:50~1:100
		2) 展開図※※	1:50~1:500
		3) 配筋図※※	1:10~1:100
		4) 土工図※※	1:50~1:500
	(7) 設計計算書		
(8) 数量計算書			
(9) 施工計画書			
(10) 報告書			

※：特記仕様書に指示された場合に作成する。

※※：施設の種類に応じて作成する。



改 定	現 行	備 考
-----	-----	-----

(5) 地すべり防止施設予備設計 表 4.4.5 成果物一覧

設計項目	成果物	縮 尺	摘 要
現地踏査	現地踏査のとりまとめ成果		
基本事項の検討	基本事項の検討		
配置設計	配置案(3案)		
施設設計検討	(1)施設の規模、形状 (2)景観検討		
概算工事費	同左		
最適案の選定	同左		
施工計画検討	同左		
照査	照査報告書		
総合検討	今後の課題と留意事項		
報告書作成	報告書		
基本図面	(1)位置図 (2)平面図 (3)標準断面図 (4)主要構造図	1:2,500~1:50,000 1:100~1:1,000 1:100~1:1,000 1:10~1:100	

改 定	現 行	備 考
<p>(中略)</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備</p> <p>受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 <a href="#">1112</a> 条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</p> <p>(2) 資料収集整理</p> <p>受注者は、急傾斜地崩壊（危険）斜面について、地形図、地質図、その他地形図・地質に関する資料、空中写真、気象に関する資料、過去の災害記録、近傍で発生した崩壊の事例とその履歴、復旧工法に関する資料、既存の調査資料を収集するものとする。また、斜面周辺の自然・社会環境等に関する資料収集では、法指定状況・植生・動物・土地利用計画・開発状況・文化財・地域防災計画等の項目について資料を収集するものとする。</p>	<p>第5章 急傾斜地対策調査・計画・設計</p> <p>第1節 急傾斜地対策調査・計画・設計</p> <p>第4501条 急傾斜地対策調査・計画・設計の種類 急傾斜地対策調査・計画・設計の種類は以下のとおりとする。</p> <p>(1) 急傾斜地調査 (2) 急傾斜地崩壊対策計画 (3) 急傾斜地崩壊防止施設設計</p> <p>第2節 急傾斜地調査</p> <p>第4502条 急傾斜地調査の区分 急傾斜地調査は以下の区分により行うものとする。</p> <p>(1) 予備調査 (2) 概査 (3) 機構解析</p> <p>第4503条 急傾斜地予備調査</p> <p>1. 業務目的 本業務は、急傾斜地崩壊および危険区域の斜面について、精査における崩壊機構と対策計画のために必要な資料を整理し、急傾斜地崩壊の危険斜面の予察を行うことを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 <a href="#">1111</a> 条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</p> <p>(2) 資料収集整理 受注者は、急傾斜地崩壊（危険）斜面について、地形図、地質図、その他地形図・地質に関する資料、空中写真、気象に関する資料、過去の災害記録、近傍で発生した崩壊の事例とその履歴、復旧工法に関する資料、既存の調査資料、斜面周辺の自然・社会環境等に関する資料収集では、法指定状況・植生・動物・土地利用計画・開発状況・文化財・地域防災計画などの項目について資料を収集するものとする。</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>受注者は、発注者より貸与される空中写真を用いて、急傾斜地崩壊（危険）斜面について、崩壊の徴候を示す微地形、その範囲・形状、移動方向、周辺における旧崩壊地形とその形態、位置を判読するものとする。また、設計図書に基づき、急傾斜地崩壊危険斜面の予察を行うものとする。予察では、設計図書に示す<u>対象地域における急傾斜地の地形的な特徴を事例・文献より整理、推定したうえで、急傾斜地の地形の特徴に着目して急傾斜地の判読を行うほか、予察に必要な地質、地質構造を反映していると考えられる地形、その他の微地形要素・特徴について判読を行うものとする。</u></p> <p>(中略)</p> <p>(3) 調査測線の設定</p> <p>受注者は、概査の結果に基づいて、設計図書に示す<u>急傾斜地</u>崩壊（危険）斜面に調査測線を設定するものとする。副測線は、補助的に調査する必要がある場合に設定するものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>2) 素因・誘因の検討</p> <p>受注者は、発注者より貸与される既存調査の結果、(4)～(8)号の結果に基づいて、<u>急傾斜地</u>崩壊（危険）斜面の崩壊発生の原因を素因、誘因に分けて検討するものとする。</p> <p>3) 発生・運動機構の総合検討</p> <p>受注者は、発注者より貸与される既存調査の結果、(4)～(8)号の結果に基づいて、<u>急傾斜地</u>崩壊（危険）斜面の移動状況、<u>崩壊（すべり）</u>面の形状・位置、移動範囲、移動土量、崩壊の影響等の発生・運動機構を総合的に検討するものとする。</p>	<p>(3) 写真判読</p> <p>受注者は、発注者より貸与される空中写真を用いて、急傾斜地崩壊（危険）斜面について、崩壊の徴候を示す微地形、その範囲・形状、移動方向、周辺における旧崩壊地形とその形態、位置を判読するものとする。また、設計図書に基づき、急傾斜地崩壊危険斜面の予察を行うものとする。予察では、設計図書に示す<u>地域において、急傾斜地崩壊危険斜面の予察に必要な地形要素について判読するものとする。</u></p> <p>(中略)</p> <p>第 4505 条 急傾斜地機構解析</p> <p>(中略)</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(中略)</p> <p>(3) 調査測線の設定</p> <p>受注者は、概査の結果に基づいて、設計図書に示す崩壊（危険）斜面に調査測線を設定するものとする。副測線は、補助的に調査する必要がある場合に設定するものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>(9) 機構解析</p> <p>1) 崩壊形態の推定</p> <p>受注者は、発注者より貸与される既存調査の結果、(4)～(8)号の結果に基づいて、設計図書に示す斜面の崩壊形態を推定するものとする。</p> <p>2) 素因・誘因の検討</p> <p>受注者は、発注者より貸与される既存調査の結果、(4)～(8)号の結果に基づいて、崩壊(危険)斜面の崩壊発生の原因を素因、誘因に分けて検討するものとする。</p> <p>3) 発生・運動機構の総合検討</p> <p>受注者は、発注者より貸与される既存調査の結果、(4)～(8)号の結果に基づいて、崩壊(危険)斜面の移動状況、<u>すべり(崩壊)</u>面の形状・位置、移動範囲、移動土量、崩壊の影響等の発生・運動機構を総合的に検討するものとする。</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>4) 解析図の作成</p> <p>受注者は、発注者より貸与される既存調査の結果、本号1)・3)の結果に基づいて、<u>急傾斜地</u>崩壊(危険)斜面の平面図、断面図を作成するものとする。また、必要に応じて副測線や横断測線についても断面図を作成するものとする。断面図には、<u>崩壊(すべり)</u>面、地下水位(最高水位、最低水位)ボーリング柱状図、地層区分(線)、風化区分(線)、各種の調査・試験結果(地下水流動面、<u>崩壊(すべり)</u>面調査に基づく変位の位置、形状、標準貫入試験値の分布等)、地表すべり面調査に基づく変位の位置、形状、標準貫入試験値の分布等)、地の亀裂・変状の位置、湧水の位置、保全対象の位置等を記載するものとする。平面図には、基盤岩(不動岩)の分布、基盤岩(不動岩)の走向・傾斜、崩積土の分布、崩壊(想定)範囲、滑動状況、地表面の変状の分布、湧水位置、地下水流下経路等を記載するものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>1. 業務目的</p> <p>本業務は、急傾斜地崩壊調査の結果に基づいて、<u>急傾斜地</u>斜面の崩壊に対する安定度の検討を行い、また、崩壊を防止、あるいは被害を軽減するための対策計画の検討を目的とする。</p> <p>(中略)</p> <p>(3) 安定解析</p> <p>1) 現状の安定度</p> <p>受注者は、機構解析の成果に基づいて、<u>急傾斜地</u>崩壊(危険)斜面の現状の安定度を決定するものとする。</p> <p>2) 安定計算</p> <p>受注者は、機構解析の成果に基づいて、また、各種のデータを吟味して、安定度の検討に使用する崩壊可能土塊の単位体積重量、安定計算式、崩壊面の土質強度定数、残留間隙水圧の分布、現状の地下水位<u>等</u>について検討し、決定するものとする。受注者は、急傾斜地崩壊(危険)斜面について、機構解析で検討した崩壊(すべり)面に基づいて安定計算を行うものとする。</p> <p>(4) 対策計画</p> <p>1) 基本方針の検討</p> <p>受注者は、設計図書に示す<u>急傾斜地</u>崩壊(危険)斜面についての現状、直接的、間接的な被害を検討し、その結果に基づいて対策の必要性、緊急性について検討するものとする。</p> <p>(中略)</p>	<p>4) 解析図の作成</p> <p>受注者は、発注者より貸与される既存調査の結果、本号1)・3)の結果に基づいて、崩壊(危険)斜面の平面図、断面図を作成するものとする。また、必要に応じて副測線や横断測線についても断面図を作成するものとする。断面図には、<u>すべり(崩壊)</u>面、地下水位(最高水位、最低水位)ボーリング柱状図、地層区分(線)、風化区分(線)、各種の調査・試験結果(地下水流動面、<u>すべり</u>面調査に基づく変位の位置、形状、標準貫入試験値の分布など)、地表すべり面調査に基づく変位の位置、形状、標準貫入試験値の分布など)、地の亀裂・変状の位置、湧水の位置、保全対象の位置を記載するものとする。平面図には、基盤岩(不動岩)の分布、基盤岩(不動岩)の走向・傾斜、崩積土の分布、崩壊(想定)範囲、滑動状況、地表面の変状の分布、湧水位置、地下水流下経路を記載するものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>第3節 急傾斜地崩壊対策計画</p> <p>第4506条 急傾斜地崩壊対策計画</p> <p>1. 業務目的</p> <p>本業務は、急傾斜地崩壊調査の結果に基づいて、斜面の崩壊に対する安定度の検討を行い、また、崩壊を防止、あるいは被害を軽減するための対策計画の検討を目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(中略)</p> <p>(3) 安定解析</p> <p>1) 現状の安定度</p> <p>受注者は、機構解析の成果に基づいて、崩壊(危険)斜面の現状の安定度を決定するものとする。</p> <p>2) 安定計算</p> <p>受注者は、機構解析の成果に基づいて、また、各種のデータを吟味して、安定度の検討に使用する崩壊可能土塊の単位体積重量、安定計算式、崩壊面の土質強度定数、残留間隙水圧の分布、現状の地下水位について検討し、決定するものとする。受注者は、急傾斜地崩壊(危険)斜面について、機構解析で検討した崩壊(すべり)面に基づいて安定計算を行うものとする。</p> <p>(4) 対策計画</p> <p>1) 基本方針の検討</p> <p>受注者は、設計図書に示す崩壊(危険)斜面についての現状、直接的、間接的な被害を検討し、その結果に基づいて対策の必要性、緊急性について検討するものとする。</p> <p>(中略)</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>(中略)</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 設計計画</p> <p>受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 <u>1112</u> 条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>(3) 基本事項の検討</p> <p><u>受注者は、現地踏査の結果に基づき、設計条件、工種・工法、構造物の位置を決定し、予備設計に必要な基本事項の検討を行うものとする。</u></p> <p><u>(4) 配置設計</u></p> <p><u>受注者は、急傾斜地崩壊（危険）斜面の地形・地質、崩壊機構、規模、運動形態、運動速度等を考慮し、また、基本事項の検討結果を踏まえて抑制工と抑止工を適切に組み合わせて、比較検討案を立案するものとする。</u></p> <p>(5) 施設設計</p> <p>(中略)</p>	<p>第4節 急傾斜地崩壊防止施設設計</p> <p>第4507条 急傾斜地崩壊防止施設設計の区分</p> <p>急傾斜地崩壊防止施設設計は以下の区分により行うものとする。</p> <p>(1) 予備設計</p> <p>(2) 詳細設計</p> <p>第4508条 急傾斜地崩壊防止施設予備設計</p> <p>1. 業務目的</p> <p>本業務は、機構解析、急傾斜地崩壊対策計画に基づいて、急傾斜地崩壊防止施設の概略の設計を行い、最適な急傾斜地崩壊防止施設を選定することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 設計計画</p> <p>受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 <u>1111</u> 条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</p> <p>(2) 現地踏査</p> <p>受注者は貸与資料を基に現地踏査を行い、急傾斜地崩壊防止施設の配置計画地点の地形地質（露頭）湧水、周辺構造物、土地利用状況等を把握し、また、工事用道路、施工ヤード等の検討、対策施設の設計に必要な現地の状況を把握するものとする。</p> <p>(3) 基本事項の検討</p> <p><u>受注者は、以下に示す急傾斜地崩壊防止施設の事項（構造特性・施工性・環境条件・設計条件・経済性）について技術的検討を行うものとする。</u></p> <p>(4) 施設設計</p> <p>1) 工法比較</p> <p>受注者は、急傾斜地崩壊危険斜面の地形・地質、崩壊機構、規模、運動形態、運動速度等を考慮し、また、基本事項の検討結果を踏まえて抑制工と抑止工の適切な組み合わせ3案程度を検討し、構造的、施工性、経済性、環境等の検討成果に基づいて、最適な工法を選定するものとする。</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>(中略)</p> <p>3) 景観検討  <u>受注者は、自然と地域に馴染んだ施設の検討を行うものとする。</u></p> <p>(中略)</p> <p>(6) 概算工事費  (中略)</p> <p>(7) 照査  <u>受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。</u></p> <p>1) 基本事項の決定に際し、実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるか確認する。</p> <p>2) 配置設計諸元、現地条件等の基本事項の整理が終了した段階で、基本事項の運用と手順を確認する。</p> <p>3) 基本事項に基づき、最適案を選定した結果についての妥当性を確認する。</p> <p>4) 全ての成果物について正確性、適切性、整合性の確認をする。</p> <p>(8) 総合検討  (中略)</p> <p>(9) 報告書作成  (中略)</p>	<p>2) 主要構造物の概略設計  受注者は、精査、機構解析、対策計画の資料に基づき、また、基本事項の検討に沿った選定工法の機能と規模に応じた崩壊(危険)斜面の安定度の変化の検討、主要な構造物についての応力計算を行って、主要な急傾斜地崩壊防止施設の規模、断面形状、基本寸法、使用材料等を決定するものとする。</p> <p>3) 景観検討  自然と地域に馴染んだ施設の検討を行う。</p> <p>4) 環境検討  受注者は、生態系や景観に配慮した施設および対策工法の検討を行うものとする。</p> <p>5) 有効活用検討  受注者は、斜面整備とあわせて有効活用について検討を行うものとする。</p> <p>(5) 概算工事費  受注者は、配置設計で立案された 3 案に対して、主な工種について調査職員と協議した単価と、概算数量を基に算定するものとする。</p> <p>(6) 照査  <u>照査技術者は、設計図書において定めがある場合、第 1107 条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする。</u></p> <p>1) 基本条件の決定に際し、実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるか確認する。</p> <p>2) 配置計画条件および現地条件等基本条件の整理が終了した段階で、基本事項の運用と手順を確認する。</p> <p>3) 基本事項に基づき、最適案を選定した結果についての妥当性を確認する。</p> <p>4) 全ての成果品について正確性、適切性、整合性の確認をする。</p> <p>(7) 総合検討  受注者は、設計計画及び配置設計等を踏まえ施設設計について総合的な検討を行うものとする。</p> <p>(8) 報告書作成  受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>(中略)</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>(中略)</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 設計計画</p> <p>受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 <a href="#">1112</a> 条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>(3) 基本事項決定</p> <p>受注者は、予備設計等の貸与資料、設計図書に基づき、予備設計の内容で採用できる事項と詳細設計で決定する事項を整理し、必要な基本事項を決定するものとする。</p> <p><u>1) 地形・地質条件</u></p> <p><u>受注者は、地形図、地質調査資料および現地踏査結果を基に、地形、地盤強度、断層等の地形・地質条件の確認、整理を行うものとする。</u></p> <p><u>2) 設計条件</u></p> <p><u>受注者は、設計定数の整理、計算を行い、設計条件を決定するものとする。</u></p> <p><u>3) 環境条件</u></p> <p><u>受注者は、環境の資料の確認、整理を行い、詳細設計の基礎資料とするものとする。</u></p> <p>(中略)</p>	<p>第 4509 条 急傾斜地崩壊防止施設詳細設計</p> <p>1. 業務目的</p> <p>本業務は、急傾斜地崩壊防止施設の予備設計の成果に基づいて、施工に必要な詳細な急傾斜地崩壊防止施設の設計を行ない、経済的かつ合理的に工事の費用を予定するための資料を作成することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 設計計画</p> <p>受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 <a href="#">1111</a> 条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</p> <p>(2) 現地踏査</p> <p>受注者は、現地踏査を行い、予備設計で定めた設計および施工計画の条件を現地で確認するものとする。受注者は、測量図等の資料を基に、測量内容と範囲を現地で確認するものとする。受注者は、地質状況について、発注者より貸与された資料および予備設計で用いた地盤条件と照合し、詳細設計に必要な事項を確認するものとする。</p> <p>(3) 基本事項決定</p> <p>受注者は、予備設計等の貸与資料、設計図書に基づき、予備設計の内容で採用できる事項と詳細設計で決定する事項を整理し、必要な基本事項を決定するものとする。</p> <p>(4) 施設設計</p> <p>1) 詳細設計</p> <p>受注者は、予備設計で選定された防止施設について、予備設計で検討された規模、断面形状、基本寸法等に基づき、施工に必要な設計を行うものとする。</p> <p>2) 附属施設の設計</p> <p>受注者は、設計図書に基づき、附属施設の設計を行うものとする。</p> <p>3) 設計計算</p> <p>受注者は、防止施設について必要な安定計算及び応力計算を行うものとする。</p> <p>4) 景観設計</p> <p>受注者は、設計図書に基づき、予備設計で検討した内容に沿って使用する素材についての美観性、耐候性、加工性、経済性等について検討を行い、詳細な設計を行うものとする。</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>(中略)</p> <p>(7) 照査  <u>受注者</u>は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づ<del>く</del><u>ほか</u>、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。</p> <p>1) <u>基本事項</u>の決定に際し、実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるか<u>確認する</u>。</p> <p>2) <u>配置設計諸元</u>、<u>現地条件等</u>の<u>基本事項</u>の整理が終了した段階で、基本事項の運用と手順を確認する。</p> <p>3) <u>基本事項に基づき、最適案を選定した結果についての妥当性を確認する</u>。</p> <p>4) 全ての<u>成果物</u>について正確性、適切性、整合性の確認をする。</p> <p>(中略)</p> <p>第 5 節 <u>成果物</u></p> <p>第 4510 条 <u>成果物</u>  受注者は、以下に示す<u>成果物</u>を作成し第 1117 条成果物の提出に従い、2 部納品するものとする。</p>	<p>(5) 数量計算  受注者は、第 1211 条設計業務の成果 (4) に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。</p> <p>(6) 施工計画及び仮設構造物設計  受注者は、設計を行った施設の施工方法、施工順位等を考慮し、施工計画書を作成するとともに、必要に応じて仮設設計を行うものとする。主な内容は以下に示すものとする。</p> <p>①施工条件  ②施工方法  ③動態観測が必要な場合には、その方法  ④施工上の問題点とその整理</p> <p>(7) 照査  <u>照査技術者</u>は、<u>設計図書において定めがある場合</u>、第 1107 条照査技術者及び照査の実施に基づ<del>き</del>、下記に示す事項を標準として照査を行い、<u>管理技術者に提出するものとする</u>。</p> <p>1) <u>設計条件</u>の決定に際し、実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるか<u>について照査を行う</u>。</p> <p>2) <u>設計条件および現地条件等</u>、<u>基本条件</u>の整理が終了した段階で、<u>設計</u>基本条件の運用と手順<u>について照査を行う</u>。</p> <p>3) <u>詳細設計に必要な設計細部条件の設計方針・設計手法についてその妥当性を照査し、全体一般図について照査・確認を行うものとする</u>。</p> <p>4) 全ての<u>成果品</u>について正確性、適切性、および整合性に着目し照査を行う。</p> <p>(8) 総合検討  受注者は、施設設計について、総合的な検討を行うものとする。</p> <p>(9) 報告書作成  受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>3. 貸与資料発注者が貸与する資料は下記を標準とする。</p> <p>(1) 予備設計報告書  (2) 設計地点の測量図面  1) 平面図(縮尺 1/100～1/1,000)  2) 横断面図(縮尺 1/100～1/1,000)  3) 縦断面図(縮尺 1/100～1/1,000)  (3) 予備設計で提案された地質調査、試験等の結果、資料</p> <p>第 5 節 <u>成果品</u></p> <p>第 4510 条 <u>成果品</u>  受注者は、以下に示す<u>成果品</u>を作成し第 1116 条成果物の提出に従い、2 部納品するものとする。</p>	



改 定	現 行	備 考
-----	-----	-----

(1) 急傾斜地予備調査 表 4.5.1 成果物一覧

設計項目	成果物	縮 尺	摘 要
資料収集整理	収集資料のとりまとめ成果		
写真判読	写真判読の成果・図面	1:500~1:5,000	
概査、精査必要斜面の検討	同左		
照査	照査報告書		
総合検討	(1)技術的事項・課題整理 (2)今後の配慮事項		
報告書作成	報告書		

(2) 急傾斜地概査 表 4.5.2 成果物一覧

設計項目	成果物	縮 尺	摘 要
資料収集整理	収集資料のとりまとめ成果		
現地調査	(1)地形調査 (2)地質調査 (3)環境要因調査		
応急対策の検討	同左		
精査計画の立案	同左		
照査	照査報告書		
総合検討	(1)技術的事項・課題整理 (2)今後の配慮事項		
報告書作成	報告書		

成果品一覧

設計項目	成果品項目	縮尺	
第 4503 条 急傾斜地 予備調査	(1)収集資料のとりまとめ成果		
	(2)写真判読の成果を表示した図面	1:500~1:5,000	
	(3)報告書		
第 4504 条 急傾斜地 概 査	(1)収集資料のとりまとめ成果		
	(2)写真判読の成果を表示した図面		
	(3)現地踏査写真		
	(4)調査計画平面図※		
	(5)計測調査の変動図※		
	(6)計測データ※		
第 4505 条 急傾斜地 機構解析	(1)収集資料のとりまとめ成果		
	(2)ボーリング柱状図※		
	(3)パイプ歪形変動図※		
	(4)地盤傾斜計変動図※		
	(5)地盤伸縮計変動図※		
	(6)地下水位変動図※		
	(7)間隙水圧変動図※		
	(8)地下垂直変動図※		
	(9)地下追跡調査の成果を表示した図面※	1:500~1:1,000	
	(10)崩壊(危険)斜面の平面図、断面図	1:500~1:1,000	
	(11)報告書		
第 4506 条 急傾斜地崩 壊対策計画	(1)安定計算のデータ		
	(2)急傾斜地崩壊防止施設の配置平面図、断面図		
	(3)報告書		
第 4508 条 急傾斜地 崩壊防止 施設 予備設計	(1)全体配置図	1:5,000~:25,000	
	(2)一般図	1)平面図	1:100~1:1,000
		2)標準断面図	1:100~1:1,000
		3)主要構造図	1:10~1:100
	(3)概略設計計算書		
	(4)概算工事費		
(5)概略数量計算書			
(6)報告書			
第 4509 条 急傾斜地 崩壊防止 施設 詳細設計	(1)全体位置図	1:5,000~:25,000	
	(2)平面図	1:200~1:1,000	
	(3)縦・横断面図	1:100~1:1,000	
	(4)標準断面図	1:100~1:1,000	
	(5)構造図	1)構造物詳細図	1:10~1:100
		2)展開図※※	1:50~1:500
		3)配筋図※※	1:50~1:100
		4)土工図※※	1:50~1:500
	(6)設計計算書		
	(7)数量計算書		
(8)施工計画書			
(9)報告書			

※：特記仕様書に指示された場合に作成する。

※※：施設の種類に応じて作成する。

改 定	現 行	備 考
-----	-----	-----

(3) 急傾斜地機構解析 表 4.5.3 成果物一覧

設計項目	成果物	縮 尺	摘 要
資料収集整理	収集資料のとりまとめ成果		
調査路線の選定	同左		
地質精査結果の解析	(1)崩壊位置・規模の推定 (2)崩壊面の推定		
地下水調査結果の解析	(1)地下水付近の土葬の透水性、透水性の連続性 (2)地下水の流動性 (3)感激水圧、地下水位の状況 (4)地下水の流下・供給経路		
斜面挙動調査結果の解析	同左		
土質調査結果の解析	同左		
現地精査	(1)地形調査 (2)地質調査 (3)湧水調査 (4)植生調査 (5)対策工調査 (6)景観調査		
機構解析	(1)崩壊形態の推定 (2)素因・誘因の検討 (3)発生・運動機構の検討 (4)解析図の作成		
照査	照査報告書		
総合検討	(1)技術的事項・課題整理 (2)今後の配慮事項		
報告書作成	報告書		

(4) 急傾斜地崩壊対策計画 表 4.5.4 成果物一覧

設計項目	成果物	縮 尺	摘 要
資料収集整理	収集資料のとりまとめ成果		
安定解析	(1)現状の安定度 (2)安定計算		
対策計画	(1)基本方針の検討 (2)警戒・避難計画の検討		
照査	照査報告書		
総合検討	(1)技術的事項・課題整理 (2)今後の配慮事項		
報告書作成	報告書		

改 定	現 行	備 考
-----	-----	-----

(5) 急傾斜地崩壊防止施設予備設計 表 4.5.5 成果物一覧

設計項目	成果物	縮 尺	摘 要
現地踏査	現地写真、ルートマップ 現地踏査のとりまとめ成果		
基本事項検討	(1)基本方針の検討		
配置設計	(1)位置の検討 (2)規模の検討 (3)形式の検討		
施設設計検討	(1)施設設計の範囲 (2)主要構造物の概略設計 (3)数量算出 (4)環境検討 (5)有効活用検討		
概算工事費	(1)概算工事費		
最適案の選定	(1)最適案の選定		
施工計画検討	(1) 施工計画検討		
照査	照査報告書		

改 定	現 行	備 考
<p>(中略)</p> <p>(2) 現地踏査 受注者は、現地踏査を行って、地形、植生、地盤状況、既設の防災対策施設等の概要を把握するものとする。</p> <p>(中略)</p>	<p>第6章 雪崩対策調査・計画・設計</p> <p>第1節 雪崩対策調査・計画・設計</p> <p>第4601条 雪崩対策調査・計画・設計の種類 雪崩対策調査・計画・設計の種類は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 雪崩調査 (2) 雪崩防止施設計画 (3) 雪崩防止施設設計</p> <p>第2節 雪崩調査</p> <p>第4602条 雪崩調査の区分 雪崩調査は、以下の区分により行うものとする。</p> <p>(1) 予備調査 (2) 解析調査</p> <p>第4603条 雪崩予備調査</p> <p>1. 業務目的 本業務は、現地調査、既存気象資料の処理及び空中写真判読により、雪崩発生分布の特性及び近年の冬期気象特性を把握し、解析調査のための資料を得ることを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1111条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</p> <p>(2) 現地調査 受注者は、現地調査を行って、地形、植生、地盤状況、既設の防災対策施設等の概要を把握するものとする。</p> <p>(3) 資料収集整理 受注者は、業務に必要な文献・資料・既往の類似調査に関する報告書の収集及び整理とりまとめを行うものとする。なお、収集にあたっては、発注者が貸与するもののほか、設計図書に示す他機関より収集するものとする。</p> <p>(4) 冬期気象特性の把握 受注者は、最寄りの気象庁観測所の資料に基づき、冬期気象推移図を作成し、それに基づいて、冬期気象特性の概要をまとめるものとする。</p>	

改定	現行	備考
<p>(中略)</p> <p><u>(6) 照査</u> 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p><u>(7) 報告書作成</u></p> <p>(2) <u>現地踏査</u> 受注者は、<u>現地踏査を行って</u>対象となる地点について、斜面の形状、樹木の倒伏や折損、地表の擦削、既設の雪崩防止施設の状況把握を行うものとする。</p>	<p>(5) 写真判読 受注者は、発注者より貸与される空中写真を用いて、雪崩および雪崩に関連する現象として下記の項目について判読し、その分布特性について考察し、とりまとめるものとする。 ・表層雪崩、全層雪崩、雪割目、雪庇、風向、雪しわ、雪崩痕跡等</p> <p>(6) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>3. 貸与資料 発注者が貸与する資料は下記を標準とする。</p> <p>(1) 業務に関連する既往調査報告書 (2) 地形図（防災対象施設に面した傾斜の尾根まで入った縮尺 1/1,000～ 1/10,000 地形図） (3) 積雪・雪崩期空中写真 但し、次の要領で撮影されたものとする。 ・撮影の種類（立体視が可能な垂直撮影） ・撮影縮尺（1/5,000～ 1/15,000） ・写真の種類（モノクロームまたはリアルカラー） ・撮影時期（乾雪表層雪崩時期に 1 回、湿雪全層雪崩時期に 1 回） ・撮影年数（大雪の年を含む 3 冬以上） (4) 発注者観測の気象資料</p> <p>第 4604 条 雪崩解析調査</p> <p>1. 業務目的 本業務は、現地調査、既存気象資料の処理、空中写真判読によって、積雪深分布、雪崩の発生危険度、到達危険度、速度及び衝撃力の解析を行い、雪崩防止施設計画及び雪崩防止施設設計のための資料を得ることを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</p> <p>(2) <u>現地調査</u> 受注者は、対象となる地点について、斜面の形状、樹木の倒伏や折損、地表の擦削、既設の雪崩防止施設の状況把握を行うものとする。</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>(中略)</p> <p><u>(8) 照査</u>  <u>受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</u></p>	<p>(3) 資料収集整理  受注者は、業務に必要な文献・資料・既往の類似調査に関する報告書の収集及び整理とりまとめを行うものとする。なお、収集にあたっては、発注者が貸与するもののほか、設計図書に示す他機関より収集するものとする。</p> <p>(4) 雪崩発生危険度の解析  1) 発生要因の整理（判読等）  受注者は、発注者が貸与した地形図と空中写真を用いて単位斜面毎の雪崩発生に關与する地形・植生要因を読み取り、これに積雪深分布解析で得た現況積雪深を積雪要因として加え、発生要因として整理するものとする。</p> <p>2) 分析および評価基準設定  受注者は、整理した発生要因群と予備調査で判読した雪崩発生との關係を分析し、更に雪崩発生に關する一般的傾向も加味して発生危険度評価基準を設定するものとする。</p> <p>3) 発生危険度評価  受注者は、設定した評価基準を用いて防災対象施設に面した単位斜面毎に、計画積雪条件での雪崩発生危険度を評価するものとする。</p> <p>(5) 雪崩到達範囲の解析  1) 到達要因の整備（判読等）  受注者は、発注者が貸与した地形図と空中写真を用いて各斜面の雪崩到達に關与する地形要因と植生要因を読み取り、これに積雪深分布解析で得られた現況積雪深を積雪要因として加え、到達要因として整理するものとする。</p> <p>2) 分析および雪崩到達範囲の設定  受注者は、整備した到達要因群と予備調査で判読した雪崩到達との關係を分析し、更に雪崩到達に關する一般的事項等を総合的に検討し防災対象施設に面した単位斜面毎に雪崩到達範囲を設定するものとする。</p> <p>(6) 雪崩シミュレーション解析  受注者は、既存気象データ等から雪崩運動計算に必要なパラメータを設定し、対策工検討に必要な雪崩衝撃力等を算定するものとする。</p> <p>(7) 総合評価  受注者は、防災対象施設に面した単位斜面毎に、防災対象施設の種類、構造、周囲の地形、斜面規模、計画積雪深、雪崩経歴、雪崩到達範囲、速度、衝撃力等を総括し、その他の雪崩特性に關する事項があればそれも加えて総合的に検討し、対策の必要性を評価するものとする。</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>(9) 報告書作成 (中略)</p> <p><u>(2) 資料収集整理</u> 受注者は、業務に必要な文献・資料・既往の類似調査に関する報告書の収集及び整理とりまとめを行うものとする。なお、収集にあたっては、発注者が貸与するもののほか、設計図書に示す他機関より収集するものとする。</p> <p>(3) 基本方針の検討 (中略)</p>	<p>(8) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>3. 貸与資料 発注者が貸与する資料は下記を標準とする。</p> <p>(1) 予備調査報告書 (2) 地形図（縮尺 1/500～ 1/2,000） (3) 積雪・雪崩期空中写真（写真仕様は予備調査の場合と同様とする） (4) 発注者観測の気象資料</p> <p>第 3 節 雪崩防止施設計画</p> <p>第 4605 条 雪崩防止施設計画</p> <p>1. 業務目的 本業務は、解析調査の結果に基づいて、各斜面の雪崩防止施設の種類、形状、大きさ、優先順位、配置等を検討し、雪崩防止施設設計のための資料を得ることを目的とする。</p> <p>2. 業務内容 (1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</p> <p>(2) 基本方針の検討 受注者は、設計図書に示す範囲の各斜面について、解析調査報告書にまとめた結果の他に、各箇所の特異性（景観重視など）や別種の災害（地すべり等）の可能性があればこれも加えて検討要素とし、防止施設の選定の目安（予防工法、防護工法、組合せ工法の選定、各工種の選定等）、斜面別の対策優先順位および各斜面内の施工順位の設定の目安等についての基本方針を検討するものとする。</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>(4) 防止施設計画検討 (中略)</p> <p>(5) 報告書作成 (中略)</p>	<p>(3) 防止施設計画検討</p> <p>1) 配置計画 受注者は、防止施設が必要と評価した各斜面毎に、採用し得る複数の工法について配置計画を検討するものとする。その際、受注者は、必要に応じて、各箇所地形、計画積雪深、雪崩規模に対応した防止施設断面形状（地上部）と地上高を設定し、それを考慮した配置を検討するものとする。</p> <p>2) 優先順位と施工順位の設定 受注者は、斜面別の対策優先順位と各斜面内の施工順位を設定し、配置計画と合わせてとりまとめるものとする。</p> <p>(4) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>3. 貸与資料 発注者が貸与する資料は下記を標準とする。</p> <p>(1) 解析調査報告書 (2) 地形図（縮尺 1/100～ 1/1,000） (3) 地質調査報告書 (4) 別種災害調査報告書 (5) 空中写真およびその他の関連資料</p> <p>第 4 節 雪崩防止施設設計</p> <p>第 4606 条 雪崩防止施設設計の区分 雪崩防止施設設計は、以下の区分により行うものとする。</p> <p>(1) 予備設計 (2) 詳細設計</p> <p>第 4607 条雪崩防止施設予備設計</p> <p>1. 業務目的 本業務は、解析調査及び防止施設計画に基づいて、概略の防止施設設計を行うことを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 設計計画 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</p>	



改 定	現 行	備 考
<p>(2) 現地踏査 受注者は、<u>貸与資料を基に</u>現地踏査を行い、雪崩防止施設の配置計画地点の地形、地質、植生、周辺の構造物、土地利用、規制条件等を把握し、また、工事用道路、仮排水、施工ヤード等の検討、施設の設計に必要な現地の状況を把握するものとする。なお、現地調査を必要とする場合は、受注者はその理由を明らかにし、調査内容について調査職員に報告し指示を受けるものとする。</p> <p>(中略)</p> <p><u>(4) 配置設計</u> 受注者は、<u>検討した基本事項に基づき、雪崩防止施設について安全性、施工性、経済性、環境面、保全等の各側面から有力な工法を比較・検討するものとする。</u></p> <p><u>(5) 施設設計検討</u> (中略)</p> <p>(6) 概算工事費</p>	<p>(2) 現地踏査 受注者は、現地踏査を行い、雪崩防止施設の配置計画地点の地形、地質、植生、周辺の構造物、土地利用、規制条件等を把握し、また、工事用道路、仮排水、施工ヤード等の検討、施設の設計に必要な現地の状況を把握するものとする。なお、現地調査を必要とする場合は、受注者はその理由を明らかにし、調査内容について調査職員に報告し指示を受けるものとする。</p> <p>(3) 基本事項検討 受注者は、以下に示す雪崩防止施設の事項について技術的検討を行うものとする。 ①構造特性（耐久性、維持管理性） ②施工性（施工の確実性、工事用道路及びスペース等） ③環境条件 ④設計条件 ⑤経済性</p> <p>(4) 施設設計検討 1) 工法比較 受注者は、各斜面毎に有力な3案の工法を抽出し、安全性、施工性、経済性、環境面、保全等の各側面から比較・検討し、最適工法を選定するものとする。 2) 主要構造物の概略設計 受注者は、解析調査と防止設計計画の結果に基づき、また、基本事項の検討に沿って選定した工法の機能と規模、積雪・雪崩・地質条件等に応じた安定度の検討および構造物についての応力計算を行って、代表的な防止施設の規模、断面形状、基本寸法、使用材料等を決定するものとする。 3) 景観検討 受注者は、自然と地域に馴染んだ施設の設計を行うものとする。</p> <p>(5) 概算工事費 受注者は、配置計画で立案された3案に対して、主な工種について調査職員と協議した単価と、概算数量を基に算出するものとする。</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>(7) 照査  <u>受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。</u></p> <p>1) 基本事項の決定に際し、実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるか確認する。</p> <p>2) 配置設計諸元、現地条件等の基本事項の整理が終了した段階で、基本事項の運用と手順を確認する。</p> <p>3) 基本事項に基づき、最適案を選定した結果についての妥当性を確認する。</p> <p>4) 全ての成果物について正確性、適切性、整合性の確認をする。</p> <p>(8) 総合検討  (中略)</p> <p>(9) 報告書作成  (中略)</p>	<p>(6) 照査  <u>照査技術者は、設計図書において定めがある場合、第 1107 条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする。</u></p> <p>1) 基本条件の決定に際し、実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるか確認する。</p> <p>2) 配置計画条件及び現地条件等基本条件の整理が終了した段階で、基本事項の運用と手順を確認する。</p> <p>3) 基本事項に基づき、最適案を選定した結果についての妥当性を確認する。</p> <p>4) 全ての成果品について正確性、適切性、整合性の確認をする。</p> <p>(7) 総合検討  受注者は、設計計画および配置設計等の結果を踏まえ、総合的に検討を行うものとする。</p> <p>(8) 報告書作成  受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>3. 貸与資料  発注者が貸与する資料は下記を標準とする。</p> <p>(1) 解析調査報告書  (2) 防止施設計画報告書  (3) 地形図等測量成果  (4) 地質等調査報告書  (5) 空中写真その他関連資料</p> <p>第 4608 条 雪崩防止施設詳細設計</p> <p>1. 業務目的  本業務は、予備設計までの成果に基づいて、施工に必要な詳細な雪崩防止施設設計を行うことを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 設計計画  受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</p> <p>(2) 現地踏査  ・受注者は、予備設計で定めた設計および施工計画の条件を現地で確認するものとする。  ・受注者は、測量図等の資料を基に、測量内容と範囲を現地で確認するものとする。  ・受注者は、地質状況について、資料および予備設計で用いた地盤条件と照合し、詳細設計に必要な事項を確認するものとする。</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>(中略)</p> <p><u>1) 地形・地質条件</u> 受注者は、地形図、地質調査資料および現地踏査結果を基に、地形、地盤強度、断層等の地形・地質条件の確認、整理を行うものとする。</p> <p><u>2) 設計条件</u> 受注者は、設計定数の整理、計算を行い、設計条件を決定するものとする。</p> <p><u>3) 環境条件</u> 受注者は、環境の資料の確認、整理を行い、詳細設計の基礎資料とするものとする。</p> <p>(中略)</p>	<p>(3) 基本事項決定 受注者は、予備設計等の資料及び設計図書に基づき、予備設計の内容で採用できる事項と詳細設計で決定する事項を整理し、必要な基本事項を決定するものとする。</p> <p>(4) 施設設計</p> <p>1) 詳細設計 受注者は、防止施設について、予備設計で検討された規模、断面形状、基本寸法等に基づき、施工に必要な設計を行うものとする。</p> <p>2) 附属施設の設計 受注者は、設計図書に基づき、附属施設の設計を行うものとする。</p> <p>3) 設計計算 受注者は、防止施設について必要な荷重計算、構造計算、安定計算および応力計算を行うものとする。</p> <p>4) 景観設計 受注者は、設計図書に基づき、予備設計で検討した内容に沿って使用する素材についての美観性、耐候性、加工性、経済性等について検討を行い、詳細な設計を行うものとする。</p> <p>(5) 施工計画および仮設構造物設計 受注者は、防止施設の施工方法、施工順序等を考慮し、施工計画書を作成するとともに、必要に応じて仮設設計を行うものとする。主な内容は以下のとおりとする。</p> <p>①施工条件 ②施工方法 ③施工上の問題点とその整理</p> <p>(6) 数量計算 受注者は、第 1211 条設計業務の成果 (4) に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>(7) 照査</p> <p><u>受注者</u>は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づ<del>く</del><u>ほか</u>、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。</p> <p>1) <u>基本事項</u>の決定に際し、実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるか確認する。</p> <p>2) <u>配置設計諸元</u>、<u>現地条件等</u>の<u>基本事項</u>の整理が終了した段階で、基本事項の運用と手順を確認する。</p> <p>3) <u>基本事項に基づき、最適案を選定した結果についての</u>妥当性を確認する。</p> <p>4) 全ての<u>成果物</u>について正確性、適切性、整合性の確認をする。</p> <p>(中略)</p>	<p>(7) 照査</p> <p><u>照査技術者</u>は、<u>設計図書において定めがある場合</u>、第 1107 条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を行い、<u>管理技術者に提出するものとする</u>。</p> <p>1) <u>設計条件</u>の決定に際し、実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるか確認する。</p> <p>2) <u>設計条件及び</u>現地条件等<u>基本条件</u>の整理が終了した段階で、設計基本条件の運用と手順を確認する。</p> <p>3) <u>詳細設計に必要な設計細部条件の設計方針・設計手段及び全体一般図についてその</u>妥当性を確認する。</p> <p>4) 全ての<u>成果品</u>について正確性、適切性、整合性の確認をする。</p> <p>(8) 報告書作成</p> <p>受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>3. 貸与資料</p> <p>発注者が貸与する資料は下記を標準とする。</p> <p>(1) 予備設計報告書</p> <p>(2) 設計地点の測量図面</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実測平面図</li> <li>・実測縦断面図</li> <li>・実測横断面図</li> </ul> <p>(3) 地質調査、試験の成果</p>	

改 定	現 行	備 考
-----	-----	-----

第5節 成果物

第4609条 成果物

受注者は、以下に示す成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い、納品するものとする。

(1) 雪崩予備調査 表4.6.1 成果物一覧

設計項目	成果物	縮 尺	摘 要
資料収集整理	収集資料のとりまとめ成果		
現地踏査	現地調査、ルートマップ 結果とりまとめ		
冬季気象特性の把握	気象推移図		
写真判読	撮影時間別雪崩判読 雪崩等判読集成図	1:2,000~1:10,000 1:2,000~1:10,000	
照査	照査報告図		
総合検討	(1)技術的事項・課題整理 (2)今後の配慮事項		
報告書作成	報告書		

(2) 雪崩解析調査 表4.6.2 成果物一覧

設計項目	成果物	縮 尺	摘 要
資料収集整理	収集資料のとりまとめ成果		
現地踏査	現地調査、ルートマップ 結果とりまとめ		
雪崩発生危険度の解析 雪崩到達範囲の解析	現況積雪深分布図 計画積雪深分布図 雪崩危険度分布図	1:10,000~1:25,000 1:10,000~1:25,000 1:2,000~1:10,000	
雪崩シミュレーション解析	雪崩シミュレーション結果 表示図	1:2,000~1:10,000	
照査	照査報告図		
総合検討	(1)総合検討評価表 (2)技術的事項・課題の整理 (3)今後の配慮事項		
報告書作成	報告書		

(3) 雪崩防止施設計画 表4.6.3 成果物一覧

設計項目	成果物	縮 尺	摘 要
資料収集整理	収集資料のとりまとめ成果		
基本方針の検討 防止施設計画検討	雪崩対策施設検討表 雪崩対策施設配置計画図		
照査	照査報告図		
総合検討	(1)技術的事項・課題の整理 (2)今後の配慮事項		
報告書作成	報告書		

第5節 成果品

第4609条 成果品

受注者は、以下に示す成果品を作成し、第1116条成果物の提出に従い、納品するものとする。

成果品一覧(1)

設計項目	成果品項目	縮尺	
第4603条 雪崩 予備調査	(1)報告書		
	(2)資料目録※1		
	(3)気象推移図		
	(4)雪崩判読関係	撮影時期別雪崩判読図 雪崩等判読集成図	1:2,000~1:10,000 1:2,000~1:10,000
	(5)現地写真		
第4604条 雪崩 解析調査	(1)報告書		
	(2)資料目録※1		
	(3)現況積雪深分布図		1:10,000~1:25,000
	(4)計画積雪深分布図		1:10,000~1:25,000
	(5)雪崩危険度分布図		1:2,000~1:10,000
	(6)雪崩シミュレーション結果表示図 (雪崩速度及び衝撃力)		1:2,000~1:10,000
	(7)総合検討評価表		
	(8)現地写真		
第4605条 雪崩防止 施設計画	(1)報告書		
	(2)資料目録※1		
	(3)雪崩対策施設検討表		
	(4)雪崩対策施設配置計画図		
	(5)現地写真		

※1：資料としての既往報告書、地形図、空中写真、気象資料、文献等の名称。

改 定	現 行	備 考
-----	-----	-----

(4) 雪崩防止施設予備設計 表 4.6.4 成果物一覧

設計項目	成果物	縮 尺	摘 要
現地踏査	現地写真、ルートマップ 現地踏査のとりまとめ成果		
基本事項検討	基本事項の検討		
配置設計	配置案3案の立案、比較表 作成		
施設設計検討	(1)主要構造物の概略設計 (2)景観検討		
概算工事費	概算工事費算定表		
最適案の選定	最適案比較表		
施工計画検討	施工計画検討		
照査	照査報告図		
総合検討	(1)技術的事項・課題の整理 (2)今後の配慮事項		
報告書作成	報告書		
予備設計図面	対策施設配置平面図	1:50~1:500	
	対策施設配置図断面図	1:50~1:500	
	構造一般図(平面図)	1:10~1:50	
	構造一般図(断面図)	1:10~1:50	
	構造一般図(正面図)	1:10~1:50	

(5) 雪崩防止施設詳細設計 表 4.6.5 成果物一覧

設計項目	成果物	縮 尺	摘 要
現地踏査	現地写真、ルートマップ 現地踏査のとりまとめ成果		
基本事項決定	(1)地形・地質条件 (2)設計条件		
施設設計	(1)詳細設計 (2)付属施設的设计 (3)設計計算書		
施工計画及び仮設構造物設計	(1)施工計画 (2)仮設構造図		
数量計算	数量計算書		
照査	照査報告図		
総合検討	(1)技術的事項・課題の整理 (2)今後の配慮事項		
報告書作成	報告書		
施設設計図	構造一般図		
	構造平面図	1:5~1:50	
	構造縦断面図	1:5~1:50	
	構造横断面図	1:5~1:50	
	構造詳細図	1:5~1:50	
	上部工詳細図	1:5~1:50	
	下部工配筋図	1:5~1:50	
	基礎工配筋図	1:5~1:50	

成果物一覧(2)

設計項目	成果物項目	縮尺	
第4607条 雪崩防止 施設予備 設計	(1)報告書		
	(2)資料目録		
	(3)工法比較表		
	(4)主要構造物 の概略設計図	対策施設配置平面図	1:50~1:500
		対策施設配置断面図	1:50~1:500
		構造一般図(平面図)	1:10~1:50
		構造一般図(断面図)	1:10~1:50
		構造一般図(正面図)	1:10~1:50
	(5)概算工事費算定表		
	(6)照査報告書		
(7)現地写真			
第4608条 雪崩防止 施設詳細 設計	(1)報告書		
	(2)資料目録		
	(3)対 策 施 設 設 計 関 係 の 図 書	施設設計図	構造一般図 1:5~1:50
			構造平面図 1:5~1:50
			構造縦断面図 1:5~1:50
			構造横断面図 1:5~1:50
			構造詳細図 1:5~1:50
			上部工詳細図 1:5~1:50
			下部工配筋図 1:5~1:50
		基礎工配筋図 1:5~1:50	
		付属施設設計図 1:5~1:50	
		設計計算書	
		数量計算書	
(4)施工計画及び仮設計画に 関する図書	施工計画書		
	仮設構造図	1:10~1:500	
(5)照査報告書			
(6)現地写真			

改 定	現 行	備 考
<p>第5編 ダム編</p> <p>第1章 ダム環境調査</p> <p>第1節 ダム環境調査の種類</p> <p>第5101条 ダム環境調査の種類 ダム環境調査の種類は、下記のとおりとする。</p> <p>(1) 環境影響評価 (2) ダム湖環境調査</p> <p>第2節 環境影響評価 本調査は、「ダム事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」<u>(平成27年6月1日国土交通省令第4号)以下この節において「技術指針省令」という)</u>に準拠して実施するものとする。</p> <p>(中略)</p> <p><u>(1) 計画段階配慮書(案)の作成</u> (2) 方法書(案)の作成 (3) 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定 (4) 調査 (5) 予測及び評価並びに環境保全措置の検討 (6) 準備書(案)の作成 (7) 評価書(案)の作成 (8) 評価書の補正等</p> <p><u>第5103条 計画段階配慮書(案)の作成</u> <u>1. 業務目的</u> <u>本業務は、計画段階配慮書(以下この節において「配慮書」という。)に記載すべき事項についてとりまとめ、法手続きに必要とされる主務大臣への送付等に資する配慮書(案)、要約書(案)を作成することを目的とする。</u></p>	<p>第5編 ダム編</p> <p>第1章 ダム環境調査</p> <p>第1節 ダム環境調査の種類</p> <p>第5101条 ダム環境調査の種類 ダム環境調査の種類は、下記のとおりとする。</p> <p>(1) 環境影響評価 (2) ダム湖環境調査</p> <p>第2節 環境影響評価 本調査は、「ダム事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」<u>(以下、「技術指針省令」という)</u>に準拠して実施するものとする。</p> <p>第5102条 環境影響評価の区分 環境影響評価の区分は、次の内容に定めるところによる。</p> <p>(1) 方法書(案)の作成 (2) 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定 (3) 調査 (4) 予測及び評価並びに環境保全措置の検討 (5) 準備書(案)の作成 (6) 評価書(案)の作成 (7) 評価書の補正等</p> <p><u>(新設)</u></p>	

改 定	現 行	備 考
<p><u>2. 業務内容</u></p> <p><u>(1) 計画準備</u> 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1111条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</p> <p><u>(2) 対象事業内容（事業特性）の把握</u> 受注者は、技術指針省令第四条第1項第一号に規定された対象事業の内容（以下この節において「事業特性」という。）に関して、設計図書に示される資料より当該対象事業の内容を把握するものとする。</p> <p><u>(3) 現地踏査</u> 受注者は、設計図書に示す事項に関して現地踏査を実施し、対象事業実施区域の当該事項の状況について把握するものとする。</p> <p><u>(4) 対象事業実施区域及びその周囲の自然的社会的状況（地域特性）の把握</u> 受注者は、入手可能な最新の文献その他の資料を収集することにより、技術指針省令第四条第1項第二号に掲げる事項の区分に応じて、対象事業実施区域及びその周囲の自然的社会的状況（以下この節において「地域特性」という）を把握するものとする。</p> <p><u>(5) 計画段階配慮事項の選定</u> 受注者は、把握した事業特性及び地域特性を踏まえ、技術指針省令第五条に従い、当該事業の計画段階配慮事項の選定を行うものとする。</p> <p><u>(6) 調査、予測及び評価の手法の選定</u> 受注者は、把握した事業特性および地域特性を踏まえ、当該事業の計画段階配慮事項について、技術指針省令第六～十条に従い、調査、予測及び評価の手法の選定を行うものとする。</p> <p><u>(7) 配慮書（案）の作成</u> 受注者は、前（2）～（6）を基に、配慮書（案）を作成するものとする。また、配慮書（案）を要約した要約書（案）を作成するものとする。</p> <p><u>(8) 位置等に関する複数案の設定</u> 受注者は、技術指針省令第三条に規定された主旨に従い、当該事業が実施されるべき区域の位置又は規模に関する複数の案を適切に設定するものとする。</p> <p><u>(9) 照査</u> 受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p><u>(10) 報告書作成</u> 受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p>	<p><u>(新設)</u></p>	



改 定	現 行	備 考
<p>第 <a href="#">5104</a> 条 方法書（案）の作成</p> <p>1. 業務目的</p> <p>本業務は、技術指針省令 <a href="#">第十七条</a> に規定された対象事業の方法書に記載すべき事項についてとりまとめ、法手続きに必要とされる都道府県知事等への送付、公告および縦覧に供される方法書（案）を作成することを目的とする。</p> <p>（中略）</p> <p>（2）対象事業内容（事業特性）の把握</p> <p>受注者は、技術指針省令 <a href="#">第二十条</a> 第 1 項第一号に規定された対象事業の内容（以下 <a href="#">この節において</a> 「事業特性」という。）に関して、設計図書に示される資料より当該対象事業の内容を把握するものとする。</p> <p>（中略）</p> <p>（4）対象事業実施区域及び周囲の概況</p> <p>受注者は、入手可能な最新の文献その他の資料を収集することにより、技術指針省令 <a href="#">第二十条</a> 第 1 項第二号に掲げる事項の区分に応じて、対象事業実施区域及びその周囲の自然的社会的状況（以下、「地域特性」という。）を把握するものとする。</p> <p>（5）環境影響評価の項目の選定</p> <p>受注者は、把握した事業特性及び地域特性を踏まえ、技術指針省令 <a href="#">第二十一条</a> に従い、当該事業の環境影響評価の項目の選定を行うものとする。</p> <p>（6）調査、予測及び評価の手法の選定</p> <p>受注者は、把握した事業特性および地域特性を踏まえ、当該事業の選定項目について、技術指針省令 <a href="#">第二十二～二十七条</a> に従い、調査、予測及び評価の手法の選定を行うものとする。</p> <p>（7）方法書（案）の作成</p> <p>受注者は、前(2)～(6)を基に、技術指針省令 <a href="#">第十七条</a> に掲げる事項の主旨に従い、方法書（案）を作成するものとする。また、方法書（案）を要約した概要版を作成するものとする。</p> <p>（8）環境影響を受ける範囲であると認められる地域の設定</p> <p>受注者は、技術指針省令 <a href="#">第十八条</a> に規定された主旨に従い、当該事業の選定項目に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を設定するものとする。</p> <p><a href="#">(9) 照査</a></p> <p><a href="#">受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</a></p>	<p>第 <a href="#">5103</a> 条 方法書（案）の作成</p> <p>1. 業務目的</p> <p>本業務は、技術指針省令 <a href="#">第二条</a> に規定された対象事業の方法書に記載すべき事項についてとりまとめ、法手続きに必要とされる都道府県知事等への送付、公告および縦覧に供される方法書（案）を作成することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>（1）計画準備</p> <p>受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</p> <p>（2）対象事業内容（事業特性）の把握</p> <p>受注者は、技術指針省令 <a href="#">第五条</a> 第 1 項第一号に規定された対象事業の内容（以下、「事業特性」という。）に関して、設計図書に示される資料より当該対象事業の内容を把握するものとする。</p> <p>（3）現地踏査</p> <p>受注者は、設計図書に示す事項に関して現地踏査を実施し、対象事業実施区域の当該事項の状況について把握するものとする。また、必要に応じて写真撮影を行うものとする。</p> <p>（4）対象事業実施区域及び周囲の概況</p> <p>受注者は、入手可能な最新の文献その他の資料を収集することにより、技術指針省令 <a href="#">第五条</a> 第 1 項第二号に掲げる事項の区分に応じて、対象事業実施区域及びその周囲の自然的社会的状況（以下、「地域特性」という。）を把握するものとする。</p> <p>（5）環境影響評価の項目の選定</p> <p>受注者は、把握した事業特性及び地域特性を踏まえ、技術指針省令 <a href="#">第六条</a> に従い、当該事業の環境影響評価の項目の選定を行うものとする。</p> <p>（6）調査、予測及び評価の手法の選定</p> <p>受注者は、把握した事業特性および地域特性を踏まえ、当該事業の選定項目について、技術指針省令 <a href="#">第七～十二条</a> に従い、調査、予測及び評価の手法の選定を行うものとする。</p> <p>（7）方法書（案）の作成</p> <p>受注者は、前(2)～(6)を基に、技術指針省令 <a href="#">第二条</a> に掲げる事項の主旨に従い、方法書（案）を作成するものとする。また、方法書（案）を要約した概要版を作成するものとする。</p> <p>（8）環境影響を受ける範囲であると認められる地域の設定</p> <p>受注者は、技術指針省令 <a href="#">第三条</a> に規定された主旨に従い、当該事業の選定項目に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を設定するものとする。</p> <p><a href="#">(新設)</a></p>	

改 定	現 行	備 考
<p>(10) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>第 5105 条 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定</p> <p>1. 業務目的 本業務は、対象事業の環境影響評価の調査を実施するに当たって、技術指針省令 <a href="#">第二十条</a> に規定された事業特性及び地域特性に関する情報を把握し、方法書に記載された環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法に検討を加えることにより、適切に環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定することを目的とする。</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 事業特性の把握 受注者は、技術指針省令 <a href="#">第二十条</a> 第 1 項第一号の規定に従い、方法書に記載された事業特性について、設計図書に示される資料より見直すことが必要な情報を把握するものとする。</p> <p>(3) 地域特性の把握 受注者は、技術指針省令 <a href="#">第二十条</a> 第 1 項第二号の規定に従い、方法書に記載された地域特性について、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法に検討を加えるに当たって見直すことが必要な情報を把握するものとする。</p> <p>(4) 環境影響評価の項目の選定 受注者は、把握した事業特性及び地域特性を踏まえ、技術指針省令 <a href="#">第二十一条</a> に従い、必要に応じ、標準項目に対して項目の削除又は追加を行うことにより当該事業の環境影響評価の項目を選定するものとする。</p> <p>(5) 調査、予測及び評価の手法の選定 受注者は、把握した事業特性及び地域特性を踏まえ、当該事業の選定項目について、技術指針省令 <a href="#">第二十二～第二十七条</a> に従い、調査、予測及び評価の手法を選定するものとする。なお、必要に応じ当該事業の選定項目について、調査、予測の標準手法の簡略化又は重点化を行うものとする。</p> <p><a href="#">(6) 照査</a> <u>受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</u></p> <p>(7) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p>	<p>(9) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>第 5104 条 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定</p> <p>1. 業務目的 本業務は、対象事業の環境影響評価の調査を実施するに当たって、技術指針省令 <a href="#">第五条</a> に規定された事業特性及び地域特性に関する情報を把握し、方法書に記載された環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法に検討を加えることにより、適切に環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</p> <p>(2) 事業特性の把握 受注者は、技術指針省令 <a href="#">第五条</a> 第 1 項第一号の規定に従い、方法書に記載された事業特性について、設計図書に示される資料より見直すことが必要な情報を把握するものとする。</p> <p>(3) 地域特性の把握 受注者は、技術指針省令 <a href="#">第五条</a> 第 1 項第二号の規定に従い、方法書に記載された地域特性について、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法に検討を加えるに当たって見直すことが必要な情報を把握するものとする。</p> <p>(4) 環境影響評価の項目の選定 受注者は、把握した事業特性及び地域特性を踏まえ、技術指針省令 <a href="#">第六条</a> に従い、必要に応じ、標準項目に対して項目の削除又は追加を行うことにより当該事業の環境影響評価の項目を選定するものとする。</p> <p>(5) 調査、予測及び評価の手法の選定 受注者は、把握した事業特性及び地域特性を踏まえ、当該事業の選定項目について、技術指針省令 <a href="#">第七～十二条</a> に従い、調査、予測及び評価の手法を選定するものとする。なお、必要に応じ当該事業の選定項目について、調査、予測の標準手法の簡略化又は重点化を行うものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(6) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>第 <a href="#">5106</a> 条 調査</p> <p>1. 業務目的</p> <p>本業務は、対象事業の事業特性及び地域特性を踏まえ、技術指針省令<a href="#">第二十四条</a>に基づいて、選定された項目の調査の手法に従い調査を実施することを目的とする。</p> <p>(中略)</p> <p>1) 受注者は、対象事業において選定された項目の調査の手法に基づき、調査すべき情報、調査の基本的な手法、調査地域、調査地点、調査期間等を具体的に明記した調査の計画を作成するものとする。なお、調査計画の作成にあたっては、<a href="#">技術指針省令第二十四条第2項～第4項</a>に配慮するものとする。</p> <p>(中略)</p> <p><a href="#">(4) 照査</a></p> <p><a href="#">受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</a></p> <p><a href="#">(5) 報告書作成</a></p> <p>受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p>	<p>第 <a href="#">5105</a> 条 調査</p> <p>1. 業務目的</p> <p>本業務は、対象事業の事業特性及び地域特性を踏まえ、技術指針省令<a href="#">第九条</a>に基づいて、選定された項目の調査の手法に従い調査を実施することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備</p> <p>受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</p> <p>(2) 調査</p> <p>1) 受注者は、対象事業において選定された項目の調査の手法に基づき、調査すべき情報、調査の基本的な手法、調査地域、調査地点、調査期間等を具体的に明記した調査の計画を作成するものとする。なお、調査計画の作成にあたっては、<a href="#">省令第九条第2項～第6項</a>に配慮するものとする。</p> <p>2) 受注者は、調査計画に基づき調査を実施するものとする。</p> <p>3) 受注者は、適切に予測及び評価を行うために、前項の調査の結果について、調査内容を踏まえ整理するものとする。</p> <p>(3) 調査結果の解析</p> <p>受注者は、必要に応じ調査地域における環境の現状を解析し、予測及び評価を行うための資料をとりまとめるものとする。</p> <p><a href="#">(新設)</a></p> <p><a href="#">(4) 報告書作成</a></p> <p>受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>第 <a href="#">5107</a> 条 予測及び評価並びに環境保全措置の検討</p> <p>1. 業務目的</p> <p>本業務は、事業特性及び地域特性を踏まえ、技術指針省令 <a href="#">第二十五条</a>、<a href="#">第二十六条</a> に基づき、選定された項目の予測及び評価を実施すると共に、技術指針省令 <a href="#">第二十八条</a> に基づき、必要に応じて行う環境保全措置及び事後調査の検討を行うことを目的とする。</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 予測</p> <p>1) 受注者は、技術指針省令 <a href="#">第二十五条</a> の主旨に従い、当該事業の方法書に記載された選定項目の予測の手法に基づき、予測の基本的な手法、予測地域、予測地点、予測対象期間等を具体的に明記した予測の計画を作成した上で予測を実施する。予測に当たっては、選定項目に係る評価において、必要とされる水準が確保されるよう環境の状況の変化又は環境への負荷の量について、定量的、若しくは定性的に予測するものとする。</p> <p>(3) 環境保全措置の検討</p> <p>受注者は、技術指針省令 <a href="#">第二十九～第三十一条</a> の主旨に従い必要に応じ適切に環境保全措置の検討を行うものとする。</p> <p>(4) 事後調査の検討</p> <p>受注者は、技術指針省令 <a href="#">第三十二条</a> の主旨に従い必要に応じ事後調査の項目及び手法について検討を行うものとする。</p> <p>(5) 評価</p> <p>受注者は、技術指針省令 <a href="#">第二十六条</a> の主旨に従い調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った結果を踏まえ、適切に評価するものとする。</p> <p>(6) 総合評価</p> <p>受注者は、技術指針省令 <a href="#">第三十三条</a> 第 6 項の主旨に従い調査の結果の概要及び前述の(2)～(5)をとりまとめ、環境影響評価の総合的な評価の一覧を作成するものとする。</p> <p><u>(7) 照査</u></p> <p><u>受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</u></p> <p>(8) 報告書作成</p> <p>受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p>	<p>第 <a href="#">5106</a> 条 予測及び評価並びに環境保全措置の検討</p> <p>1. 業務目的</p> <p>本業務は、事業特性及び地域特性を踏まえ、技術指針省令 <a href="#">第十条</a>、<a href="#">第十一条</a> に基づき、選定された項目の予測及び評価を実施すると共に、技術指針省令 <a href="#">第十三条</a> に基づき、必要に応じて行う環境保全措置及び事後調査の検討を行うことを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備</p> <p>受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</p> <p>(2) 予測</p> <p>1) 受注者は、技術指針省令 <a href="#">第十条</a> の主旨に従い、当該事業の方法書に記載された選定項目の予測の手法に基づき、予測の基本的な手法、予測地域、予測地点、予測対象期間等を具体的に明記した予測の計画を作成した上で予測を実施する。予測に当たっては、選定項目に係る評価において、必要とされる水準が確保されるよう環境の状況の変化又は環境への負荷の量について、定量的、若しくは定性的に予測するものとする。</p> <p>2) 受注者は、選定項目に係る評価において、必要とされる水準が確保されるよう環境の状況の変化又は環境への負荷の量について、定量的、若しくは定性的に予測するものとする。</p> <p>(3) 環境保全措置の検討</p> <p>受注者は、技術指針省令 <a href="#">第十四条～第十六条</a> の主旨に従い必要に応じ適切に環境保全措置の検討を行うものとする。</p> <p>(4) 事後調査の検討</p> <p>受注者は、技術指針省令 <a href="#">第十七条</a> の主旨に従い必要に応じ事後調査の項目及び手法について検討を行うものとする。</p> <p>(5) 評価</p> <p>受注者は、技術指針省令 <a href="#">第十一条</a> の主旨に従い調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った結果を踏まえ、適切に評価するものとする。</p> <p>(6) 総合評価</p> <p>受注者は、技術指針省令 <a href="#">第十八条</a> 第 6 項の主旨に従い調査の結果の概要及び前述の(2)～(5)をとりまとめ、環境影響評価の総合的な評価の一覧を作成するものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(7) 報告書作成</p> <p>受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>第 <a href="#">5108</a> 条 準備書（案）の作成</p> <p>1. 業務目的本業務は、技術指針省令 <a href="#">第三十三条</a> に規定された準備書に記載すべき事項についてとりまとめ、法手続きに必要とされる都道府県知事等への送付、公告及び縦覧に供される準備書（案）、要約書（案）を作成することを目的とする。</p> <p>（中略）</p> <p>（2）準備書（案）の作成 受注者は、技術指針省令 <a href="#">第三十三条</a> の主旨に従い、準備書に記載すべき事項についてとりまとめ準備書（案）を作成するものとする。</p> <p>（中略）</p> <p><u><a href="#">(5) 照査</a></u> <u>受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</u></p> <p><u><a href="#">(6) 報告書作成</a></u> 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>第 <a href="#">5109</a> 条 評価書（案）の作成</p> <p>1. 業務目的 本業務は、準備書についての意見を踏まえ、技術指針省令 <a href="#">第三十四条</a> に規定された対象事業の評価書に記載すべき事項についてとりまとめ、法手続きに必要とされる免許等を行う者等に送付するための評価書（案）を作成することを目的とする。</p> <p>（中略）</p> <p>（2）評価書（案）の作成 受注者は、技術指針省令 <a href="#">第三十四条</a> の主旨に従い、評価書に記載すべき事項について、とりまとめ評価書（案）を作成するものとする。</p>	<p>第 <a href="#">5107</a> 条 準備書（案）の作成</p> <p>1. 業務目的本業務は、技術指針省令 <a href="#">第十八条</a> に規定された準備書に記載すべき事項についてとりまとめ、法手続きに必要とされる都道府県知事等への送付、公告及び縦覧に供される準備書（案）、要約書（案）を作成することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>（1）計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</p> <p>（2）準備書（案）の作成 受注者は、技術指針省令 <a href="#">第十八条</a> の主旨に従い、準備書に記載すべき事項についてとりまとめ準備書（案）を作成するものとする。</p> <p>（3）要約書（案）の作成 受注者は、準備書（案）を要約した要約書（案）を作成するものとする。</p> <p>（4）環境影響を受ける範囲であると認められる地域の設定 受注者は、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域としての関係地域を、調査及び予測の結果から設定するものとする。</p> <p><u><a href="#">(新設)</a></u></p> <p><u><a href="#">(5) 報告書作成</a></u> 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>第 <a href="#">5108</a> 条 評価書（案）の作成</p> <p>1. 業務目的 本業務は、準備書についての意見を踏まえ、技術指針省令 <a href="#">第十九条</a> に規定された対象事業の評価書に記載すべき事項についてとりまとめ、法手続きに必要とされる免許等を行う者等に送付するための評価書（案）を作成することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>（1）計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</p> <p>（2）評価書（案）の作成 受注者は、技術指針省令 <a href="#">第十九条</a> の主旨に従い、評価書に記載すべき事項について、とりまとめ評価書（案）を作成するものとする。</p> <p>（3）要約書（案）の作成 受注者は、評価書（案）を要約した要約書（案）を作成するものとする。</p>	

改 定	現 行	備 考
<p><u>(4) 照査</u> 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p><u>(5) 報告書作成</u> 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>第 5110 条 評価書の補正等</p> <p>(中略)</p> <p><u>(4) 照査</u> 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p><u>(5) 報告書作成</u> 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>第 3 節 ダム湖環境調査 本調査は、河川水辺の国勢調査基本調査マニュアル【ダム湖版】(国土交通省・平成 28 年 1 月)<u>(以下この節において「マニュアル」という。)</u>に準拠して、実施するものとする。</p>	<p><u>(新設)</u></p> <p><u>(4) 報告書作成</u> 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>第 5109 条 評価書の補正等</p> <p>1. 業務目的 本業務は、評価書を補正する必要がある場合には、その検討を行ったうえで評価書、要約書について所要の補正をし、法手続きに必要とされる免許等を行う者等への送付、公告及び縦覧に供される評価書(案)、要約書(案)を作成することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</p> <p>(2) 評価書の補正等 受注者は、必要に応じ評価書の記載事項に検討を加え当該事項の修正、所要の補正を行うものとする。</p> <p>(3) 要約書の修正等 受注者は、必要に応じ要約書の記載事項に検討を加え当該事項の修正等を行うものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(4) 報告書作成</u> 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>第 3 節 ダム湖環境調査 本調査は、河川水辺の国勢調査マニュアル(案)ダム湖版に準拠して、実施するものとする。</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>第 <a href="#">5111</a> 条 ダム湖環境調査の区分 ダム湖環境調査の区分は、次の各項に定めるところによる。</p> <p>(1) <a href="#">基本</a>調査</p> <p>①魚類調査 ②底生動物調査 ③動植物プランクトン調査 ④植物調査 (<a href="#">植物相調査</a>) ⑤鳥類調査 ⑥両生類・爬虫類・哺乳類調査 ⑦陸上昆虫類等調査 <a href="#">⑧ダム湖環境基図作成調査</a></p> <p>(2) ダム湖利用実態調査</p> <p>第 <a href="#">5112</a> 条 魚類調査</p> <p>1. 業務目的 本調査は、ダム湖及びその上下流の<a href="#">周辺における</a>魚類の生息状況を把握することを目的とする。 (中略)</p> <p>(2) 事前調査 受注者は、現地調査を行う前に、設計図書に基づき、文献調査及び聞き取り調査により調査対象ダム湖の位置する河川、ダム湖、<a href="#">及び</a>その周辺における諸情報を取りまとめるものとする。 なお、文献の収集及び聞き取り相手の選定にあたっては、<a href="#">マニュアル</a>に基づき学識経験者の助言を得るようにする。</p> <p>(3) 現地調査計画策定</p> <p>1) 現地踏査 受注者は、現地調査計画の策定にあたっては、前回の調査、文献調査、聞き取り調査の成果を踏まえ、調査対象ダム湖<a href="#">及びその周辺</a>・下流河川等<sup>等</sup>の現地踏査を行うものとする。</p> <p>2) 現地調査計画書の作成 受注者は、調査地点の設定、調査時期及び回数の設定、調査方法の選定、採捕のための措置を行い、現地調査計画書を作成するものとする。なお、計画策定にあたっては、<a href="#">マニュアル</a>に基づき学識経験者の助言を得るようにするものとする。</p>	<p>第 <a href="#">5110</a> 条 ダム湖環境調査の区分 ダム湖環境調査の区分は、次の各項に定めるところによる。</p> <p>(1) <a href="#">生物</a>調査</p> <p>①魚<a href="#">介</a>類調査 ②底生動物調査 ③動植物プランクトン調査 ④植物調査 ⑤鳥類調査 ⑥両生類・爬虫類・哺乳類調査 ⑦陸上昆虫類等調査</p> <p>(2) ダム湖利用実態調査</p> <p>第 <a href="#">5111</a> 条 魚<a href="#">介</a>類調査</p> <p>1. 業務目的 本調査は、ダム湖及びその上下流の魚<a href="#">介</a>類の生息状況を把握することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</p> <p>(2) 事前調査 受注者は、現地調査を行う前に、設計図書に基づき、文献調査及び聞き取り調査により調査対象ダム湖の位置する河川、ダム湖、<a href="#">および</a>その周辺における諸情報を取りまとめるものとする。 なお、文献の収集及び聞き取り相手の選定にあたっては、<a href="#">「河川水辺の国勢調査マニュアル」</a>に基づき学識経験者の助言を得るようにする。</p> <p>(3) 現地調査計画策定</p> <p>1) 現地踏査 受注者は、現地調査計画の策定にあたっては、前回の調査、文献調査、聞き取り調査の成果を踏まえ、調査対象ダム湖<a href="#">および流入河川</a>・下流河川の現地踏査を行うものとする。</p> <p>2) 現地調査計画書の作成 受注者は、調査地点の設定、調査時期及び回数設定、調査方法の選定、採捕のための措置を行い、現地調査計画書を作成するものとする。なお、計画策定にあたっては、<a href="#">「河川水辺の国勢調査マニュアル」</a>に基づき学識経験者の助言を得るようにするものとする。</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>(中略)</p> <p>(5) 室内分析 受注者は、現地調査において採集した魚類を室内に持ち帰り、調査地点別に同定及び計数を行う。また必要に応じ標本の作成を行う。</p> <p>(6) 調査成果のとりまとめ 受注者は、<u>マニュアル</u>に基づき、調査結果について所定の様式にとりまとめる。また、受注者は、所定の様式に基づき、年鑑原稿を作成するものとする。</p> <p><u>(7) 照査</u> 受注者は、<u>第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</u></p> <p><u>(8) 報告書作成</u> 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>第 <u>5113 条</u> 底生動物調査 (中略)</p> <p>(1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。 なお、(2)事前調査、(3)現地調査計画策定、(4)現地調査については、第 5111 条魚類調査に準ずるものとする。</p> <p>(5) 室内分析 受注者は、現地調査において採集したサンプルを室内に持ち帰り、ソーティング <u>(生物の拾い出し)</u> を行い、ついで、種の同定、種ごとの個体数の計数を行うものとする。定量採集においては、サンプルの湿重量の測定を行う。また調査地点別、調査回別、種別に標本を作成する。</p> <p>(6) 調査成果の取りまとめ 受注者は、<u>マニュアル</u>に基づき、調査結果について所定の様式にとりまとめる。また、受注者は、所定の様式に基づき、年鑑原稿を作成するものとする。</p> <p><u>(7) 照査</u> 受注者は、<u>第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</u></p> <p><u>(8) 報告書作成</u> 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p>	<p>(4) 現地調査 受注者は現地調査計画に基づき、調査を実施するものとする。</p> <p>(5) 室内分析 受注者は、現地調査において採集した魚類を室内に持ち帰り、調査地点別に同定および計数を行う。また必要に応じ標本の作成を行う。</p> <p>(6) 調査成果のとりまとめ 受注者は、<u>「河川水辺の国勢調査マニュアル」</u>に基づき、調査結果について所定の様式にとりまとめる。また、受注者は、所定の様式に基づき、年鑑原稿を作成するものとする。 <u>(新設)</u></p> <p><u>(7) 報告書作成</u> 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>第 <u>5112 条</u> 底生動物調査</p> <p>1. 業務目的 本調査は、ダム湖における底生動物の生息状況を把握することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。 なお、(2)事前調査、(3)現地調査計画策定、(4)現地調査については、第 5111 条魚類調査に準ずるものとする。</p> <p>(5) 室内分析 受注者は、現地調査において採集したサンプルを室内に持ち帰り、ソーティングを行い、ついで、種の同定、種ごとの個体数の計数を行うものとする。定量採集においては、サンプルの湿重量の測定を行う。また調査地点別、調査回別、種別に標本を作成する。</p> <p>(6) 調査成果の取りまとめ 受注者は、<u>「河川水辺の国勢調査マニュアル」</u>に基づき、調査結果について所定の様式にとりまとめる。また、受注者は、所定の様式に基づき、年鑑原稿を作成するものとする。 <u>(新設)</u></p> <p><u>(7) 報告書作成</u> 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p>	



改 定	現 行	備 考
<p>第 <a href="#">5114</a> 条 動植物プランクトン調査</p> <p>1. 業務目的 本調査は、ダム湖における動植物プランクトンの<a href="#">生息・</a>生息状況を把握することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。 なお、(2)事前調査、(3)現地調査計画策定、(4)現地調査については、第 5111 条魚類調査に準ずるものとする。 (中略)</p> <p>(6) 調査成果の取りまとめ 受注者は、<a href="#">マニュアル</a>に基づき、学識経験者の助言を仰ぎ、調査結果をとりまとめ、考察を行う。また、所定の様式に基づき、<a href="#">年鑑</a>原稿を作成するものとする。</p> <p><a href="#">(7) 照査</a> <a href="#">受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</a></p> <p><a href="#">(8) 報告書作成</a> 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>第 <a href="#">5115</a> 条 植物調査</p> <p>1. 業務目的 本調査は、ダム湖及びその周辺<a href="#">における</a>植物の生育状況を把握することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。なお、(2)事前調査、(3)現地調査計画策定、(4)現地調査については、第 5111 条魚類調査に準ずるものとする。 (中略)</p> <p>(6) 調査成果の取りまとめ 受注者は、<a href="#">マニュアル</a>に基づき、調査結果について所定の様式にとりまとめる。また、受注者は、所定の様式に基づき、<a href="#">年鑑</a>原稿を作成するものとする。</p>	<p>第 <a href="#">5113</a> 条 動植物プランクトン調査</p> <p>1. 業務目的 本調査は、ダム湖における動植物プランクトンの生息状況を把握することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。 なお、(2)事前調査、(3)現地調査計画策定、(4)現地調査については、第 5111 条魚<a href="#">介</a>類調査に準ずるものとする。</p> <p>(5) 室内分析 受注者は、現地調査において採集したサンプルを室内に持ち帰り、必要な前処理を行い、種の同定、種ごとの個体数の計数を行うものとする。</p> <p>(6) 調査成果の取りまとめ 受注者は、<a href="#">「河川水辺の国勢調査マニュアル」</a>に基づき、学識経験者の助言を仰ぎ、調査結果をとりまとめ、考察を行う。また、所定の様式に基づき、<a href="#">年間</a>原稿を作成するものとする。 <a href="#">(新設)</a></p> <p><a href="#">(7) 報告書作成</a> 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>第 <a href="#">5114</a> 条 植物調査</p> <p>1. 業務目的 本調査は、ダム湖及びその周辺<a href="#">の</a>植物の生育状況を把握することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。なお、(2)事前調査、(3)現地調査計画策定、(4)現地調査については、第 5111 条魚<a href="#">介</a>類調査に準ずるものとする。</p> <p>(5) 室内分析 受注者は、現地で同定が困難な種等を室内に持ち帰り、検索・同定を行う。また同定が困難な種等については、必要に応じて標本（おしば）の作成を行う。</p> <p>(6) 調査成果の取りまとめ 受注者は、<a href="#">「河川水辺の国勢調査マニュアル」</a>に基づき、調査結果について所定の様式にとりまとめる。また、受注者は、所定の様式に基づき、<a href="#">年鑑</a>原稿を作成するものとする。</p>	

改 定	現 行	備 考
<p><u>(7) 照査</u> 受注者は、<u>第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</u></p> <p>(8) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>第 5116 条 鳥類調査</p> <p>1. 業務目的 本調査は、ダム湖及びその周辺<u>における</u>鳥類の生息状況を把握することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。 なお、(2)事前調査、(3)現地調査計画策定、(4)現地調査については、第 5111 条魚類調査に準ずるものとする。</p> <p>(5) 調査成果の取りまとめ 受注者は、<u>マニュアル</u>に基づき、調査結果について所定の様式にとりまとめる。また、受注者は、所定の様式に基づき、年鑑原稿を作成するものとする。</p> <p><u>(6) 照査</u> 受注者は、<u>第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</u></p> <p>(7) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>第 5117 条 両生類・爬虫類・哺乳類調査</p> <p>1. 業務目的 本調査は、ダム湖及びその周辺<u>における</u>両生類・爬虫類・哺乳類の生息状況を把握することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。 なお、(2)事前調査、(3)現地調査計画策定、(4)現地調査については、第 5111 条魚類調査に準ずるものとする。</p>	<p><u>(新設)</u></p> <p>(7) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>第 5115 条 鳥類調査</p> <p>1. 業務目的 本調査は、ダム湖及びその周辺<u>の</u>鳥類の生息状況を把握することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。 なお、(2)事前調査、(3)現地調査計画策定、(4)現地調査については、第 5111 条魚<u>介</u>類調査に準ずるものとする。</p> <p>(5) 調査成果の取りまとめ 受注者は、<u>「河川水辺の国勢調査マニュアル」</u>に基づき、調査結果について所定の様式にとりまとめる。また、受注者は、所定の様式に基づき、年鑑原稿を作成するものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(6) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>第 5116 条 両生類・爬虫類・哺乳類調査</p> <p>1. 業務目的 本調査は、ダム湖及びその周辺<u>の</u>両生類・爬虫類・哺乳類の生息状況を把握することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。 なお、(2)事前調査、(3)現地調査計画策定、(4)現地調査については、第 5111 条魚<u>介</u>類調査に準ずるものとする。</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>(中略)</p> <p>(6) 調査成果の取りまとめ 受注者は、<u>マニュアル</u>に基づき、調査結果について所定の様式にとりまとめる。また、受注者は、所定の様式に基づき、年鑑原稿を作成するものとする。</p> <p><u>(7) 照査</u> <u>受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</u></p> <p><u>(8) 報告書作成</u> 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>第 <u>5118</u> 条 陸上昆虫類等調査 (中略) 2. 業務内容 (1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。 なお、(2)事前調査、(3)現地調査計画策定、(4)現地調査については、第 5111 条魚類調査に準ずるものとする。 (中略)</p> <p>(6) 調査成果の取りまとめ 受注者は、<u>マニュアル</u>に基づき、調査結果について所定の様式にとりまとめる。また、受注者は、所定の様式に基づき、年鑑原稿を作成するものとする。</p> <p><u>(7) 照査</u> <u>受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</u></p> <p><u>(8) 報告書作成</u> 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p>	<p>(5) 室内分析 受注者は、捕獲した個体のうち、特定種に該当しないもので同定上問題があると判断されるものを持ち帰り、室内において検索・同定を行う。また必要に応じ標本の作成を行う。</p> <p>(6) 調査成果の取りまとめ 受注者は、<u>「河川水辺の国勢調査マニュアル」</u>に基づき、調査結果について所定の様式にとりまとめる。また、受注者は、所定の様式に基づき、年鑑原稿を作成するものとする。 <u>(新設)</u></p> <p><u>(7) 報告書作成</u> 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>第 <u>5117</u> 条 陸上昆虫類等調査 1. 業務目的 本調査は、ダム湖及びその周辺<u>の</u>陸上昆虫類等の生息状況を把握することを目的とする。 2. 業務内容 (1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。 なお、(2)事前調査、(3)現地調査計画策定、(4)現地調査については、第 5111 条魚<u>介</u>類調査に準ずるものとする。 (5) 室内分析 受注者は、現地調査において採集した陸上昆虫類等を室内に持ち帰り、調査地区ごとに同定及び計数を行う。また、必要に応じ標本の作成を行う。 (6) 調査成果の取りまとめ 受注者は、<u>「河川水辺の国勢調査マニュアル」</u>に基づき、調査結果について所定の様式にとりまとめる。また、受注者は、所定の様式に基づき、年鑑原稿を作成するものとする。 <u>(新設)</u></p> <p><u>(7) 報告書作成</u> 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>第 <a href="#">5119</a> 条 ダム湖利用実態調査</p> <p>1. 業務目的</p> <p>本調査は、ダム湖及びその周辺区域の利用者数、利用状況等ダム湖及びその周辺区域の利用実態を把握することを目的とする。また実施に際しては、「ダム湖利用実態調査 調査マニュアル（案）<a href="#">・国土交通省</a>」に準拠するものとする。</p> <p>（中略）</p> <p><a href="#">(5) 照査</a></p> <p><a href="#">受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</a></p> <p><a href="#">(6) 報告書作成</a></p> <p>受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>第 4 節 <a href="#">成果物</a></p> <p>第 <a href="#">5120</a> 条 <a href="#">成果物</a></p> <p>1. 環境影響評価</p> <p>受注者は、表 5.1.1 に示す<a href="#">成果物</a>を作成し、第 1116 条成果物の提出に従い、納品するものとする。</p> <p>2. ダム湖環境調査</p> <p>受注者は、報告書を<a href="#">成果物</a>として第 1116 条成果物の提出に従い作成し発注者に提出するものとする。このほか、設計図書の指示により、標本を提出するものとする。</p>	<p>第 <a href="#">5118</a> 条 ダム湖利用実態調査</p> <p>1. 業務目的</p> <p>本調査は、ダム湖及びその周辺区域の利用者数、利用状況等ダム湖及びその周辺区域の利用実態を把握することを目的とする。また実施に際しては、「ダム湖利用実態調査 調査マニュアル（案）」に準拠するものとする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備</p> <p>受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</p> <p>(2) 現地調査計画の策定</p> <p>受注者は設計図書に基づき、対象地域、調査項目、調査実施日、既往成果等を整理して調査計画を策定し、調査職員の承諾を得るものとする。</p> <p>(3) 現地調査</p> <p>受注者は、現地調査計画に基づき、調査を実施するものとする。</p> <p>(4) 調査成果のとりまとめ</p> <p>受注者は、調査結果について、所定の様式に基づき成果のとりまとめを行うものとする。</p> <p><a href="#">(新設)</a></p> <p><a href="#">(5) 報告書作成</a></p> <p>受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>第 4 節 <a href="#">成果品</a></p> <p>第 <a href="#">5119</a> 条 <a href="#">成果品</a></p> <p>1. 環境影響評価</p> <p>受注者は、表 5.1.1 に示す<a href="#">成果品</a>を作成し、第 1116 条成果物の提出に従い、納品するものとする。</p> <p>2. ダム湖環境調査</p> <p>受注者は、報告書を<a href="#">成果品</a>として第 1116 条成果物の提出に従い作成し発注者に提出するものとする。このほか、設計図書の指示により、標本を提出するものとする。</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>(中略)</p> <p><u>(5) 照査</u> 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p><u>(6) 報告書作成</u> 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>(中略)</p>	<p>第 2 章 ダム治水水利水計画</p> <p>第 1 節 ダム治水水利水計画の種類</p> <p>第 5201 条 ダム治水水利水計画の種類 ダム治水水利水計画の種類は以下のとおりとする。 (1) 治水計画 (2) 利水計画</p> <p>第 2 節 治水計画</p> <p>第 5202 条 治水計画の区分 治水計画の区分は次のとおりとする。 (1) 洪水調節計画 (2) 正常流量確保計画</p> <p>第 5203 条 洪水調節計画</p> <p>1. 業務目的 本業務は、降雨解析を行い、洪水調節施設の規模を検討することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(中略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(5) 報告書作成</u> 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>第 5204 条 正常流量確保計画</p> <p>1. 業務目的 本業務は、流水の正常な機能を維持するためにダムにおいて確保すべき流量を設定することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(中略)</p>	

改 定	現 行	備 考
<p><u>(9) 照査</u> 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p>(10) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>(中略)</p> <p><u>(8) 照査</u> 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p>(9) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>(中略)</p>	<p><u>(新設)</u></p> <p>(9) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>第 3 節 利水計画</p> <p>第 5205 条 利水計画の区分 利水計画の区分は次のとおりとする。            (1) 低水流出解析            (2) 利水計画</p> <p>第 5206 条 低水流出解析            1. 業務目的            本業務は、タンクモデル法等による定数解析並びに定数解析の結果から、計画基準点等における長時間の低水流出量を降雨から推定することを目的とする。            2. 業務内容</p> <p>(中略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(8) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>第 5207 条 利水計画            1. 業務目的            本業務は、正常流量の確保、各種用水の需要に応じて、ダムによる補給の計画を立案することを目的とする。            2. 業務内容</p> <p>(中略)</p>	<p></p>

改 定	現 行	備 考
<p><u>(9) 照査</u> 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p><u>(10) 報告書作成</u> 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>第 4 節 <u>成果物</u></p> <p>第 5208 条 <u>成果物</u> 受注者は、以下に示す<u>成果物</u>を作成し、第 1117 条成果の提出に従い、納品するものとする。</p> <p>(中略)</p>	<p><u>(新設)</u></p> <p><u>(9) 報告書作成</u> 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>第 4 節 <u>成果品</u></p> <p>第 5208 条 <u>成果品</u> 受注者は、以下に示す<u>成果品</u>を作成し、第 1116 条成果の提出に従い、納品するものとする。</p> <p>(1) 報告書 (2) 概要版 (3) 付属資料 (計算結果、収集資料)</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>(中略)</p> <p><u>(6) 照査</u> 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p><u>(7) 報告書作成</u> 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>3. <u>成果物</u> 受注者は下記の<u>成果物</u>を第 1117 条成果物の提出第 1 項～3 項に従い作成し、発注者に納品する。</p> <p>(中略)</p>	<p>第 3 章 ダム地質調査</p> <p>(中略)</p> <p>第 2 節 地形調査</p> <p>第 5302 条 地形調査</p> <p>1. 業務目的 ダム地質調査の初期段階において、ダム予定箇所周辺の地形特性を、地すべり地形や線状模様などを抽出することにより把握し、ダム建設のための資料とすることを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(中略)</p> <p>(5) とりまとめ 1) 受注者は、以上の結果をとりまとめ、ダム周辺地域の地形特性を明らかにするものとする。 2) 受注者は、調査結果に基づき、今後の調査計画の提案を行うものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(6) 報告書作成</u> 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>3. <u>成果品</u> 受注者は下記の<u>成果品</u>を第 1116 条成果物の提出第 1 項～3 項に従い作成し、発注者に納品する。 また、収集した空中写真については、別途資料集として提出する。</p> <p>(1) 地形特性図 (1/25,000) (2) 地形調査報告書</p> <p>4. 貸与資料 貸与資料は、設計図書に提示する。</p> <p>5. その他 その他の事項については、設計図書に提示し、指示事項とする。</p>	



改 定	現 行	備 考
<p>(中略)</p> <p><u>(6) 照査</u> 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p><u>(7) 報告書作成</u> 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>3. <u>成果物</u> 受注者は下記の<u>成果物</u>を第 1117 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、発注者に納品する。</p> <p>(中略)</p> <p><u>(4) 照査</u> 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p><u>(5) 報告書作成</u> 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>3. <u>成果物</u> 受注者は下記の<u>成果物</u>を第 1117 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、発注者に納品する。</p> <p>(中略)</p>	<p>第 3 節 広域調査</p> <p>第 5303 条 広域調査</p> <p>(中略)</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(中略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(6) 報告書作成</u> 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>3. <u>成果品</u> 受注者は下記の<u>成果品</u>を第 1116 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、発注者に納品する。</p> <p>(中略)</p> <p>第 4 節 地表地質踏査</p> <p>(中略)</p> <p>第 5305 条 ダムサイト候補地選定地表地質概査 (1/5,000)</p> <p>(中略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(4) 報告書作成</u> 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>3. <u>成果品</u> 受注者は、下記の<u>成果品</u>を第 1116 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い、発注者に納品する。</p> <p>(中略)</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>(中略)</p> <p><u>(4) 照査</u> 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p><u>(5) 報告書作成</u> 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>3. <u>成果物</u> 受注者は下記の<u>成果物</u>を第 1117 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、発注者に納品する。</p> <p>(中略)</p> <p><u>(4) 照査</u> 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p><u>(5) 報告書作成</u> 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>3. <u>成果物</u> 受注者は下記の<u>成果物</u>を第 1117 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、発注者に納品する。</p> <p>(中略)</p>	<p>第 5306 条 ダムサイト地表地質概査 (1/2, 500)</p> <p>(中略)</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(中略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(4) 報告書作成</u> 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>3. <u>成果品</u> 受注者は下記の<u>成果品</u>を第 1116 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、発注者に納品する。</p> <p>(中略)</p> <p>第 5307 条 ダムサイト地表地質調査 (1/500) 本業務は、ダム設計のための基礎地質資料を作成する業務である。</p> <p>1. 業務の目的 貸与された 1/500 地形図を基にして、現地踏査を実施し、詳細な地質図を作成し、他の調査結果と照合してダムサイトの詳細な解析のための基礎資料を得ることを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(中略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(4) 報告書作成</u> 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>3. <u>成果品</u> 受注者は下記の<u>成果品</u>を第 1116 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、発注者に納品する。</p> <p>(中略)</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>(中略)</p> <p><u>(4) 照査</u> 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p><u>(5) 報告書作成</u> 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>3. <u>成果物</u> 受注者は下記の<u>成果物</u>を第 1117 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、発注者に納品する。</p> <p>(中略)</p>	<p>第 5308 条 堤体材料採取候補地選定地表地質概査 (1/5,000)</p> <p>1. 業務の目的 貸与された 1/5,000 地形図を基に、現地調査を実施して、概略の地質図を作成し、堤体材料候補地を選定することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第 2 項に示す事項について、業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</p> <p>(2) 現地調査</p> <p>1) 受注者は、貸与された地形図を基に現地踏査を実施し、地形および露頭の観察を行う。</p> <p>2) 受注者は、露岩あるいは被覆層の状況について調査を行う。</p> <p>3) 受注者は、現地観察結果をルートマップとしてまとめる。</p> <p>(3) 解析</p> <p>1) 地形検討 受注者は、踏査範囲の空中写真判読を行う。</p> <p>2) 地質的考察 受注者は、ルートマップ、地形検討結果、地形・地質に関する既存資料などにより、調査範囲の地質構成、基本的地質構造、主要な断層などについての概略検討を行う。</p> <p>3) 地質図作成 受注者は、地質的考察に基づき、調査範囲の地質平面図 (1/5,000) および、最も適当であると見られる堤体材料採取候補地の地質断面図 (拡大 1/1,000) を作成する。</p> <p>4) 地質条件の検討 受注者は、調査範囲の地形、地質の整理・検討を行い、堤体材料採取候補地を選定し、堤体材料採取候補地としての問題点、概略採取計画などについて検討を加える。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(4) 報告書作成</u> 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>3. <u>成果品</u> 受注者は下記の<u>成果品</u>を第 1116 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、発注者に納品する。</p> <p>(中略)</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>(中略)</p> <p><u>(4) 照査</u> 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p><u>(5) 報告書作成</u> 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>3. <u>成果物</u> 受注者は下記の<u>成果物</u>を第 1117 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、発注者に納品する。</p> <p>(中略)</p>	<p>第 5309 条 堤体材料採取候補地地表地質概査 (1/2, 500)</p> <p>1. 業務の目的貸与された 1/2, 500 地形図を基に、現地調査を実施して、地質図を作成し、堤体材料採取候補地の採掘計画の検討に向けて今後の調査計画を立案することを目的とする。 2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備</p> <p>1) 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第 2 項に示す事項について、業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</p> <p>2) 受注者は、発注者より示されたダム計画に基づき、必要な堤体材料の種類、性質、必要量について把握する。</p> <p>(2) 現地調査</p> <p>1) 受注者は、貸与された地形図を基に現地踏査を実施し、地形および露頭の観察を行う。</p> <p>2) 受注者は、地質構造、風化ならびに表層の厚さの推定を行う。</p> <p>3) 受注者は、現地観察結果をルートマップとしてまとめる。</p> <p>(3) 解析</p> <p>1) 地形検討 受注者は、踏査範囲の空中写真判読を行う。</p> <p>2) 地質的考察 受注者は、ルートマップ、地形検討結果、地形・地質に関する既存資料により、調査範囲の地質構成、基本的地質構造、主要な断層などについての概略検討を行う。</p> <p>3) 地質図作成 受注者は、地質的考察に基づき、調査範囲の地質平面図 (1/2, 500) 、および堤体材料採取候補地の地質断面図 (拡大 1/1, 000) を作成する。</p> <p>4) 地質条件の検討 受注者は、調査範囲の地形、地質の整理・検討を行い、堤体材料採取候補地の地形・地質上の問題点の整理、材料の品質および賦存量の検討、それらに対する調査計画を提案する。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(4) 報告書作成</u> 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>3. <u>成果品</u> 受注者は、下記の<u>成果品</u>を第 1116 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、発注者に納品する。</p> <p>(中略)</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>(中略)</p> <p><u>(4) 照査</u> 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p><u>(5) 報告書作成</u> 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p>	<p>第 5310 条 堤体材料採取候補地地表地質調査 (1/1,000)</p> <p>1. 業務の目的 貸与された 1/1,000 地形図を基に、現地調査を実施して詳細な地質図を作成し、堤体材料採取地としての検討を行うことを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備</p> <p>1) 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第 2 項に示す事項について、業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</p> <p>2) 受注者は、発注者より示されたダム計画に基づき、必要な堤体材料の種類、性質、必要量について把握する。</p> <p>(2) 現地調査</p> <p>1) 受注者は、貸与された地形図を基に現地踏査を実施し、地形および露頭の観察を行う。</p> <p>2) 受注者は、所要材料の質および量を考慮した露頭調査、地質層序、地質構造、材料賦存状況などの調査を行う。</p> <p>3) 受注者は、現地観察結果をルートマップとしてまとめる。</p> <p>(3) 解析</p> <p>1) 地形検討 受注者は、踏査範囲の空中写真判読を行う。</p> <p>2) 地質的考察 受注者は、ルートマップ、地形検討結果、地形・地質に関する既存資料などにより、調査範囲の地質構成、地質構造、材料の賦存状況などについて検討を行う。</p> <p>3) 地質図作成 受注者は、地質的考察に基づき、地質平面図 (1/1,000) および地質断面図 (1/1,000) を作成する。</p> <p>4) 地質条件の検討 受注者は、調査範囲の地形、地質の整理・検討を行い、堤体材料採取地としての地質上の問題点を明らかにし、概略の採取計画を検討する。また、それらの問題点を考慮した調査計画を提案する。</p> <p>5) 調査計画の検討 受注者は、地質図および地質条件の検討結果に基づき、堤体材料採取地としての問題点ならびに所要量、材質を考慮した調査計画を提案する。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(4) 報告書の作成</u> 受注者は、調査・検討結果を第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を取りまとめる。</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>3. <u>成果物</u> 受注者は下記の<u>成果物</u>を第 1117 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、発注者に納品する。</p> <p>(中略)</p>	<p>3. <u>成果品</u> 受注者は下記の<u>成果品</u>を第 1116 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、発注者に納品する。</p> <p>(1) 地質平面図 (1/1,000)</p> <p>(2) 地質断面図 (縦断 2 断面、横断 2 断面を基本とし、ダム規模等により複断面必要な場合は別途考慮する)</p> <p>(3) 概略採取計画図 (1/1,000)</p> <p>(4) 地質調査計画図 (1/1,000)</p> <p>(5) ルートマップ</p> <p>(6) 地質調査報告書</p> <p>4. 貸与資料 発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。</p> <p>(1) ダムサイト・ダムタイプ・ダム規模</p> <p>(2) 空中写真</p> <p>(3) 位置図 (1/50,000～10,000)</p> <p>(4) ダムサイト・貯水池地形図 (1/5,000～1/2,500)</p> <p>(5) 堤体材料採取候補地地形図 (1/500～1/1,000)</p> <p>(6) 既存調査資料</p> <p>5. その他 その他については、設計図書に提示し、指示事項とする。</p> <p>第 5311 条 貯水池周辺地表地質概査 (1/2,500) 本業務は、貯水池周辺の地質構成、層序および地質構造を把握し、貯水池からの漏水および湛水による地すべり発生懸念箇所を選定する業務である。</p> <p>1. 業務の目的 貯水池周辺の地質図を作成して、地質状況を明らかにするとともに、地すべりの分布や漏水の可能性を把握することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第 2 項に示す事項について、業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</p> <p>(2) 現地調査</p> <p>1) 受注者は、貸与された地形図をもとに現地踏査を実施し、地形および露頭の観察を行う。</p> <p>2) 受注者は、地形および露頭観察により地すべり、崩壊地の有無を把握する。</p> <p>3) 受注者は、現地観察結果をルートマップとしてまとめる。</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>(中略)</p> <p><u>(4) 照査</u> 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p><u>(5) 報告書作成</u> 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>3. <u>成果物</u> 受注者は下記の<u>成果物</u>を第 1117 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、発注者に納品する。</p> <p>(中略)</p>	<p>(3) 解析</p> <p>1) 地形検討 受注者は、空中写真判読を行う。</p> <p>2) 地質的考察 受注者は、ルートマップ、地形検討結果、地形・地質に関する既存資料などにより、地質構成、地質構造、断層、地すべりなどについての概略検討を行う。</p> <p>3) 地質図作成 受注者は、地質的考察に基づき、調査範囲の地質平面図 (1/2, 500)、および地質断面図 (拡大 1/1, 000) を作成する。</p> <p>4) 地質条件の検討 受注者は、現地調査、地形検討および地質的考察に基づき、ダムサイトの地質構造上の位置付け、貯水池内における地形・地質上の問題点について大局的な検討を行い、調査計画を提案する。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(4) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>3. <u>成果品</u> 受注者は下記の<u>成果品</u>を第 1116 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、発注者に納品する。</p> <p>(1) 地質平面図 (1/2, 500)</p> <p>(2) 地質断面図 (拡大 1/1, 000) 2 断面</p> <p>(3) 地質調査計画図 (拡大 1/1, 000)</p> <p>(4) ルートマップ</p> <p>(5) 地質概査報告書</p> <p>4. 貸与資料 発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。</p> <p>(1) ダムサイト・ダムタイプ・ダム規模</p> <p>(2) 空中写真</p> <p>(3) 位置図 (1/50, 000～10, 000)</p> <p>(4) ダムサイト・貯水池地形図 (1/5, 000～1/2, 500)</p> <p>(5) 既存調査資料</p> <p>5. その他 その他の事項については、設計図書に提示し、指示事項とする。</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>(中略)</p> <p><u>(4) 照査</u> 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p><u>(5) 報告書作成</u> 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>3. <u>成果物</u> 受注者は下記の<u>成果物</u>を第 1117 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、発注者に納品する。</p> <p>(中略)</p>	<p>第 5312 条 貯水池周辺地表地質調査 (1/1,000)</p> <p>1. 業務の目的 精査対象地すべり地周辺の地質状況を把握するとともに、湛水および道路計画に伴う斜面の安定性を検討すること、あるいは、漏水が懸念される地区周辺の地質状況を詳細に把握して、漏水の可能性について検討することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第 2 項に示す事項について、業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</p> <p>(2) 現地調査</p> <p>1) 受注者は、貸与された地形図をもとに現地踏査を実施し、地形および露頭の観察を行う。</p> <p>2) 受注者は、湛水・道路計画を考慮した露頭調査、地形状況、地質構成、地質構造などについて調査する。</p> <p>3) 受注者は、現地観察結果をルートマップとしてまとめる。</p> <p>(3) 解析</p> <p>1) 地形検討 受注者は、空中写真判読を行う。</p> <p>2) 地質的考察 受注者は、ルートマップ、地形検討結果、既存概査資料などにもとずき、地質構成、地質構造、地下水分布、斜面状況などを検討する。</p> <p>3) 地質図作成 受注者は地質的考察結果に基づき、地質平面図 (1/1,000) および地質断面図 (1/1,000) を作成する。</p> <p>4) 地質条件の検討 受注者は、地形・地質状況に基づき、湛水および道路計画等に伴う斜面の安定性あるいは漏水などの問題点を整理・検討する。</p> <p>5) 調査計画の検討 受注者は、地質図ならびに地質条件の検討に基づき、問題箇所について湛水・道路計画を考慮した調査計画を提案する。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(4) 報告書作成</u> 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>3. <u>成果品</u> 受注者は下記の<u>成果品</u>を第 1116 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、発注者に納品する。</p> <p>(中略)</p>	



改 定	現 行	備 考
<p>(中略)</p> <p><u>(4) 照査</u> 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p><u>(5) 報告書作成</u> 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>3. <u>成果物</u> 受注者は下記の<u>成果物</u>を第 1117 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、発注者に納品する。</p> <p>(中略)</p>	<p>第 5 節 物理探査 物理探査は、調査地の岩盤状況などの概略を把握するために実施するもので、調査と調査結果の考察を行う。第 5313 条 物理探査の基本的事項物理探査は、弾性波探査、比抵抗探査など各種の手法があり、調査対象、目的により適切な手法を選択するものとする。</p> <p>第 5314 条 物理探査</p> <p>1. 業務の目的 調査地の岩盤状況、地下水分布などの概略を把握することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第 2 項に示す事項について、業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</p> <p>(2) 現地調査</p> <p>1) 測線設定 受注者は、現地において探査をする測線について縦断測量 (1/500) などを実施し、必要な測線を設定する。</p> <p>2) 観測 受注者は、設定された測線について観測を行う。</p> <p>(3) 解析および考察 受注者は、観測結果について解析を行い、解析断面図などを作成し、岩盤状況などの概要を予測する。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(4) 報告書作成</u> 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>3. <u>成果品</u> 受注者は下記の<u>成果品</u>を第 1116 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、発注者に納品する。</p> <p>(中略)</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>(中略)</p> <p>(2) 現地作業</p> <p>1) 受注者は、ボーリング作業とあわせてルジオンテストを実施する。ルジオンテストはルジオンテスト技術指針・同解説 <a href="#">(国土技術研究センター・平成 18 年 7 月)</a> に準拠して実施する。</p> <p>(中略)</p> <p><u>(4) 照査</u></p> <p><a href="#">受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</a></p> <p><u>(5) 報告書作成</u></p> <p>受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>3. <u>成果物</u></p> <p>受注者は下記の<u>成果物</u>を第 <a href="#">1117</a> 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、発注者に納品する。</p> <p>(中略)</p>	<p>第 6 節 透水試験</p> <p>基礎岩盤の透水性把握のために透水試験が実施され、ダムサイトではルジオンテストが実施される。</p> <p>(中略)</p> <p>第 5316 条 ルジオンテストおよび考察</p> <p>1. 業務の目的</p> <p>ルジオンテストは、ダム基礎岩盤の透水性を評価する試験方法であり、本業務ではその現地作業とその結果に基づく考察を行う。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備</p> <p>受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第 2 項に示す事項について、業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</p> <p>(2) 現地作業</p> <p>1) 受注者は、ボーリング作業とあわせてルジオンテストを実施する。ルジオンテストはルジオンテスト技術指針・同解説に準拠して実施する。</p> <p>2) 受注者は、ルジオンテストにより得られたデータを整理し、注入圧力-注入量曲線を作成する。</p> <p>(3) 考察</p> <p>受注者は、ルジオンテストより得られた注入圧力-注入量曲線に基づき、ルジオン値を決定する。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(4) 報告書作成</u></p> <p>受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>3. <u>成果品</u></p> <p>受注者は下記の<u>成果品</u>を第 <a href="#">1116</a> 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、発注者に納品する。</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>(中略)</p> <p><u>(4) 照査</u> 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p><u>(5) 報告書作成</u> 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>3. <u>成果物</u> 受注者は下記の<u>成果物</u>を第 1117 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、発注者に納品する。</p> <p>(中略)</p>	<p>第 7 節 横坑調査 横坑調査は、調査地の地質分布と岩盤状況を把握するために実施するもので、調査と調査結果の考察を行う。</p> <p>第 5317 条 横坑調査の基本的事項 横坑調査は、横坑の掘削作業と掘削後に行う横坑観察に分けられ、横坑観察は掘削後適宜実施される。</p> <p>第 5318 条 横坑観察</p> <p>1. 業務の目的 対象地域に施工された横坑の坑壁の観察により、対象地域の地質分布・岩盤性状などを把握し、地質工学的考察を行うための基礎資料とすることを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第 2 項に示す事項について、業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</p> <p>(2) 現地調査 受注者は貸与資料を基に、現地にて横坑の地質観察を行い、岩盤のスケッチを行う。</p> <p>(3) 図面作成 現地調査の結果に基づき、横坑展開図を作成する。なお、横坑展開図は地質図と岩級区分図の 2 種類を作成する。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(4) 報告書の作成</u> 受注者は、調査・検討結果を第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を取りまとめる。</p> <p>3. <u>成果品</u> 受注者は下記の<u>成果品</u>を第 1116 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、発注者に納品し、別途資料を提出する。</p> <p>(中略)</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>(中略)</p> <p>第 5319 条 岩盤試験の基本的事項            岩盤直接せん断試験の方法は、地質状況によって変化するが、<u>「原位置岩盤試験法の指針-平板載荷試験法-せん断試験法-孔内載荷試験法-（土木学会・平成 12 年 12 月）」</u>に準拠した垂直荷重用油圧ジャッキ 1 基、傾斜荷重用油圧ジャッキ 2 基を使用して測定するブロックせん断試験の場合を標準とする。岩盤変形試験の方法は、目的ならびに対象岩盤の状況に応じて変化するが、<u>「原位置岩盤試験法の指針-平板載荷試験法-せん断試験法-孔内載荷試験法-（土木学会・平成 12 年 12 月）」</u>に準拠した油圧ジャッキ 1 基を用いて等変位量で鉛直荷重により測定する場合を標準とする。</p> <p>(中略)</p> <p><u>(6) 照査</u>            受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p><u>(7) 報告書作成</u>            受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>3. <u>成果物</u>            受注者は下記の<u>成果物</u>を第 1117 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、発注者に納品する。</p> <p>(中略)</p>	<p>第 8 節 岩盤試験            ダム基礎岩盤のせん断強度および変形特性の把握を目的として、岩盤直接せん断試験および岩盤変形試験が実施される。</p> <p>第 5319 条 岩盤試験の基本的事項            岩盤直接せん断試験の方法は、地質状況によって変化するが、<u>土木学会の基準</u>に準拠した垂直荷重用油圧ジャッキ 1 基、傾斜荷重用油圧ジャッキ 2 基を使用して測定するブロックせん断試験の場合を標準とする。岩盤変形試験の方法は、目的ならびに対象岩盤の状況に応じて変化するが、<u>土木学会の基準</u>に準拠した油圧ジャッキ 1 基を用いて等変位量で鉛直荷重により測定する場合を標準とする。</p> <p>第 5320 条 岩盤直接せん断試験</p> <p>1. 業務の目的            試験用コンクリートブロックの大きさ 60cm 60cm 30cm、傾斜角度 15° の場合を標準とするブロックせん断試験の実施により、ダム基礎岩盤のせん断強度の把握を目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(中略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(6) 報告書作成</u>            受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>3. <u>成果品</u>            受注者は下記の<u>成果品</u>を第 1116 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、発注者に納品する。</p> <p>(中略)</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>第 5321 条 岩盤変形試験</p> <p>1. 業務の目的</p> <p>Φ300mm の剛体円形支圧板による変形試験 (<u>原位置岩盤試験法の指針-平板載荷試験法-せん断試験法-孔内載荷試験法- (土木学会・平成 12 年 12 月)</u>) の実施により、ダム基礎岩盤の変形特性の把握を目的とする。</p> <p>(中略)</p> <p><u>(6) 照査</u></p> <p><u>受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</u></p> <p><u>(7) 報告書作成</u></p> <p>受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>3. <u>成果物</u></p> <p>受注者は下記の<u>成果物</u>を第 <u>1117</u> 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、発注者に納品する。</p> <p>(中略)</p>	<p>第 5321 条 岩盤変形試験</p> <p>1. 業務の目的</p> <p>Φ300mm の剛体円形支圧板による変形試験の実施により、ダム基礎岩盤の変形特性の把握を目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(中略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(6) 報告書作成</u></p> <p>受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>3. <u>成果品</u></p> <p>受注者は下記の<u>成果品</u>を第 <u>1116</u> 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、発注者に納品する。</p> <p>(中略)</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>(中略)</p> <p>第 5322 条 孔内観察</p> <p>1. 業務の目的</p> <p>ボアホールテレビもしくは孔壁展開画像撮影装置を使用して、ボーリング孔壁を観察することにより、地質分布、岩盤性状、<u>地質構造</u>などを把握することを目的とする。</p> <p>(中略)</p> <p><u>(4) 照査</u></p> <p><u>受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</u></p> <p><u>(5) 報告書作成</u></p> <p>受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>3. <u>成果物</u></p> <p>受注者は下記の<u>成果物</u>を第 1117 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、発注者に納品する。</p> <p>(1) ボアホールテレビ観察柱状図または孔壁解析図 <u>(孔壁展開画像)</u></p> <p>(中略)</p>	<p>第 9 節 孔内観察</p> <p>ボーリング孔の孔壁をボアホールテレビもしくは孔壁展開画像撮影装置を使用して観察し、ボーリングコアと対比することにより地質状況を確認する。</p> <p>第 5322 条 孔内観察</p> <p>1. 業務の目的</p> <p>ボアホールテレビもしくは孔壁展開画像撮影装置を使用して、ボーリング孔壁を観察することにより、地質分布、岩盤性状などを把握することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備</p> <p>受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第 2 項に示す事項について、業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</p> <p>(2) 現地作業</p> <p>受注者は、ボーリング孔内にプローブを挿入し、孔壁撮影を行う。孔壁状況はビデオテープもしくは光ディスクに記録する。</p> <p>(3) 考察</p> <p>受注者は、記録した孔壁画像を出力するとともに、孔壁画像をもとにボアホールテレビ観察柱状図または孔壁解析図を作成する。また、ボーリングコアと対比し、地質考察を行う。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(4) 報告書作成</u></p> <p>受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>3. <u>成果品</u></p> <p>受注者は下記の<u>成果品</u>を第 1116 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、発注者に納品する。</p> <p>(1) ボアホールテレビ観察柱状図または孔壁解析図、<u>孔壁画像</u></p> <p>(中略)</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>(中略)</p> <p><u>(4) 照査</u> 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p><u>(5) 報告書作成</u> 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>3. <u>成果物</u> 受注者は下記の<u>成果物</u>を第 1117 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、発注者に納品する。</p> <p>(中略)</p>	<p>第 10 節 地質解析</p> <p>(中略)</p> <p>第 5324 条 ダムサイト地質比較検討 (1/5,000)</p> <p>1. 業務の目的 貸与された地質資料 (1/5,000 地表地質概査より得られた地質資料及び物理探査、ボーリング調査等により得られた資料) を基に、計画地点の地形・地質条件を解析し、最適ダムサイトを選定するため、ダムサイト候補地の比較・評価を行うことを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(中略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(4) 報告書作成</u> 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>3. <u>成果品</u> 受注者は下記の<u>成果品</u>を第 1116 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、発注者に納品する。</p> <p>(中略)</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>(中略)</p> <p><u>(4) 照査</u> 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p><u>(5) 報告書作成</u> 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>3. <u>成果物</u> 受注者は下記の<u>成果物</u>を第 1117 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、発注者に納品する。</p> <p>(中略)</p>	<p>第 5325 条 堤体材料採取候補地地質比較検討 (1/5,000)</p> <p>1. 業務の目的 貸与された地質資料 (1/5,000 地表地質概査より得られた地質資料及び物理探査、ボーリング調査等により得られた資料) を基に、堤体材料採取候補地点の地形・地質条件を解析し、最適な地点を選定するため、堤体材料採取候補地の比較・評価を行うことを目的とする。</p> <p>2. 業務内容 (1) 計画準備受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第 2 項に示す事項について、業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。 (2) 既存資料の見直し 受注者は、貸与資料を基に現地調査を行い、各堤体材料候補地周辺の地形・地質状況を把握するとともに、既存地質調査資料、既存ボーリング資料などを見直し、確認する。 (3) 解析 1) 地形検討 受注者は、空中写真判読を行い、周辺の地形特性を把握する。 2) 地質図作成 受注者は、既存地質図に新規の調査資料を加味し、堤体材料採取候補地の地質断面図を作成する。 3) 地質比較検討 受注者は、各種資料、地質図に基づき堤体材料採取候補地の比較検討を行う。 4) 調査計画の検討 受注者は、比較検討結果に基づき、当該候補地における地質上、材料採取上の問題点を考慮した調査計画を提案する。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(4) 報告書作成</u> 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>3. <u>成果品</u> 受注者は下記の<u>成果品</u>を第 1116 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、発注者に納品する。</p> <p>(中略)</p>	



改 定	現 行	備 考
<p>(中略)</p> <p><u>(4) 照査</u> 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p><u>(5) 報告書作成</u> 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>3. <u>成果物</u> 受注者は下記の<u>成果物</u>を第 1117 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、発注者に納品する。</p> <p>(中略)</p>	<p>第 5326 条 ダムサイト地質解析 (1/2, 500)</p> <p>1. 業務の目的 貸与された地質資料 (1/2, 500 地表地質概査より得られた地質資料及び物理探査、ボーリング調査等により得られた資料) を基に、計画地点の地形・地質条件を検討し、ダムサイトとしての地質工学的評価を行うことを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第 2 項に示す事項について、業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</p> <p>(2) 既存資料の見直し 受注者は貸与資料を基に現地調査を行い、ダムサイト周辺の地形地質条件を確認するとともに、必要な部分の既存横坑資料および既存ボーリング資料を見直し、確認する。</p> <p>(3) 解析</p> <p>1) 地質条件の検討 受注者は見直し資料および新規調査資料に基づき、ダムサイトの広域的位置づけを明らかにし、岩種、地質層序および地質構造の概略検討を行って、地質図を作成する。</p> <p>2) 地質工学的検討 受注者は既存資料および上記検討資料に基づき、基盤岩の風化、透水性および断層の検討を行い、ダムサイトとしての基本的問題点を検討し、指摘する。</p> <p>3) 調査計画の検討 受注者は検討結果に基づき、検討、指摘された問題点に対応した調査計画を提案する。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(4) 報告書作成</u> 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>3. <u>成果品</u> 受注者は下記の<u>成果品</u>を第 1116 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、発注者に納品する。</p> <p>(中略)</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>(中略)</p> <p><u>(4) 照査</u> 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p><u>(5) 報告書作成</u> 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>3. <u>成果物</u> 受注者は下記の<u>成果物</u>を第 1117 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、発注者に納品する。</p> <p>(中略)</p>	<p>第 5327 条 ダムサイト地質解析 (1/500)</p> <p>1. 業務の目的 貸与された地質資料 (1/500 地表地質調査より得られた地質資料及び物理探査、ボーリング調査等により得られた資料) を基に、計画地点の地形・地質条件を検討しダムサイトとしての地質工学的評価を行うことを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第 2 項に示す事項について、業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</p> <p>(2) 既存資料の見直し 受注者は貸与資料を基に現地調査を行い、ダムサイト周辺の地形・地質状況を把握するとともに、必要な部分の既存横坑資料および既存ボーリング資料を見直し、確認する。</p> <p>(3) 解析</p> <p>1) 地質条件の検討 受注者は見直し資料および新規調査資料に基づき、ダムサイトの広域的位置づけを明らかにし、地質層序および地質構造の詳細な検討を行って、地質図を作成する。</p> <p>2) 地質工学的検討 受注者は既存資料および上記検討資料に基づき、岩盤状況、透水性、地下水位について考察し、岩級区分図・ルジオンマップを作成して、ダムサイトとしての地質工学的な問題点について検討評価する。</p> <p>3) 調査計画の検討 受注者は検討結果に基づき、ダムサイトの地質上の問題点について、ダム高、ダムタイプなどを考慮して、調査計画を提案する。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(4) 報告書作成</u> 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>3. <u>成果品</u> 受注者は下記の<u>成果品</u>を第 1116 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、発注者に納品する。</p> <p>(中略)</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>(中略)</p> <p><u>(4) 照査</u> 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p><u>(5) 報告書作成</u> 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>3. <u>成果物</u> 受注者は下記の<u>成果物</u>を第 1117 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、発注者に納品する。</p> <p>(中略)</p>	<p>第 5328 条 堤体材料採取候補地地質解析 (1/2, 500)</p> <p>1. 業務の目的 貸与された地質資料 (1/2, 500 地表地質概査より得られた地質資料及び物理探査、ボーリング調査等により得られた資料) を基に、計画地点の地形・地質条件を検討し、堤体材料採取候補地としての地質工学的検討を行うことを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第 2 項に示す事項について、業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</p> <p>(2) 既存資料の見直し 受注者は貸与資料を基に現地調査を行い、堤体材料採取候補地の地形・地質条件を確認するとともに、必要な部分の既存横坑資料および既存ボーリング資料を見直し、確認する。</p> <p>(3) 解析</p> <p>1) 地質条件の検討 受注者は見直し資料および新規調査資料に基づき、堤体材料採取候補地の広域的位置付けを明らかにし、岩種、地質層序および地質構造の検討を行って、地質図を作成する。</p> <p>2) 地質工学的検討 受注者は既存資料および上記検討資料に基づき、基盤岩の風化、賦存量の検討を行い、堤体材料採取候補地としての基本的な問題点を指摘する。</p> <p>3) 調査計画の検討 受注者は地質上の問題点を考慮して、調査計画を提案する。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(4) 報告書作成</u> 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>3. <u>成果品</u> 受注者は下記の<u>成果品</u>を第 1116 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、発注者に納品する。</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>(中略)</p> <p><u>(4) 照査</u> 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p><u>(5) 報告書作成</u> 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>3. <u>成果物</u> 受注者は下記の<u>成果物</u>を第 1117 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、発注者に納品する。</p> <p>(中略)</p>	<p>第 5329 条 堤体材料採取候補地地質解析 (1/1,000)</p> <p>1. 業務の目的 貸与された地質資料 (1/1,000 地表地質調査より得られた地質資料及び物理探査、ボーリング調査等により得られた資料) を基に、計画地点の地形・地質条件を検討し、堤体材料採取候補地としての地質工学的検討を行うことを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第 2 項に示す事項について、業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</p> <p>(2) 既存資料の見直し 受注者は貸与資料を基に現地調査を行い、堤体材料採取候補地の地形・地質条件を確認するとともに、必要な部分の既存横坑資料および既存ボーリング資料を見直し、確認する。</p> <p>(3) 解析</p> <p>1) 地質条件の検討 受注者は見直し資料および新規調査資料に基づき、堤体材料採取候補地の広域的位置付けを明らかにし、地質層序および地質構造の詳細な検討を行って、地質図を作成する。</p> <p>2) 地質工学的検討 受注者は既存資料および上記検討資料に基づき、堅岩分布状況について詳細に考察し、賦存量を推定し、材料採取計画の資料とする。</p> <p>3) 調査計画の検討 受注者は上記検討結果に基づき、地質上、採取計画上の問題点を考察して、調査計画を提案する。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(4) 報告書作成</u> 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>3. <u>成果品</u> 受注者は下記の<u>成果品</u>を第 1116 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、発注者に納品する。</p> <p>(中略)</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>(中略)</p> <p><u>(3) 照査</u> 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p><u>(4) 報告書作成</u> 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>3. <u>成果物</u> 受注者は下記の<u>成果物</u>を第 1117 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、発注者に納品する。</p> <p>(中略)</p>	<p>第 5331 条 ダムサイト地質考察</p> <p>1. 業務の目的 実施された地質調査に基づき、計画地点の地質的解釈を行い、地質断面を修正することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容 (1) 計画準備受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第 2 項に示す事項について、業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。 (2) 考察 1) 調査資料の地質的解釈 受注者は、新規調査資料（横坑展開図、ボーリング柱状図など）に基づき、既存調査資料と対比し、地層などの分布、連続性について、地質的解釈を行う。 2) 地質断面図の修正 受注者は、新規調査資料に関連する既存地質断面図を見直し、修正する。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(3) 報告書作成</u> 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>3. <u>成果品</u> 受注者は下記の<u>成果品</u>を第 1116 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、発注者に納品する。</p> <p>(中略)</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>(中略)</p> <p><u>(3) 照査</u> 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p><u>(4) 報告書作成</u> 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>3. <u>成果物</u> 受注者は下記の<u>成果物</u>を第 1117 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、発注者に納品する。</p> <p>(中略)</p>	<p>第 5332 条 堤体材料採取候補地地質考察</p> <p>1. 業務の目的 実施された地質調査に基づき、堤体材料候補地の地質的解釈を行い、地質断面を修正することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容 (1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第 2 項に示す事項について、業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</p> <p>(2) 考察</p> <p>1) 調査資料の地質的解釈 受注者は、新規調査資料（横坑展開図、ボーリング柱状図など）に基づき、既存調査資料と対比し、地層などの分布、連続性について、地質的解釈を行う。</p> <p>2) 地質断面図の修正 受注者は、新規調査資料に関連する既存地質断面図を見直し、修正する。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(3) 報告書作成</u> 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>3. <u>成果品</u> 受注者は下記の<u>成果品</u>を第 1116 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、発注者に納品する。</p> <p>(中略)</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>(中略)</p> <p><u>(3) 照査</u> 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p><u>(4) 報告書作成</u> 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>3. <u>成果物</u> 受注者は下記の<u>成果物</u>を第 1117 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、発注者に納品する。</p> <p>(中略)</p>	<p>第 5333 条 貯水池周辺地質考察</p> <p>1. 業務の目的 実施された地質調査に基づき、貯水池周辺の地質的解釈を行い、地質断面を修正することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容 (1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第 2 項に示す事項について、業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。 (2) 考察 1) 調査資料の地質的解釈 受注者は、新規調査資料（横坑展開図、ボーリング柱状図など）に基づき、既存調査資料と対比し、地層などの分布、連続性について、地質的解釈を行う。 2) 地質断面図の修正 受注者は、新規調査資料に関連する既存地質断面図を見直し、修正する。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(3) 報告書作成</u> 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>3. <u>成果品</u> 受注者は下記の<u>成果品</u>を第 1116 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、発注者に納品する。</p> <p>(中略)</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>(中略)</p> <p><u>(4) 照査</u> 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p><u>(5) 報告書作成</u> 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>3. <u>成果物</u> 受注者は下記の<u>成果物</u>を第 1117 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、発注者に納品する。</p> <p>(中略)</p>	<p>第 5334 条 ダムサイト地質総合解析（概略設計段階）（1/500）</p> <p>1. 業務の目的 既存資料を総合的に見直し、ダムサイトの地質条件の検討および地質工学的な検討・評価を行い、本体概略設計に必要な資料としての地質図を作成することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第 2 項に示す事項について、業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</p> <p>(2) 既存資料の見直し</p> <p>1) 受注者は貸与資料を基に現地調査を行い、ダムサイト周辺の地形・地質条件を把握するとともに、必要な部分の既存横坑資料および既存ボーリング資料などを見直し、確認する。</p> <p>2) 受注者は既存透水試験結果を見直し、ルジオン値、P-Q 曲線などの確認・修正を行う</p> <p>(3) 総合解析</p> <p>1) 既存資料の整理・統合 受注者は、各種既存資料を整理・統合し、解析用資料としてとりまとめる。</p> <p>2) 地質条件の検討 受注者は、見直し資料および新規調査資料に基づき、ダムサイトの広域的位置づけを明らかにし、地質層序および地質構造の詳細な検討を行って、本体概略設計に必要な地質図を作成する。</p> <p>3) 地質工学的検討（岩盤状況・岩盤強度） 受注者は、各種調査資料に基づき、岩盤区分図などを作成し、堅岩線、断層・弱層部、変質帯の分布などについて検討評価する。また、各種室内および原位置試験結果に基づき岩盤の強度について検討する。</p> <p>4) 地質工学的検討（岩盤透水性） 受注者は、各種調査資料に基づき、ルジオンマップなどを作成し、岩盤の透水特性を検討評価する。</p> <p>5) 調査計画の検討 受注者は、ダムサイトの地質上の問題点について、ダム高、ダムタイプなどを考慮した調査計画を提案する。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(4) 報告書作成</u> 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>3. <u>成果品</u> 受注者は下記の<u>成果品</u>を第 1116 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、発注者に納品する。</p> <p>(中略)</p>	



改 定	現 行	備 考
<p>(中略)</p> <p><u>(4) 照査</u> 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p><u>(5) 報告書作成</u> 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>3. <u>成果物</u> 受注者は下記の<u>成果物</u>を第 1117 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、発注者に納品する。</p> <p>(中略)</p>	<p>第 5335 条 ダムサイト地質総合解析（実施設計段階）（1/500）</p> <p>1. 業務の目的 既存資料を総合的に見直し、ダムサイトの地質条件の検討および地質工学的な検討・評価を行い、本体実施設計に必要な資料としての地質図類を作成することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第 2 項に示す事項について、業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</p> <p>(2) 既存資料の見直し</p> <p>1) 受注者は貸与資料を基に現地調査を行い、ダムサイト周辺の地形・地質条件を把握するとともに、必要な部分の既存横坑資料および既存ボーリング資料などを見直し、確認する。</p> <p>2) 受注者は既存透水試験結果を見直し、ルジオン値、P-Q 曲線などの確認・修正を行う。</p> <p>(3) 総合解析</p> <p>1) 既存資料の整理・統合 受注者は、各種既存資料を整理・統合し、解析用資料としてとりまとめる。</p> <p>2) 地質条件の検討 受注者は、見直し資料および新規調査資料に基づき、ダムサイトの広域的位置づけを明らかにし、地質層序および地質構造の詳細な検討を行って、実施設計上必要な地質図を作成する。</p> <p>3) 地質工学的検討（岩盤状況・岩盤強度） 受注者は、各種調査資料に基づき、岩盤区分図などを作成し、堅岩線、断層・弱層部、変質帯の分布などについて検討評価する。また、各種室内および原位置試験結果に基づき岩盤の強度について検討する。</p> <p>4) 地質工学的検討（岩盤透水性） 受注者は、各種調査資料に基づき、各種透水特性検討図などを作成し、岩盤の透水特性を検討評価する。</p> <p>5) 調査計画の検討 受注者は、ダムサイトの地質上の問題点について、ダム高、ダムタイプなどを考慮した調査計画を提案する。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(4) 報告書作成</u> 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>3. <u>成果品</u> 受注者は下記の<u>成果品</u>を第 1116 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、発注者に納品する。</p> <p>(中略)</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>(中略)</p> <p><u>(4) 照査</u> 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p><u>(5) 報告書作成</u> 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>3. <u>成果物</u> 受注者は下記の<u>成果物</u>を第 1117 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、発注者に納品する。</p> <p>(中略)</p>	<p>第 5336 条 堤体材料採取候補地地質総合解析 (1/1,000)</p> <p>1. 業務の目的 既存資料を総合的に見直し、計画地点の地形・地質条件を検討し、堤体材料採取候補地としての地質工学的な検討・評価を行い採取計画および施工計画上必要な地質図を作成することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第 2 項に示す事項について、業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</p> <p>(2) 既存資料の見直し 受注者は貸与資料を基に現地調査を行い、堤体材料採取候補地の地形・地質状況を把握するとともに、必要な部分の既存横坑資料および既存ボーリング資料を見直し、確認する。</p> <p>(3) 総合解析</p> <p>1) 既存資料の整理・統合 受注者は、既存地質調査資料（物理探査、横坑、ボーリング、土質試験、岩石試験、骨材試験、材料試験など）を整理統合し、解析用資料としてとりまとめる。</p> <p>2) 地質条件の検討 受注者は、見直し資料および新規調査資料に基づき、堤体材料採取候補地の広域的位置付けを明らかにし、地質構成および地質構造の詳細な検討を行い採取計画および施工計画上必要な地質図を作成するとともに、各地質区分に応じた賦存量を算出する。</p> <p>3) 地質工学的検討 受注者は、既存資料および上記検討資料に基づき、材質、断層・脆弱部、変質帯、堅岩分布、材質分布、採取計画上の問題点について、地質工学的な検討、評価を行う。</p> <p>4) 調査計画の検討 受注者は上記検討結果に基づき、堤体材料採取候補地の地質上の問題点を考慮した調査計画を提案し、廃棄岩の発生量・処理方法についても配慮する。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(4) 報告書作成</u> 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>3. <u>成果品</u> 受注者は下記の<u>成果品</u>を第 1116 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、発注者に納品する。</p> <p>(中略)</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>(中略)</p> <p><u>(5) 照査</u> 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p><u>(6) 報告書作成</u> 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>3. <u>成果物</u> 受注者は下記の<u>成果物</u>を第 1117 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、発注者に納品する。</p> <p>(中略)</p>	<p>第 11 節 岩盤掘削面スケッチ</p> <p>岩盤掘削面スケッチは、掘削面の調査を行い、掘削面の状況について解析・評価を行う業務である。岩盤掘削面スケッチは、調査対象と調査の目的により、以下に区分される。</p> <p>(1) ダムサイト基礎掘削面岩盤スケッチ (縮尺各種) コンクリートダム基礎およびロックフィルダムのコア敷については縮尺 1/200 を標準とする。</p> <p>(2) 堤体材料採取地</p> <p>(2-1) 堤体材料評価</p> <p>(2-2) 堤体材料採取地掘削法面スケッチ第 5337 条 ダムサイト基礎掘削面岩盤スケッチ(縮尺各種)</p> <p>1. 業務の目的 ダム本体および重要付帯構造物の基礎岩盤が、設計条件を満足するか否かを基礎掘削面の調査結果に基づいて解析・評価することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第 2 項に示す事項について、業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</p> <p>(2) 掘削面調査 受注者はダム本体および重要付帯構造物の基礎岩盤の掘削面調査を実施する。なお縮尺についてはダム毎に判断するものとする。</p> <p>(3) 図面作成 受注者は、岩種分布、岩級分布および岩盤劣化部の連続性などについて検討を行い、地質図および岩級区分図を作成する。</p> <p>(4) 解析</p> <p>1) 受注者は、基礎岩盤の諸性状が設計段階で想定していた状況と合致しているか否かを解析する。</p> <p>2) 受注者は、基礎岩盤の解析結果を地質工学的に検討し、掘削線の変更や設計検討が必要であるか否かを評価する。また、以後の掘削に際しての留意点をとりまとめて提言を行う。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(5) 報告書作成</u> 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>3. <u>成果品</u> 受注者は下記の<u>成果品</u>を第 1116 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、発注者に納品する。</p> <p>(中略)</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>(中略)</p> <p><u>(3) 照査</u> 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p><u>(4) 報告書作成</u> 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>3. <u>成果物</u> 受注者は下記の<u>成果物</u>を第 1117 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、発注者に納品する。</p> <p>(中略)</p>	<p>第 5338 条 堤体材料採取地掘削時材料評価</p> <p>1. 業務の目的 材料採取地掘削面スケッチの成果に基づいて、地質条件、材料分布および掘削法面の長期的安定性について解析・評価を行うことを目的とする。</p> <p>2. 業務内容 (1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第 2 項に示す事項について、業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。 (2) 解析 1) 受注者は、既往調査資料および掘削面スケッチ資料に基づき、岩種分布、材料分布および岩盤劣化部の連続性などについて検討を行い地質図および材料区分図を作成する。 2) 受注者は、地質構造、材料分布ならびに不良岩の分布について解析する。 3) 受注者は、解析結果に基づき、採取範囲ないし採取形状の変更が必要であるか否かについて評価する。また、以後の材料採取に際しての留意点もとりまとめて提言を行う。 4) 受注者は、解析結果に基づき、掘削法面の長期的安定性を評価する。また、以後の掘削に際しての留意点もとりまとめて提言を行う。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(3) 報告書作成</u> 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>3. <u>成果品</u> 受注者は下記の<u>成果品</u>を第 1116 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、発注者に納品する。</p> <p>(中略)</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>(中略)</p> <p><u>(5) 照査</u> 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p><u>(6) 報告書作成</u> 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>3. <u>成果物</u> 受注者は下記の<u>成果物</u>を第 1117 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、発注者に納品する。</p> <p>(中略)</p>	<p>第 5339 条 堤体材料採取地掘削面スケッチ</p> <p>1. 業務の目的 材料採取地の掘削面調査を行い、材料分布を確認するとともに、その地質、岩盤状況をもとに、掘削法面の安定性を解析・評価することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第 2 項に示す事項について、業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</p> <p>(2) 掘削面調査 受注者は材料採取地の掘削面調査を実施する。</p> <p>(3) 図面作成 受注者は、岩種分布、材料分布および割れ目や岩盤劣化部の連続性などについて掘削面地質図および掘削面材料区分図を作成する。</p> <p>(4) 解析</p> <p>1) 受注者は、掘削面の地質・岩盤性状について解析する。 2) 受注者は、掘削面の解析結果を地質工学的に検討し、掘削法面の安定性を評価する。また、以後の掘削に際しての留意点をとりまとめて提言を行う。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(5) 報告書作成</u> 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>3. <u>成果品</u> 受注者は下記の<u>成果品</u>を第 1116 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、発注者に納品する。</p> <p>(中略)</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>(中略)</p> <p><u>(9) 照査</u> 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p><u>(10) 報告書作成</u> 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>3. <u>成果物</u> 受注者は下記の<u>成果物</u>を第 1117 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、発注者に納品する。</p> <p>(中略)</p>	<p>第 12 節 第四紀断層調査</p> <p>(中略)</p> <p>第 5341 条 第四紀断層調査（一次調査その 1）</p> <p>1. 業務の目的 第四紀断層のダム敷近傍における存否、あるいは存在の可能性を知ることが目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(中略)</p> <p>(8) 調査計画の検討 受注者は、調査結果を踏まえて、必要に応じて調査計画の提案を行う。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(9) 報告書作成</u> 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする</p> <p>3. 成果品 受注者は下記の成果品を第 1116 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、発注者に納品する。</p> <p>(中略)</p> <p>第 4 章 ダム本体設計</p> <p>(中略)</p> <p>第 5 章 ダム付帯施設設計</p> <p>(中略)</p> <p>第 6 章 施工計画及び施工設備設計</p> <p>(中略)</p>	

改 定	現 行	備 考
<p><u>第7章 ダム点検</u></p> <p><u>第1節 ダム点検</u></p> <p><u>第5701条 ダム総合点検</u></p> <p><u>1. 業務目的</u>  <u>ダム総合点検は、長期的にダムの安全性及び機能を保持していく観点から、ダムの健全度を把握するとともに今後の維持管理方針を定めることを目的としている。</u></p> <p><u>2. 業務内容</u>  <u>「ダム総合点検実施要領」（平成25年10月1日 国水環 第65号）に基づき、ダム土木構造物に関する構成要素の分類と管理レベルの設定、点検計画立案、調査の実施、健全度評価及び維持管理方針の作成を行うものである。また、点検計画立案時並びに健全度評価及び維持管理方針（案）作成時においては、専門家から意見聴取するとともに助言を受けるため、その資料作成を行うものである。</u></p> <p><u>（1）計画準備</u>  <u>受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第111条業務計画書第2項に示す事項について、業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</u></p> <p><u>（2）点検計画立案</u>  <u>ダム土木構造物の構成要素の分類と管理レベルの設定を行い、既存資料の整理や現場状況の確認を行った上で、ダム土木構造物に関する課題を整理し、基本調査で留意すべき事項及び追加調査として実施すべき事項を明らかにした点検計画を立案する。</u></p> <p><u>1）構成要素の分類と管理レベルの設定</u>  <u>ダム土木構造物の構成要素の分類と管理レベルの設定を行う。</u></p> <p><u>2）資料の収集・整理</u>  <u>ダム総合点検実施対象ダムに関する一般的な事項のほか、調査・設計・施工・管理に関する資料を収集・整理する。</u></p> <p><u>3）現地状況の概査</u>  <u>現地概査を実施し現場状況を把握する。</u></p> <p><u>4）課題の抽出</u>  <u>1）～3）の作業により基本調査の実施において留意すべき事項及び追加調査として実施すべき事項を課題として抽出する。</u></p> <p><u>5）基本調査及び追加調査計画（案）立案</u>  <u>4）の課題の抽出をもとに基本調査および追加調査計画（案）を立案する。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>	

改 定	現 行	備 考
<p><u>6) 専門家からの意見照会用資料の作成 (点検計画立案時)</u>  <u>既往資料の整理等から抽出した課題、基本調査・追加調査の内容について、専門家から意見・助言を得るための資料を作成する。</u></p> <p><u>7) 点検計画立案</u>  <u>専門家の意見を取りまとめ、点検計画を立案する。</u></p> <p><u>(3) 基本調査</u>  <u>点検計画を踏まえ、以下の項目について基本調査を実施する。</u></p> <p><u>1) 設計に関する調査</u></p> <p><u>2) 管理記録による調査・分析</u></p> <p><u>3) 現地調査</u>  <u>調査内容は、点検計画において抽出された課題の他、全項目に対して実施することを原則とする。また、各調査項目は、設計図書に示されたものの他は、調査職員と協議するものとする。また、3) 現地調査は、目視を原則とし、必要に応じて足場設置や橋梁点検車等の近接手段を用いて点検を行う場合、それらの機器及び使用範囲等について調査職員と協議するものとする。</u></p> <p><u>(4) 追加調査</u>  <u>点検計画結果を踏まえ、追加調査を実施する。また、各調査項目・方法は、設計図書に示されたものの他は、調査職員と協議するものとする。</u></p> <p><u>(5) 健全度評価及び今後の維持管理方針作成</u>  <u>各調査の成果をもとに、先に抽出した課題を踏まえてダム土木構造物に対する健全度評価を行うとともに、構成要素の管理レベルを踏まえて詳細調査や保全対策などの今後の維持管理方針を作成する。</u></p> <p><u>1) 健全度評価</u>  <u>各調査の結果をもとに、先に抽出した課題を踏まえて、ダム土木構造物に対する健全度評価を行う。健全度評価は、ダムの構成要素の経年的な劣化、災害や事故による損傷等の程度等に基づき行う。ダム土木構造物の構成要素の管理レベルと健全度評価を組み合わせ、ダム土木構造物の保全対策について判断し、健全度評価(案)を作成する。</u></p> <p><u>2) 維持管理方針(案)作成</u>  <u>これまでの健全度評価等を踏まえ、計測機能の保持、健全度評価や劣化状況把握のための計測・調査等の観点も含め、今後の維持管理方針(案)を作成する。</u></p> <p><u>3) 専門家からの意見照会用資料の作成 (健全度評価及び維持管理方針策定時)</u>  <u>点検計画立案時に抽出した課題を踏まえた健全度評価及び今後の維持管理方針(案)について、専門家から意見・助言を得るための資料を作成する。</u></p>		



改 定	現 行	備 考
<p><u>4) 健全度評価及び維持管理方針の策定</u>  <u>専門家からの意見・助言を踏まえ、最終的な健全度評価及び維持管理方針を作成する。</u></p> <p><u>(6) 照査</u>  <u>受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</u></p> <p><u>(7) 報告書作成</u>  <u>受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</u></p>		

改 定	現 行	備 考
<p><a href="#">第8章</a> その他</p> <p>(中略)</p> <p>3) 凍結融解試験 <a href="#">(JIS A 1148・コンクリートの凍結融解試験方法)</a></p> <p>(中略)</p> <p>(2) 試験計画立案  現地における試験について、適地の選定、配孔パターン、上載荷重条件、注入の仕様等の試験計画を立案する <a href="#">(グラウチング技術指針・同解説、国土技術研究センター・平成15年7月)</a>。</p> <p>(中略)</p>	<p><a href="#">第7章</a> その他</p> <p>(中略)</p> <p>第5709条 コンクリート配合試験・解析</p> <p>1. 業務目的  本業務は、ダムコンクリートの適正な配合を選定することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(中略)</p> <p>(4) 試験結果解析</p> <p>(中略)</p> <p>3) 凍結融解試験</p> <p>(中略)</p> <p>第5710条 グ라우チング試験・解析</p> <p>1. 業務目的  本業務は、一般的なグラウチング（カーテングラウチング、コンソリデーショングラウチングまたはブランケットグラウチング等）について、通常工法で実施される試験の解析を行い本工事における注入仕様を決定することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備  受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1111条業務計画書第2項に示す事項について、業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</p> <p>(2) 試験計画立案  現地における試験について、適地の選定、配孔パターン、上載荷重条件、注入の仕様等の試験計画を立案する。</p> <p>(中略)</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>(中略)</p> <p>(1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第 2 項に示す事項について、業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする <u>(グラウチング技術指針・同解説、国土技術研究センター・平成 15 年 7 月)</u>。</p> <p>(中略)</p>	<p>第 6 節 グラウチングデータ整理・解析</p> <p>第 5711 条 グラウチングデータ整理・解析</p> <p>1. 業務目的 本業務は、一般的なグラウチング（カーテングラウチング、コンソリデーショングラウチングまたはブラケットグラウチング）について、注入データ等を整理・解析し、当初の計画の見直しを行うことを目的とする。</p> <p>2. 業務内容 本業務では各年度毎に成果の取りまとめを行うことを基本とし、二重管式ダブルパッカー工法等の特殊なグラウチングは含まない。</p> <p>(1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第 2 項に示す事項について、業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</p> <p>(中略)</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>第6編 道路編</p> <p>第1章 道路環境調査</p> <p>第1節 環境影響評価 本調査は、「道路事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令 <u>(平成25年4月1日国土交通省令第28号)</u> (以下この節において「技術指針省令」という) に準拠して実施するものとする。</p> <p>第6101条 環境影響評価の区分 環境影響評価の区分は、次の内容に定めるところによる。 <u>(1) 計画段階配慮書(案)の作成</u> (2) 方法書(案)の作成 (3) 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定 (4) 調査 (5) 予測及び評価並びに環境保全措置の検討 (6) 準備書(案)の作成 (7) 評価書(案)の作成 (8) 評価書の補正等</p> <p><u>第6102条 計画段階配慮書(案)の作成</u> 1. 業務目的 本業務は、<u>計画段階配慮書(以下この節において「配慮書」という。)に記載すべき事項についてとりまとめ、法手続きに必要とされる主務大臣への送付等に資する配慮書(案)、要約書(案)を作成することを目的とする。</u> 2. 業務内容 (1) 計画準備 受注者は、<u>業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1111条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</u> (2) 対象事業内容(事業特性)の把握 受注者は、<u>技術指針省令第四条第1項第一号に規定された対象事業の内容(以下この節において「事業特性」という。)に関して、設計図書に示される資料より当該対象事業の内容を把握するものとする。</u></p>	<p>第6編 道路編</p> <p>第1章 道路環境調査</p> <p>第1節 環境影響評価 本調査は、「道路事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」 <u>(以下、「技術指針省令」という)</u> に準拠して実施するものとする。</p> <p>第6101条 環境影響評価の区分 環境影響評価の区分は、次の内容に定めるところによる。  (1) 方法書(案)の作成 (2) 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定 (3) 調査 (4) 予測及び評価並びに環境保全措置の検討 (5) 準備書(案)の作成 (6) 評価書(案)の作成 (7) 評価書の補正等</p> <p><u>(新設)</u></p>	

改 定	現 行	備 考
<p><u>(3) 現地踏査</u> 受注者は、設計図書に示す事項に関して現地踏査を実施し、対象事業実施区域の当該事項の状況について把握するものとする。</p> <p><u>(4) 対象事業実施区域及びその周囲の自然的社会的状況（地域特性）の把握</u> 受注者は、入手可能な最新の文献その他の資料を収集することにより、技術指針省令第四条第1項第二号に掲げる事項の区分に応じて、対象事業実施区域及びその周囲の自然的社会的状況（以下この節において「地域特性」という）を把握するものとする。</p> <p><u>(5) 計画段階配慮事項の選定</u> 受注者は、把握した事業特性及び地域特性を踏まえ、技術指針省令第五条に従い、当該事業の計画段階配慮事項の選定を行うものとする。</p> <p><u>(6) 調査、予測及び評価の手法の選定</u> 受注者は、把握した事業特性および地域特性を踏まえ、当該事業の計画段階配慮事項について、技術指針省令第六～十条に従い、調査、予測及び評価の手法の選定を行うものとする。</p> <p><u>(7) 配慮書（案）の作成</u> 受注者は、前（2）～（6）を基に、配慮書（案）を作成するものとする。また、配慮書（案）を要約した要約書（案）を作成するものとする。</p> <p><u>(8) 位置等に関する複数案の設定</u> 受注者は、技術指針省令第三条に規定された主旨に従い、当該事業が実施されるべき区域の位置又は規模に関する複数の案を適切に設定するものとする。</p> <p><u>(9) 照査</u> 受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p><u>(10) 報告書作成</u> 受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>第6103条 方法書（案）の作成</p> <p>1. 業務目的 本業務は、技術指針省令<u>第十七条</u>に規定された対象事業の方法書に記載すべき事項についてとりまとめ、法手続きに必要とされる都道府県知事等への送付、公告および縦覧に供される方法書（案）を作成することを目的とする。 (中略)</p> <p>(2) 対象事業内容(事業特性)の把握 受注者は、技術指針省令<u>第二十条</u>第1項第一号に規定された対象事業の内容（以下<u>この節において</u>「事業特性」という。）に関して、設計図書に示される資料より当該対象事業の内容を把握するものとする。</p>	<p><u>(新設)</u></p> <p>第6102条 方法書（案）の作成</p> <p>1. 業務目的 本業務は、技術指針省令<u>第二条</u>に規定された対象事業の方法書に記載すべき事項についてとりまとめ、法手続きに必要とされる都道府県知事等への送付、公告および縦覧に供される方法書（案）を作成することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容 (1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1111条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。 (2) 対象事業内容(事業特性)の把握 受注者は、技術指針省令<u>第五条</u>第1項第一号に規定された対象事業の内容（以下<u>「事業特性」という。</u>）に関して、設計図書に示される資料より当該対象事業の内容を把握するものとする。</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>(中略)</p> <p>(4) 対象事業実施区域及びその周囲の自然的社会的状況（地域特性）の把握 受注者は、入手可能な最新の文献その他の資料を収集することにより、技術指針省令 <a href="#">第二十条</a> 第1項第二号に掲げる事項の区分に応じて、対象事業実施区域及びその周囲の自然的社会的状況（以下 <a href="#">この節において</a> 「地域特性」という）を把握するものとする。</p> <p>(5) 環境影響評価の項目の選定 受注者は、把握した事業特性及び地域特性を踏まえ、技術指針省令 <a href="#">第二十一条</a> に従い、当該事業の環境影響評価の項目の選定を行うものとする。</p> <p>(6) 調査、予測及び評価の手法の選定 受注者は、把握した事業特性および地域特性を踏まえ、当該事業の選定項目について、技術指針省令 <a href="#">第二十二～二十七条</a> に従い、調査、予測及び評価の手法の選定を行うものとする。</p> <p>(7) 方法書（案）の作成 受注者は、前(2)～(6)を基に、技術指針省令 <a href="#">第十七条</a> に掲げる事項の区分に従い、方法書（案）を作成するものとする。また、方法書（案）を要約した概要版を作成するものとする。</p> <p>(8) 環境影響を受ける範囲であると認められる地域の設定 受注者は、技術指針省令 <a href="#">第十八条</a> に規定された主旨に従い、当該事業の選定項目に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を設定するものとする。</p> <p><a href="#">(9) 照査</a> <u>受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</u></p> <p><a href="#">(10) 報告書作成</a> 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>第 <a href="#">6104</a> 条 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定</p> <p>1. 業務目的 本業務は、対象事業の環境影響評価の調査を実施するに当たって、技術指針省令 <a href="#">第二十条</a> に規定された事業特性及び地域特性に関する情報を把握し、方法書に記載された環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法に検討を加えることにより、適切に環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定することを目的とする。</p>	<p>(3) 現地踏査 受注者は、設計図書に示す事項に関して現地踏査を実施し、対象事業実施区域の当該事項の状況について把握するものとする。また、必要に応じて写真撮影を行うものとする。</p> <p>(4) 対象事業実施区域及びその周囲の自然的社会的状況（地域特性）の把握 受注者は、入手可能な最新の文献その他の資料を収集することにより、技術指針省令 <a href="#">第五条</a> 第1項第二号に掲げる事項の区分に応じて、対象事業実施区域及びその周囲の自然的社会的状況（以下、「地域特性」という）を把握するものとする。</p> <p>(5) 環境影響評価の項目の選定 受注者は、把握した事業特性及び地域特性を踏まえ、技術指針省令 <a href="#">第六条</a> に従い、当該事業の環境影響評価の項目の選定を行うものとする。</p> <p>(6) 調査、予測及び評価の手法の選定 受注者は、把握した事業特性および地域特性を踏まえ、当該事業の選定項目について、技術指針省令 <a href="#">第七～十二条</a> に従い、調査、予測及び評価の手法の選定を行うものとする。</p> <p>(7) 方法書（案）の作成 受注者は、前(2)～(6)を基に、技術指針省令 <a href="#">第二条</a> に掲げる事項の区分に従い、方法書（案）を作成するものとする。また、方法書（案）を要約した概要版を作成するものとする。</p> <p>(8) 環境影響を受ける範囲であると認められる地域の設定 受注者は、技術指針省令 <a href="#">第三条</a> に規定された主旨に従い、当該事業の選定項目に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を設定するものとする。</p> <p><a href="#">(新設)</a></p> <p><a href="#">(9) 報告書作成</a> 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>第 <a href="#">6103</a> 条 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定</p> <p>1. 業務目的 本業務は、対象事業の環境影響評価の調査を実施するに当たって、技術指針省令 <a href="#">第五条</a> に規定された事業特性及び地域特性に関する情報を把握し、方法書に記載された環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法に検討を加えることにより、適切に環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定することを目的とする。</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>(中略)</p> <p>(2) 事業特性の把握 受注者は、技術指針省令<u>第二十条</u>第1項第一号の規定に従い、方法書に記載された事業特性について、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法に検討を加えるに当たって見直すことが必要な情報を把握するものとする。</p> <p>(3) 地域特性の把握 受注者は、技術指針省令<u>第二十条</u>第1項第二号の規定に従い、方法書に記載された地域特性について、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法に検討を加えるに当たって見直すことが必要な情報を把握するものとする。</p> <p>(4) 環境影響評価の項目の選定 受注者は、把握した事業特性及び地域特性を踏まえ、技術指針省令<u>第二十一条</u>に従い、必要に応じ当該事業の環境影響評価の標準項目の削除又は追加を行うものとする。</p> <p>(5) 調査、予測及び評価の手法の選定 受注者は、把握した事業特性及び地域特性を踏まえ、当該事業の選定項目について、技術指針省令<u>第二十二～第二十七条</u>に従い、調査、予測及び評価の手法を選定するものとする。なお、必要に応じ当該事業の選定項目について、調査、予測の標準手法の簡略化又は重点化を行うものとする。</p> <p><u>(6) 照査</u> <u>受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</u></p> <p><u>(7) 報告書作成</u> 受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>第<u>6105</u>条 調査</p> <p>1. 業務目的 本業務は、対象事業の事業特性及び地域特性を踏まえ、技術指針省令<u>第二十四条</u>に基づいて、選定された項目の調査の手法に従い調査を実施することを目的とする。</p> <p>(中略)</p>	<p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1111条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</p> <p>(2) 事業特性の把握 受注者は、技術指針省令<u>第五条</u>第1項第一号の規定に従い、方法書に記載された事業特性について、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法に検討を加えるに当たって見直すことが必要な情報を把握するものとする。</p> <p>(3) 地域特性の把握 受注者は、技術指針省令<u>第五条</u>第1項第二号の規定に従い、方法書に記載された地域特性について、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法に検討を加えるに当たって見直すことが必要な情報を把握するものとする。</p> <p>(4) 環境影響評価の項目の選定 受注者は、把握した事業特性及び地域特性を踏まえ、技術指針省令<u>第六条</u>に従い、必要に応じ当該事業の環境影響評価の標準項目の削除又は追加を行うものとする。</p> <p>(5) 調査、予測及び評価の手法の選定 受注者は、把握した事業特性及び地域特性を踏まえ、当該事業の選定項目について、技術指針省令<u>第七～十二条</u>に従い、調査、予測及び評価の手法を選定するものとする。なお、必要に応じ当該事業の選定項目について、調査、予測の標準手法の簡略化又は重点化を行うものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(6) 報告書作成</u> 受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>第<u>6104</u>条 調査</p> <p>1. 業務目的 本業務は、対象事業の事業特性及び地域特性を踏まえ、技術指針省令<u>第九条</u>に基づいて、選定された項目の調査の手法に従い調査を実施することを目的とする。</p> <p>(2) 調査</p> <p>1) 受注者は、対象事業において選定された項目の調査の手法に基づき、調査すべき情報、調査の基本的な手法、調査地域、調査地点、調査期間等を具体的に明記した調査の計画を作成するものとする。</p> <p>2) 受注者は、調査計画に基づき調査を実施するものとする。</p> <p>3) 受注者は、適切に予測及び評価を行うために、前項の調査の結果について、調査内容を踏まえ整理するものとする。</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>(中略)</p> <p><u>(4) 照査</u> 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p><u>(5) 報告書作成</u> 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>第 6106 条 予測及び評価並びに環境保全措置の検討</p> <p>1. 業務目的 本業務は、事業特性及び地域特性を踏まえ、技術指針省令<u>第二十五条、二十六条</u>に基づき、選定された項目の予測及び評価を実施すると共に、技術指針省令<u>第二八条</u>に基づき、必要に応じて環境保全措置及び事後調査の検討を行うことを目的とする。</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 予測</p> <p>1) 受注者は、技術指針省令<u>第二十五条</u>の主旨に従い、当該事業の方法書に記載された選定項目の予測の手法に基づき、予測の基本的な手法、予測地域、予測地点、予測対象時期等を具体的に明記した予測の計画を作成するものとする。</p> <p>2) 受注者は、選定項目に係る評価において、必要とされる水準が確保されるよう環境の状況の変化又は環境への負荷の量について、定量的、若しくは定性的に予測するものとする。</p> <p>(3) 環境保全措置の検討 受注者は、技術指針省令<u>第二十九～第三十一条</u>の主旨に従い必要に応じて適切に環境保全措置の検討を行うものとする。</p> <p>(4) 事後調査の検討 受注者は、技術指針省令<u>第三十二条</u>の主旨に従い必要に応じて事後調査の項目及び手法について適切に検討を行うものとする。</p> <p>(5) 評価 受注者は、技術指針省令<u>第二十六条</u>の主旨に従い調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った結果について適切に評価するものとする。</p> <p>(6) 総合評価 受注者は、技術指針省令<u>第三十三条</u>第 6 項の主旨に従い調査の結果の概要及び前述の(2)～(5)をとりまとめ、環境影響評価の総合的な評価の一覧を作成するものとする。</p>	<p>(3) 調査結果の解析 受注者は、必要に応じ調査地域における環境の現状を解析し、予測及び評価を行うための資料をとりまとめるものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(4) 報告書作成</u> 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>第 6105 条 予測及び評価並びに環境保全措置の検討</p> <p>1. 業務目的 本業務は、事業特性及び地域特性を踏まえ、技術指針省令<u>第十条、十一条</u>に基づき、選定された項目の予測及び評価を実施すると共に、技術指針省令<u>第十三条</u>に基づき、必要に応じて環境保全措置及び事後調査の検討を行うことを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</p> <p>(2) 予測</p> <p>1) 受注者は、技術指針省令<u>第十条</u>の主旨に従い、当該事業の方法書に記載された選定項目の予測の手法に基づき、予測の基本的な手法、予測地域、予測地点、予測対象時期等を具体的に明記した予測の計画を作成するものとする。</p> <p>2) 受注者は、選定項目に係る評価において、必要とされる水準が確保されるよう環境の状況の変化又は環境への負荷の量について、定量的、若しくは定性的に予測するものとする。</p> <p>(3) 環境保全措置の検討 受注者は、技術指針省令<u>第十四条～第十六条</u>の主旨に従い必要に応じて適切に環境保全措置の検討を行うものとする。</p> <p>(4) 事後調査の検討 受注者は、技術指針省令<u>第十七条</u>の主旨に従い必要に応じて事後調査の項目及び手法について適切に検討を行うものとする。</p> <p>(5) 評価 受注者は、技術指針省令<u>第十一条</u>の主旨に従い調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った結果について適切に評価するものとする。</p> <p>(6) 総合評価 受注者は、技術指針省令<u>第十八条</u>第 6 項の主旨に従い調査の結果の概要及び前述の(2)～(5)をとりまとめ、環境影響評価の総合的な評価の一覧を作成するものとする。</p>	



改 定	現 行	備 考
<p><u>(7) 照査</u> 受注者は、<u>第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</u></p> <p>(8) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>第 <u>6107</u> 条 準備書（案）の作成</p> <p>1. 業務目的 本業務は、技術指針省令<u>第三十三条</u>に規定された準備書に記載すべき事項についてとりまとめ、法手続きに必要とされる都道府県知事等への送付、公告及び縦覧に供される準備書（案）、要約書（案）を作成することを目的とする。 (中略)</p> <p>(2) 準備書（案）の作成 受注者は、技術指針省令<u>第三十三条</u>の主旨に従い、準備書に記載すべき事項についてとりまとめ準備書（案）を作成するものとする。 (中略)</p> <p><u>(5) 照査</u> 受注者は、<u>第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</u></p> <p>(6) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>第 <u>6108</u> 条 評価書（案）の作成</p> <p>1. 業務目的 本業務は、準備書についての意見を踏まえ、技術指針省令<u>第三十四条</u>に規定された対象事業の評価書に記載すべき事項についてとりまとめ、法手続きに必要とされる免許等を行う者等に送付するための評価書（案）を作成することを目的とする。</p>	<p><u>(新設)</u></p> <p>(7) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>第 <u>6106</u> 条 準備書（案）の作成</p> <p>1. 業務目的 本業務は、技術指針省令<u>第十八条</u>に規定された準備書に記載すべき事項についてとりまとめ、法手続きに必要とされる都道府県知事等への送付、公告及び縦覧に供される準備書（案）、要約書（案）を作成することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</p> <p>(2) 準備書（案）の作成 受注者は、技術指針省令<u>第十八条</u>の主旨に従い、準備書に記載すべき事項についてとりまとめ準備書（案）を作成するものとする。</p> <p>(3) 要約書（案）の作成 受注者は、準備書（案）を要約した書類としての要約書（案）を作成するものとする。</p> <p>(4) 環境影響を受ける範囲であると認められる地域の設定 受注者は、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域としての関係地域を、調査及び予測の結果から設定するものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(5) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>第 <u>6107</u> 条 評価書（案）の作成</p> <p>1. 業務目的 本業務は、準備書についての意見を踏まえ、技術指針省令<u>第十九条</u>に規定された対象事業の評価書に記載すべき事項についてとりまとめ、法手続きに必要とされる免許等を行う者等に送付するための評価書（案）を作成することを目的とする。</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>(中略)</p> <p><u>(4) 照査</u> 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p>(5) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>第 6109 条 評価書の補正等</p> <p><u>(4) 照査</u> 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p>(5) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p>	<p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</p> <p>(2) 評価書(案)の作成 受注者は、技術指針省令第十九条の主旨に従い、評価書に記載すべき事項についてとりまとめ評価書(案)を作成するものとする。</p> <p>(3) 要約書(案)の作成 受注者は、評価書(案)を要約した要約書(案)を作成するものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(4) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>第 6108 条 評価書の補正等</p> <p>1. 業務目的 本業務は、評価書を補正する必要がある場合には、その検討を行ったうえで評価書、要約書について所要の補正をし、法手続きに必要とされる免許等を行う者等への送付、公告及び縦覧に供される評価書(案)、要約書(案)を作成することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</p> <p>(2) 評価書の補正等 受注者は、必要に応じ評価書の記載事項に検討を加え当該事項の修正、所要の補正を行うものとする。</p> <p>(3) 要約書の修正等 受注者は、必要に応じ要約書の記載事項に検討を加え当該事項の修正等を行うものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(4) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p>	

改 定	現 行	備 考																				
<p>第2節 <a href="#">成果物</a></p> <p>第 <a href="#">6110</a> 条 <a href="#">成果物</a></p> <p>1. 環境影響調査</p> <p>受注者は、表 6.1.1 に示す<a href="#">成果物</a>を作成し、第 <a href="#">1117</a> 条成果物の提出に従い、納品するものとする。</p> <p style="text-align: center;">表 6.1.1 環境影響評価<a href="#">成果物</a>一覧表</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;"><a href="#">成果物</a> 項目</th> <th style="text-align: center;">摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>環境影響評価報告書一式</td> <td style="text-align: center;">※1</td> </tr> <tr> <td>方法書（案）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>準備書（案）</td> <td style="text-align: center;">※2</td> </tr> <tr> <td>評価書（案）</td> <td style="text-align: center;">※2</td> </tr> </tbody> </table> <p>（中略）</p>	<a href="#">成果物</a> 項目	摘 要	環境影響評価報告書一式	※1	方法書（案）		準備書（案）	※2	評価書（案）	※2	<p>第2節 <a href="#">成果品</a></p> <p>第 <a href="#">6109</a> 条 <a href="#">成果品</a></p> <p>1. 環境影響調査</p> <p>受注者は、表 6.1.1 に示す<a href="#">成果品</a>を作成し、第 <a href="#">1116</a> 条成果物の提出に従い、納品するものとする。</p> <p style="text-align: center;">表 6.1.1 環境影響評価<a href="#">成果品</a>一覧表</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;"><a href="#">成果品</a> 項目</th> <th style="text-align: center;">摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>環境影響評価報告書一式</td> <td style="text-align: center;">※1</td> </tr> <tr> <td>方法書（案）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>準備書（案）</td> <td style="text-align: center;">※2</td> </tr> <tr> <td>評価書（案）</td> <td style="text-align: center;">※2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 環境影響評価報告書には、評価項目・調査・評価手法の選定、調査及び予測・評価・環境保全措置の検討等の報告書を含むものとする。</p> <p>※2 要約書（案）を含むものとする。</p>	<a href="#">成果品</a> 項目	摘 要	環境影響評価報告書一式	※1	方法書（案）		準備書（案）	※2	評価書（案）	※2	
<a href="#">成果物</a> 項目	摘 要																					
環境影響評価報告書一式	※1																					
方法書（案）																						
準備書（案）	※2																					
評価書（案）	※2																					
<a href="#">成果品</a> 項目	摘 要																					
環境影響評価報告書一式	※1																					
方法書（案）																						
準備書（案）	※2																					
評価書（案）	※2																					

改 定	現 行	備 考
<p>(中略)</p> <p>(3) 交通量調査 受注者は、調査職員の指示する道路断面、調査時間および計測単位、車種別、方向別交通量を人手等により観測を行うものとする。なお、自転車歩行者の計測は調査職員の指示によるものとする。また、車種分類、自転車歩行者については「<a href="#">全国道路・街路交通情勢調査（道路交通センサス）一般交通量調査実施要領 交通調査編</a>」（国土交通省）に準ずるものとする。</p>	<p>第2章 交通現況調査</p> <p>第1節 交通現況調査</p> <p>第6201条 交通現況調査の種類 交通現況調査の種類は以下のとおりとする。</p> <p>(1) 交通量調査 (2) 速度調査 (3) 起終点調査 (4) 交通渋滞調査 (5) 駐車場調査</p> <p>第2節 交通量調査</p> <p>第6202条 交通量調査の区分 交通量調査は、以下の区分により行うものとする。</p> <p>(1) 単路部交通量調査 (2) 交差点部交通量調査</p> <p>第6203条 単路部交通量調査</p> <p>1. 業務目的 単路部交通量調査は、対象道路断面における交通量特性を得ることを目的とする。</p> <p>2. 業務内容 単路部交通量調査の業務内容は下記のとおりとする。</p> <p>(1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1111条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</p> <p>(2) 現地踏査 受注者は、設計図書に示す項目に関して現地踏査を実施し、調査の目的、主旨に合致した調査が可能であるか、および調査員・第三者の安全、調査時の周辺状況への影響を確認し、適切な調査位置、調査時期（調査日・時間）の設定、調査員の配置計画、調査工程の計画等の実施計画を作成し、調査職員に提出するものとする。</p> <p>(3) 交通量調査 受注者は、調査職員の指示する道路断面、調査時間および計測単位、車種別、方向別交通量を人手等により観測を行うものとする。なお、自転車歩行者の計測は調査職員の指示によるものとする。また、車種分類、自転車歩行者については「<a href="#">全国道路交通調査実施要綱一般交通量調査（調査編）</a>」（旧建設省道路局）に準ずるものとする。</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>(中略)</p> <p><u>(5) 照査</u> 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p><u>(6) 報告書作成</u> 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>(3) 交通量観測 受注者は、設計図書に基づき、指示された流入部、調査時間、計測単位で方向別に車種別、自転車、横断歩行者の観測を人手等により行うものとする。また、車種分類については、<u>「全国道路・街路交通情勢調査（道路交通センサス）一般交通量調査実施要領 交通調査編」（国土交通省）（以下「渋滞調査マニュアル」という。）</u>に準ずるものとする。</p> <p>(中略)</p> <p><u>(5) 照査</u> 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p><u>(6) 報告書作成</u> 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>(中略)</p>	<p>(4) 集計整理 受注者は、観測した交通量を時間別、方向別および車種別に集計整理するものとする。 <u>(新設)</u></p> <p><u>(5) 報告書作成</u> 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>第 6204 条 交差点部交通量調査</p> <p>1. 業務目的 交差点部交通量調査は、交差点部において流入部別に車種別・方向別の自動車交通量及び横断歩行者・自転車等の観測を行い交通量の実態を得ることを目的とする。</p> <p>2. 業務内容交差点部交通量調査の業務内容は下記のとおりとする。</p> <p>(1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</p> <p>(2) 現地踏査 受注者は、現地踏査について、第 6203 条単路部交通量調査第 2 項の(2)に準ずるものとする。</p> <p>(3) 交通量観測 受注者は、設計図書に基づき、指示された流入部、調査時間、計測単位で方向別に車種別、自転車、横断歩行者の観測を人手等により行うものとする。また、車種分類については、<u>「交通渋滞実態調査マニュアル」（旧建設省土木研究所、以下“渋滞調査マニュアル”と記す）</u>に準ずるものとする。</p> <p>(4) 集計整理 受注者は、集計整理について、第 6203 条単路部交通量調査第 2 項の(4)に準ずるものとする。 <u>(新設)</u></p> <p><u>(5) 報告書作成</u> 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>第 3 節 速度調査</p> <p>第 6205 条 速度調査の区分 速度調査は、以下の区分により行うものとする。</p> <p>(1) 走行速度調査 (2) 旅行速度調査</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>(中略)</p> <p><u>(5) 照査</u> 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p>(6) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>(中略)</p>	<p>第 6206 条 走行速度調査</p> <p>1. 業務目的 走行速度調査は、対象道路断面における車両の地点速度を調査し、交通状況を把握することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容 走行速度調査の業務内容は下記のとおりとする。</p> <p>(1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</p> <p>(2) 現地踏査 受注者は、現地踏査について、第 6203 条単路部交通量調査第 2 項の(2)に準ずるものとする。</p> <p>(3) 走行速度調査 受注者は、設計図書に基づき、調査地点において短区間の走行速度を人手あるいは速度計測装置などを用いて方向別、車種別に計測するものとする。受注者は、設計図書に基づき、指示された各時間帯及びサンプル数の車両の速度を計測するものとする。また、車種分類は調査職員の指示による以外は、大型車と小型車の 2 分類とする。</p> <p>(4) 集計整理 受注者は、設計図書に基づき、計測された車両の速度の集計整理を行うものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(5) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>第 6207 条 旅行速度調査</p> <p>1. 業務目的 旅行速度調査は、ある地点間の走行所要時間を調査することにより、地点間のボトルネックや渋滞状況を把握することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容 旅行速度調査の業務内容は下記のとおりとする。</p> <p>(1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>(中略)</p> <p>(4) 集計整理 受注者は、集計整理について、<u>「全国道路・街路交通情勢調査(道路交通センサス)一般交通量調査実施要領 旅行速度調査編」(国土交通省)</u>に準ずるものとする。</p> <p><u>(5) 照査</u> 受注者は、<u>第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</u></p> <p>(6) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>第 6209 条 路側OD調査</p> <p>1. 業務目的 路側OD調査は、地整際又は県際(コードンライン)などを通過する交通の起終点、運行目的等を調査することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容 路側OD調査の項目は、「全国道路街路交通情勢調査実施要綱自動車起終点調査(調査編)」(<u>国土交通省</u>、以下<u>「OD調査要綱」</u>と記す)に基づき下記のとおりとする。</p> <p>(中略)</p>	<p>(2) 現地踏査 受注者は、現地踏査について、第 6203 条単路部交通量調査第 2 項の(2)に準ずるものとする。</p> <p>(3) 旅行速度調査 受注者は、調査区間について走行試験車を走行させて、交差点又は一定距離ごとの所要時間と信号、渋滞等による停止時間を計測するとともに、周辺の道路状況等を把握することにより、ボトルネックや渋滞の主な理由を調査するものとする。なお、調査時間帯および調査回数は、設計図書に基づくものとする。</p> <p>(4) 集計整理 受注者は、集計整理について、<u>第 6206 条走行速度調査第 2 項の(4)</u>に準ずるものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(5) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。第 4 節 起終点調査</p> <p>第 6208 条 起終点調査の種類 起終点調査の種類は以下のとおりとする。</p> <p>(1) 路側OD調査 (2) オーナーインタビューOD調査</p> <p>第 6209 条 路側OD調査</p> <p>1. 業務目的 路側OD調査は、地整際又は県際(コードンライン)などを通過する交通の起終点、運行目的等を調査することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容 路側OD調査の項目は、「全国道路街路交通情勢調査実施要綱自動車起終点調査(調査編)」(<u>旧建設省道路局・都市局</u>、以下<u>“OD調査要綱”</u>と記す)に基づき下記のとおりとする。</p> <p>(1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</p> <p>(2) 現地踏査 受注者は、現地踏査について、第 6203 条単路部交通量調査第 2 項の(2)に準ずるものとする。</p> <p>(3) 断面交通量調査 受注者は、観測地点においてOD調査要綱に定められた車種分類に従って、調査地点を通過する全車両(三輪以上の自動車)の台数を、1 時間単位で観測するものとする。</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>(中略)</p> <p><u>(7) 照査</u> 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p>(8) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p>	<p>(4) 路側OD調査 受注者は、観測地点において通過する全対象車両に対し、聞き取り方式(自動車専用道路ではランプ等での聞き取り又はメールOD調査)または設計図書に基づく調査方式により調査を実施するものとする。なお、対象車両および調査票はOD調査要綱に準ずるものとする。調査は原則として対象とする車種の全数調査とするが、やむをえず抽出調査を実施する場合は、OD調査要綱に定められた抽出率を最低限度とする。</p> <p>(5) 自動車航送船OD調査 受注者は、コードンラインを横切るフェリー航路がある場合には、フェリー利用自動車を対象に路側OD調査を実施するものとする。なお、調査にあたっては、出発港にて実施するものとする。調査は、調査員が直接運転者等から乗船前に調査事項を聞き取り、OD調査要綱に定められた調査票に記入するものとする。なお、国土交通省地方運輸局により自動車航送船利用動向調査が実施されている航路については、自動車航送船利用動向調査票を借用し、OD調査要綱に定められた自動車航送船OD調査票に転記するものとする。</p> <p>(6) マスターファイル作成 受注者は、(3)～(5)の調査結果をOD調査要綱に定められた内容、書式に従って整理し、マスターファイルを作成するものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(7) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>第 6210 条 オーナーインタビューOD調査</p> <p>1. 業務目的 オーナーインタビューOD調査は、自動車交通の起終点運行目的等を自動車保有者に直接調査することにより、自動車の利用実態、道路交通の特性等を把握し、今後の道路の計画、建設、管理等についての基礎資料を得ることを目的とする。</p> <p>2. 業務内容 調査の項目は、OD調査要綱に基づき以下のとおりとする。</p> <p>(1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</p>	



改 定	現 行	備 考
<p>(2) 自家用車類OD調査 受注者は、OD調査要綱に定められた内容に従って、調査対象として抽出された自家用自動車の保有者または使用者を訪問 <u>(場合により郵送配布)</u> し、調査日の運行状況及び各トリップ毎の運行内容について、<u>調査要綱に従って</u>調査するものとする。実施にあたっては、<u>訪問調査の場合は</u>身分証明書を携帯した調査員が事前に対象者を訪問し、調査内容・目的・利用方法等を説明し、調査指定日に対象者に記入してもらい、後日調査員が回収し <u>(場合により郵送回収)</u>、不明な個所の確認を行うものとする。</p> <p>(中略)</p> <p><u>(6) 照査</u> 受注者は、<u>第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</u></p> <p>(7) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>(中略)</p>	<p>(2) 自家用車類OD調査 受注者は、OD調査要綱に定められた内容に従って、調査対象として抽出された自家用自動車の保有者または使用者を訪問し、調査日の運行状況及び各トリップ毎の運行内容について、<u>訪問留置、訪問回収方式により</u>調査するものとする。実施にあたっては、身分証明書を携帯した調査員が事前に対象者を訪問し、調査内容・目的・利用方法等を説明し、調査指定日に対象者に記入してもらい、後日調査員が回収し、不明な個所の確認を行うものとする。</p> <p>(3) 営業用車類事業者インタビュー調査 受注者は、OD調査要綱に定められた内容に従って、調査対象として抽出された営業用自動車の保有者または使用者に対し、調査日の運行状況、及び各トリップ毎の運行内容について調査するものとする。</p> <p>(4) 営業用車類路線運行調査 受注者は、OD調査要綱に定められた内容に従って、運行系統別輸送実績報告書等から、路線バスの運行状況等を調査するものとする。</p> <p>(5) マスターファイル作成 受注者は、マスターファイル作成について、第 6209 条路側OD調査第 2 項の(6)に準ずるものとする。 <u>(新設)</u></p> <p>(6) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>第 5 節 交通渋滞調査</p> <p>第 6211 条 交通渋滞調査</p> <p>1. 業務目的 交通渋滞調査は、交通渋滞対策を実施するための基礎資料を得ることを目的とする。</p> <p>2. 業務内容 交通渋滞調査の項目は、渋滞調査マニュアルに基づき、下記のとおりとする。</p> <p>(1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</p> <p>(2) 現地踏査 受注者は、現地踏査について、第 6203 条単路部交通量調査第 2 項の(2)に準ずるものとする。</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>(中略)</p> <p>(7) 信号現示調査 受注者は、信号現示を流入方向別および調査職員より指示された時間帯毎に調査する。なお、信号交差点が連続している場合は、渋滞区間に隣接する信号交差点の現示も調査するものとする。また、信号制御方式(定周期制御、感応制御)についても<u>調査を行う。</u></p> <p>(中略)</p> <p><u>(10) 照査</u> 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p>(11) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>(中略)</p>	<p>(3) 地点情報調査 受注者は、調査地点の道路状況、交通運用状況、周辺状況に関する項目およびその他設計図書に基づく項目について調査を行うものとする。</p> <p>(4) 交通量調査 受注者は、以下の観測を行うものとする。なお、車種分類については、渋滞調査マニュアルに準ずるものとする。</p> <p>1) 交差点部 流入部別に車種別・方向別の自動車交通量及び横断歩行者・自転車等を 10 分間毎に観測を行う。</p> <p>2) 一般部 方向別・車線別・車種別の自動車交通量を 10 分間毎に観測を行なう。</p> <p>(5) 渋滞長調査 受注者は、交通流の待ち行列長を 10 分毎に 50m単位で観測を行うものとする。なお、複数車線の道路においては、車線毎に調査するものとする。また、渋滞原因についても目視観測による補助調査を行うものとする。</p> <p>(6) 渋滞区間通過時間調査 受注者は、渋滞区間を通過するのに要する時間を 10 分毎に調査を行うものとする。</p> <p>(7) 信号現示調査 受注者は、信号現示を流入方向別および調査職員より指示された時間帯毎に調査する。なお、信号交差点が連続している場合は、渋滞区間に隣接する信号交差点の現示も調査するものとする。また、信号制御方式(定周期制御、感応制御)についても<u>管轄警察に聞き取りによる補助調査を行うものとする。</u></p> <p>(8) 渋滞原因調査 受注者は、(3)～(7)の調査結果から渋滞原因の分析を行い、その原因を考察するものとする。</p> <p>(9) 集計整理 受注者は、(3)～(8)の調査結果を渋滞調査マニュアルに従って集計整理するものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(10) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>(中略)</p> <p>(2) 調査対象駐車場の抽出 受注者は、対象地域の駐車場について「全国道路街路交通情勢調査実施要綱駐車場調査（調査編）」（<a href="#">国土交通省</a>、以下“駐車場調査要綱”と記す）に示される対象駐車場を抽出するものとする。</p> <p>(中略)</p> <p><u>(5) 照査</u> <u>受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</u></p> <p>(6) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p>	<p>第 6 節 駐車場調査</p> <p>第 6212 条 駐車場調査の区分 駐車場調査は、以下の区分により行うものとする。</p> <p>(1) 駐車場施設実態調査 (2) 駐車原単位調査</p> <p>第 6213 条 駐車場施設実態調査</p> <p>1. 業務目的 駐車場施設実態調査は、対象地域における有効かつ効率的な駐車場整備を図るために、駐車場施設の位置、規模、形態などを把握し、今後の駐車場の計画、建設などについての基礎資料を得ることを目的とする。</p> <p>2. 業務内容 駐車場施設実態調査の業務内容は下記のとおりとする。</p> <p>(1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</p> <p>(2) 調査対象駐車場の抽出 受注者は、対象地域の駐車場について「全国道路街路交通情勢調査実施要綱駐車場調査（調査編）」（<a href="#">旧建設省都市局・道路局</a>、以下“駐車場調査要綱”と記す）に示される対象駐車場を抽出するものとする。</p> <p>(3) 駐車場施設実態調査 受注者は、調査対象駐車場に調査員を派遣し、駐車場施設に関する調査を実施するものとする。調査の内容と方法は駐車場調査要綱の基準によるものとする。</p> <p>(4) 集計整理 受注者は、駐車場調査要綱に示される方法に準じ、個別の駐車場施設のデータを整理するとともに、ブロック別および形態（時間貸し、月極め、専用、その他）別に箇所数、駐車容量等を集計整理するものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(5) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>(中略)</p> <p><u>(8) 照査</u> 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p><u>(9) 報告書作成</u> 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p>	<p>第 6214 条 駐車原単位調査</p> <p>1. 業務目的 駐車原単位調査は、対象地域の一部町丁目を対象に行う駐車場施設実態調査結果を用いて、対象地域全域の駐車場施設状況を把握することにより対象地域における有効かつ効率的な駐車場整備のための基礎資料を得ることを目的とする。</p> <p>2. 業務内容 駐車原単位調査の業務内容は下記のとおりとする。</p> <p>(1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</p> <p>(2) 資料の準備 受注者は、原単位を設定するための資料として、以下の資料を準備する。</p> <p>1) 都市計画図 2) 住宅地図</p> <p>(3) 調査実施町丁目の抽出 受注者は、原単位を設定するための町丁目を抽出するものとする。その内容と方法は、駐車場調査要綱において示される内容及び方法に準ずるものとする。</p> <p>(4) 用途地域群面積の計測 受注者は、調査実施町丁目の各用途地域群の面積を、駐車場調査要綱において示される方法に準じて計測するものとする。</p> <p>(5) 駐車場施設実態調査 受注者は、駐車場施設実態調査について、第 6213 条駐車場施設実態調査第 2 項の(3)に準ずるものとする。</p> <p>(6) 原単位の設定 受注者は、駐車場調査要綱において示される方法に準じて、用途地域群別の駐車場施設の原単位を設定するものとする。</p> <p>(7) 地区内の駐車場施設状況 受注者は、駐車場調査要綱において示される方法に準じて、駐車場施設実態調査を実施していない地区の駐車場施設状況を算出するものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(8) 報告書作成</u> 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p>	

改 定	現 行	備 考
-----	-----	-----

第7節 成果物

第6215条 成果物

受注者は、表 6.2.1 に示す成果物を作成し、第 1117 条成果物の提出に従い、納品するものとする。

表 6.2.1 交通現況調査成果物一覧表

調 査 種 別	<u>成 果 物</u> 項 目
交通量調査	調査報告書
	調査データ集計結果
速度調査	調査報告書
	調査データ集計結果
起終点調査	調査報告書
	マスターファイル
交通渋滞調査	調査報告書
	調査データ集計結果
駐車場調査	調査報告書
	駐車場位置（規模、形態区分）図
	調査データ集計結果

第7節 成果品

第6215条 成果品

受注者は、表 6.2.1 に示す成果品を作成し、第 1116 条成果物の提出に従い、納品するものとする。

表 6.2.1 交通現況調査成果品一覧表

調 査 種 別	<u>成 果 品</u> 項 目
交通量調査	調査報告書
	調査データ集計結果
速度調査	調査報告書
	調査データ集計結果
起終点調査	調査報告書
	マスターファイル
交通渋滞調査	調査報告書
	調査データ集計結果
駐車場調査	調査報告書
	駐車場位置（規模、形態区分）図
	調査データ集計結果

備考欄は空欄です。

改 定	現 行	備 考
<p>(中略)</p>	<p>第 3 章 道路網・路線計画</p> <p>第 1 節 道路網・路線計画の種類</p> <p>第 6301 条 道路網・路線計画の種類 道路網・路線計画の種類は以下のとおりとする。</p> <p>(1) 現況調査 (2) 交通量推計調査 (3) 道路網・路線計画第 2 節 現況調査</p> <p>第 6302 条 現況調査</p> <p>1. 業務目的 現況調査は、設計図書に基づく対象地域において、道路網・路線整備計画策定において必要な交通状況の現況及び将来動向を把握することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容 現況調査の業務内容は下記のとおりとする。</p> <p>(1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</p> <p>(2) 資料収集整理 受注者は、以下に示す関連資料を収集整理するものとする。</p> <p>1) 人口、経済動向指標 2) 土地利用状況 3) 道路交通現況 4) 交通施設整備状況 5) 関連開発計画及び事業 6) 現況自動車OD交通流動 7) その他必要な資料</p> <p>(3) 実態調査 受注者は収集した関連資料だけで道路交通の特性把握を十分に行うことが出来ない場合には、調査職員の指示により必要項目の実態調査を行うものとする。</p> <p>(4) 道路交通の特性分析 受注者は、収集した関連資料の整理および実態調査等を通して、対象地域の現況及び道路交通特性を明らかにするとともに、現況道路交通の問題点について整理を行うものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p>	
<p><u>(5) 照査</u> 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p>		

改 定	現 行	備 考
<p>(6) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。 (中略)</p>	<p>(5) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>第 3 節 交通量推計調査</p> <p>第 6303 条 交通量推計調査</p> <p>1. 業務目的 交通量推計調査は、設計図書に示す対象道路又は道路網について、自動車交通の現況及び将来OD表をもとに、交通量の推計を行うことを目的とする。</p> <p>2. 業務内容 交通量推計調査の業務内容は下記のとおりとする。</p> <p>(1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</p> <p>(2) 交通量配分用データの作成 受注者は、交通現況調査および将来道路網計画に基づき、地域に適した交通量配分用データを作成するものとする。</p> <p>1) OD表 使用するOD表は、設計図書に基づき作成するものとする。</p> <p>2) ゾーニング 対象道路網に即した地域の大きさにゾーンを統合あるいは分割し、併せてOD表の集約または分割を行うものとする。</p> <p>3) 交通量配分道路網の作成 対象地域の現況及び将来道路網をもとに、交通量配分ケースに応じた交通量配分用のネットワークデータを作成する。</p> <p>(3) 交通量配分 受注者は、設計図書に基づき、指示された交通量配分手法により配分計算を行うものとする。</p> <p>1) 配分計算 配分計算は、以下に示す項目について設計図書に基づき、配分計算を行うものとする。なお、配分計算の精度の確認のために、現況配分を行い、現況交通量とのチェックを行うものとする。</p> <p>①目標年度 ②配分ケース ③OD分割数</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>(中略)</p> <p><u>(4) 照査</u> 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p><u>(5) 報告書作成</u> 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>(3) 「全国道路街路交通情勢調査」<a href="#">国土交通省</a>・自動車起終点調査編 (中略)</p>	<p>2) 集計整理 評価項目を集計整理するものとする。</p> <p>3) 配分結果の整理 配分結果をもとに、設計図書もしくは指示された項目について整理分析し、整備計画の基本条件の整理を行うものとする。</p> <p>①区間交通量 ②路線別地区別混雑度 ③通過交通量等 ④総走行台キロ ⑤その他</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(4) 報告書作成</u> 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>3. 貸与資料 発注者が貸与する資料は下記を標準とする。</p> <p>(1) 基礎統計書（人口、保有台数等） (2) 都市計画マスタープラン等 (3) 「全国道路街路交通情勢調査」<a href="#">旧建設省</a>・自動車起終点調査編 (4) 現況・将来OD表及び関連道路ネットワークデータ (5) 一般交通量調査 (6) 都市計画図</p> <p>第 4 節 道路網・路線計画</p> <p>第 6304 条 道路網・路線計画</p> <p>1. 業務目的 道路網・路線計画は、対象地域の土地利用計画、開発計画、環境保全計画等を踏まえ、道路網あるいは特定路線の整備計画を立案することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容 道路網・路線計画の業務内容は下記のとおりとする。</p> <p>(1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</p>	



改 定	現 行	備 考
<p>(中略)</p> <p><u>(6) 照査</u> 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p><u>(7) 報告書作成</u> 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p>	<p>(2) 整備計画案の検討 受注者は、以下の整備計画案についての事項を検討するものとする。</p> <p>1) 整備計画の位置づけと機能 道路網・路線整備計画の検討では、計画対象地域において果たすべき役割と機能を明確にするものとする。</p> <p>2) 整備代替案の交通量検討 受注者は設計図書に基づき、整備代替案を設定し、各代替案の交通量検討を行うものとする。</p> <p>3) 計画道路の機能 交通量検討の結果をもとに、計画道路の機能を把握、設定するものとする。</p> <p>(3) 整備計画案の選定 受注者は、交通需要、安全性、経済性、施工性及び沿道環境等を総合的に評価し、最適な整備案を選定するものとする。</p> <p>(4) 道路整備効果評価 受注者は、設計図書に基づき、選定対象となる整備案に対し、道路整備効果評価を行うものとする。</p> <p>(5) 整備計画の策定 受注者は、最適整備案について、以下に示す事項についてとりまとめ整備計画とするとともに、必要に応じて道路平面図を作成するものとする。</p> <p>1) 道路の機能 2) 道路の種級区分 3) 整備計画道路平面図 (1/50,000 程度) 特定路線の整備を対象とする場合に作成するものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(6) 報告書作成</u> 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務成果に準じて報告書を作成するものとする。</p>	

改 定	現 行	備 考
-----	-----	-----

第5節 成果物

第6305条 成果物

受注者は、表 6.3.1 に示す成果物を作成し、第 1117 条成果物の提出に従い、納品するものとする。

表 6.3.1 道路網・路線計画成果物一覧

調査種別	調査項目	<u>成果物</u> 項目	縮 尺
現況調査	報告書	交通現況調査	—
	図 面	交通現況図	適 宜
交通量推計調査	報告書	交通量推計調査	—
	図 面	現況・将来道路網図	適 宜
		リンクデータ図	適 宜
		配分ゾーン図	適 宜
	現況・将来交通量図	適 宜	
道路網・路線計画	報告書	道路網・路線計画	—
	図 面	道路網・路線計画図	1:25000 又は 1:50000

第5節 成果品

第6305条 成果品

受注者は、表 6.3.1 に示す成果品を作成し、第 1116 条成果物の提出に従い、納品するものとする。

表 6.3.1 道路網・路線計画成果品一覧

調査種別	調査項目	<u>成果品</u> 項目	縮 尺
現況調査	報告書	交通現況調査	—
	図 面	交通現況図	適 宜
交通量推計調査	報告書	交通量推計調査	—
	図 面	現況・将来道路網図	適 宜
		リンクデータ図	適 宜
		配分ゾーン図	適 宜
	現況・将来交通量図	適 宜	
道路網・路線計画	報告書	道路網・路線計画	—
	図 面	道路網・路線計画図	1:25000 又は 1:50000

改 定	現 行	備 考
(中略)	<p>第4章 道路設計</p> <p>第1節 道路設計の種類</p> <p>第6401条 道路設計の種類 道路設計の種類は以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 道路</li> <li>(2) 歩道（自転車歩行者道を含む）</li> <li>(3) 平面交差点</li> <li>(4) 立体交差点</li> <li>(5) 道路休憩施設</li> <li>(6) 一般構造物</li> </ul> <p>第2節 道路設計</p> <p>第6402条 道路設計の区分</p> <p>1. 道路設計の区分 道路設計は以下の区分により行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 道路概略設計((A)、(B))</li> <li>(2) 道路予備設計(A)</li> <li>(3) 道路予備修正設計(A)</li> <li>(4) 道路予備設計(B)</li> <li>(5) 道路予備修正設計(B)</li> <li>(6) 道路詳細設計</li> </ul> <p>第6403条 道路概略設計</p> <p>1. 業務目的 道路概略設計は、第1206条設計業務の内容第3項に示す業務を、設計図書に基づいて検討し、事業を実施しようとする最適の路線を選定することを目的とする。本業務は使用する地形図の種類により以下に細分される。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 概略設計(A)は地形図(縮尺 1/5,000)をもとに行う設計をいう。</li> <li>(2) 概略設計(B)は地形図(縮尺 1/2,500)をもとに行う設計をいう。</li> </ul> <p>2. 業務内容</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>(中略)</p> <p>2) 設計条件及び現地条件など、基本的条件の整理が終了した段階での照査を行う。また、地形、地質、土地利用、周辺整備、<u>支障物件(地下埋設物等)</u>などが設計に反映されているかの確認を行う。</p> <p>(中略)</p> <p>2. 業務内容 受注者は、業務内容について、第 6406 条道路予備設計(B)第 2 項に準ずるものとする。<u>なお、縦断設計を除くものとする。</u></p> <p>(中略)</p>	<p>(8) 照査 照査技術者は、第 1107 条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする。</p> <p>1) 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件、土地利用、周辺整備などについては、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。</p> <p>2) 設計条件及び現地条件など、基本的条件の整理が終了した段階での照査を行う。また、地形、地質、土地利用、周辺整備などが設計に反映されているかの確認を行う。</p> <p>(中略)</p> <p>第 6407 条 道路予備修正設計 (B)</p> <p>1. 業務目的 道路予備修正設計(B)は、道路予備設計(B)が完了後、発注者において変更が生じた場合、受注者は設計図書に基づき道路予備設計(B)の成果に基づき道路予備設計(B)と同一水準の業務を行うことを目的とする。</p> <p>2. 業務内容 受注者は、業務内容について、第 6406 条道路予備設計(B)第 2 項に準ずるものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>第 6408 条 道路詳細設計</p> <p>1. 業務目的 道路詳細設計は、道路予備設計(B)、或いは同修正設計(B)で確定した中心線位置、用地幅杭位置に基づき、第 1206 条設計業務の内容第 5 項に示す業務を行い、工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。 なお、予備設計で確定すべき要件が確定されていない場合、或いは変更の必要がある場合は、設計図書に示された設計を行うものとする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(中略)</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>(6) 小構造物設計 受注者は、前項に定める以外で原則として応力計算を必要とせず標準設計図集等から設計できるもので、石積またはブロック積擁壁、コンクリート擁壁（高さ2m未満）、管渠、側溝、街渠、法面保護工、小型用排水路（幅2m以下または延長100m以下）、集水柵、防護柵工、取付道路（幅3m以下または延長30m未満）、階段工（高さ3m未満）等を設計するものとする。<u>（照明施設は除く）</u>。なお、必要に応じ展開図を作成するものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>(8) 用排水設計 (中略)</p> <p><u>(9) 舗装工設計</u> <u>受注者は、設計図書に示される交通条件をもとに、基盤条件、環境条件、走行性、維持管理、経済性（ライフサイクルコスト）等を考慮し、舗装（アスファルト舗装／コンクリート舗装等）の比較検討のうえ、舗装の種類・構成を決定し、設計するものとする。</u></p> <p>(10) 施工計画 (中略)</p> <p>(11) 設計図 (中略)</p> <p>(12) 数量計算 (中略)</p> <p>(13) 照査 <u>受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づくほか</u>、下記に示す事項を標準として照査を<u>実施</u>するものとする</p> <p>(中略)</p> <p>2) 設計条件及び現地条件など、基本的条件の整理が終了した段階での照査を行う。また、地形、地質、土地利用、周辺整備、<u>支障物件（地下埋設物等）</u>などが設計に反映されているかの確認を行う。</p> <p>3) 「詳細設計照査要領」（旧建設省・平成11年3月）に基づき、詳細設計に必要な設計細部条件の検討・整理結果及び主要計画図について照査を行う。</p> <p>(14) 報告書作成 (中略)</p>	<p>(6) 小構造物設計 受注者は、前項に定める以外で原則として応力計算を必要とせず標準設計図集等から設計できるもので、石積またはブロック積擁壁、コンクリート擁壁（高さ2m未満）、管渠、側溝、街渠、法面保護工、小型用排水路（幅2m以下または延長100m以下）、集水柵、防護柵工、取付道路（幅3m以下または延長30m未満）、階段工（高さ3m未満）等を設計するものとする。なお、必要に応じ展開図を作成するものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>(8) 用排水設計 (中略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(9) 施工計画 (中略)</p> <p>(10) 設計図 (中略)</p> <p>(11) 数量計算 (中略)</p> <p>(12) 照査 <u>照査技術者は、第1107条照査技術者及び照査の実施に基づき</u>、下記に示す事項を標準として照査を<u>行い、管理技術者に提出</u>するものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>2) 設計条件及び現地条件など、基本的条件の整理が終了した段階での照査を行う。また、地形、地質、土地利用、周辺整備などが設計に反映されているかの確認を行う。</p> <p>3) 「詳細設計照査要領」（旧建設省）に基づき、詳細設計に必要な設計細部条件の検討・整理結果及び主要計画図について照査を行う。（中略）</p> <p>(13) 報告書作成 (中略)</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>(中略)</p> <p>(2) 現地踏査 受注者は、設計図書に基づいた設計範囲における歩道の状況（建築物、他道路、<u>排水系統、 用地境界、</u>地形など沿道周辺）の状況を把握、確認を行うものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>(7) 小構造物設計 受注者は、<u>前項に定める以外で原則として応力計算を必要とせず標準設計図集等から設 計できるもので、石積またはブロック積擁壁、コンクリート擁壁（高さ2m未満）、管渠、 側溝、街渠、法面保護工、小型用排水路（幅2m以下または高さ1.5m以下）、集水桝、防護 柵工、取付道路（延長10m未満）、階段工（高さ3m未満）等を設計するものとする。なお、 必要に応じ展開図を作成するものとする。</u></p> <p>(中略)</p>	<p>(中略)</p> <p>第 6410 条 歩道詳細設計</p> <p>1. 業務目的 歩道詳細設計は、現道の路側に歩道新設もしくは改築する場合の設計を行い、工事に必要な 詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目 的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 設計計画 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとす る。</p> <p>(2) 現地踏査 受注者は、設計図書に基づいた設計範囲における歩道の状況（建築物、他<u>の</u>道路、地形など 沿道周辺）の状況を把握、確認を行うものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>(7) 小構造物設計 受注者は、<u>小構造物設計について、第 6408 条道路詳細設計第 2 項の(6)に準ずるものとする。</u></p> <p>(中略)</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>(中略)</p> <p>2) 設計条件及び現地条件など、基本的条件の整理が終了した段階での照査を行う。また、地形、地質、土地利用、周辺整備、<u>支障物件（地下埋設物等）</u>などが設計に反映されているかの確認を行う。</p> <p>(中略)</p> <p>第 6423 条 一般構造物予備設計</p> <p>1. 業務目的</p> <p>道路設計に伴い新たに一般構造物を新設する場合、地形・地質・立地条件等の基本条件と整合を図り、構造的・施工性・維持管理・経済性の観点から、以下に示す構造物毎に構造形式の比較検討を行い、最適形式と基本構造諸元を決定することを目的とする。なお 4)の覆工に関して、受注者は設計図書により与えられる対象の覆工と荷重の規模に基づき実施するものとする。又、<u>受注者</u>は 2)の擁壁・補強土工・U型擁壁及び、3)法面工に関して、スベリ安定解析が必要となる場合にはその旨を調査職員に報告すると共に、指示を受けるものとする。</p> <p>(中略)</p>	<p>第 6420 条 道路休憩施設予備設計</p> <p>1. 業務目的</p> <p>道路休憩施設予備設計は、設計図書に基づくその計画位置において周辺状況、地形状況などにより、その施設状況、レイアウト、交通流、交差点など利用者の利便性を配慮し、施設の基本的な規模を決定することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(中略)</p> <p>(9) 照査</p> <p>照査技術者は、第 1107 条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする。</p> <p>1) 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件、土地利用、周辺整備などについては、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。</p> <p>2) 設計条件及び現地条件など、基本的条件の整理が終了した段階での照査を行う。また、地形、地質、土地利用、周辺整備などが設計に反映されているかの確認を行う。</p> <p>(中略)</p> <p>第 7 節 一般構造物設計</p> <p>(中略)</p> <p>第 6423 条 一般構造物予備設計</p> <p>1. 業務目的</p> <p>道路設計に伴い新たに一般構造物を新設する場合、地形・地質・立地条件等の基本条件と整合を図り、構造的・施工性・維持管理・経済性の観点から、以下に示す構造物毎に構造形式の比較検討を行い、最適形式と基本構造諸元を決定することを目的とする。なお 4)の覆工に関して、受注者は設計図書により与えられる対象の覆工と荷重の規模に基づき実施するものとする。又、<u>発注者</u>は 2)の擁壁・補強土工・U型擁壁及び、3)法面工に関して、スベリ安定解析が必要となる場合にはその旨を調査職員に報告すると共に、指示を受けるものとする。</p> <p>(中略)</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>(中略)</p> <p>(5) 仮設設計 受注者は、設計図書に基づき、仮設設計を行うものとする。<u>仮設の土留工の詳細設計は、設計計画、設計計算、設計図、数量計算、照査、報告書作成の業務内容を行うものである。</u></p> <p>(中略)</p>	<p>第 6424 条 一般構造物詳細設計</p> <p>1. 業務目的 詳細設計は、予備設計で決定された構造形式について設計図書、既存の関連資料及び予備設計で検討された設計条件に基づき、地形・地質・交差条件・荷重条件・使用材料等と整合を図り、工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。対象とする構造物は以下のとおりであり、発注者は、設計対象工種を設計図書に指示する。なお 4) 覆工、5) 雪崩予防施設については、受注者は設計図書に基づき与えられた荷重条件に従って業務を行うものとする。</p> <p>1) 函渠工・・・門型ラーメン、箱型函渠 2) 擁壁・補強土工・・・逆 T 式擁壁、重力式擁壁、U 型擁壁もたれ式擁壁、井桁式擁壁、大型ブロック積擁壁、補強土工 3) 法面工・・・場所打ち法枠工、アンカー付き場所打ち法枠工 4) 覆工・・・ロックシェッド、スノーシェッド、スノーシェルター 5) 雪崩予防施設</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 設計計画 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</p> <p>(2) 現地踏査 受注者は、道路設計業務と分離して本条の業務を実施する場合には、設計図書により、その設計範囲の地形や立地条件を目視により確認し、周辺状況を把握するものとする。</p> <p>(3) 設計条件の確認 受注者は、設計条件の確認について、第 6423 条一般構造物予備設計第 2 項の(3)に準ずるものとする。</p> <p>(4) 基礎工設計 受注者は、設計図書に基づき、基礎工設設計を行うものとする。</p> <p>(5) 仮設設計 受注者は、設計図書に基づき、仮設設計を行うものとする。</p> <p>(中略)</p>	



改 定	現 行	備 考
<p><u>第8節 盛土・切土設計</u></p> <p><u>第6427条 盛土・切土設計の区分</u></p> <p><u>1. 盛土・切土設計は以下の区分により行うものとする。</u></p> <p><u>(1) 盛土・切土予備設計</u></p> <p><u>(2) 盛土・切土詳細設計</u></p> <p><u>第6428条 盛土・切土予備設計</u></p> <p><u>1. 業務目的</u></p> <p><u>盛土・切土の設計は、使用目的との適合性・構造物の安定性・施工性・維持管理・経済性の観点から、盛土・切土ごとに構造形式の比較検討を行い、基本構造諸元を決定することを目的とする。</u></p> <p><u>2. 業務内容</u></p> <p><u>(1) 設計計画</u></p> <p><u>受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第111条 業務計画書 第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</u></p> <p><u>(2) 現地踏査</u></p> <p><u>受注者は、道路設計業務と分離して本条の業務を実施する場合には、設計図書の指示により、その設計範囲の地形や立地条件を目視により確認し、周辺状況を把握するものとする。なお、現地調査（測量、地質調査等）を必要とする場合は、受注者はその理由を明らかにし、調査内容について調査職員に報告し、指示を受けるものとする。</u></p> <p><u>(3) 設計条件の確認</u></p> <p><u>受注者は、設計図書に示された道路の幾何構造、荷重条件等設計施工上の基本条件について確認を行うと共に、関係機関との対外協議の既往資料及び貸与資料を当該設計用に整理し、その内容に疑義ある場合及び不足資料がある場合は、調査職員に報告し、指示を受けるものとする。設計に際して要求される性能は、重要度に応じ、連続又は隣接する構造物等の要求性能・影響を考慮して選定する。</u></p> <p><u>(4) 概略設計計算（現況解析）</u></p> <p><u>受注者は、計画した盛土・切土について、影響する作用及びこれらの組合せに対して選定した要求性能を満足することを確認する。必要に応じて、軟弱地盤技術解析あるいはのり面安定解析を実施する。なお、これによりがたい場合は調査職員と協議するものとする。選定した要求性能を満足しない場合には、対策工法の概略設計を行う。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>	

改 定	現 行	備 考
<p><u>(5) 概略設計図</u>  <u>受注者は、上記までの検討結果に基づき下記の概略設計図を作成する。概略設計図は構造全体概要図を作成するものであり、以下の内容について記載するものとする。</u></p> <p><u>1) 横断面</u>  <u>2) 設計条件（使用材料、荷重条件）</u></p> <p><u>(6) 照 査</u>  <u>受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。</u></p> <p><u>1) 基本条件の決定に際し、現地状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件、土地利用、周辺整備などについては、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。</u>  <u>2) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。</u></p> <p><u>(7) 報告書作成</u>  <u>受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。</u></p> <p><u>1) 設計条件</u>  <u>2) 道路、鉄道、河川の交差条件</u>  <u>3) 主要断面の設計計算結果</u>  <u>4) 詳細設計に向けての必要な調査、検討事項</u></p> <p><u>3. 貸与資料</u>  <u>発注者が受注者に貸与する資料は、下記を標準とする。</u></p> <p><u>(1) 道路設計報告書</u>  <u>(2) 地質調査報告書</u>  <u>(3) 実測平面図・実測縦横断面図</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>	

改 定	現 行	備 考
<p><u>第 6429 条 盛土・切土詳細設計</u></p> <p><u>1. 業務目的</u>            詳細設計は、予備設計で決定された構造形式について設計図書、既存の関連資料及び予備設計で検討された設計条件に基づき、<u>地形・地質・交差条件・荷重条件・使用材料等と整合を図り、工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。</u></p> <p><u>2. 業務内容</u></p> <p><u>(1) 設計計画</u>            受注者は、<u>業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 111 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</u></p> <p><u>(2) 現地踏査</u>            受注者は、<u>道路設計業務と分離して本条の業務を実施する場合には、設計図書により、その設計範囲の地形や立地条件を目視により確認し、周辺状況を把握するものとする。</u></p> <p><u>(3) 設計条件の確認</u>            受注者は、<u>設計条件の確認について、「第 6431 条 盛土・切土予備設計」第 2 項の (3) に準ずるものとする。</u></p> <p><u>(4) 設計計算 (現況解析)</u>            受注者は、<u>予備設計で決定された構造形式の主要構造寸法に基づき、設計図書において指示された設計条件に従い、必要に応じて、以下に示す軟弱地盤技術解析あるいはのり面安定解析を実施する。なお、これによりがたい場合は調査職員と協議するものとする。</u></p> <p style="margin-left: 20px;"> <u>1) 盛 土</u>            <u>地盤圧密解析 (一次元圧密沈下解析)</u>                                  <u>地盤破壊解析 (円弧すべり解析)</u>                                  <u>地盤変形解析 (簡便法あるいは詳細変形解析)</u>                                  <u>液状化判定 (簡便法あるいは詳細解析)</u> </p> <p style="margin-left: 20px;"> <u>2) 切土のり面</u>    <u>のり面安定解析 (すべり解析)</u> </p> <p><u>(5) 検討対策工法の選定</u>  <u>軟弱地盤技術解析あるいはのり面安定解析において、影響する作用及びこれらの組合せに対して選定した要求性能を満足することが確認されなかった場合には、検討対策工法の選定を行う。計画地点の地質条件および施工条件に対して適用可能な対策工を抽出し、各工法の特</u>  <u>性・経済性・施工性・安全性・周辺への影響などを考慮して、比較検討の対象とする対策工を複数案選定する (一次選定)。</u></p> <p><u>(6) 設計計算 (対策後解析)</u>  <u>選定された複数案の対策工について、所定の仕様に基づいて施工を実施した場合を想定した軟弱地盤技術解析あるいはのり面安定解析を行う。解析に際しては、各対策工とも、工種・対策範囲・材料強度・施工数量などをパラメータとして各々について 1 つあるいは複数ケースを検討するものとする。必要に応じて、以下に示す軟弱地盤技術解析あるいはのり面安定解析を実施するが、これによりがたい場合は調査職員と協議するものとする。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>	

改 定	現 行	備 考
<p>1) <u>盛 土</u>      <u>地盤圧密解析（一次元圧密沈下解析）</u>  <u>地盤破壊解析（円弧すべり解析）</u>  <u>地盤変形解析（簡便法あるいは詳細変形解析）</u>  <u>液状化判定（簡便法あるいは詳細解析）</u></p> <p>2) <u>切土のり面</u>      <u>のり面安定解析（すべり解析）</u></p> <p><u>(7) 最適工法の決定</u>  <u>各工法の特長・経済性・施工性・安全性・周辺への影響などを考慮して、総合比較検討により最適対策工法を決定する（二次選定）。</u></p> <p><u>(8) 設計図</u>  <u>受注者は、上記までの検討結果に基づき、設計計算から定められた構造形状や応力状態から、本体工の横断図、平面図、縦断図を作成するものとする。</u></p> <p><u>(9) 数量計算</u>  <u>受注者は、第 1211 条設計業務の成果（4）に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。</u></p> <p><u>(10) 照 査</u>  <u>受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。</u></p> <p><u>1) 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件、土地利用、周辺整備などについては、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。</u></p> <p><u>2) 一般図を基に位置、取り合い（道路現況構造物）及び地盤条件とその構造物の整合が適切にとれているかの照査を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。</u></p> <p><u>3) 設計方針及び手法が適切であるかの照査を行う。また、仮設工法と施工方法の確認を行う。</u></p> <p><u>4) 設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。</u></p> <p><u>(11) 報告書作成</u>  <u>受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。</u></p> <p><u>1) 設計条件</u>  <u>2) 構造形式決定の経緯と選定理由</u>  <u>3) 構造各部の検討内容と問題点</u>  <u>4) 主要断面、主要部分の寸法など設計計算の主要結果</u>  <u>5) 施工段階での注意事項、検討事項</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>	

改 定	現 行	備 考
<p><u>3. 貸与資料</u></p> <p><u>第 6428 条 盛土・切土予備設計第 3 項に準ずるものとする。なお、予備設計成果がある場合はそれも含むものとする。</u></p> <p><u>第 9 節 調整池設計</u></p> <p><u>第 6430 条 調整池設計の区分</u></p> <p><u>1. 調整池設計は以下の区分により行うものとする。</u></p> <p><u>(1) 調整池予備設計</u></p> <p><u>(2) 調整池詳細設計</u></p> <p><u>第 6431 条 調整池予備設計</u></p> <p><u>1. 業務目的</u></p> <p><u>道路建設による路面排水は、放流先の河川管理者との協議により、開発行為による流出量増加に対し、流出抑制対策として調整池の設置を指導される場合がある。調整池の設置が必要となった場合に、設計基準、河川条件、立地条件等の基本条件と整合を図り、調整池規模、基本構造諸元を決定することを目的とする。</u></p> <p><u>2. 業務内容</u></p> <p><u>(1) 設計計画</u></p> <p><u>受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 111 条業務計画書 第 2 項に示す事項について業務計画を作成し、調査職員に提出するものとする。</u></p> <p><u>(2) 現地踏査</u></p> <p><u>受注者は、現地を踏査し、下水道計画図書、測量、土質調査資料等にもとづき、下記事項について把握するものとする。</u></p> <p><u>1) 地形等</u></p> <p><u>用地境界、周囲の状況、地盤高、排水の状況、連絡道路、水道、ガス、電気の経路等</u></p> <p><u>2) 地質</u></p> <p><u>地質調査資料と現地との関係</u></p> <p><u>3) 関連管渠の位置、形状、管底高</u></p> <p><u>4) 吐口の予定位置</u></p> <p><u>5) 放流先の状況</u></p> <p><u>6) その他設計に必要な事項</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>	

改 定	現 行	備 考
<p><u>(3) 基本事項の検討</u>  <u>受注者は、設計図書に示された道路構造、河川条件等について確認を行うとともに、調整池の設置目的及び必要とする機能、条件を確認・整理し、基本諸元の検討を行うものとする。</u>  <u>主な検討項目は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>1) 基本条件の確認</u>  <u>2) 調整池の構造形式の検討</u>  <u>構造形式について、構造特性、経済性、施工性、耐久性など技術的検討を行う。</u></p> <p><u>3) 配置計画の検討</u>  <u>将来の拡張計画、周辺環境への影響を配慮するとともに、維持管理の方法を検討し施設全体の配置計画の検討を行う。</u></p> <p><u>4) 維持管理方式の検討</u>  <u>調整池への流入・流出水量の制御方法の検討を行う。</u></p> <p><u>(4) 概略設計図</u>  <u>受注者は、調整池の構造形式の比較案それぞれに対し、全体配置図、一般図を作成するものとする。全体配置図（平面図）は、地形図に施設全体の配置を記入する。一般図は、調整池及び基礎工の平面図、断面図とする。なお、寸法の表示は、構造物の主要寸法のみとする。</u></p> <p><u>(5) 関係機関との協議用資料作成</u>  <u>受注者は、設計図書に基づき、関係機関との協議用資料・説明用資料を作成するものとする。</u></p> <p><u>(6) 概算工事費</u>  <u>受注者は、調整池の構造形式の比較案それぞれに対し、概算工事費を算定するものとする。</u></p> <p><u>(7) 調整池構造形式比較一覧表の作成</u>  <u>受注者は、構造形式比較案に関する検討結果をまとめ、調整池構造形式比較一覧表を作成するものとする。構造形式比較一覧表には、一般図（側面図、基礎工断面図）を記入し、構造特性、施工性、経済性、維持管理、環境について、得失および問題点を記述し各比較案の評価を行い、最適構造形式を明示するものとする。</u></p> <p><u>(8) 照査</u>  <u>受注者は、第 1108 条照査技術者および照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。</u></p> <p><u>1) 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件、土地利用、周辺整備等については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。</u></p> <p><u>2) 設計方針、設計基準等の妥当性を確認し、基本設計に反映されているかの照査を行う。</u></p> <p><u>3) 設計計算、設計図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し照査を行う。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>	

改 定	現 行	備 考
<p><u>(9) 報告書作成</u>  <u>受注者は、設計業務の成果として 第 1211 条設計業務の成果 に準じて報告書を作成するものとする。なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要報告書を作成するものとする。</u></p> <p><u>1) 調整池の構造形式比較案それぞれについての技術的評価</u>  <u>2) 構造形式比較一覧表</u></p> <p><u>3. 貸与資料</u>  <u>発注者が受注者に貸与する資料は、下記を標準とする。</u></p> <p><u>(1) 実測平面図 (縮尺 1/500)</u>  <u>(2) 実測縦横断面図 (縮尺 1/100～1/200)</u>  <u>(3) 地質調査報告書</u></p> <p><u>第 6432 条 調整池詳細設計</u></p> <p><u>1. 業務目的</u>  <u>道路建設における調整池詳細設計は、調整池予備設計で決定された構造形式について設計図書、既存の関連資料および予備設計で検討された設計条件に基づき、地形・地質・河川条件等と整合を図り、工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。</u></p> <p><u>2. 業務内容</u></p> <p><u>(1) 設計計画</u>  <u>第 6428 条第 2 項 (1) に準ずるものとする。</u></p> <p><u>(2) 現地踏査</u>  <u>第 6428 条第 2 項 (2) に準ずるものとする。</u></p> <p><u>(3) 基本事項の決定</u>  <u>受注者は、基本設計等の貸与資料、特記仕様書及び指示事項に基づき下記の基本事項を決定するものとする。</u></p> <p><u>1) 配置計画</u>  <u>2) 調整池躯体構造形式、基礎形式等の主要寸法</u></p> <p><u>(4) 構造物等の設計</u>  <u>調整池の堤体等に一般構造物の設置が必要となる場合には、設計図書に基づき第 6424 条一般構造物詳細設計に準ずるものとする。</u></p> <p><u>1) 設計条件の設定</u>  <u>受注者は、設計条件、荷重条件、自然・地盤条件、施工条件等の必要項目を設定するものとする。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>	

改 定	現 行	備 考
<p><u>2) 本体工</u>  <u>受注者は、主要構造物の構造計算を行い、構造詳細図、配筋図等を作成するものとする。</u>  <u>また、流入・流出管、洪水吐き、排水管について、詳細仕様を定め、配管図を作成するものとする。</u></p> <p><u>3) 場内整備</u>  <u>受注者は、調整池の敷地内の場内道路、雨水排水等の外構について詳細仕様を決定し、場内整備図を作成するものとする。また、管理設備機器を設置する上屋の構造について検討し、構造図を作成するものとする。</u></p> <p><u>4) 土工設計</u>  <u>受注者は、掘削、盛土、埋戻し等の土工設計を行い、土工数量根拠図を作成するものとする。</u></p> <p><u>(5) 施工計画</u>  <u>受注者は、設計図書に基づき経済的かつ合理的に工事の費用を予定するために必要な施工計画を行うものとする。</u></p> <p><u>(6) 仮設構造物設計</u>  <u>受注者は、施工計画により必要となる仮排水路、工事用道路等の規模、構造諸元を検討し、設計図を作成するものとする。なお、構造計算、断面計算または流量計算を必要とする仮設構造物が必要となる場合には、設計図書に基づき別途仮設構造物設計を行い、図面及び数量計算書を作成するものとする。</u></p> <p><u>(7) 数量計算</u>  <u>受注者は詳細構造に対して、各工種毎に数量計算書を作成するものとする。</u></p> <p><u>(8) 照査</u>  <u>受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。なお、照査事項は第 6428 条道路概略設計第 2 項の (8) に準ずるものとする。</u></p> <p><u>(9) 報告書作成</u>  <u>受注者は、設計業務の成果として 第 1211 条設計業務の成果 に準じて報告書を作成するものとする。なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要報告書を作成するものとする。</u></p> <p><u>1) 設計条件</u>  <u>2) 構造形式決定の経緯と選定理由</u>  <u>3) 構造各部の検討内容と問題点</u>  <u>4) 主要断面、主要部分の寸法など設計計算の主要結果</u>  <u>5) 施工段階での注意事項、検討事項</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>	



改 定	現 行	備 考																																																	
<p><u>3. 貸与資料</u>  <u>発注者が受注者に貸与する資料は、下記を標準とする。</u></p> <p><u>(1) 基本設計報告書</u>  <u>(2) 実測平面図 (縮尺 1/500)</u>  <u>(3) 実測縦横断面図 (縮尺 1/100～1/200)</u>  <u>(4) 地質調査報告書</u></p> <p><u>第 10 節 成果物</u></p> <p>第 6433 条 <u>成果品</u>  受注者は、表 6.4.1～表 6.4.8 に示す<u>成果物</u>を作成し、第 1117 条成果物の提出に従い、納品するものとする。</p> <p style="text-align: center;">表 6.4.1 道路設計<u>成果物</u>一覧表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">設計種別</th> <th style="width: 30%;">設計項目</th> <th style="width: 10%; text-align: center;"><u>成果物</u></th> <th style="width: 10%;">設計種別</th> <th style="width: 30%;">設計項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">(中略)</td> </tr> </tbody> </table>	設計種別	設計項目	<u>成果物</u>	設計種別	設計項目	(中略)					<p><u>第 8 節 成果品</u></p> <p>第 6427 条 <u>成果品</u>  受注者は、表 6.4.1～表 6.4.6 に示す<u>成果品</u>を作成し、第 1116 条成果物の提出に従い、納品するものとする。</p> <p style="text-align: center;">表 6.4.1 道路設計<u>成果品</u>一覧表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">設計種別</th> <th style="width: 20%;">設計項目</th> <th style="width: 15%; text-align: center;"><u>成果品項目</u></th> <th style="width: 15%;">設計種別</th> <th style="width: 40%;">設計項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8" style="text-align: center; vertical-align: middle;">道路概略設計</td> <td rowspan="2">平面計画</td> <td>路線図</td> <td>1:2500～1:50000</td> <td>市販地図等</td> </tr> <tr> <td>平面図</td> <td>1:2500 または 1:5000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>縦断計画</td> <td>縦断図</td> <td>V=1:250 H=1:2500 または、 V=1:500 H=1:5000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>主要構造物計画</td> <td>一般図</td> <td>1:500～1:1000</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">横断計画</td> <td>標準横断図</td> <td>1:100～1:200</td> <td></td> </tr> <tr> <td>横断図</td> <td>1:200～1:500</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">概算工事費</td> <td>数量計算書</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td>概略・用地補償の数量含む</td> </tr> <tr> <td>概算工事費</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>報告書</td> <td>報告書</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	設計種別	設計項目	<u>成果品項目</u>	設計種別	設計項目	道路概略設計	平面計画	路線図	1:2500～1:50000	市販地図等	平面図	1:2500 または 1:5000		縦断計画	縦断図	V=1:250 H=1:2500 または、 V=1:500 H=1:5000		主要構造物計画	一般図	1:500～1:1000		横断計画	標準横断図	1:100～1:200		横断図	1:200～1:500		概算工事費	数量計算書	—	概略・用地補償の数量含む	概算工事費	—		報告書	報告書	—		
設計種別	設計項目	<u>成果物</u>	設計種別	設計項目																																															
(中略)																																																			
設計種別	設計項目	<u>成果品項目</u>	設計種別	設計項目																																															
道路概略設計	平面計画	路線図	1:2500～1:50000	市販地図等																																															
		平面図	1:2500 または 1:5000																																																
	縦断計画	縦断図	V=1:250 H=1:2500 または、 V=1:500 H=1:5000																																																
	主要構造物計画	一般図	1:500～1:1000																																																
	横断計画	標準横断図	1:100～1:200																																																
		横断図	1:200～1:500																																																
	概算工事費	数量計算書	—	概略・用地補償の数量含む																																															
		概算工事費	—																																																
報告書	報告書	—																																																	

改 定					現 行					備 考																																																																																
設計 種別	設計項目	<u>成果物</u>	縮 尺	摘 要	設計 種別	設計項目	<u>成果品項目</u>	縮 尺	摘 要																																																																																	
(中略)					<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="10" style="writing-mode: vertical-rl; text-align: center;">道路予備設計 (A) 及び道路予備修正</td> <td rowspan="2">平面計画</td> <td>路線図</td> <td>1:2500~1:50000</td> <td>市販地図等</td> </tr> <tr> <td>平面図</td> <td>1:1000</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">縦断計画</td> <td>縦断図</td> <td>V=1:100~1:200 H=1:1000</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">横断計画</td> <td>標準横断図</td> <td>1:50 または 1:100</td> <td></td> </tr> <tr> <td>横断図</td> <td>1:100 または 1:200</td> <td></td> </tr> <tr> <td>主要構造物計画</td> <td>一般図</td> <td>1:200~1:500</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">概算工事費</td> <td>数量計算書</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td rowspan="2">用地補償の数量含む</td> </tr> <tr> <td>概算工事費</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">報告書</td> <td>報告書</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td>ルートの決定事項</td> </tr> <tr> <td>中心線座標計算書</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td>設計図書による</td> </tr> <tr> <td rowspan="10" style="writing-mode: vertical-rl; text-align: center;">道路予備設計 (B) 及び道路予備修正</td> <td rowspan="2">平面設計</td> <td>路線図</td> <td>1:2500~1:50000</td> <td>市販地図等</td> </tr> <tr> <td>平面図</td> <td>1:1000</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">縦断設計</td> <td>縦断図</td> <td>V=1:100~1:200 H=1:1000</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">横断設計</td> <td>標準横断図</td> <td>1:50 または 1:100</td> <td></td> </tr> <tr> <td>横断図</td> <td>1:100 または 1:200</td> <td></td> </tr> <tr> <td>構造物設計</td> <td>一般図</td> <td>1:200~1:500</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">用排水設計</td> <td>用排水系統図</td> <td>1:1000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>流量計算書</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>用地幅杭計画</td> <td>用地幅杭表</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">概算工事費</td> <td>数量計算書</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td rowspan="2">用地補償の数量含む</td> </tr> <tr> <td>概算工事費</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>報告書</td> <td>報告書</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td></td> </tr> </table>					道路予備設計 (A) 及び道路予備修正	平面計画	路線図	1:2500~1:50000	市販地図等	平面図	1:1000		縦断計画	縦断図	V=1:100~1:200 H=1:1000		横断計画	標準横断図	1:50 または 1:100		横断図	1:100 または 1:200		主要構造物計画	一般図	1:200~1:500		概算工事費	数量計算書	—	用地補償の数量含む	概算工事費	—	報告書	報告書	—	ルートの決定事項	中心線座標計算書	—	設計図書による	道路予備設計 (B) 及び道路予備修正	平面設計	路線図	1:2500~1:50000	市販地図等	平面図	1:1000		縦断設計	縦断図	V=1:100~1:200 H=1:1000		横断設計	標準横断図	1:50 または 1:100		横断図	1:100 または 1:200		構造物設計	一般図	1:200~1:500		用排水設計	用排水系統図	1:1000		流量計算書	—		用地幅杭計画	用地幅杭表	—		概算工事費	数量計算書	—	用地補償の数量含む	概算工事費	—	報告書	報告書	—		
道路予備設計 (A) 及び道路予備修正	平面計画	路線図	1:2500~1:50000	市販地図等																																																																																						
		平面図	1:1000																																																																																							
	縦断計画	縦断図	V=1:100~1:200 H=1:1000																																																																																							
		横断計画	標準横断図	1:50 または 1:100																																																																																						
	横断図		1:100 または 1:200																																																																																							
	主要構造物計画	一般図	1:200~1:500																																																																																							
	概算工事費	数量計算書	—	用地補償の数量含む																																																																																						
		概算工事費	—																																																																																							
	報告書	報告書	—	ルートの決定事項																																																																																						
		中心線座標計算書	—	設計図書による																																																																																						
道路予備設計 (B) 及び道路予備修正	平面設計	路線図	1:2500~1:50000	市販地図等																																																																																						
		平面図	1:1000																																																																																							
	縦断設計	縦断図	V=1:100~1:200 H=1:1000																																																																																							
		横断設計	標準横断図	1:50 または 1:100																																																																																						
	横断図		1:100 または 1:200																																																																																							
	構造物設計	一般図	1:200~1:500																																																																																							
	用排水設計	用排水系統図	1:1000																																																																																							
		流量計算書	—																																																																																							
	用地幅杭計画	用地幅杭表	—																																																																																							
	概算工事費	数量計算書	—	用地補償の数量含む																																																																																						
概算工事費		—																																																																																								
報告書	報告書	—																																																																																								

改 定	現 行	備 考
-----	-----	-----

設計種別	設計項目	成果物	縮 尺	摘 要
	舗装工設計	舗装工詳細図	適宜	

設計種別	設計項目	成果品項目	縮 尺	摘 要	
道路詳細設計	平面設計	路線図			
		平面図			
	縦断設計	縦断図	V=1:200, H=1:1000 または V=1:100, H=1:500		地形条件等 必要に応じて縮尺を変更可 V=1:100, H=1:1000 等
	横断設計	標準横断図	1:50 または 1:100		
		横断図	1:100 または 1:200		
		土積図	縦断図 V=1:400 H=1:2000 土積図 H=1:2000 V=1cmを 10000m3 または 20000m3		適宜
	構造物設計	詳細図	適宜		
	仮設構造物設計	仮設工詳細図	適宜		
	用排水設計	用排水系統図	1:500 または 1:1000		
			詳細図	適宜	特殊形状
		流量計算書	—		
	(新設)				
	数量計算	数量計算書	—		
	報告書	報告書	—		

改 定	現 行	備 考
-----	-----	-----

表 6.4.2 歩道詳細設計成果物一覧表

設計種別	設計項目	<u>成果物</u>	縮 尺	摘 要
------	------	------------	-----	-----

(中略)

表 6.4.3 平面交差点設計成果物一覧表

設計種別	設計項目	<u>成果物</u>	縮 尺	摘 要
------	------	------------	-----	-----

(中略)

表 6.4.2 歩道詳細設計成果品一覧表

設計種別	設計項目	<u>成果品項目</u>	縮 尺	摘 要
歩道詳細設計	平面・縦断設計	位置図	1:2500~1:50000	
		平面図	1:500	
		縦断図	V=1:100 H=1:500	
	横断設計	標準横断図	1:50 または 1:100	
		横断図	1:100 または 1:200	用地幅杭位置記入
	構造物設計	詳細図	適宜	
	用排水設計	用排水系統図	1:500	
		詳細図	適宜	特殊形状
		流量計算書	—	
	数量計算	数量計算書	—	用地幅杭表含む
報告書	報告書	—		

表 6.4.3 平面交差点設計成果品一覧表

設計種別	設計項目	<u>成果品項目</u>	縮 尺	摘 要
平面交差点予備設計	平面・縦断設計	交差点位置図	1:2500~1:50000	市販地図等
		平面図	1:200~1:500	
		縦断図	V=1:100 H=1:200~1:500	平面図、縦断図を同一図面に作成
	横断設計	標準横断図	1:50 または 1:100	
		横断図	1:100 または 1:200	
	数量計算書	数量計算書	—	概略
	概算工事費	概算工事費	—	
	報告書	報告書	—	

改 定	現 行	備 考
-----	-----	-----

設計種別	設計項目	成果物	縮 尺	摘 要
------	------	-----	-----	-----

(中略)

設計種別	設計項目	成果品項目	縮 尺	摘 要
平面交差点詳細設計	平面・縦断設計	交差点位置図	1:2500～1:50000	市販地図等
		平面図	1:200～1:500	平面図、縦断図を同一画面に作成
		縦断図	V=1:100 H=1:200～1500	
	横断設計	標準横断図	1:50 または 1:100	
		横断図	1:100 または 1:200	
	構造物設計	詳細図	適宜	
	用排水設計	用排水系統図	1:200～1:500	
		詳 細 図	適宜	特殊形状
		流量計算書	—	
	数量計算書	数量計算書	—	
報告書	報告書	—		
	信号現示計算書	—		

改 定	現 行	備 考
-----	-----	-----

表 6.4.4 立体交差点成果物一覧表

設計種別	設計項目	<u>成果物</u>	縮 尺	摘 要
------	------	------------	-----	-----

(中略)

表 6.4.4 立体交差点成果品一覧表

設計種別	設計項目	<u>成果品項目</u>	縮 尺	摘 要
トランプット・クローパー型IC予備設計、 ダイヤモンド型IC予備設計	平面設計・縦断設計	交差点位置図	1:2500～1:50000	市販地図等
		平面図	1:1000	
		縦断図	V=1:100 H=1:1000	
	横断設計	標準横断図	1:50 または 1:100	
		横断図	1:100 または 1:200	
	交差点容量・路面表示	交差点平面図	1:500	
	主要構造物計図	一般図	適宜	
	概算工事費	数量計算書	—	概略
		概算工事費	—	
	報告書	報告書	—	
トランプット・クローパー型IC詳細設計、 ダイヤモンド型IC詳細設計	平面・縦断設計	交差点位置図	1:2500～1:50000	市販地図等
		平面図	1:500	
		縦断図	V=1:100 H=1:500	
	横断設計	標準横断図	1:50 または 1:100	
		横断図	1:100 または 1:200	
	用排水設計	用排水系統図	1:500	
		詳細図	適宜	特殊形状
		流量計算書	—	
	構造物設計	詳細図	適宜	
	交差点容量・路面表示	交差点平面図	1:500	
数量計算	数量計算書	—		
報告書	報告書	—		

改 定	現 行	備 考
-----	-----	-----

表 6.4.5 道路休憩施設設計成果物一覧表

設計種別	設計項目	<u>成果物</u>	縮 尺	摘 要
------	------	------------	-----	-----

(中略)

表 6.4.5 道路休憩施設設計成果品一覧表

設計種別	設計項目	<u>成果品項目</u>	縮 尺	摘 要	
道路休憩施設予備設計	平面・縦断設計	計画位置図	1:2500～1:50000	市販地図等	
		平面図	V=1:1000		
		縦断図	V=1:200 H=1:1000		
	横断設計	標準横断図	1:50 または 1:100		
		横断図	1:100 または 1:200		
	構造物設計	一般図	適宜		
	概算工事費	数量計算書	—	概略	
概算工事費		—			
報告書	報告書	—			
道路休憩施設詳細設計	平面・縦断設計	計画位置図	1:2500～1:50000		
		平面図	1:500		
		縦断図	V=1:100 H=1:500		
	横断設計	標準横断図	1:50 または 1:100		
		横断図	1:100 または 1:200		
	構造物設計	詳細図	適宜		
	用排水設計	用排水系統図	1:500		
		詳 細 図	適宜		特殊形状
		流量計算書	—		
	数量計算	数量計算書	—	用地幅杭表 含む	
報告書	報告書	—			

改 定	現 行	備 考
-----	-----	-----

表 6.4.6 一般構造物設計成果物一覧表

設計種別	設計項目	<u>成果物</u>	縮 尺	摘 要
------	------	------------	-----	-----

(中略)

表 6.4.6 一般構造物設計成果品一覧表

設計種別	設計項目	<u>成果品項目</u>	縮 尺	摘 要
一般構造物予備設計	概略設計図	計画位置図	1:2500~1:50000	市販地図等
		構造全体概要図	適宜	
	概略設計計算	設計計算書	—	
	概算工事費	数量計算書	—	概略
概算工事費		—		
報告書	報告書	—		
細設計・一般構造物詳細設計・落石防止柵設計	設計図	計画位置図	1:2500~1:50000	市販地図等
		構造一般図	1:100~1:500	
		構造寸法図	1:100~1:500	
		配筋図	1:50~1:100	
		詳細図	適宜	
	設計計算	設計計算書	—	
	数量計算	数量計算書	—	
	報告書	報告書	—	



改 定	現 行	備 考
-----	-----	-----

表 6.4.7 盛土・切土設計成果物一覧表

設計種別	設計項目	成果物	縮 尺	摘 要
予備設計 盛土・切土	概略設計図	計画位置図	1:2500~1:50000	市販地図等
		構造全体概略図	適宜	
	概略設計計算書	設計計算書		
	報告書	報告書		
盛土・切土 詳細設計	設計図	計画位置図	1:2500~1:50000	市販地図等
		平面図	1:500	
		縦断面図	V=1:100 H=1:500	
		標準横断面図	1:50 または 1:100	
		横断面図	1:100 または 1:200	
	設計計算	設計計算書		
	数量計算	数量計算書		
	報告書	報告書		

表 6.4.8 調整池設計成果物一覧表

設計種別	設計項目	成果物	縮 尺	摘 要
予備設計 調整池	概略設計図	計画位置図	1:500~1:2500	市街地図等
		構造全体概略図	適宜	
	概略設計計算書	設計計算書	二	
	概算工事費	数量計算書	二	概略
		概算工事費	二	
報告書	報告書	二		
調整池 詳細設計	設計図	計画位置図	1:500~1:2500	市販地図等
		構造一般図	1:10~1:100	
		配筋図	適宜	
		詳細図	適宜	
	設計計算	設計計算書	二	
	数量計算	数量計算書	二	
	報告書	報告書	二	

(新設)

改 定	現 行	備 考
<p>(中略)</p> <p>(5) 景観検討 受注者は、<u>特記仕様書又は数量総括表に定めのある場合には</u>、設計図書に基づき地下横断歩道等の上屋及び内装の概略景観検討を行うものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>(5) 景観検討 受注者は、<u>特記仕様書又は数量総括表に定めのある場合には</u>、設計図書に基づき、地下横断歩道の上屋及び内装のデザインを立案し、比較検討の結果から採用案の選定を行なうものとする。</p> <p>(中略)</p>	<p>第5章 地下構造物設計</p> <p>(中略)</p> <p>第6504条 地下横断歩道等予備設計</p> <p>1. 業務目的 地下横断歩道等の予備設計は、道路設計及び地下横断歩道等基本計画のほか各種調査検討資料などに基づき、経済性、施工性、供用性、維持管理、安全性、環境等の観点から技術的検討を加え、最適な線形、構造形式、施工法の選定を行うことを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(中略)</p> <p>(5) 景観検討 受注者は、設計図書に基づき地下横断歩道等の上屋及び内装の概略景観検討を行うものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>第6505条 地下横断歩道等詳細設計</p> <p>1. 業務目的 地下横断歩道等の詳細設計は、予備設計で形式決定された地下横断歩道の構造形式に対して、予備設計で検討された方針及び設計図書に示す設計条件、既往の関連資料、地形・地質の状況等に基づき、工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(中略)</p> <p>(5) 景観検討 受注者は、設計図書に基づき、地下横断歩道の上屋及び内装のデザインを立案し、比較検討の結果から採用案の選定を行なうものとする。</p> <p>(中略)</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>(中略)</p> <p>3) 工法検討 受注者は既往資料、実績をもとに以下の項目について検討するものとする。</p> <p>①開削工法（山留工法）現場打共同溝・プレキャスト共同溝</p> <p>②シールド工法（シールド機種）</p> <p>③<u>推進</u>工法(河川、鉄道等を下越しするためのシールド工法以外の工法)</p> <p>④<u>その他の特殊工法</u></p> <p>(中略)</p>	<p>第3節 共同溝設計</p> <p>第6506条 共同溝設計の区分 共同溝設計は次の区分により行うものとする。</p> <p>(1) 共同溝基本検討 (2) 開削共同溝予備設計 (3) 開削共同溝詳細設計 (4) シールド共同溝予備設計 (5) シールド共同溝立坑予備設計 (6) シールド共同溝詳細設計 (7) シールド共同溝立坑詳細設計</p> <p>第6507条 共同溝基本検討</p> <p>1. 業務目的 共同溝基本検討は道路設計及び各種調査検討資料など既存の関連資料をもとに、共同溝整備位置の地形、地層、地質、地下水状況、更には道路、交通状況、沿道状況、他の事業計画状況などに基づき施工性、経済性、機能性、維持管理、安全性、環境等の観点から最適な基本形状及び施工方法の選定を行うことを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(中略)</p> <p>(4) 比較案の選定 受注者は貸与資料、指示事項、現地踏査等に基づき、基本事項の検討結果を踏まえ、比較案の選定を行うものとする。なお、各比較案については以下の項目を検討するものとする。</p> <p>1) 一般部の断面形状 2) 線形計画 受注者は線形の主要素となる箇所を設定し、概略の線形を計画するものとする。特殊部、排水ピット、換気口等の位置、形状については考慮しないものとする。</p> <p>3) 工法検討 受注者は既往資料、実績をもとに以下の項目について検討するものとする。</p> <p>①開削工法（山留工法）現場打共同溝・プレキャスト共同溝 ②シールド工法（シールド機種） ③<u>特殊トンネル</u>工法(河川、鉄道等を下越しするためのシールド工法以外の工法) <u>(新設)</u></p> <p>(中略)</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>(中略)</p> <p><u>15) シールド機械各構成機器の仕様検討</u></p> <p>(中略)</p>	<p>第 6512 条 シールド共同溝詳細設計</p> <p>1. 業務目的</p> <p>シールド共同溝詳細設計は、シールド共同溝予備設計で決定された基本事項、設計図書に示された設計条件、既往の関連資料、共同溝施工位置の地形・地質、沿道の条件等に基づき、工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(中略)</p> <p>(3) 設計条件の整理・検討</p> <p>受注者は、設計図書に示す事項及び貸与資料等を把握のうえ、現地踏査等に基づき設計条件及び設計上の基本事項の整理・検討を行うものとする。</p> <p>主な検討項目</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) シールド本体の内空形状及び立坑・シャフト部を含めた設置位置の検討</li> <li>2) 平面、縦断線形の検討</li> <li>3) 地層・地質・地下水条件の検討</li> <li>4) 周辺環境条件</li> <li>5) 道路交通条件</li> <li>6) 継手構造及び防水構造の検討</li> <li>7) 本体の設計断面・条件の設定</li> <li>8) 換気・排水計画の検討</li> <li>9) 仮設、補助工法を含む施工方法の検討</li> <li>10) 液状化の判定</li> <li>11) 耐震計算手法の検討</li> <li>12) 近接の影響範囲の判定</li> <li>13) 発進・到達方法の検討</li> <li>14) シールド機械の選定</li> </ol> <p><u>(新設)</u></p> <p>(中略)</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>(中略)</p> <p><u>5) 掘削土砂搬出設備 (計画立案)</u></p> <p><u>6) 材料搬出入設備 (計画立案)</u></p> <p><u>7) 給水設備 (容量算定)</u></p> <p><u>8) 工事中電力設備 (容量算定及び設備計画)</u></p> <p><u>9) 汚濁水処理設備 (容量算定)</u></p> <p><u>10) スtockヤード (計画立案)</u></p> <p><u>11) 工事中道路計画 (概略検討)</u></p> <p><u>12) 安全対策 (計画立案)</u></p> <p><u>13) 環境対策等 (計画立案)</u></p> <p><u>14) 発進、到達立坑設備 (設備計画)</u></p> <p>(中略)</p>	<p>(11) 仮設備計画</p> <p>受注者は、共同溝施工に伴う仮設備について、必要に応じて、下記に示す項目の検討を行うとともに、参考図を作成するものとする。</p> <p>1) 換気設備 (換気容量の算定及び設備計画)</p> <p>2) 仮排水設備 (計画立案)</p> <p>3) 裏込め注入設備 (計画立案)</p> <p>4) 掘削土砂処理設備 (計画立案)</p> <p>(新設)</p> <p><u>5) 材料搬出入設備 (計画立案)</u></p> <p><u>6) 給水設備 (容量算定)</u></p> <p><u>7) 工事中電力設備 (容量算定及び設備計画)</u></p> <p><u>8) 汚濁水処理設備 (容量算定)</u></p> <p><u>9) スtockヤード (計画立案)</u></p> <p><u>10) 工事中道路計画 (概略検討)</u></p> <p><u>11) 安全対策 (計画立案)</u></p> <p><u>12) 環境対策等 (計画立案)</u></p> <p><u>13) 発進、到達立坑設備 (設備計画)</u></p> <p>(中略)</p>	

改 定	現 行	備 考
-----	-----	-----

第5節 成果物

第6517条 成果物

受注者は、表6.5.1～表6.5.12に示す成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い、納品するものとする。

表6.5.1 地下横断歩道等基本計画成果物一覧表

設計種別	設計項目	<u>成果物</u>	縮 尺	摘 要
------	------	------------	-----	-----

(中略)

第5節 成果品

第6517条 成果品

受注者は、表6.5.1～表6.5.12に示す成果品を作成し、第1116条成果物の提出に従い、納品するものとする。

表6.5.1 地下横断歩道等基本計画成果品一覧表

設計種別	設計項目	<u>成果品項目</u>	縮 尺	摘 要
地下横断歩道等基本計画	現地調査	埋設物件平面図	1:500	設計図書による
	基本構造検討	位置図	1:2500～1:50000	市販地図等
		一般図	1:50～1:500	
		横断施設基本構造図	適宜	全体姿図
		構造一般図	1:10～1:100	
	施工計画	仮設要領図	1:10～1:200	
	概算工事費	数量計算書	—	概略
		概算工事費	—	
	報告書	報告書	—	
		設計検討書	—	特殊検討は設計図書による
工法比較検討書		—		

改 定	現 行	備 考
-----	-----	-----

表 6.5.2 地下横断歩道等予備設計成果物一覧表

設計種別	設計項目	<u>成果物</u>	縮 尺	摘 要
------	------	------------	-----	-----

(中略)

表 6.5.2 地下横断歩道等予備設計成果品一覧表

設計種別	設計項目	<u>成果品項目</u>	縮 尺	摘 要
地下横断歩道等予備設計	設計	位置図	1:2500~1:50000	市販地図等
		一般図	1:50~1:500	
		躯体構造一般図	1:30~1:200	概略図、適宜
		基礎構造一般図	1:50~1:200	概略図、適宜
		設備計画概略図	適宜	
		仮設工一般図	1:30~1:20	概略図、適宜
		比較一覧表	—	
	概算工事費	数量計算書	—	概略
		概算工事費	—	
	報告書	設計概要書	—	
		構造計画書	—	
	設計検討	設計検討書	—	設計図書による
	景観検討	概略景観検討書	—	設計図書による
		パース等	—	設計図書による

改 定	現 行	備 考
-----	-----	-----

表 6.5.3 地下横断歩道等詳細設計成果物一覧表

設計種別	設計項目	<u>成果物</u>	縮 尺	摘 要
------	------	------------	-----	-----

(中略)

表 6.5.3 地下横断歩道等詳細設計成果品一覧表

設計種別	設計項目	<u>成果品項目</u>	縮 尺	摘 要
地下横断歩道等詳細設計	本体設計	位置図	1:2500~1:50000	市販地図等
		一般図	1:200~1:500	設計条件、地質図、ボーリング位置記入
		設計図	1:100~1:300	平面、縦横座標
		構造一般図	1:50~1:100	
		躯体構造詳細図	1:20~1:50	躯体本体部、連結部、出入口部、階段部斜路部
		基礎構造詳細図	1:20~1:100	杭、連壁、ウエル等
		施工計画図	適宜	施工計画一般図、施工計画部分詳細図、道路切廻し図等
	景観検討	概略景観検討書	—	
		パース等	—	設計図書による
	附属施設設計	設備計画図	1:20~1:100	設備配置計画図、配線系統図、仕上工概略図（設計図書による）
	上屋設計	上屋工詳細図	1:20~1:100	上屋構造一般図、上屋躯体構造詳細
	施工計画	仮設工詳細図	1:50~1:100	支保工、締切、土留等、（設計図書による）
	数量計算	数量計算書	—	材料表、塗装面積、用地面積等
	報告書	設計概要書	—	
設計計算書		—		
施工計画書		—	施工方法、特記事項等	
その他参考資料等		—		
上屋設計計算書		—		
附属施設設計計算書		—		
仮設設計計算書	—			
設計検討	設計検討書		設計図書による	



改 定	現 行	備 考
-----	-----	-----

表 6.5.4 共同溝基本検討成果物一覧表

設計種別	設計項目	<u>成果物</u>	縮 尺	摘 要
------	------	------------	-----	-----

(中略)

表 6.5.4 共同溝基本検討成果品一覧表

設計種別	設計項目	<u>成果品項目</u>	縮 尺	摘 要
共同溝基本検討	現地調査	埋設物件平面図	1:500	設計図書による
	平面計画	位置図	1:2500~1:50000	市販地図等
		平面図	1:1000	
	縦断設計	縦断図	V=1:200 H=1:1000	
	構造設計	標準横断図	1:100~1:200	
		一般部構造図	1:10~1:200	内空断面を主体に設計
	施工計画	標準仮設断面図	1:100~1:200	
		仮設要領図	1:100~1:200	
	概算工事費	数量計算書	—	
		概算工事費	—	
	報告書	設計概要書	—	
		設計検討書	—	特殊検討は設計図書による
		工法比較検討書	—	
(パース作成)	(パース等)	適宜	設計図書による	

改 定	現 行	備 考
-----	-----	-----

表 6.5.5 開削共同溝予備設計成果物一覧表

設計種別	設計項目	<u>成果物</u>	縮 尺	摘 要
------	------	------------	-----	-----

(中略)

表 6.5.5 開削共同溝予備設計成果品一覧表

設計種別	設計項目	<u>成果品項目</u>	縮 尺	摘 要
開削共同溝予備設計	現地調査	埋設物件平面図	1:500	設計図書による
	平面計画	位置図	1:2500~1:50000	市販地図等
		平面図	1:1000	
	縦断設計	縦断図	V=1:100~1:200 H=1:500	
	換気・排水設計	換気・排水系統図	適宜	
	構造設計	標準横断図	1:100	収容物件も明示する
		一般部構造図	1:50~1:100	内空断面を主体に設計
		特殊部構造図	1:50~1:100	
		換気部構造図	1:50~1:100	
	施工計画	標準仮設断面図	1:100~1:200	
		仮設要領図	1:100~1:200	
	概算工事費	数量計算書	—	概略
		概算工事費	—	
	報告書	設計概要書	—	
		設計検討書	—	特殊検討は設計図書による
換気排水計画書		—		
構造計画書		—		
施工計画書		—	基本方針、交通処理計画	

改 定	現 行	備 考
-----	-----	-----

表 6.5.6 開削共同溝詳細設計成果物一覧表

設計種別	設計項目	<u>成果物</u>	縮 尺	摘 要
------	------	------------	-----	-----

(中略)

表 6.5.6 開削共同溝詳細設計成果品一覧表

設計種別	設計項目	<u>成果品項目</u>	縮 尺	摘 要
開削共同溝詳細設計	現地調査	埋設物件平面図	1:500	予備設計にて無い場合
	平面計画	位置図	1:2500~1:50000	市販地図等
		平面図	1:500	
	縦断設計	縦断図	V=1:100~1:200 H=1:500	
	換気・排水設計	換気・排水系統図	適宜	
	構造設計	標準横断図	1:100	収容物件も明示する
		構造図 一般部、特殊部、換気口部	1:50~1:100	
		配筋図 一般部、特殊部、換気口部	1:50~1:100	
	付属物設計	各種付属物設計図	1:10~1:100	梯子、手摺、マンホール等
	構造細部設計	防水工詳細図	1:10~1:100	
		継手詳細図	1:10~1:100	
		排水設備詳細図	1:10~1:50	電気及び機械設備含まず
	道路付属物	撤去・復旧平面図	1:500	共同溝施工に伴って生ずる道路付属物
		撤去・復旧構造図	1:10~1:100	
	舗装仮復旧	舗装版撤去展開図	1:200~1:500	共同溝施工に伴って生ずる舗装版
		舗装仮復旧展開図		
	施工計画	仮設全体平面図	1:500	
		仮設全体縦断図	V=1:100~1:200 H=1:500	
		仮設横断図	1:50~1:200	
		仮設構造図	1:50~1:100	
交通処理計画図		適宜	交差点処理を含む	
各種施工要領図		適宜		

改 定	現 行				備 考
(中略)		数量計算	数量計算書	—	
		報告書	設計概要書	—	
			設計検討書	—	設計図書による
			線形計算書	—	
			換気排水計画書	—	
			構造計算書	—	
			仮設計算書	—	
			施工計画書	—	

改 定	現 行	備 考
-----	-----	-----

表 6.5.7 シールド共同溝予備設計成果物一覧表

設計種別	設計項目	<u>成果物</u>	縮 尺	摘 要
------	------	------------	-----	-----

(中略)

表 6.5.7 シールド共同溝予備設計成果品一覧表

設計種別	設計項目	<u>成果品項目</u>	縮 尺	摘 要
シールド共同溝予備設計	現地調査	埋設物件平面図	1:500	設計図書による
	設計図	位置図	1:2500~1:50000	市販地図等
		全体一般図	1:500	
		縦断面図	V=1:100~1:200 H=1:1000	
		地質平面・縦断面図	1:1000~1:2500	
		標準断面図	1:100	収容物件も明示する
		セグメント構造一般図	1:50~1:100	
	その他参考資料	適宜		
	概算工事費	数量計算書	—	概略
		概算工事費	—	
報告書	設計概要書	—		
	検討書	—		
	構造計画書	—		

改 定	現 行	備 考
-----	-----	-----

表 6.5.8 シールド共同溝立坑予備設計成果物一覧表

設計種別	設計項目	<u>成果物</u>	縮 尺	摘 要
------	------	------------	-----	-----

(中略)

表 6.5.8 シールド共同溝立坑予備設計成果品一覧表

設計種別	設計項目	<u>成果品項目</u>	縮 尺	摘 要	
シールド共同溝立坑予備設計	現地調査	埋設物件平面図	1:500	設計図書による	
	設計図	位置図		1:2500~1:50000	市販地図等
		全体一般図		1:500	
		地質平面図		1:1000~1:2500	
		構造一般図		1:50~1:100	
		仮設構造物一般図		1:100~1:200	
		主筋配筋図		1:50	
		その他参考資料		適宜	
	概算工事費	数量計算書		—	概略
		概算工事費		—	
	報告書	設計概要書		—	
		検討書		—	
		施工計画書		—	
		構造計画書			

改 定	現 行	備 考
-----	-----	-----

表 6.5.9 シールド共同溝詳細設計成果物一覧表

設計種別	設計項目	<u>成果物</u>	縮 尺	摘 要
------	------	------------	-----	-----

(中略)

表 6.5.9 シールド共同溝詳細設計成果品一覧表

設計種別	設計項目	<u>成果品項目</u>	縮 尺	摘 要	
シールド共同溝立坑予備設計	現地調査	埋設物件平面図	1:500	設計図書による	
	設計図	位置図		1:2500~1:50000	市販地図等
		全体一般図		1:500	
		線形図		1:2500	
		標準横断図		1:50~1:100	
		地質平面・縦断図		1:1000~1:2500	
		排水系統図		適宜	
		セグメント配置図		適宜	
		セグメント構造一般図		1:50~1:100	
		セグメント配筋図		1:50~1:100	
		二次覆工配筋図		1:50~1:100	
		排水工詳細図		適宜	
		構造物詳細図		1:50~1:100	
	仮設工詳細図		1:50~1:100		
	その他参考図等		適宜		
数量計算	数量計算書		—		
報告書	設計概要書		—		
	設計計算書		—		
	検討書		—		
	施工計画書		—		
	施工設備計画書		—		

改 定	現 行	備 考
-----	-----	-----

表 6.5.10 シールド共同溝立坑詳細設計成果物一覧表

設計種別	設計項目	<u>成果物</u>	縮 尺	摘 要
------	------	------------	-----	-----

(中略)

表 6.5.10 シールド共同溝立坑詳細設計成果品一覧表

設計種別	設計項目	<u>成果品項目</u>	縮 尺	摘 要	
シールド共同溝立坑詳細設計	現地調査	埋設物件平面図	1:500	設計図書による	
	設計図	位置図		1:2500~1:50000	市販地図等
		全体一般図		1:200~1:500	
		地質平面・縦断図		1:2500	
		構造一般図		適宜	
		構造詳細図		適宜	
		仮設構造物一般図		1:20	
		仮設工詳細図		1:50~1:100	
	その他参考図等		適宜		
	数量計算	数量計算書		—	
	報告書	設計概要書		—	
		座標計算書		—	
		設計計算書		—	
		検討書		—	
		施工計画書		—	
	施工設備計画書		—		



改 定	現 行	備 考
-----	-----	-----

表 6.5.11 電線共同溝予備設計成果物一覧表

設計種別	設計項目	<u>成果物</u>	縮 尺	摘 要
------	------	------------	-----	-----

(中略)

表 6.5.11 電線共同溝予備設計成果品一覧表

設計種別	設計項目	<u>成果品項目</u>	縮 尺	摘 要
電線共同溝予備設計	現地調査	埋設物件平面図	1:100~1:250	設計図書による
	設計図	位置図	1:2500~1:50000	市販地図等
		平面図	1:100~1:250	
		縦断図	H=1:100~1:250 V=1:50~1:100	
	設計図	標準断面図	1:10~1:20	
		ケーブル収容図	1:10	
		管路部構造図	1:5~1:10	
		特殊部構造図	1:10~1:30	
		地上機器部構造図	1:10~1:30	
	仮設構造設計	仮設構造図	1:10~1:20	必要とする場合
	概算工事費	数量計算書	—	概略
		概算工事費	—	
	報告書	設計概要書	—	
		設計検討経緯書	—	
		仮設計算書	—	概算

改 定	現 行	備 考
-----	-----	-----

表 6.5.12 電線共同溝詳細設計 成果物 一覧表

設計種別	設計項目	<u>成果物</u>	縮 尺	摘 要
------	------	------------	-----	-----

(中略)

表 6.5.12 電線共同溝詳細設計 成果品 一覧表

設計種別	設計項目	<u>成果品項目</u>	縮 尺	摘 要
電線共同溝詳細設計	現地調査	埋設物件平面図	1:100~1:250	予備設計にて無い場合
	平面・縦断設計	位置図	1:2500~1:50000	市販地図等
		平面図	1:100~1:250	
		縦断図	H=1:100~1:250 V=1:50~1:100	
	設計図	標準横断図	1:10~1:20	
		ケーブル収容図	1:10	
		管路部構造図	1:5~1:10	
		特殊部構造図・配筋図	1:10~1:30	
		地上機器部構造図・配筋図	1:10~1:30	
		細部構造図（蓋・附属金物・継手等）	1:2~1:10	
	仮設構造設計	仮設構造図	1:10~1:20	
	数量計算	数量計算書	—	
	報告書	設計概要書	—	
		設計検討経緯書	—	
		本体構造計算書	—	
仮設計算書		—		
施工計画書		—		

改 定	現 行	備 考
<p>(中略)</p> <p>1. 業務目的  地下駐車場本体予備設計は、「駐車場設計・施工指針 同解説」(日本道路協会・平成4年11月)の第2編第2章2.1基本計画の図一解2.1.1&lt;基本検討&gt;及び第3編第2章2.5.2構造モデルと解析方法を用いて、3案(版桁構造、はり柱構造及びフラットスラブ構造)を比較検討し、最適構造案を提案することを目的とする。</p> <p>(中略)</p> <p>1. 業務目的  地下駐車場設備予備設計は、「駐車場設計・施工指針 同解説」(日本道路協会・平成4年11月)の第3編第5章設備設計に従い、設備について検討して、設備計画図及び消防協議資料を作成することを目的とする。</p> <p>(中略)</p> <p>1. 業務目的  地下駐車場本体詳細設計は、予備設計業務成果をもとにして、「駐車場設計・施工指針 同解説」(日本道路協会・平成4年11月)の第3編設計編の内容に従い当該地下駐車場の工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。</p> <p>(中略)</p> <p>1. 業務目的  地下駐車場設備詳細設計は、予備設計業務成果をもとにして、「駐車場設計・施工指針 同解説」(日本道路協会・平成4年11月)の第3編第5章設備設計の内容に従い、当該地下駐車場の設備に関わる工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。</p> <p>(中略)</p>	<p>第6章 地下駐車場計画・設計</p> <p>(中略)</p> <p>第6606条 地下駐車場本体予備設計</p> <p>1. 業務目的  地下駐車場本体予備設計は、「駐車場設計・施工指針 同解説」(日本道路協会)の第2編第2章2.1基本計画の図一解2.1.1&lt;基本検討&gt;及び第3編第2章2.5.2構造モデルと解析方法を用いて、3案(版桁構造、はり柱構造及びフラットスラブ構造)を比較検討し、最適構造案を提案することを目的とする。</p> <p>(中略)</p> <p>第6607条 地下駐車場設備予備設計</p> <p>1. 業務目的  地下駐車場設備予備設計は、「駐車場設計・施工指針 同解説」(日本道路協会)の第3編第5章設備設計に従い、設備について検討して、設備計画図及び消防協議資料を作成することを目的とする。</p> <p>(中略)</p> <p>第6609条 地下駐車場本体詳細設計</p> <p>1. 業務目的  地下駐車場本体詳細設計は、予備設計業務成果をもとにして、「駐車場設計・施工指針 同解説」(日本道路協会)の第3編設計編の内容に従い当該地下駐車場の工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。</p> <p>(中略)</p> <p>第6610条 地下駐車場設備詳細設計</p> <p>1. 業務目的  地下駐車場設備詳細設計は、予備設計業務成果をもとにして、「駐車場設計・施工指針 同解説」(日本道路協会)の第3編第5章設備設計の内容に従い、当該地下駐車場の設備に関わる工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。</p> <p>(中略)</p>	

改 定	現 行	備 考
-----	-----	-----

第5節 [成果物](#)

第6611条 [成果物](#)

受注者は、表 6.6.1 に示す[成果物](#)を作成し、第 [1117](#) 条成果物の提出に従い、納品するものとする。

表 6.6.1 地下駐車場設計[成果物](#)一覧表 (1/2)

設計種別	設計項目	<a href="#">成果物</a>	縮 尺	摘 要

(中略)

表 6.6.1 地下駐車場設計[成果物](#)一覧表 (2/2)

設計種別	設計項目	<a href="#">成果物</a>	縮 尺	摘 要

(中略)

第5節 [成果品](#)

第6611条 [成果品](#)

受注者は、表 6.6.1 に示す[成果品](#)を作成し、第 [1116](#) 条成果物の提出に従い、納品するものとする。

表 6.6.1 地下駐車場設計[成果品](#)一覧表 (1/2)

設計種別	設計項目	<a href="#">成果品項目</a>	縮 尺	摘 要

(中略)

表 6.6.1 地下駐車場設計[成果品](#)一覧表 (2/2)

設計種別	設計項目	<a href="#">成果品項目</a>	縮 尺	摘 要

(中略)

改 定	現 行	備 考
<p>(中略)</p> <p>(9) 舗装工設計 受注者は、設計図書に示される交通量をもとに、排水性、照明効果、走行性、維持管理、<u>経済性(ライフサイクルコスト)</u>等を考慮し、トンネル内舗装(<u>アスファルト舗装/コンクリート舗装等</u>)の比較検討のうえ、舗装の種類・構成を決定し、設計するものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>第5節 トンネル設備設計</p> <p>第6714条 トンネル設備予備設計。 (中略)</p> <p>2. 業務内容 (中略)</p> <p>(7) トンネル非常用設備設計 3) 消火・水噴霧設備設計 受注者は、トンネル内に発生した火災の初期消火のための消火設備及び火災発生時の火勢を抑制するとともに、火災の拡大を防ぐための水噴霧設備について、配置計画を行い、それに基づく、管路系統と管径の計画及び流量計算結果を整理のうえ、機器の選定と仕様、取付方法、配置図及び配線図の作成、配管方式、管材料の選定を行い、合理的な消火・水噴霧設備設計を行うものとする。<u>なお、消火用水が必要な場合は、用水の確保について検討しておくものとする。</u></p> <p>(中略)</p>	<p>第7章 トンネル設計</p> <p>(中略)</p> <p>第6704条 山岳トンネル詳細設計</p> <p>1. 業務目的 山岳トンネル詳細設計は、予備設計で決定されたトンネル構造について設計図書に示される条件、関連道路設計、トンネル設備予備設計及び地質調査資料等、既存の関連資料を基に、トンネルの工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容 (中略)</p> <p>(9) 舗装工設計 受注者は、設計図書に示される交通量をもとに、排水性、照明効果、走行性、維持管理等を考慮し、トンネル内舗装の比較検討のうえ、舗装の種類・構成を決定し、設計するものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>第5節 トンネル設備設計</p> <p>第6714条 トンネル設備予備設計。 (中略)</p> <p>2. 業務内容 (中略)</p> <p>(7) トンネル非常用設備設計 3) 消火・水噴霧設備設計 受注者は、トンネル内に発生した火災の初期消火のための消火設備及び火災発生時の火勢を抑制するとともに、火災の拡大を防ぐための水噴霧設備について、配置計画を行い、それに基づく、管路系統と管径の計画及び流量計算結果を整理のうえ、機器の選定と仕様、取付方法、配置図及び配線図の作成、配管方式、管材料の選定を行い、合理的な消火・水噴霧設備設計を行うものとする。</p> <p>(中略)</p>	

改 定	現 行	備 考
-----	-----	-----

第6節 成果物

第6716条 成果物

受注者は、表6.7.1～表6.7.10に示す成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い、納品するものとする。

表6.7.1 山岳トンネル予備設計成果物一覧表

設計種別	設計項目	<u>成果物</u>	縮 尺	摘 要
------	------	------------	-----	-----

(中略)

第6節 成果品

第6716条 成果品

受注者は、表6.7.1～表6.7.10に示す成果品を作成し、第1116条成果物の提出に従い、納品するものとする。

表6.7.1 山岳トンネル予備設計成果品一覧表

設計種別	設計項目	<u>成果品項目</u>	縮 尺	摘 要
山岳トンネル予備設計	設計図	位置図	1:2500～1:50000	市販地図等
		平面図	1:1000	
		縦断面図	V=1:200, H=1:1000 または V=1:100, H=1:500	
		地質平面・縦断面図	V=1:200, H=1:1000 または V=1:100, H=1:500	着色
		トンネル標準断面図	1:50	
		坑門工一般図	1:50～1:500	
		その他参考図	適宜	
	概算工事費	数量計算書	—	概略
		概算工事費	—	
	報 告 書	設計概要書	—	
検討書		—		
概略施工設備計画書		—		
その他参考資料等		—		

改 定	現 行	備 考
-----	-----	-----

表 6.7.2 山岳トンネル詳細設計成果物一覧表

設計種別	設計項目	<u>成果物</u>	縮 尺	摘 要
------	------	------------	-----	-----

(中略)

表 6.7.2 山岳トンネル詳細設計成果品一覧表

設計種別	設計項目	<u>成果品項目</u>	縮 尺	摘 要
山岳トンネル詳細設計	設計図	位置図	1:25000~1:50000	市販地図等
		平面図	1:1000	
		縦断面図	V=1:200 H=1:1000 または V=1:100 H=1:500	
		地質平面・縦断面図	V=1:200 H=1:1000 または V=1:100 H=1:500	着色
		トンネル標準断面図	1:50	
		支保工詳細図	適宜	
		本体工補強鉄筋図	1:50~1:100	
		坑門工一般図	1:50~1:500	概略
		坑門工構造詳細図	適宜	
		排水系統図	1:500 または 1:1000	
		排水工詳細図	適宜	
		防水工等図	適宜	
		舗装工詳細図	適宜	
		非常用施設割付図	適宜	
	非常用施設箱抜詳細図	適宜		
	その他参考図等	適宜		
	数量計算	数量計算書	—	
	報告書	設計概要書	—	
検討書		—		
設計計算書		—		
施工設備計画書		—		
工事中の計測計画書		—		
	その他参考資料等	—		

改 定	現 行	備 考
-----	-----	-----

表 6.7.3 シールドトンネル予備設計 成果物 一覧表

設計種別	設計項目	<u>成果物</u>	縮 尺	摘 要
------	------	------------	-----	-----

(中略)

表 6.7.3 シールドトンネル予備設計 成果品 一覧表

設計種別	設計項目	<u>成果品項目</u>	縮 尺	摘 要
シールドトンネル予備設計	設計図	位置図	1:25000~1:50000	市販地図等
		全体一般図	1:2500	
		標準断面図	適宜	
		セグメント構造一般図	1:20	
		その他参考図等	適宜	
	概算工事費	数量計算書	—	
		概算工事費	—	
	報告書	設計概要書	—	概略
		検討書	—	
		設計計算書	—	
概略施工設備計画書		—		
その他参考資料等		—		



改 定	現 行	備 考
-----	-----	-----

表 6.7.4 シールドトンネル詳細設計 成果物 一覧表

設計種別	設計項目	<u>成果物</u>	縮 尺	摘 要
------	------	------------	-----	-----

(中略)

表 6.7.4 シールドトンネル詳細設計 成果品 一覧表

設計種別	設計項目	<u>成果品項目</u>	縮 尺	摘 要
シールドトンネル詳細設計	設計図	位置図	1:25000~1:50000	市販地図等
		全体一般図	1:2500	
		道路線形図	1:2500	
		標準横断面図	1:100	着色
		地質・土質縦断面図	V=1:200 H=1:1000 または V=1:100 H=1:500	着色
		標準断面図	適宜	
		排水系統図	1:500 または 1:1000	
		セグメント配置図	適宜	概略
		セグメント構造一般図	1:20	
		セグメント配筋図	1:10	
		二次覆工配筋図	1:50	
		排水工詳細図	適宜	
		舗装工詳細図	適宜	
		構造物詳細図	適宜	
	仮設工詳細図	適宜		
その他参考図等	適宜			
数量計算	数量計算書	—		
報告書	設計概要書	—		
	検討書	—		
	設計計算書	—		
	施工設備計画書	—		
	その他参考資料等	—		

改 定	現 行	備 考
-----	-----	-----

表 6.7.5 立坑予備設計成果物一覧表

設計種別	設計項目	<u>成果物</u>	縮 尺	摘 要
------	------	------------	-----	-----

(中略)

表 6.7.5 立坑予備設計成果品一覧表

設計種別	設計項目	<u>成果品項目</u>	縮 尺	摘 要
立坑予備設計	設計図	位置図	1:25000	市販地図等
		全体一般図	1:200~1:500	
		構造一般図	1:50~1:100	
		仮設構造物一般図	適宜	
		主鉄筋配筋図	1:50~1:100	
		その他参考図等	適宜	
	数量計算	数量計算書	—	
		概算工事費		
	報告書	設計概要書	—	
		検討書	—	
		設計計算書	—	
		概略施工設備計画書	—	
		その他参考資料等	—	

改 定	現 行	備 考
-----	-----	-----

表 6.7.5 立坑予備設計成果物一覧表

設計種別	設計項目	<u>成果物</u>	縮 尺	摘 要
------	------	------------	-----	-----

(中略)

表 6.7.6 立坑詳細設計成果物一覧表

設計種別	設計項目	<u>成果物</u>	縮 尺	摘 要
------	------	------------	-----	-----

(中略)

表 6.7.5 立坑予備設計成果品一覧表

設計種別	設計項目	<u>成果品項目</u>	縮 尺	摘 要
立坑予備設計	設計図	位置図	1:25000	市販地図等
		全体一般図	1:200~1:500	
		構造一般図	1:50~1:100	
		仮設構造物一般図	適宜	
		主鉄筋配筋図	1:50~1:100	
		その他参考図等	適宜	
	数量計算	数量計算書	—	
		概算工事費		
	報告書	設計概要書	—	
		検討書	—	
		設計計算書	—	
		概略施工設備計画書	—	
その他参考資料等		—		

表 6.7.6 立坑詳細設計成果品一覧表

設計種別	設計項目	<u>成果品項目</u>	縮 尺	摘 要
立坑詳細設計	設計図	位置図	1:25000	市販地図等
		全体一般図	1:200~1:500	
		構造一般図	1:50~1:100	
		構造詳細図	適宜	
		仮設構造物一般図	適宜	
		仮設構造物詳細図	適宜	
		その他参考図等	適宜	
	数量計算	数量計算書	—	
	報告書	設計概要書	—	
		座標計算書	—	
		検討書	—	
		設計計算書	—	
		施工計画書	—	
		施工設備計画書		
その他参考資料等				

改 定	現 行	備 考
-----	-----	-----

表 6.7.7 開削トンネル予備設計成果物一覧表

設計種別	設計項目	<u>成果物</u>	縮 尺	摘 要
------	------	------------	-----	-----

(中略)

表 6.7.8 開削トンネル詳細設計成果物一覧表

設計種別	設計項目	<u>成果物</u>	縮 尺	摘 要
------	------	------------	-----	-----

(中略)

表 6.7.7 開削トンネル予備設計成果品一覧表

設計種別	設計項目	<u>成果品項目</u>	縮 尺	摘 要
開削トンネル予備設計	設計図	位置図	1:25000~1:50000	市販地図等
		一般図	1:200~1:500	
		標準断面図	1:100	
		仮設計画図	1:200~1:500	
		交通処理基本計画図	適宜	
		その他参考図等	適宜	
	概算工事費	数量計算書	—	
		概算工事費		
	報告書	設計概要書	—	
		検討書	—	
		設計計算書	—	
		概略施工設備計画書	—	
その他参考資料等		—		

表 6.7.8 開削トンネル詳細設計成果品一覧表

設計種別	設計項目	<u>成果品項目</u>	縮 尺	摘 要
開削トンネル詳細設計	設計図	位置図	1:25000~1:50000	市販地図等
		一般図	1:200~1:500	
		線形図	1:2500	
		トンネル標準断面図	1:100	
		構造一般図	1:50~1:200	
		構造詳細図	1:20~1:100	
		仮設工一般図	1:50~1:500	
		仮設工詳細図	適宜	
	その他参考図等	適宜		
	数量計算	数量計算書	—	
	報告書	設計概要書	—	
		検討書	—	
		設計計算書	—	
		座標計算書	—	
施工設備計画書		—		
その他参考資料等	—			

改 定	現 行	備 考
-----	-----	-----

表 6.7.9 トンネル設備予備設計成果物一覧表

設計種別	設計項目	<u>成果物</u>	縮 尺	摘 要
------	------	------------	-----	-----

(中略)

表 6.7.9 トンネル設備予備設計成果品一覧表

設計種別	設計項目	<u>成果品項目</u>	縮 尺	摘 要
トンネル設備予備設計	設計図	トンネル位置図	1:25000~1:50000	市販地図等
		システム系統図	適宜	
		機器配置図 換気所・ポンプ室 集じん室	適宜	
		坑口廻り 機器配置配線図	適宜	
		機器割付図	適宜	非常用
		機器据付図	適宜	
		配線系統図	適宜	
		制御系統図	適宜	
		単線結線図	適宜	受配電
		貯水槽計画図	適宜	非常用排水
		その他参考図等	適宜	
	概算工事費	数量計算書	—	
		概算工事費		
報 告 書	設計概要書	—		
	検討書	—		
	設計計算書	—		
	その他参考資料等	—		

改 定	現 行	備 考
-----	-----	-----

表 6.7.10 トンネル設備詳細設計成果物一覧表

設計種別	設計項目	<u>成果物</u>	縮 尺	摘 要
------	------	------------	-----	-----

(中略)

表 6.7.10 トンネル設備詳細設計成果品一覧表

設計種別	設計項目	<u>成果品項目</u>	縮 尺	摘 要
ト ン ネ ル 設 備 詳 細 設 計	設計図	トンネル位置図	1:25000~1:50000	市販地図等
		システム系統図	適宜	
		機器配置図 換気所・ポンプ室 集じん室	適宜	
		坑口廻り 機器配置配線図	適宜	
		機器割付図	適宜	非常用
		機器据付図	適宜	
		機器外形寸法図	適宜	換気
		機器組立断面図	適宜	
		配線系統図	適宜	
		機器配線図	適宜	
		制御系統図	適宜	
		盤類参考図	適宜	
		単線結線図	適宜	受配電
		緩和照明曲線図	適宜	照明
		水噴霧枝管敷設図	適宜	非常用
		排水本管敷設図	適宜	非常用
		電線・ハットホル敷設図	適宜	
		貯水槽計画図	適宜	非常用排水
	その他参考図等	適宜		
	数量計算	数量計算書	—	
報 告 書	設計概要書	—		
	設計計算書	—		
	検討書	—		
	その他参考資料等	—		

改 定	現 行	備 考
<p>(中略)</p> <p>(13) 仮橋設計 受注者は、設計図書に基づき、仮橋の設計を行うものとする。<u>なお仮橋、仮栈橋の詳細設計は、設計計画、設計計算、設計図、数量計算、照査、報告書作成の業務内容を行うものである。</u></p> <p>(中略)</p> <p><u>2) 予備設計報告書に基づく補強工法決定の経緯</u> <u>3) 補強工の解析手法、構造各部の検討内容及び問題点、特に考慮した項目</u> <u>4) 補強工主要断面寸法等設計計算の主要結果</u></p> <p>(中略)</p>	<p>第8章 橋梁設計</p> <p>(中略)</p> <p>第6804条 橋梁詳細設計</p> <p>1. 業務目的 橋梁詳細設計は、予備設計で決定された橋梁形式について、設計図書、既存の関連資料及び予備設計で検討された設計条件に基づき、工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(中略)</p> <p>(13) 仮橋設計 受注者は、設計図書に基づき、仮橋の設計を行うものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>第6810条 橋梁補強詳細設計</p> <p>1. 業務目的 橋梁補強詳細設計は、予備設計で決定された補強工法について、設計図書、既存の関連資料及び比較設計で検討された設計条件に基づき、工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(中略)</p> <p>(15) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、下記の事項について解説し取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。</p> <p>1) 設計条件 <u>2) 補強工法選定理由（構造特性、施工性、経済性、維持管理、環境の要件の解説）</u> <u>3) 上部工の解析手法、構造各部の検討内容及び問題点、特に考慮した項目</u> <u>4) 主桁主要断面寸法、下部工躯体及び基礎寸法等設計計算の主要結果</u></p> <p>(中略)</p>	

改 定	現 行	備 考																																																																					
<p>第5節 <a href="#">成果物</a></p> <p>第6811条 <a href="#">成果物</a></p> <p>受注者は、表6.8.1～表6.8.3に示す<a href="#">成果物</a>を作成し、第1117条成果物の提出に従い、納品するものとする。</p> <p style="text-align: center;">表6.8.1 橋梁設計<a href="#">成果物</a>一覧表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">設計種別</th> <th style="width: 20%;">設計項目</th> <th style="width: 20%;"><a href="#">成果物</a></th> <th style="width: 10%;">縮 尺</th> <th style="width: 30%;">摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">(中略)</td> </tr> </tbody> </table>	設計種別	設計項目	<a href="#">成果物</a>	縮 尺	摘 要	(中略)					<p>第5節 <a href="#">成果品</a></p> <p>第6811条 <a href="#">成果品</a></p> <p>受注者は、表6.8.1～表6.8.3に示す<a href="#">成果品</a>を作成し、第1116条成果物の提出に従い、納品するものとする。</p> <p style="text-align: center;">表6.8.1 橋梁設計<a href="#">成果品</a>一覧表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">設計種別</th> <th style="width: 15%;">設計項目</th> <th style="width: 20%;"><a href="#">成果品項目</a></th> <th style="width: 10%;">縮 尺</th> <th style="width: 45%;">摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6" style="text-align: center; vertical-align: middle;">橋梁予備設計</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">設計図</td> <td>橋梁位置図</td> <td>1:25000</td> <td>市販地図等</td> </tr> <tr> <td>一般図</td> <td>1:50～1:500</td> <td></td> </tr> <tr> <td>比較一覧表</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">概算工事費</td> <td>数量計算書</td> <td>—</td> <td>概略</td> </tr> <tr> <td>概算工事費</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">報 告 書</td> <td>設計概要書</td> <td>—</td> <td>比較検討書等</td> </tr> <tr> <td>概略設計計算書</td> <td>—</td> <td>応力及び安定計算</td> </tr> <tr> <td>その他参考資料等</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="8" style="text-align: center; vertical-align: middle;">橋梁予備設計</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">設計図</td> <td>橋梁位置図</td> <td>1:2500～1:50000</td> <td>市販地図等</td> </tr> <tr> <td>一般図</td> <td>1:50～1:500</td> <td>橋種・設計条件・地質図 ホールリンク位置等を記入</td> </tr> <tr> <td>線形図</td> <td>適宜</td> <td>平面・縦断・座標</td> </tr> <tr> <td>構造一般図</td> <td>1:50～1:500</td> <td></td> </tr> <tr> <td>上部工構造詳細図</td> <td>1:20～1:100</td> <td>主桁・横桁・対傾構・主構・床組・床版・支承・伸縮装置・排水装置・高欄防護柵・遮音壁・検査路等・製作キャンパ-図・PC鋼材緊張順序等施工要領</td> </tr> <tr> <td>下部工構造詳細図</td> <td>1:20～1:100</td> <td>橋台・橋脚等</td> </tr> <tr> <td>基礎工構造詳細図</td> <td>1:20～1:100</td> <td>杭・ウィル・ケ-ツ等</td> </tr> <tr> <td>仮設工詳細図</td> <td>適宜</td> <td>仮締切・土留・仮橋等</td> </tr> </tbody> </table>	設計種別	設計項目	<a href="#">成果品項目</a>	縮 尺	摘 要	橋梁予備設計	設計図	橋梁位置図	1:25000	市販地図等	一般図	1:50～1:500		比較一覧表	—		概算工事費	数量計算書	—	概略	概算工事費	—		報 告 書	設計概要書	—	比較検討書等	概略設計計算書	—	応力及び安定計算	その他参考資料等	—		橋梁予備設計	設計図	橋梁位置図	1:2500～1:50000	市販地図等	一般図	1:50～1:500	橋種・設計条件・地質図 ホールリンク位置等を記入	線形図	適宜	平面・縦断・座標	構造一般図	1:50～1:500		上部工構造詳細図	1:20～1:100	主桁・横桁・対傾構・主構・床組・床版・支承・伸縮装置・排水装置・高欄防護柵・遮音壁・検査路等・製作キャンパ-図・PC鋼材緊張順序等施工要領	下部工構造詳細図	1:20～1:100	橋台・橋脚等	基礎工構造詳細図	1:20～1:100	杭・ウィル・ケ-ツ等	仮設工詳細図	適宜	仮締切・土留・仮橋等	
設計種別	設計項目	<a href="#">成果物</a>	縮 尺	摘 要																																																																			
(中略)																																																																							
設計種別	設計項目	<a href="#">成果品項目</a>	縮 尺	摘 要																																																																			
橋梁予備設計	設計図	橋梁位置図	1:25000	市販地図等																																																																			
		一般図	1:50～1:500																																																																				
		比較一覧表	—																																																																				
	概算工事費	数量計算書	—	概略																																																																			
		概算工事費	—																																																																				
	報 告 書	設計概要書	—	比較検討書等																																																																			
概略設計計算書		—	応力及び安定計算																																																																				
その他参考資料等		—																																																																					
橋梁予備設計	設計図	橋梁位置図	1:2500～1:50000	市販地図等																																																																			
		一般図	1:50～1:500	橋種・設計条件・地質図 ホールリンク位置等を記入																																																																			
		線形図	適宜	平面・縦断・座標																																																																			
	構造一般図	1:50～1:500																																																																					
	上部工構造詳細図	1:20～1:100	主桁・横桁・対傾構・主構・床組・床版・支承・伸縮装置・排水装置・高欄防護柵・遮音壁・検査路等・製作キャンパ-図・PC鋼材緊張順序等施工要領																																																																				
	下部工構造詳細図	1:20～1:100	橋台・橋脚等																																																																				
	基礎工構造詳細図	1:20～1:100	杭・ウィル・ケ-ツ等																																																																				
	仮設工詳細図	適宜	仮締切・土留・仮橋等																																																																				



改 定	現 行				備 考
(中略)		数量計算	数量計算書	—	材料表・塗装面積 溶接延長等
		報 告 書	設計概要書	—	
			設計計算書	—	
			線形計算書	—	
			施工計画書	—	施工方法・特記事項等
			その他参考資料等	—	検討書

改 定	現 行	備 考
-----	-----	-----

表 6.8.2 橋梁拡幅設計成果物一覧表

設計種別	設計項目	<u>成果物</u>	縮 尺	摘 要
------	------	------------	-----	-----

(中略)

表 6.8.2 橋梁拡幅設計成果品一覧表

設計種別	設計項目	<u>成果品項目</u>	縮 尺	摘 要
橋梁拡幅予備設計	設計図	橋梁位置図	1:25000~1:50000	市販地図等
		一般図	1:50~1:500	
		比較一覧表	—	
	概算工事費	数量計算書	—	概略
		概算工事費	—	
	報告書	設計概要書	—	比較検討書等
概略設計計算書		—	応力及び安定計算	
その他参考資料等		—		
橋梁拡幅詳細設計	設計図	橋梁位置図	1:2500~1:50000	市販地図等
		一般図	1:50~1:500	橋種・設計条件・地質図 ボアリング位置等を記入
		線形図	適宜	平面・縦断・座標
		構造一般図	1:50~1:500	
		上部工構造詳細図	1:20~1:100	主桁・横桁・対傾構・主構・床組・床版・支承・伸縮装置・排水装置・高欄防護柵・遮音壁・検査路等・製作キャンパ―図・PC鋼材緊張順序等施工要領
		下部工構造詳細図	1:20~1:100	橋台・橋脚等
		基礎工構造詳細図	1:20~1:100	杭・ウィル・ケソン等
	仮設工詳細図	適宜	仮締切・土留・仮橋等	
	数量計算	数量計算書		材料表・塗装面積 溶接延長等
	報告書	設計概要書	—	
		設計計算書	—	
		線形計算書	—	
		施工計画書	—	施工方法・特記事項等
		その他参考資料等	—	検討書

改 定	現 行	備 考
-----	-----	-----

表 6.8.3 橋梁補強設計成果物一覧表

設計種別	設計項目	<u>成果物</u>	縮 尺	摘 要
------	------	------------	-----	-----

(中略)

表 6.8.3 橋梁補強設計成果品一覧表

設計種別	設計項目	<u>成果品項目</u>	縮 尺	摘 要
橋梁補強予備設計	設計図	橋梁位置図	1:25000~1:50000	市販地図等
		一般図	1:50~1:500	
		比較一覧表	—	
	概算工事費	数量計算書	—	概略
		概算工事費	—	
	報告書	設計概要書	—	比較検討書等
概略設計計算書		—	応力及び安定計算	
その他参考資料等		—		
橋梁補強詳細設計	設計図	橋梁位置図	1:2500~1:50000	市販地図等
		一般図	1:50~1:500	橋種・設計条件・地質図 ボアリング位置等を記入
		線形図	適宜	平面・縦断・座標、適宜
		構造一般図	1:50~1:500	
		上部工構造詳細図	1:20~1:100	主桁・横桁・増桁対傾構・主構・床組・床版補強・桁連結・PC鋼材緊張順序等施工要領
		下部工構造詳細図	1:20~1:100	杓座拡幅・橋脚巻立
		基礎工構造詳細図	1:20~1:100	橋台・橋脚基礎補強
		仮設工詳細図	適宜	仮締切・土留・仮橋等
	数量計算	数量計算書		材料表・塗装面積 溶接延長等
	報告書	設計概要書	—	
		設計計算書	—	
		線形計算書	—	適宜
		施工計画書	—	施工方法・特記事項等
その他参考資料等		—	検討書	

改 定	現 行	備 考
<p><u>第9章 道路施設点検</u></p> <p><u>第1節 道路施設点検の種類</u></p> <p><u>第6901条 道路施設点検の種類</u> 道路施設点検の種類は以下のとおりとする。</p> <p><u>(1) 道路防災カルテ点検</u></p> <p><u>(2) 橋梁定期点検</u></p> <p><u>第2節 道路防災カルテ点検</u></p> <p><u>第6902条 道路防災カルテ点検</u></p> <p><u>1. 業務目的</u> 道路防災カルテ点検は、発注者より貸与される道路防災カルテを用いて、設計図書に基づいた条件で、防災カルテを用いた点検及び防災カルテの修正を行うことを目的とする。</p> <p><u>2. 業務内容</u></p> <p><u>(1) 計画準備</u> 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1111条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</p> <p><u>(2) 防災カルテを用いた点検</u> 受注者は、「防災カルテ作成・運用要領」に定められた内容に従って、設計図書に示されたカルテ箇所の点検を実施すること。</p> <p><u>(3) 防災カルテ修正</u> 受注者は、防災カルテ点検結果を「防災カルテ作成・運用要領」に基づき修正すること。なお、修正方法については、事前に調査職員と協議のうえ承諾を得ること。</p> <p><u>(4) 報告書作成</u> 受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p>	<p><u>(新設)</u></p>	

改 定	現 行	備 考
<p>第3節 橋梁定期点検</p> <p>橋梁定期点検は、「橋梁定期点検要領(案)」(以下「定期点検要領」という。)及び「橋梁における第三者被害予防措置要領(案)」(以下「第三者要領」という。)に基づき実施する定期点検に適用する。</p> <p>第6903条 橋梁定期点検</p> <p>1. 業務目的</p> <p>橋梁定期点検は、安全で円滑な交通の確保、沿道や第三者への被害の防止を図るための橋梁に係る維持管理を効率的に行うために必要な基礎資料を得ることを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>橋梁定期点検の業務内容は下記のとおりとする。</p> <p>(1) 計画準備</p> <p>1) 業務計画書</p> <p>受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項及び次に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</p> <p>① 安全管理計画</p> <p>2) 実施計画書</p> <p>受注者は、現地踏査による調査記録を含め作業上必要な資料収集をしたうえで実施計画書を橋梁毎に作成し、調査職員に提出するものとする。実施計画書には次の事項を記載するものとする。</p> <p>①業務内容</p> <p>②対象橋梁位置図</p> <p>③現地踏査の調査記録</p> <p>④業務実施方針</p> <p>⑤実施体制</p> <p>⑥実施工程表</p> <p>⑦仮設備計画</p> <p>⑧使用建設機械</p> <p>⑨安全管理計画(交通規制含む)</p> <p>⑩環境対策</p> <p>実施体制については、橋梁点検員・点検補助員等からなる適切な点検作業班を編成するものとする。</p> <p>3) 部材番号図等の整備</p> <p>受注者は、関連資料の収集及び点検時に必要となる部材番号図等の作成及び修正を行うものとする。</p>	<p><u>(新設)</u></p>	

改 定	現 行	備 考
<p><u>(2) 現地踏査</u></p> <p><u>1) 現地踏査の内容</u>            受注者は、橋梁定期点検に先立ち点検対象橋梁における、橋梁の損傷（劣化等）程度を把握するほか、<u>現地の交通状況、点検に伴う交通規制の方法等について現地の状況を調査記録するものとする。なお、架橋位置の地形・交通状況・交差物件・障害物等により点検時に接近が困難なことなどが予想される場合や、橋梁の状況（排水樹あるいは支承周辺の土砂詰まり等）により点検作業等に支障がある場合には、調査職員と協議するものとする。</u></p> <p><u>2) 緊急対応が必要な場合の報告</u>            受注者は、<u>現地踏査時に緊急対応が必要と判断される損傷等を発見した場合は、直ちに調査職員に報告するものとする。</u></p> <p><u>(3) 橋梁点検員</u>            受注者は、<u>業務の実施にあたって橋梁点検員を定め調査職員に提出するものとする。なお、橋梁点検員は、橋梁に関して十分な知識と実務経験などを有するものとする。</u></p> <p><u>(4) 定期点検</u>            受注者は、<u>次の項目について点検及び資料の作成を行うものとする。</u></p> <p><u>1) 近接目視点検</u>            点検は近接目視を原則とし、<u>必要に応じて橋梁点検車又はリフト車等の近接手段を用いて点検を行うものとする。また、必要に応じて機械・器具を用いる場合は、それらの機器及び使用範囲等について調査職員と協議するものとする。</u></p> <p><u>2) 損傷程度の評価</u>            点検対象橋梁について、<u>定期点検要領に基づき、損傷程度の評価を行う。</u></p> <p><u>3) 定期点検結果の記録</u>            定期点検結果をもとに、<u>定期点検要領に定める点検調書を作成するものとする。</u></p> <p><u>4) 緊急対応が必要な場合の報告</u>            点検時に緊急対応が必要と判断される損傷を発見した場合は、<u>直ちに調査職員に報告するものとする。</u></p> <p><u>(5) 第三者被害予防措置</u>            受注者は、<u>次の項目について点検・措置及び資料の作成を行うものとする。</u></p> <p><u>1) 打音検査及び第三者被害予防措置</u>            打音検査は所定の点検ハンマでコンクリート表面を叩いてその打音から損傷の有無を推定する。<u>打音検査で、濁音が認められた箇所には、チョークでマーキングを行う。また、マーキングされたうき・剥離箇所に対して、所定の石刃ハンマでできる限り、その部分のコンクリートを叩き落とすものとする。なお、うき、はく離の範囲が広い場合やPC桁等叩き落とすことによって構造の安全性が損なわれるおそれのある場合は、調査職員と協議するものとする。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>	

改 定	現 行	備 考
<p><u>2) 遠望目視及び非破壊検査</u>  <u>1次スクリーニングで「遠望目視及び非破壊検査(赤外線サーモグラフィ法)」を採用する場合は、調査職員と協議するものとする。</u>  <u>3) 第三者被害予防措置結果の記録</u>  <u>第三者被害予防措置結果をもとに、第三者要領に定める点検調書を作成するものとする。</u>  <u>4) その他</u>  <u>予防措置時に緊急対応が必要と判断される損傷が発見された場合は、直ちに調査職員に報告するものとする。</u>  <u>(6) 関係機関との協議資料作成</u>  <u>受注者は、関係機関との協議用資料・説明用資料を作成するものとする。</u>  <u>(7) 報告書作成</u>  <u>受注者は、業務の成果として、第1201条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、橋梁定期点検結果等においては定期点検・カルテ入力システムに入力することにより、データ作成を行うものとする。</u></p> <p><u>第4節 成果物</u></p> <p><u>第6904条</u>  <u>受注者は、次の各号について成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い、2部提出するものとする。</u></p> <p><u>(1) 道路防災カルテ点検</u>  <u>点検実施結果を反映させた防災カルテ及び特記仕様書によるものとする。</u></p> <p><u>(2) 橋梁定期点検</u>  <u>定期点検及び第三者被害予防措置における点検調書及び特記仕様書によるものとする。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>	